

ご あ い さ つ

人口減少や少子高齢化の進行、災害の激甚化や新たな感染症の脅威など、本県を取り巻く環境は複雑さを増しています。

本県では、こうした社会状況の変化などを踏まえ、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」に基づき、県民の命と暮らしを守るとともに、海と緑に囲まれた自然環境や優れた都市機能を生かし、豊かな県民生活を実現できる「千葉の未来」に向けて取り組んでいるところです。

今後も、地域の健康福祉分野を始め、様々な分野で御活躍されている方々、住民の皆様とともに、全ての県民が自身のライフスタイルを実現し、生きる価値、働く価値を感じられる「『まち』『海・緑』『ひと』がきらめく千葉の実現」に、全力で取り組んでまいります。

この「ちば健康福祉ブック」は、健康福祉に関する県の制度を中心に、市町村や民間団体で実施している各種サービスや施設等も含め、関係者はもとより、広く県民の方に健康福祉に関する情報を御案内するため、3年ごとに発行しているものです。

また、本ブックは、千葉県のホームページ「健康福祉・情報の森」に掲載しており、ホームページでは、掲載内容を随時更新して、最新の情報を県民の皆様にお知らせしています。

県民の皆様が、本ブックを健康福祉情報や連携に関する案内役として、幅広く御活用いただければ幸いです。

令和4年11月

千葉県知事 熊谷俊人

はじめに

- 1 本書は、健康福祉の各分野に携わる方々の利便を図るため、健康福祉に関する県の制度を中心に各種サービス等について解説していますので、さらに詳しく知りたい方は、直接窓口にお尋ねください。
- 2 市町村によっては、独自の事業を実施したり、あるいは実施していないこともあり、掲載した内容と一部異なる場合があります。
- 3 県、及び市町村の担当課、電話番号などについては、できるだけ新しいものを掲載しましたが、編集時以降、変更がある場合もありますので、ご注意ください。
- 4 本文中の（福）は社会福祉法人、（公財）は公益財団法人、（一財）は一般財団法人、（公社）は公益社団法人、（一社）は一般社団法人、（任）は任意団体、（特）は特殊法人、（更）は更生保護法人、（NPO）は特定非営利活動法人の略です。
- 5 最後に、本書を作成するに当たり、資料の提供等について御協力をいただいた関係各方面の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年11月

千葉県健康福祉部

も く じ

1 相談窓口

総合相談窓口

保健所(健康福祉センター)・・・・・・・・・・	1
市町村保健センター・・・・・・・・・・	2
市福祉事務所・・・・・・・・・・	6
民生委員・児童委員・・・・・・・・・・	8
中核地域生活支援センター・・・・・・・・・・	9
千葉県後見支援センター・・・・・・・・・・	10
心配ごと相談所・・・・・・・・・・	10
いのちの電話・・・・・・・・・・	11
ひきこもり電話相談(千葉県ひきこもり地域支援センター)・・	11
千葉県運営適正化委員会・・・・・・・・・・	11

高齢者の相談

介護保険の相談・・・・・・・・・・	12
地域包括支援センター・・・・・・・・・・	14
在宅介護支援センター・・・・・・・・・・	15
高齢者電話相談・・・・・・・・・・	15
認知症専門医療相談・・・・・・・・・・	15
ちば認知症相談コールセンター・・・・・・・・・・	16
千葉県若年性認知症専用相談窓口・・・・・・・・・・	17
介護とこころの相談(千葉県福祉ふれあいプラザ)・・	17
福祉用具相談(千葉県福祉ふれあいプラザ)・・	17
住まいの相談(千葉県福祉ふれあいプラザ)・・	18

障害者(児)の相談

中央障害者相談センター・東葛飾障害者相談センター・・	18
千葉県発達障害者支援センター・・・・・・・・・・	18
千葉県医療的ケア児等支援センター(通称:ほらりす)・・	19
高次脳機能障害支援拠点機関・・・・・・・・・・	19
障害者人権110番・・・・・・・・・・	20
障害のある人もない人も共に暮らしやすい 千葉県づくり条例に係る相談窓口・・・・・・・・・・	20
障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律に係る相談窓口・・・・・・・・・・	21
精神保健福祉相談・・・・・・・・・・	23
市町村障害者虐待防止センター・・・・・・・・・・	24
都道府県障害者権利擁護センター・・・・・・・・・・	26

子どもの相談

こども急病電話相談・・・・・・・・・・	26
児童相談所・・・・・・・・・・	26
家庭児童相談室及び家庭相談員・・・・・・・・・・	28
児童委員及び主任児童委員・・・・・・・・・・	28
母子保健推進員(保健推進員)・・・・・・・・・・	29
児童家庭支援センター・・・・・・・・・・	29
子ども家庭110番・・・・・・・・・・	30
千葉県警察少年センター(ヤング・テレホン)・・	31
千葉県総合教育センター・・・・・・・・・・	31
千葉県子どもと親のサポートセンター・・	32

ひとり親家庭の相談

母子・父子自立支援員・・・・・・・・・・	33
----------------------	----

女性と男性の相談

婦人相談員・・・・・・・・・・	33
にんしんSOSちば・・・・・・・・・・	33
一人ひとりに応じた健康支援・・・・・・・・・・	34
女性サポートセンター・・・・・・・・・・	34
女性のための総合相談・・・・・・・・・・	35
男性のための総合相談・・・・・・・・・・	35

医療保険・年金の相談

社会保険制度相談窓口一覧・・・・・・・・・・	36
年金相談窓口・・・・・・・・・・	37
年金事務所・・・・・・・・・・	37
街角の年金相談センター・・・・・・・・・・	39

健康・医療の相談

難病相談・・・・・・・・・・	40
難病相談支援センター・・・・・・・・・・	40
エイズ相談・・・・・・・・・・	41
がんに関する相談・・・・・・・・・・	41
石綿(アスベスト)健康相談・・・・・・・・・・	42
アイバンク登録関係相談・・・・・・・・・・	43
臓器移植関係相談・・・・・・・・・・	43
骨髄バンクドナー登録関係相談・・・・・・・・・・	43
アレルギー相談センター・・・・・・・・・・	43
不妊・不育専門相談センター・・・・・・・・・・	43
国民健康保険医療給付等相談・・・・・・・・・・	44
介護保険の相談・・・・・・・・・・	44
医療相談・・・・・・・・・・	44
救急安心電話相談・・・・・・・・・・	45
薬の相談(薬事アドバイザー)・・・・・・・・・・	45
食品等に関する相談・・・・・・・・・・	45
住居衛生相談・・・・・・・・・・	46

その他の相談

人権相談・・・・・・・・・・	46
人権擁護委員・・・・・・・・・・	47
戦没者遺族相談員・・・・・・・・・・	47
戦傷病者相談員・・・・・・・・・・	47
ハローワーク等の職業紹介施設・・・・・・・・・・	48
千葉県労働相談センター・・・・・・・・・・	51
千葉県ジョブサポートセンター・・・・・・・・・・	52
動物(ペット)に関する相談・・・・・・・・・・	52
千葉県消費者センター・・・・・・・・・・	53
公害苦情相談・・・・・・・・・・	55
交通事故相談所・・・・・・・・・・	57
犯罪被害者等の方々への支援・・・・・・・・・・	57

住まい情報プラザ・・・・・・・・・・・・・・・・	58	高齢者のための施設	
無料低額診療施設・・・・・・・・・・・・・・・・	60	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)・・・	86
生活困窮者の相談(生活困窮者自立支援制度)・・・	62	介護老人保健施設・・・・・・・・・・・・・・・・	86
旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口・・・	65	養護老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・	86
日本司法支援センター(法テラス)・・・・・・・・	66	軽費老人ホーム(ケアハウス・A型)・・・・・・・・	87
2 地域福祉		有料老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・	87
市町村社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・	67	盲養護老人ホーム猿田の丘なでしこ・・・・・・・・	88
千葉県社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・	67	サービス付き高齢者向け住宅・・・・・・・・	88
地域福祉センター・・・・・・・・・・・・	68	高齢者のための予防接種	
情報公表と第三者評価		定期予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・	89
介護サービスの情報公表・・・・・・・・・・・・	71	6 障害者(児)の健康福祉	
福祉サービス第三者評価・・・・・・・・・・・・	71	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく	
社会的養護関係施設の第三者評価・・・・・・・・	72	障害福祉サービスの仕組み	
地域密着型サービス外部評価・・・・・・・・	72	障害福祉サービス(自立支援給付)・・・・・・・・	90
3 健康づくり		地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	95
健康ちば21(第2次)・・・・・・・・・・・・	73	手帳の交付	
地域リハビリテーション広域支援センター等・・・	74	身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・	96
千葉県福祉ふれあいプラザ・・・・・・・・	75	療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・	97
特定健診・特定保健指導制度・・・・・・・・	75	精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・	97
健康増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・	76	障害者(児)の手当等	
がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・	77	特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・	99
4 災害対策		在宅重度知的障害者及びひねたきり	
災害救助活動・・・・・・・・・・・・・・・・	79	身体障害者福祉手当・・・・・・・・・・・・	99
災害弔慰金・災害障害見舞金・・・・・・・・	80	障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・	100
千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金・・・	80	特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・	101
災害援護資金の貸付け・・・・・・・・・・・・	80	心身障害者扶養年金・・・・・・・・・・・・	101
5 高齢者の健康福祉		障害者のための生活支援	
介護保険制度のしくみ		駐車禁止規制適用除外・・・・・・・・	102
制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	81	ちば障害者等用駐車区画利用証制度・・・・・・・・	103
介護支援専門員(ケアマネジャー)・・・	81	障害者のための生活支援(身体障害)	
介護サービス計画(ケアプラン)・・・・・・・・	82	身体障害者補助犬の育成・給付・・・・・・・・	104
低所得者に対する介護保険サービス利用者		手話通訳者の派遣・・・・・・・・・・・・	104
負担軽減対策事業・・・・・・・・・・・・	82	要約筆記者の派遣・・・・・・・・・・・・	104
高齢者のための生活支援		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・・・・	104
生活支援ハウス運営事業・・・・・・・・	83	盲ろう者向け生活訓練事業・・・・・・・・	105
高齢者の生きがいづくり		盲ろう者向け相談支援事業・・・・・・・・	105
老人クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・	83	重度障害者(児)居室等増改築・改造資金・・・	105
生涯大学校・・・・・・・・・・・・・・・・	84	日常生活用具給付等事業・・・・・・・・	106
老人福祉センター・・・・・・・・・・・・	84	障害者のための生活支援(知的障害)	
老人憩の家・・・・・・・・・・・・・・・・	85	障害者生活ホーム・・・・・・・・・・・・	106
シルバー人材センター・・・・・・・・	85	障害児等療育支援事業・・・・・・・・	106
明るい長寿社会づくり推進機構・・・・・・・・	85	心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業・・・	106

障害者のための医療・補装具

自立支援医療費（更生医療）の支給	107
補装具費の支給	107
重度心身障害者（児）医療費の助成	108
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	109
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	109

障害者のための生活訓練等

身体障害者生活行動訓練	110
音声機能障害者発声訓練	110
視覚障害者社会生活訓練教室開催	110
視覚障害者生活向上支援事業	111
オストメイト社会適応訓練	111
身体障害者の自動車運転免許	112

教育

千葉県総合教育センター	112
障害のある子どもたちの教育の場	113

障害者のための施設

障害者支援施設	118
福祉ホーム	118
千葉県立障害者施設の運営法人	119

障害者のための就業の場の確保

知的障害者の職親委託	119
千葉障害者就業支援キャリアセンター	120
障害者就業・生活支援センター	120

障害者のための文化・レクリエーション

点字県広報の発行	122
点字・音声即時情報ネットワーク	122
点字図書館	123
点字出版所	123
録音県広報の発行（声の広報紙）	123
字幕入り映像ライブラリーの設置	124
障害者スポーツ指導者の養成	124
千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	124

障害者を支援するためのボランティア等の養成

点訳奉仕員の養成	125
朗読奉仕員の養成	125
手話通訳者等の養成	125
要約筆記者の養成	126
盲ろう者向け通訳・介助員の養成	126

7 子どもの健康福祉

児童手当

児童手当	127
------	-----

保育が必要な子どもへの支援

保育所	127
その他の保育サービス	128
認定こども園	128
地域子育て支援拠点	128
ファミリー・サポート・センター	129
認可外保育施設	129

子どもの健康

子育て世代包括支援センター	130
母子健康手帳の交付	130
妊産婦、乳児の医療機関委託一般健康診査	130
先天性代謝異常等検査	131
産前・産後サポート事業、産後ケア事業	131
1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査	131
保健師等による相談指導	131
予防接種	132
母子医療の公費負担制度	134
小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	136
小児慢性特定疾病児童手帳の交付	136

子どもの健全育成

児童館（児童センター）	137
児童遊園	137
放課後児童健全育成事業	137

子どもの保護

助産施設	137
乳児院	138
児童養護施設	138
児童自立支援施設	139
里親	140

8 ひとり親家庭の健康福祉

ひとり親家庭のための支援

児童扶養手当	141
母子父子寡婦福祉資金	142
ひとり親家庭等医療費等助成	144
ひとり親家庭等日常生活支援事業	144
ひとり親家庭等生活向上事業	145
母子家庭の母等を優先とした離職者等再就職訓練事業	145
母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	145
就業支援講習会	145
養育費相談事業	146
面会交流支援事業	146
母子家庭等自立支援給付金等	146
JR通勤定期乗車券特別割引制度	147
母子生活支援施設	147

母子寡婦福祉会・・・・・・・・・・・・・・・・	147	戦傷病者等の妻に対する特別給付金・・・・・・・・	166
9 女性の健康福祉		普通恩給・・・・・・・・・・・・・・・・	166
婦人保護施設・・・・・・・・・・・・・・・・	148	普通扶助料・・・・・・・・・・・・・・・・	166
女性の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・	148	一時恩給（一時扶助料）・・・・・・・・	167
DV被害の支援・・・・・・・・・・・・・・・・	148	一時金（遺族に対する一時金）・・・・・・	167
10 生活保護		引揚者等に対する援護	
生活保護制度		引揚者特別交付金・・・・・・・・・・	167
制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	151	引揚者給付金・・・・・・・・・・	168
不服申立て・・・・・・・・・・・・・・・・	152	未帰還者調査・・・・・・・・・・	168
生活保護の基準		未帰還者に対する特別措置・・・・・・・・	168
生活扶助・・・・・・・・・・・・・・・・	152	未帰還者等の遺族援護・・・・・・・・	169
教育扶助・・・・・・・・・・・・・・・・	156	その他	
住宅扶助・・・・・・・・・・・・・・・・	156	軍歴証明・・・・・・・・・・・・・・・・	169
医療扶助・・・・・・・・・・・・・・・・	157	国庫債券の買上・・・・・・・・・・	169
介護扶助・・・・・・・・・・・・・・・・	157	国庫債券の担保貸付・・・・・・・・	170
出産扶助・・・・・・・・・・・・・・・・	157	恩給、遺族年金等担保融資・・・・・・・・	170
生業扶助・・・・・・・・・・・・・・・・	158	慰霊行事、栄典の授与・・・・・・・・	170
葬祭扶助・・・・・・・・・・・・・・・・	159	12 原子爆弾被爆者の健康福祉	
法外援護・・・・・・・・・・・・・・・・	159	原子爆弾被爆者の支援	
施設		被爆者健康手帳・・・・・・・・・・	172
救護施設・・・・・・・・・・・・・・・・	159	被爆者健康診断・・・・・・・・・・	172
減免措置等・・・・・・・・・・・・・・・・	160	被爆者の医療・・・・・・・・・・	172
11 戦傷病者・戦没者遺族等の健康福祉		介護保険等の助成・・・・・・・・・・	173
戦没者遺族等に対する各種給付金制度		被爆者の各種手当・・・・・・・・・・	173
遺族年金・・・・・・・・・・・・・・・・	161	被爆者の居住地変更・・・・・・・・	174
遺族給与金・・・・・・・・・・・・・・・・	161	被爆者の相談・・・・・・・・・・	174
弔慰金・・・・・・・・・・・・・・・・	161	13 中国残留邦人等の健康福祉	
特設年金・特設給与金・・・・・・・・	162	中国残留邦人等の支援	
公務扶助料・・・・・・・・・・・・・・・・	162	身元引受人・・・・・・・・・・	175
特別扶助料・・・・・・・・・・・・・・・・	162	自立支援通訳・・・・・・・・・・	175
傷病者遺族特別年金・・・・・・・・	163	千葉県中国帰国者自立研修センター・・	175
障害者遺族特別年金・・・・・・・・	163	地域生活支援プログラムの実施・・	176
障害者遺族特別給与金・・・・・・・・	163	支援給付費の支給・・・・・・・・	176
戦没者の父母等に対する特別給付金	163	配偶者支援金の支給・・・・・・・・	176
戦没者等の妻に対する特別給付金	163	支援・相談員の派遣・・・・・・・・	176
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	164	14 難病・感染症対策	
戦傷病者等に関する各種給付制度		難病対策	
傷病恩給・・・・・・・・・・・・・・・・	164	指定難病医療費助成事業及び特定疾患	
障害年金・・・・・・・・・・・・・・・・	165	治療研究事業・・・・・・・・・・	177
療養給付・・・・・・・・・・・・・・・・	165	千葉県在宅人工呼吸器使用患者支援事業	177
療養手当・・・・・・・・・・・・・・・・	165	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	178
戦傷病者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・	165	在宅難病患者一時入院事業・・	178
補装具・・・・・・・・・・・・・・・・	165	感染症対策	
JRの鉄道及び連絡船の無償扱い	166	結核対策事業・・・・・・・・・・	179

感染症予防事業	179
エイズ対策	179
肝炎対策	180

15 医療保険

国民健康保険

制度の概要	182
保険者	182
被保険者	182
退職被保険者	183
保険料(税)	183
療養の給付(現物給付)	184
現金給付	185
第三者行為(交通事故等)と保険給付	189
保健事業	189

後期高齢者医療制度

制度の概要	191
制度の運営	191
被保険者	191
患者の窓口負担	191
自己負担限度額及び高額療養費の支給	192
入院時食事療養費の支給	193
療養病床入院時の生活療養費の支給	194
高額医療・高額介護合算療養費の支給	194
保険料	195

16 年金

年金制度

国民年金	196
厚生年金保険	200

17 人材の養成・確保

専門職の資格と養成・研修

保育士	203
社会福祉士	205
介護福祉士	206
精神保健福祉士	208
保健師・助産師・看護師・准看護師	209
理学療法士・作業療法士	214
歯科衛生士	215
栄養士及び管理栄養士	216
介護支援専門員(ケアマネージャー)	216
同行援護従業者養成研修	217
移動介護従業者(ガイドヘルパー)養成研修	218
精神障害者ホームヘルパー養成研修	218
重度訪問介護従業者養成研修	218
介護職員初任者研修	219
介護福祉士実務者研修	219
難病患者等ホームヘルパー養成研修	219
県立医療従事者養成施設	220

人材情報機関

ちば保育士・保育所支援センター	220
千葉県福祉人材センター	221
千葉県外国人介護人材支援センター	222
千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター	222
千葉県ナースセンター	223
千葉県医療勤務環境改善支援センター	224

ボランティア

ボランティアリーダー研修・ボランティア コーディネーター研修	224
-----------------------------------	-----

18 各種資金

各種資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度	225
千葉県介護福祉士修学資金等貸付制度	229
千葉県医師修学資金貸付制度	229
千葉県保健師等修学資金貸付制度	230
千葉県社会福祉事業振興資金	231
独立行政法人福祉医療機構貸付資金	231

19 各種減免制度等

税の軽減措置(国税)

所得控除	232
利子等の非課税	233
相続税の障害者控除	233
贈与税の非課税	233
関税の免除	233

税の軽減措置(地方税)

住民税の非課税	234
自動車税(種別割・環境性能割)の減免	234

各種料金の減免

NHK放送受信料の免除	236
郵便料金の減免	237
水道料金の一部免除(千葉県企業局の給水区域のみ)	238

交通運賃の割引等

JR運賃の割引	239
航空運賃の割引	240
バス運賃の割引	241
有料道路料金の割引	241
千葉都市モノレール	241

特別配慮

売店設置の特別配慮	242
たばこ小売販売の特別配慮	242

20 関連施策

福祉のまちづくり

福祉のまちづくり・・・・・・・・・・	243
--------------------	-----

歯科保健等

難病及び障害者等歯科保健サービス・・・・・・・・	243
千葉県地域包括ケア歯科医療連携室・・・・・・・・	243

県立病院

がんセンター・・・・・・・・・・	244
救急医療センター・・・・・・・・・・	245
精神科医療センター・・・・・・・・・・	246
こども病院・・・・・・・・・・	246
循環器病センター・・・・・・・・・・	247
佐原病院・・・・・・・・・・	248

更生保護

家庭裁判所・・・・・・・・・・	249
保護観察所・・・・・・・・・・	251
少年院・・・・・・・・・・	251
少年鑑別所(千葉法務支援センター)・・・・・・・・	251
保護司・・・・・・・・・・	252
更生保護法人・・・・・・・・・・	252
更生保護女性会・・・・・・・・・・	253
BBS会・・・・・・・・・・	253

社会福祉関係団体

千葉県共同募金会・・・・・・・・・・	254
日本赤十字社千葉県支部・・・・・・・・	254

資料

1 関係団体一覧・・・・・・・・・・	255
2 市町村社会福祉協議会一覧・・・・・・・・	261
3 市町村一覧・・・・・・・・・・	264
4 健康福祉部電話番号・・・・・・・・	266

さくいん・・・・・・・・・・	267
----------------	-----

◆相談窓口◆

■総合相談窓口■

保健所（健康福祉センター）・市町村保健センター・市福祉事務所・町村役場では地域住民の保健及び福祉の窓口として各種の保健福祉に関する指導と相談を行っています。

次に掲げる業務を参考にいただき、それぞれの窓口にお問い合わせください。

◎保健所(健康福祉センター)

保健所（健康福祉センター）は、地域保健・医療・福祉の総合的窓口として、精神保健、難病対策、エイズ対策等保健サービスや、食品衛生、生活環境、医事、薬事等に関する監視及び指導、検査業務、生活保護、児童、母子・寡婦、高齢者・障害者等の福祉に関することなどを行っています。

相談内容

- 1 精神保健福祉相談
- 2 難病相談
- 3 エイズ相談・性病相談
- 4 不妊相談
- 5 DV 相談
- 6 健康相談 等

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
習志野保健所（健康福祉センター）	275-0012	習志野市本大久保 5-7-14	047(475)5151	047(475)5122
市川保健所（健康福祉センター）	272-0023	市川市南八幡 5-11-22	047(377)1101	047(379)6623
松戸保健所（健康福祉センター）	271-8562	松戸市小根本7	047(361)2121	047(367)7554
野田保健所（健康福祉センター）	278-0006	野田市柳沢24	04(7124)8155	04(7124)2878
印旛保健所（健康福祉センター）	285-8520	佐倉市鐺木仲田町 8-1	043(483)1133	043(486)2777
印旛保健所（健康福祉センター） 成田支所	286-0036	成田市加良部 3-3-1	0476(26)7231	0476(26)4760

香取保健所（健康福祉センター）	287-0003	香取市佐原イ 92-11	0478(52)9161	0478(54)5407
海匝保健所（健康福祉センター）	288-0817	銚子市清川町 1-6-12	0479(22)0206	0479(24)9682
海匝保健所（健康福祉センター） 八日市場地域保健センター	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2119-1	0479(72)1281	0479(73)3709
山武保健所（健康福祉センター）	283-0802	東金市東金 907-1	0475(54)0611	0475(52)0274
長生保健所（健康福祉センター）	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475(22)5167	0475(24)3419
夷隅保健所（健康福祉センター）	299-5235	勝浦市出水 1224	0470(73)0145	0470(73)0904
安房保健所（健康福祉センター）	294-0045	館山市北条 1093-1	0470(22)4511	0470(23)6694
安房保健所（健康福祉センター） 鴨川地域保健センター	296-0001	鴨川市横渚 1457-1	04(7092)4511	04(7093)0794
君津保健所（健康福祉センター）	292-0832	木更津市新田 3-4-34	0438(22)3743	0438(25)4587
市原保健所（健康福祉センター）	290-0082	市原市五井中央南 1-2-11	0436(21)6391	0436(22)8068
※千葉市保健所 千葉市総合保健医療センター 内	261-8755	千葉市美浜区幸町 1-3-9	043(238)9920	043(203)5251
※船橋市保健所	273-8506	船橋市北本町 1-16-55	047(409)3668	047(409)2952
※柏市保健所	277-0004	柏市柏下 65-1	04(7167)1255	04(7167)1732

※ 政令指定都市及び中核市の保健所です。

◎市町村保健センター

市町村が設置する施設で、住民が健康的な生活を送ることができるように健康相談、健康診査、健康教育などを実施しています。

なお、保健センターを設置していない市町村も健康相談や健康診査などを実施しています。

所在地

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉市中央保健福祉センター	260-8511	千葉市中央区中央 4-5-1	043(221)2581
千葉市花見川保健福祉センター	262-8510	千葉市花見川区瑞穂 1-1	043(275)6295
千葉市稲毛保健福祉センター	263-8550	千葉市稲毛区穴川 4-12-4	043(284)6493
千葉市若葉保健福祉センター	264-8550	千葉市若葉区貝塚 2-19-1	043(233)8191
千葉市緑保健福祉センター	266-8550	千葉市緑区鎌取町 226-1	043(292)2620
千葉市美浜保健福祉センター	261-8581	千葉市美浜区真砂 5-15-2	043(270)2213
銚子市保健福祉センター すこやかなまなびの城	288-0047	銚子市若宮町 4-8	0479(24)8070
市川市保健センター	272-0023	市川市南八幡 4-18-8	047(377)4511
市川市南行徳保健センター	272-0138	市川市南行徳 1-21-1	047(359)8785
船橋市中央保健センター	273-8506	船橋市北本町 1-16-55	047(423)2111
船橋市東部保健センター	274-0077	船橋市薬円台 5-31-1	047(466)1383
船橋市北部保健センター	274-0812	船橋市三咲 7-24-1	047(449)7600
船橋市西部保健センター	273-0033	船橋市本郷町 457-1	047(302)2626
館山市保健センター	294-0045	館山市北条 740-1	0470(23)3113
松戸市中央保健福祉センター	271-0072	松戸市竹ヶ花 74-3	047(366)7489
松戸市小金保健福祉センター	270-0014	松戸市小金 2ピコティ西館3階	047(346)5601
松戸市常盤平保健福祉センター	270-2218	松戸市五香西 3-7-1	047(384)1333
野田市保健センター	278-0003	野田市鶴奉 7-4	04(7125)1189 (健康増進係) 04(7125)1190 (母子保健係)
野田市関宿保健センター	270-0226	野田市東宝珠花 260-1	04(7198)5011
茂原市保健センター	297-0029	茂原市高師 3001	0475(25)1725
成田市保健福祉館	286-0017	成田市赤坂 1-3-1	0476(27)1111
佐倉市健康管理センター	285-0825	佐倉市江原台 2-27	043(485)6711
佐倉市西部保健福祉センター	285-0843	佐倉市中志津 2-32-4	043(463)4181
佐倉市南部保健福祉センター	285-0806	佐倉市大篠塚 1587	043(483)2812

東金市保健福祉センター (ふれあいセンター)	283-0005	東金市田間 3-9-1	0475(50)1174
旭市保健センター	289-2712	旭市横根 3520	0479(57)3113
習志野市保健会館	275-0014	習志野市鷺沼 1-2-1	047(453) 2961
柏市総合保健医療福祉施設 (ウェルネス柏)	277-0004	柏市柏下 65-1 ウェルネス柏 内保健所	04(7167)1255
柏市中央保健センター	277-0004	柏市柏下 66-1	—
柏市沼南保健センター	277-0922	柏市大島田 21-2	—
勝浦市役所	299-5292	勝浦市新官 1343-1	0470(73)6614
市原市保健センター	290-8502	市原市更級 5-1-27	0436(23)1187
流山市保健センター	270-0121	流山市西初石 4-1433-1	04(7154)0331
八千代市保健センター	276-0042	八千代市ゆりのき台 2-10	047(483)4646
我孫子市保健センター	270-1132	我孫子市湖北台 1-12-16	04(7185) 1126
鴨川市総合保健福祉会館	296-0033	鴨川市八色 887-1	04(7093)7111
鴨川市天津小湊保健福祉センター	299-5503	鴨川市天津 163-1	04(7094)2771
鎌ヶ谷市総合福祉保健センター	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047(445)1141
君津市保健福祉センター	299-1152	君津市久保 3-1-1	0439(57)2230
富津市保健センター	293-8506	富津市下飯野 2443	0439(80)1268
浦安市健康センター	279-0004	浦安市猫実 1-2-5	047(381)9059
四街道市保健センター	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043(421) 6100
袖ヶ浦市保健センター	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438(62)2111
八街市総合保健福祉センター	289-1192	八街市八街ほ 35-29	043(443)1631
印西市中央保健センター	270-1327	印西市大森 2356-3	0476(42)5595
印西市高花保健センター	270-1342	印西市高花 2-1-5	0476(47)2111
印西市印旛保健センター (ふれあいセンターいんば)	270-1693	印西市美瀬 1-25	0476(80)3800
印西市本埜保健センター	270-2392	印西市笠神 2587	0476(97)1323
白井市保健福祉センター	270-1492	白井市復 1123	047(497)3494
富里市保健センター (すこやかセンター内)	286-0292	富里市七栄 652-1	0476(93)4121
南房総市三芳保健福祉センター	294-0813	南房総市谷向 116-2	0470(36)1154
南房総市千倉保健センター	295-0004	南房総市千倉町瀬戸 2705-6	0470(36)1154

匝瑳市保健センター	289-2144	匝瑳市八日市場イの 2408-1	0479(73)1200
佐原保健センター	287-8501	香取市佐原口 2127	0478(50)1235
小見川保健センター	289-0393	香取市羽根川 38	0478(50)1235
山武市成東保健福祉センター	289-1392	山武市殿台 296	0475(80)1173
山武市松尾 I T 保健福祉センター	289-1523	山武市松尾町五反田 3012	0475(80)1173
夷隅保健センター	298-0123	いすみ市苅谷 1168	0470(62)1162
大原保健センター	298-8501	いすみ市大原 7400-1	0470(62)1162
岬ふれあい会館保健センター	299-4621	いすみ市岬町東中滝 720-1	0470(62)1162
大網白里市保健文化センター	299-3251	大網白里市大網 100-2	0475(72)8321
酒々井町保健センター	285-8510	印旛郡酒々井町中央台 4-10 -1	043(496)0090
栄町健康介護課	270-1592	印旛郡栄町安食台 1-2	0476(33)7708
神崎ふれあいプラザ保健福祉館	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿 96	0478(72)1603
多古町保健福祉センター	289-2241	香取郡多古町多古 2848	0479(76)3185
東庄町保健福祉総合センター	289-0612	香取郡東庄町石出 2692-4	0478(80)3300
九十九里町保健福祉センター	283-0104	山武郡九十九里町片貝 2910	0475(70)3182
芝山町保健センター	289-1624	山武郡芝山町小池 980	0479(77)1891
横芝光町健康づくりセンター 「プラム」	289-1733	山武郡横芝光町栗山 1076	0479(82)3400
一宮町保健センター	299-4396	長生郡一宮町一宮 2461	0475(40)1055
睦沢町農村環境改善センター	299-4492	長生郡睦沢町下之郷 1650-1	0475(44)2506
長生村保健センター	299-4394	長生郡長生村本郷 1-77	0475(32)6800
白子町健康づくりセンター (白子町農業者健康管理センター)	299-4292	長生郡白子町関 5074-2	0475(33)2179
長柄町保健センター	297-0298	長生郡長柄町桜谷 712	0475(35)2414
長南町保健センター	297-0192	長生郡長南町長南 2110	0475(46)3392
大多喜町役場	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜 93	0470(82)2168
御宿町保健センター	299-5192	夷隅郡御宿町須賀 1522	0470(68)6717
鋸南町保健福祉総合センター	299-1902	安房郡鋸南町保田 560	0470(50)1171

◎市福祉事務所

相談内容

- 1 生活に困窮している人の相談・指導・生活保護の実施。
- 2 母子生活支援施設、助産施設への入所など児童の福祉についての相談、指導。
- 3 身体障害者の施設へ入所、手帳の交付、身体障害者の福祉についての相談、指導。
- 4 知的障害者の援護施設への入所、療育手帳の交付など、知的障害者の福祉についての相談、指導。
- 5 母子寡婦福祉資金の貸付など、母子寡婦福祉についての相談、指導。
- 6 老人ホームへの入所、ホームヘルパー等の派遣など、高齢者福祉についての相談、指導。
- 7 その他、福祉に関する相談。

なお、千葉市（政令指定都市）については、各区の福祉事務所で、福祉に関する業務を行っていますので、お住まいの地域の機関へお問い合わせください。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉市 中央保健福祉センター	260-8511	千葉市中央区中央 4-5-1 きぼーる1 4階	043(221)2149
千葉市 花見川保健福祉センター	262-8510	千葉市花見川区瑞穂 1-1	043(275)6421
千葉市 稲毛保健福祉センター	263-8550	千葉市稲毛区穴川 4-12-4	043(284)6137
千葉市 若葉保健福祉センター	264-8550	千葉市若葉区貝塚 2-19-1	043(233)8150
千葉市 緑保健福祉センター	266-8550	千葉市緑区鎌取町 226-1	043(292)8142
千葉市 美浜保健福祉センター	261-8581	千葉市美浜区真砂 5-15-2 (美浜区役所隣)	043(270)3150
船橋市福祉サービス部 (生活支援課・地域福祉課)	273-8501	船橋市湊町 2-10-25	047(436)2312
柏市保健福祉部 (生活支援課)	277-8505	柏市柏 5-10-1	04(7167)1111
銚子市福祉事務所 (社会福祉課)	288-8601	銚子市若宮町 1-1	0479(24)8181
市川市福祉事務所 (生活支援課)	272-0023	市川市南八幡 2-20-2	047(383)9554
館山市福祉事務所 (社会福祉課)	294-8601	館山市北条 1145-1	0470(22)3492

木更津市福祉事務所 (社会福祉課)	292-8501	木更津市朝日 3-10-19 木更津市役所朝日庁舎	0438(23)6715
松戸市福祉事務所 (生活支援一課・二課)	271-8588	松戸市根本 387-5	047(366)7349
野田市福祉事務所 (生活支援課)	278-8550	野田市鶴奉 7-1	04(7125)1111
茂原市健康福祉部 (社会福祉課)	297-8511	茂原市道表 1	0475(20)1571
成田市福祉事務所 (社会福祉課)	286-8585	成田市花崎町 760	0476(22)1111
佐倉市福祉部 (社会福祉課)	285-8501	佐倉市海隣寺町 97	043(484)6133
東金市福祉事務所 (社会福祉課)	283-8511	東金市東岩崎 1-1	0475(50)1166
旭市福祉事務所 (社会福祉課)	289-2595	旭市二の 2132	0479(62)5317
習志野市保健福祉部 (生活相談課)	275-8601	習志野市鷺沼 2-1-1	047(453)9205
勝浦市福祉事務所 (福祉課)	299-5292	勝浦市新官 1343-1	0470(73)1211
市原市福祉事務所 (生活福祉第1課・第2課)	290-8501	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436(22)1111
流山市保健福祉部 (社会福祉課)	270-0192	流山市平和台 1-1-1	04(7158)1111
八千代市健康福祉部 (生活支援課)	276-8501	八千代市大和田新田 312-5	047(483)1151
我孫子市健康福祉部 (社会福祉課)	270-1192	我孫子市我孫子 1858	04(7185)1111
鴨川市福祉事務所 (福祉課)	296-0033	鴨川市八色 887-1	04(7093)7112
鎌ヶ谷市福祉事務所 (健康福祉部社会福祉課)	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047(445)1141
君津市保健福祉部 (厚生課)	299-1192	君津市久保 2-13-1	0439(56)1183

富津市福祉事務所 (健康福祉部社会福祉課)	293-8506	富津市下飯野 2443	0439(80)1258
浦安市福祉事務所 (健康福祉部社会福祉課)	279-8501	浦安市猫実 1-1-1	047(351)1111
四街道市福祉事務所(福祉 サービス部生活支援課)	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043(421)2111
袖ヶ浦市福祉部 (地域福祉課)	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438(62)2111
八街市福祉事務所 (市民部社会福祉課)	289-1192	八街市八街ほ 35-29	043(443)1111
印西市福祉事務所 (健康福祉部社会福祉課)	270-1396	印西市大森 2364-2	0476(42)5111
白井市福祉事務所 (健康福祉部社会福祉課)	270-1492	白井市復 1123	047(492)1111
富里市福祉事務所 (健康福祉部社会福祉課)	286-0292	富里市七栄 652-1	0476(93)1111
南房総市福祉事務所 (健康福祉部社会福祉課)	294-0813	南房総市谷向100	0470(36)1151
匝瑳市福祉事務所 (福祉課)	289-2198	匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479(73)0096
香取市福祉事務所 (福祉健康部社会福祉課)	287-8501	香取市佐原口 2127	0478(54)1111
山武市福祉事務所 (社会福祉課)	289-1392	山武市殿台 296	0475(80)2612
いすみ市福祉課	298-8501	いすみ市大原 7400-1	0470(62)1117
大網白里市福祉事務所 (社会福祉課)	299-3292	大網白里市大網 115-2	0475(70)0330

◎民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、地域福祉の増進に努めるための制度ボランティアとして活動しています。

委嘱の仕組みは、社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した者として市町村長から推薦された者について、県地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。(児童福祉法第16条に基づき、民生委員は、児童委員を兼ねる

こととされています。また、主任児童委員は、児童委員のうちから、厚生労働大臣が指名します。）

任期 3年（ただし、任期途中で交代があった場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間となります。）

定数 6,389名（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）

※お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員（主任児童委員）については、各市町村の福祉担当課にお尋ねください。

◎中核地域生活支援センター

県では、制度の狭間にある方や複合的な課題を抱えた方などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を24時間、365日体制で行う中核地域生活支援センターを、保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに設置しています。県が委託した法人が運営しています。相談は無料です。

圏域	名称	所在地	電話（下段FAX）
習志野	まるっと	習志野市津田沼5-2-22 ヴィラ習志野301号室	047(409)6161 047(409)6162
市川	がじゅまる	市川市大洲 1-14-4 東洋荘 101	047(300)9500 047(300)9509
松戸	ほっとねっと	松戸市新松戸 4-129 関口第5ビル 101号	047(309)7677 047(309)7678
野田	のだネット	野田市尾崎 840-32	04(7127)5366 04(7127)5367
印旛	すけっと	佐倉市王子台 4-28-12 T・第一ビル 2階	043(308)6325 043(460)9045
香取	香取CCC	香取市北 3-2-13	0478(50)1919 0478(50)1414
海匝	海匝ネットワーク	旭市口の 838	0479(60)2578 0479(60)2579
山武	さんネット	山武市津辺 171-1	0475(77)7531 0475(77)7538
長生	長生ひなた	茂原市長尾 2694	0475(22)7859 0475(22)7844
夷隅	夷隅ひなた	いすみ市大原 8927-2	0470(60)9123 0470(60)9124

安房	ひだまり	館山市山本 1155	0470(28)5667 0470(28)5668
君津	君津ふくしネット	富津市青木 2-6-14 アーバンスモール秋山 101 号室	0439(27)1482 0439(88)1481
市原	いちはら福祉ネット	市原市東国分寺台 3-10-15	0436(23)5300 0436(23)5225

◎千葉県後見支援センター

千葉県後見支援センター（（福）千葉県社会福祉協議会に設置）では、市町村社会福祉協議会と連携し、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で判断能力が十分でない方の自立した地域生活を支援する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施しています。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度等に関する相談は、最寄りの市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

＜福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の事業内容＞

- 1 福祉サービスの利用援助
- 2 財産管理サービス
- 3 財産保全サービス
- 4 弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス

費用等 相談は無料です。訪問等を行う生活支援員の派遣は有料（低額）です。

千葉県後見支援センター

所在地 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉協議会内

電話番号 043(204)6012

市町村社会福祉協議会

所在地、電話番号等は、本書の資料2「市町村社会福祉協議会一覧」（261 ページ）のとおりです。

◎心配ごと相談所※

広く地域住民が直面する生活上のあらゆる心配ごとの相談に応じるため、各市町村社会福祉協議会に設置されています。

相談所の開設日は、各市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

相談員 民生委員を主体とした相談員相談業務にあたっています。

また、定期的に弁護士等の専門家を相談員に委嘱しているところもあります。

問合せ先 各市町村社会福祉協議会（巻末 資料2 参照）

※名称は各社会福祉協議会で異なります。

◎いのちの電話

(福) 千葉いのちの電話が運営している無料の電話相談事業です。

精神的に悩んでいる方、家族や対人関係で悩んでいる方などの、あらゆる生活相談を「いつでも、どこからでも、どんな悩みでも」電話を通して24時間体制で相談ボランティアが受けています。

相談窓口電話 043(227)3900

事務局所在地 〒260-0012 千葉市中央区本町3-1-16 CIDビル内

事務局電話 043(222)4416・4322 FAX 043(227)6911

◎ひきこもり電話相談（千葉県ひきこもり地域支援センター）

相談員が、ひきこもりのご本人やご家族等からの電話相談に応じるとともに、内容によって医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関におつなぎします。まずは、お気軽にお電話ください。

所在地 〒260-8508 千葉市中央区仁戸名町666-2

千葉県精神保健福祉センター内

電話相談受付日時

月曜日～金曜日 9時30分～16時30分

ただし、第1金曜日は13時～16時30分

※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

電話番号 043(209)2223

対象者 ひきこもりに関する問題を抱えたご本人・ご家族等

◎千葉県運営適正化委員会

(福祉サービス利用者サポートセンター)

利用している福祉サービスについて、提供している機関や事業者へ直接苦情を言いにくい場合、あるいはどこに苦情を言ったらよいかわからないとき利用者等からの相談に応ずるため、千葉県運営適正化委員会を(福)千葉県社会福祉協議会に設置しています。

所在地 〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター5階

電話 043(246)0294

FAX 043(246)0298

Eメール support@chibakenshakyo.com

事業内容

- 1 苦情解決についての電話相談・面接相談
- 2 専門の委員による調査・あっせん・助言

■高齢者の相談■

◎介護保険の相談

介護保険に関する相談等については、各市役所・町村役場介護保険担当課へお問い合わせください。また、介護保険についての苦情相談は、千葉県国民健康保険団体連合会へお問い合わせください。

市町村名	担当課	郵便番号	所在地	電話
千葉市	介護保険管理課	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1	043(245)5064
中央区	高齢障害支援課 介護保険室	260-8511	千葉市中央区中央 4-5-1	043(221)2198
花見川区	高齢障害支援課 介護保険室	262-8510	千葉市花見川区瑞穂 1-1	043(275)6401
稲毛区	高齢障害支援課 介護保険室	263-8550	千葉市稲毛区穴川 4-12-4	043(284)6242
若葉区	高齢障害支援課 介護保険室	264-8550	千葉市若葉区貝塚 2-19-1	043(233)8264
緑区	高齢障害支援課 介護保険室	266-8550	千葉市緑区鎌取町 226-1	043(292)9491
美浜区	高齢障害支援課 介護保険室	261-8581	千葉市美浜区真砂 5-15-2	043(270)4073
銚子市	高齢者福祉課	288-8601	銚子市若宮町 1-1	0479(24)8755
市川市	介護福祉課	272-8501	市川市八幡 1-1-1	047(712)8540
船橋市	介護保険課	273-8501	船橋市湊町 2-10-25	047(436)2302
館山市	高齢者福祉課	294-8601	館山市北条 1145-1	0470(22)3489
木更津市	介護保険課	292-8501	木更津市朝日 3-10-19	0438(23)7162
松戸市	介護保険課	271-8588	松戸市根本 387-5	047(366)7370
野田市	高齢者支援課	278-8550	野田市鶴拳 7-1	04(7125)1111
香取市	高齢者福祉課	287-8501	香取市佐原口 2127	0478(50)1208
茂原市	高齢者支援課	297-8511	茂原市道表 1	0475(20)1572
成田市	介護保険課	286-8585	成田市花崎町 760	0476(20)1545
佐倉市	介護保険課	285-8501	佐倉市海隣寺町 97	043(484)6187
東金市	高齢者支援課	283-8511	東金市東岩崎 1-1	0475(50)1219
匝瑳市	高齢者支援課	289-2198	匝瑳市八日市場八 793-2	0479(73)0033

旭市	高齢者福祉課	289-2595	旭市二の 2132	0479(62)5308
習志野市	介護保険課	275-8601	習志野市鷺沼 2-1-1	047(453)7345
柏市	高齢者支援課	277-8505	柏市柏 5-10-1	04(7167)1134
勝浦市	高齢者支援課	299-5292	勝浦市新官 1343-1	0470(73)6617
市原市	高齢者支援課	290-8501	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436(23)9873
流山市	介護支援課	270-0192	流山市平和台 1-1-1	04(7150)6531
八千代市	長寿支援課	276-8501	八千代市大和田新田 312-5	047(483)1151
我孫子市	高齢者支援課	270-1192	我孫子市我孫子 1858	04(7185)1111
鴨川市	健康推進課	296-0033	鴨川市八色 887-1	04(7093)7111
鎌ヶ谷市	高齢者支援課	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047(445)1141
君津市	介護保険課	299-1192	君津市久保 2-13-1	0439(56)1610
富津市	介護福祉課	293-8506	富津市下飯野 2443	0439(80)1262
浦安市	介護保険課	279-8501	浦安市猫実 1-1-1	047(712)6403
四街道市	高齢者支援課	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043(421)6127
袖ヶ浦市	介護保険課	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438(62)3206
八街市	高齢者福祉課	289-1192	八街市八街ほ 35-29	043(443)1491
印西市	高齢者福祉課	270-1396	印西市大森 2364-2	0476(42)5111
白井市	高齢者福祉課	270-1492	白井市復 1123	047(492)1111
富里市	高齢者福祉課	286-0292	富里市七栄 652-1	0476(93)4980
いすみ市	健康高齢者支援課	298-8501	いすみ市大原 7400-1	0470(62)1118
南房総市	健康支援課	294-8701	南房総市谷向 100	0470(36)1152
山武市	高齢者福祉課	289-1392	山武市殿台 296	0475(80)2641
大網白里市	高齢者支援課	299-3292	大網白里市大網 115-2	0475(70)0309
酒々井町	健康福祉課	285-8510	印旛郡酒々井町中央台 4-11	043(496)1171
栄町	健康介護課	270-1592	印旛郡栄町安食台 1-2	0476(33)7709
神崎町	保健福祉課	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿 96	0478(72)1603
多古町	保健福祉課	289-2241	香取郡多古町多古 2848	0479(76)3185
東庄町	健康福祉課	289-0612	香取郡東庄町石出 2692-4	0478(80)3300
横芝光町	福祉課	289-1793	山武郡横芝光町宮川 11902	0479(84)1257
九十九里町	健康福祉課	283-0195	山武郡九十九里町片貝 4099	0475(70)3184
芝山町	福祉保健課	289-1692	山武郡芝山町小池 992	0479(77)3925

一宮町	福祉健康課	299-4396	長生郡一宮町一宮 2457	0475(42)1431
睦沢町	健康保険課	299-4492	長生郡睦沢町下之郷1650-1	0475(44)2576
長生村	福祉課	299-4394	長生郡長生村本郷 1-77	0475(32)6809
白子町	健康福祉課	299-4292	長生郡白子町関 5074-2	0475(33)2113
長柄町	健康福祉課	297-0298	長生郡長柄町桜谷 712	0475(35)2414
長南町	福祉課	297-0192	長生郡長南町長南 2110	0475(46)2116
大多喜町	健康福祉課	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜 93	0470(82)2168
御宿町	保健福祉課	299-5192	夷隅郡御宿町須賀 1522	0470(68)6716
鋸南町	保健福祉課	299-1902	安房郡鋸南町保田 560	0470(50)1172

※ 苦情相談はこちら

相談窓口 千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係

所在地 〒263-8566 千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号

電話 043(254)7428

◎地域包括支援センター

「地域包括支援センター」とは、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関であり、包括的支援事業及び介護予防支援事業を主な業務としています。

○包括的支援事業

1 介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態等になるおそれのある高齢者に対して適切な予防事業が提供されるよう、本人やその他の状況に応じて、ケアプランの作成等の支援を行います。

2 総合相談支援業務

住民の各種相談に幅広く対応します。

3 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止、成年後見制度の活用促進等、権利擁護のための支援を行います。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における医療・介護関係者間の連携体制の構築やケアマネジャーに対する支援、支援困難事例等への指導・助言を行います。

○介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対して、適切にサービスが提供されるよう、ケアプランの作成等必要な支援を行います。

※ 最新の地域包括支援センターの設置状況は高齢者福祉課のホームページに掲載されています。

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/kaigohoken/service/houkatsushien.html>

◎在宅介護支援センター

在宅の寝たきり高齢者等の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、市役所・町村役場の窓口に行かなくても必要な保健福祉サービスが受けられるよう調整するなど、在宅介護の支援を行います。

対象者 おおむね65歳以上であって、身体が虚弱又は寝たきり等のために日常生活を営むのに支障がある方又はこれらの方を抱える家族等。

費用 相談等は原則として無料です。

利用方法 お住まいの市町村の在宅介護支援センターに直接電話されるか来所して相談してください。

在宅介護支援センター一覧はこちら（高齢者福祉課ホームページへ）

URL：<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/soudan/zaitakukaigo.html>

◎高齢者電話相談

県では、高齢者虐待、施設での介護、高齢者に関する心配事などの電話相談を受けています。

電話 043(221)3020

受付時間 月～金曜日の9時～17時

※祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

◎認知症専門医療相談

認知症疾患医療センターでは、認知症疾患における専門医療相談を実施しております。

相談窓口

各認知症疾患医療センター

相談時間

各認知症疾患医療センターによって異なります。下記の各認知症疾患医療センターの相談窓口にご相談ください。

医療機関一覧

病院名	所在地	医療相談 電話番号	相談受付 時間等	二次 医療 圏	指定日
袖ヶ浦さつき台 病院	〒299-0246 袖ヶ浦市長浦駅前 5-21	0438-63-1119	月～土曜日 8時30分～17時30分 (祝祭日、年末年始除く)	君 津	平成23年 2月15日
浅井病院	〒283-0062 東金市家徳38-1	0475-58-1411	月～金曜日 10時～16時 (祝祭日、年末年始除く)	山武 長生 夷隅	平成24年 12月7日

旭神経内科リハビリテーション病院	〒270-0022 松戸市栗ヶ沢 789-1	047-330-6515	月～土曜日 9時～17時 (祝祭日、年末年始除く)	東葛 北部	平成25年 7月4日
北柏リハビリ総合病院	〒277-0004 柏市柏下265	04-7110-6611	月～土曜日 9時～16時 (祝祭日、年末年始除く)	東葛 北部	平成29年 7月1日
日本医科大学 千葉北総病院	〒270-1694 印西市鎌苅1715	0476-99-0413	月～金曜日 8時30分～17時 土曜日 8時30分～16時 (祝祭日、年末年始、 創立記念日除く)	印 旛	令和2年 4月1日
東条メンタルホ スピタル	〒296-0044 鴨川市広場1338	04-7093-6046	月～金曜日 9時～16時 (祝祭日、年末年始除く)	安 房	平成25年 11月15日
八千代病院	〒276-0021 八千代市下高野 549	047-488-2071	月～金曜日 9時～16時 (祝祭日、年末年始除く)	東葛 南部	平成26年 10月1日
千葉病院	〒274-0822 船橋市飯山満町 2-508	047-496-2255	月～水、金～土曜日 9時～16時30分 (祝祭日、年末年始、創立 記念日除く)	東葛 南部	平成26年 10月1日
総合病院 国保旭中央病院	〒289-2511 旭市イの1326	0479-63-8111	月～金曜日 9時～17時 (祝祭日、年末年始除く)	香 取 海 匝	平成27年 10月1日
千葉ろうさい病 院	〒290-0003 市原市辰巳台東 2-16	0436-78-0765	月～金曜日 9時～16時 (祝祭日、年末年始除く)	市 原	平成28年 1月18日
千葉大学医学部 附属病院	〒260-8677 千葉市中央区亥鼻 1-8-1	043-226-2736	月～金曜日 9時～15時 (祝祭日、年末年始除く)	千 葉	平成24年 4月1日

認知症疾患医療センターは、都道府県や政令指定都市が、専門医等の配置、検査・入院体制等、国の定める設置基準を満たしている病院に設置しています。

◎ちば認知症相談コールセンター

県では、千葉市と共同で、誰もが認知症について気軽に相談できる相談窓口を設置しています。電話相談には、相談経験が豊富な認知症の方の介護経験者が応じるほか、面接相

談も予約制で行います。

電話番号 043(238)7731

電話相談日 月・火・木・土

面接専門相談 金 予約制（まず電話相談してください。）

実施時間 10時～16時（祝日、12月29日～1月3日、経営者会館の
設備点検日などを除く）

所在地 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館5階

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/shien/ninchishou/soudan/index.html>

◎千葉県若年性認知症専用相談窓口

県では、若年性認知症に関する相談窓口を設置しています。電話相談には、若年性認知症支援コーディネーターが応じるほか、面接相談も予約制で行います。

電話番号 043(226)2601

電話相談日 月・水・金（年末年始・祝日を除く）

面接専門相談 予約制（まず電話相談してください。）

実施時間 9時～15時

所在地 千葉大学医学部附属病院内 千葉市中央区亥鼻1-8-1

◎介護とこころの相談（千葉県福祉ふれあいプラザ）

家族や介護職員など介護にかかわる方々が抱く不安・不満・孤独などに対する相談窓口として、千葉県福祉ふれあいプラザ内に相談室を設置しています。

対象者 家族や介護職員など介護にかかわる方

相談窓口 千葉県福祉ふれあいプラザ 介護実習センター 相談室

相談日 火曜日～日曜日

相談時間 10時～16時

相談方法 面接相談（要予約）及び電話相談：04(7165)2886

所在地 〒270-1151 我孫子市本町3-1-2

けやきプラザ内 6階相談室 1階体験コーナー

URL：<http://www.furepla.jp/>（千葉県福祉ふれあいプラザのホームページへ）

◎福祉用具相談（千葉県福祉ふれあいプラザ）

適切な用具の選び方から使い方まで、福祉用具についての相談に応じています。

相談窓口 千葉県福祉ふれあいプラザ 介護実習センター 相談室

相談日 火曜日～日曜日

相談時間 10時～16時

相談方法 面接相談（要予約）及び電話相談：04(7165)2886

所在地 〒270-1151 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内 1階体験コーナー

URL：<http://www.furepla.jp/>（千葉県福祉ふれあいプラザのホームページへ）

◎住まいの相談（千葉県福祉ふれあいプラザ）

高齢者にも使いやすい安全な家等についての相談に応じています。

相談窓口 千葉県福祉ふれあいプラザ 介護実習センター 相談室

相談日 毎週水曜・木曜日(要予約)、金曜日

相談時間 水曜日・木曜日10時～12時(要予約)、金曜日10時～16時

相談方法 面接相談(要予約)及び電話相談：04(7165)2886

所在地 〒270-1151 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内 6階相談室

URL：http://www.furepla.jp/（千葉県福祉ふれあいプラザのホームページへ）

■障害者（児）の相談■

◎中央障害者相談センター・東葛飾障害者相談センター

18歳以上の身体及び知的に障害のある方の更生援護を図るため、身体障害者については補装具、自立支援医療（更生医療）、言語聴能等に関して、知的障害者については療育手帳、職親、生活及び職業等に関して相談に応じるとともに、専門的立場から医学的、心理学的及び職能的判定等を行っています。

業務内容

効率的な相談業務運営のため、身体障害者及び知的障害者に関する相談の受付のすべてを予約制で行っていますので、各市役所・町村役場障害福祉担当課に申し込んでください。

なお、補装具、療育手帳等の相談は、所内で行う相談のほかに身体障害者や知的障害者等の利便を図るため、市町村の協力を得て行う巡回相談、障害程度や健康状態等で相談会場まで来所できない方のために家庭等に訪問して相談を行う訪問相談でも受け付けています。

相談窓口 中央障害者相談センター

所在地 〒266-0005 千葉市緑区誉田町1丁目45番2

電話 043(291)6872 FAX043(291)8488

相談窓口 東葛飾障害者相談センター

所在地 〒270-1151 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ3階

電話 04(7165)2422 FAX04(7165)2423

◎千葉県発達障害者支援センター

千葉県（千葉市在住の方は、千葉市発達障害者支援センターにお問合せください）にお住まいの、自閉症（高機能自閉症を含む。）、アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害があるご本人、ご家族、関係者及び関係機関などへの支援を行います。

開設日 月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）

※開所日でも研修及び相談対応等で電話対応ができない場合があります。その場合は留守番電話での対応になります。

相談対応時間 9時～17時（開所時間 9時～18時）

事業内容

相談支援：日常生活等に関する様々なご相談を受け、助言、各種機関紹介、情報提供等を行います。

普及・啓発・研修：パンフレットやホームページ等活用し、情報の提供をします。また研修においては講師派遣も行います。

相談窓口設置場所

所在地 〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3

電話 043(227)8557

所在地 〒270-1151 我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ3階

電話 04(7165)2515

費用 研修会以外は無料です。

講師派遣等について、交通費及び資料代等を御負担いただく場合があります。

◎千葉県医療的ケア児等支援センター（通称：ぽらりす）

県内の医療的ケア児等及びその御家族等からの様々な相談に応じています。

対象者 医療的ケア児（※1）及びその家族（医療的ケア児が18歳に達し引き続き相談支援を必要とする者、重症心身障害児（※2）含む）

（※1）医療的ケア児とは、人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引その他の医療行為を在宅においても日常的に必要とする障害児

（※2）重症心身障害児とは、重度の肢体不自由（立位姿勢がとれない運動機能障害）と重度の知的障害を併せ持つ障害児

業務内容 ・医療的ケア児等及びその家族等に対する相談支援
・地域における連携体制の構築に関する情報提供・助言
・医療的ケア児等を支援する人材の育成 等

所在地 千葉県千葉リハビリテーションセンター2階

〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2

電話：043-291-1831（内線 277）

ファックス：043-291-1853 / メール：polaris@chiba-reha.jp

利用時間 午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

◎高次脳機能障害支援拠点機関

高次脳機能障害は、病気や事故などで脳が損傷を受けたことによって、忘れやすくなったり、ものごとが理解（判断）できなくなったり、集中できなくなったり、怒りっぽくなったりして、日常生活や社会生活に支障が生じますが、外見からはわかりにくく、周囲の理解が得られにくい障害です。医療機関を受診していても、高次脳機能障害と診断されていない場合もあります。

県内4か所の支援拠点機関では、ご本人、ご家族等からのご相談を受けたり、回復や就学・就労へ向けての訓練などを行っています。

事故などのあと、以前できていたことができなくなるなどの様子が見られたり、既に診断は受けているけれど、なかなか生活や社会復帰等がうまくいかない、本人へどう対応したらよいのかなど、お困りのことがありましたら、お気軽に御相談ください。

高次脳機能障害支援拠点機関

名称	所在地	代表電話
千葉リハビリテーションセンター	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2	043(291)1831
旭神経内科リハビリテーション病院	〒270-0022 松戸市栗ヶ沢 789-1	047(385)5566
総合病院国保旭中央病院	〒289-2511 旭市イの1326番地	0479(63)8111
亀田リハビリテーション病院	〒296-0041 鴨川市東町 975-2	04(7093)1400

◎障害者人権 110 番

障害者とその家族の方や、関係者の方々のために電話又は面接によるご相談を受付しております。

相談窓口電話 043(246)2282

事務局所在地 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3
千葉県社会福祉センター3階
事務局 (一社) 千葉県手をつなぐ育成会
FAX 043(242)6494

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に係る相談窓口

この条例は、(1)障害のある方に障害を理由として他の人と異なる不利益な取り扱いをしないこと及び(2)障害のある方の社会参加を阻む障壁(バリア)を解消することを、県民共通の目標(なくすべき「差別」)として具体的に掲げるとともに、こうした差別をなくすための仕組みの一つとして、障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、専門職員である「広域専門指導員」や身近な相談役である「地域相談員」が、第三者的な立場で当事者の間に入って知恵を絞り、課題の解消を図る仕組みを定めています。

障害のある人への差別に関する相談は、下記相談専用電話でお受けします。

相談窓口(受付日時:月~金の9時~17時 休日、年末年始を除く。)

相談窓口	市町村	相談専用 電話番号	FAX番号
中央障害者相談センター	千葉市	043(292)1317	043(291)8488
中央障害者相談センター 船橋分室(船橋フェイスビル7階)	船橋市	047(424)0167	同上

習志野保健所 (習志野健康福祉センター)	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	047(474)1389	047(475)5122
市川保健所 (市川健康福祉センター)	市川市、浦安市	047(377)8854	047(379)6623
松戸保健所 (松戸健康福祉センター)	松戸市、流山市	047(361)2346	047(367)7554
東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市	04(7179)1088	04(7165)2423
野田保健所 (野田健康福祉センター)	野田市	04(7123)4418	04(7124)2878
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、 富里市、酒々井町、栄町	043(486)5991	043(486)2777
香取保健所 (香取健康福祉センター)	香取市、神崎町、多古町、 東庄町	0478(52)3613	0478(54)5407
海匝保健所 (海匝健康福祉センター)	銚子市、旭市、匝瑳市	0479(70)1825	0479(73)3709
山武保健所 (山武健康福祉センター)	東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、芝山町、横芝光町	0475(54)3556	0475(52)0274
長生保健所 (長生健康福祉センター)	茂原市、一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、 長南町	0475(26)1510	0475(24)3419
夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター)	勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町	0470(73)4630	0470(73)0904
安房保健所 (安房健康福祉センター)	館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町	0470(23)6900	0470(23)6694
君津保健所 (君津健康福祉センター)	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市	0438(23)6603	0438(25)4587
市原保健所 (市原健康福祉センター)	市原市	0436(24)2387	0436(22)8068
千葉県障害者福祉推進課	県内市町村	043(223)1020	043(221)3977

※電子メールでの御相談は、sjourei@pref.chiba.lg.jp あてにお送りください。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る相談窓口

障害のある人に対する差別をなくし、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、障害を理由とする差別の解消の

推進に関する法律が施行されました。この法律は、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を提供してもらえなかったときなどは、上記の障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に係る相談窓口か、下記の市役所窓口へご相談ください。

相談窓口（受付日時：市町村によって異なります。）

令和4年4月1日時点

市町村	電話番号	市町村	電話番号
千葉市	043(245)5157	匝瑳市	0479(73)0096
船橋市	047(436)2343	東金市	0475(50)1232
習志野市	047(453)9206	山武市	0475(80)2614
八千代市	047(421)6741	大網白里市	0475(70)0337
鎌ヶ谷市	047(445)1307	九十九里町	0475(70)3162
市川市	047(712)8517	芝山町	0479(77)3914
浦安市	047(712)6837	横芝光町	0479(84)1257
松戸市	047(366)8376	茂原市	0475(20)1666
流山市	04(7150)6081	一宮町	0475(42)1431
我孫子市	04(7185)1631	睦沢町	0475(44)2504
柏市	04(7167)1136	長生村	0475(32)6810
野田市	04(7123)1691	白子町	0475(33)2113
成田市	0476(20)1539	長柄町	0475(35)2414
佐倉市	043(484)4164	長南町	0475(46)2116
四街道市	043(379)4661	勝浦市	0470(73)6619
八街市	043(443)1649	いすみ市	0470(62)1117
印西市	0476(33)4136	大多喜町	0470(82)2168
白井市	047(497)3483	御宿町	0470(68)6716
富里市	0476(90)0081	館山市	0470(22)3492
酒々井町	043(496)1171	鴨川市	04(7093)7112
栄町	0476(33)7707	南房総市	0470(28)4666
香取市	0478(79)6919	鋸南町	0470(50)1172
神崎町	0478(79)6919	木更津市	0438(23)8499
多古町	0479(76)3185	君津市	0439(56)1181
東庄町	0478(79)6919	富津市	0439(80)1260
銚子市	0479(24)8968	袖ヶ浦市	0438(62)3187
旭市	0479(60)2578	市原市	0436(23)7036

◎精神保健福祉相談

現代社会に生きる私たちは、さまざまなストレスに囲まれていて、精神疾患はうつ病をはじめとして誰もがかかる可能性があると言われていています。私たちが心の健康を守っていくためには、体の病気と同じように早期発見・早期治療と正しい知識を持つことがとても大事なこととされています。

そこで、県では心の健康に関する以下のような相談・診療を行っています。

相談内容

- 1 精神疾患に関すること
- 2 精神障害者の社会復帰に関すること
- 3 思春期の心の健康に関すること
- 4 心の健康づくりに関すること
- 5 薬物・アルコールなどの依存症に関すること
- 6 その他の精神保健福祉に関すること

相談窓口は次のとおりです。

1 千葉県精神保健福祉センター

電話及び来所面接相談、診療を行っています。内容は下記のとおりです。

相談内容の秘密は厳守いたします。

電話相談

[月～金、休日・年末年始を除く]

①一般相談専用電話 043(263)3893 受付時間 9時～18時30分

②アルコール・薬物・ギャンブル相談専用電話

043(263)3892 受付時間 10時～17時

来所面接相談

来所面接相談は予約制です。上記相談専用電話で予約を承ります。

*千葉県在住の方の(電話)相談は、千葉県こころの健康センターへお願いします。

代表電話 043(204)1582

診療

診療は予約制です。上記①一般相談専用電話で予約を承ります。

なお、診療時間は毎週月・火・木・金曜日午前中(休日、年末年始を除く)

になります。

2 保健所(健康福祉センター)

県 13 か所の保健所(健康福祉センター)、地域保健センター(2 か所)でも精神保健福祉の相談、訪問を行っています。

精神科医による相談は予約制になっており、各保健所(健康福祉センター)等によって開催日が異なりますので、最寄りの保健所(健康福祉センター)等に直接お問い合わせください。

精神保健福祉相談員・保健師等による相談もお受けしております。

◎市町村障害者虐待防止センター

平成 24 年 10 月 1 日に施行された障害者虐待防止法に基づき、市町村は「障害者虐待防止センター」を設置しています。

その主な機能及び業務は次のとおりです。

- 1 「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、「使用者による障害者虐待」に関する通報・届出の受理
- 2 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと
- 3 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと

連絡先

※受付時間は市区町村によって異なります。

市町村	電話番号	FAX 番号
千葉市		
中央区	043(221)2943	043(221)2943
花見川区	043(275)2943	043(275)2943
稲毛区	043(284)2943	043(284)2943
若葉区	043(234)2943	043(234)2943
緑区	043(292)2943	043(292)2943
美浜区	043(270)2943	043(270)2943
銚子市	0479(24)8968	0479(25)7345
市川市	047(702)9021	047(702)5800
船橋市	047(401)8495	047(401)8496
館山市	0470(22)3492	0470(23)3115
木更津市	0438(23)8499	0438(25)1213
松戸市	047(366)8376	047(366)1138
野田市	04(7123)1691	04(7123)1095
茂原市	0475(20)1666	0475(20)1610
成田市	0476(22)2050	0476(24)2367
佐倉市	043(484)6173	043(484)1742
東金市	0475(50)1232	0475(50)1232
旭市	0479(60)2578	0479(60)2579
習志野市	047(451)1151	047(453)9309
柏市	04(7168)1041	04(7167)0294
勝浦市	0470(73)6619	0470(73)4283
市原市	0436(23)7036	0436(22)3325
流山市	04(7150)6081	04(7158)2727
八千代市	047(421)6741	047(483)2665

我孫子市	04(7185)1631	04(7183)1158
鴨川市	04(7093)1200	04(7093)7115
鎌ヶ谷市	047(445)1307	047(443)2233
君津市	0439(57)2580	0439(56)1220
富津市	0439(32)1656	0439(80)1260
浦安市	047(712)6837	047(355)1294
四街道市	043(379)4661	043(424)2011
袖ヶ浦市	0438(62)3187	0438(63)1310
八街市	043(443)1649	043(443)1742
印西市	0476(37)6776	0476(85)7722
白井市	047(497)3483	047(492)3033
富里市	0476(90)0081	0476(92)2495
南房総市	0470(28)4666	0470(36)4889
匝瑳市	0479(74)3271	0479(74)3272
香取市	0478(79)6919	0478(75)1688
山武市	0475(80)2614	0475(80)2650
いすみ市	0470(62)1117	0470(63)1252
大網白里市	0475(70)0337	0475(72)8454
酒々井町	043(496)1171	043(496)4541
栄町	0476(33)7707	0476(80)1358
神崎町	0478(79)6919	0478(75)1688
多古町	0479(76)3185	0479(76)3186
東庄町	0478(79)6919	0478(75)1688
九十九里町	0475(86)6474	0475(86)6475
芝山町	0479(77)3914	0479(77)0871
横芝光町	0479(84)1257	0479(84)2713
一宮町	0475(42)1431	0475(40)1056
睦沢町	0475(44)2504	0475(44)2527
長生村	0475(32)6810	0475(32)6812
白子町	0475(33)2113	0475(33)4132
長柄町	0475(35)2414	0475(35)2459
長南町	0475(46)2116	0475(46)1214
大多喜町	0470(82)2168	0470(82)4461
御宿町	0470(68)6716	0470(68)7182
鋸南町	0470(50)1172	0470(55)4148

◎都道府県障害者権利擁護センター

平成 24 年 10 月 1 日に施行された障害者虐待防止法に基づき、県では「障害者権利擁護センター」を設置しています。

その主な機能及び業務は次のとおりです。

- 1 「使用者による障害者虐待」に関する通報・届出の受理
- 2 障害者虐待防止法の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと
- 3 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること
- 4 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと
- 5 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集、分析及び提供すること
- 6 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと
- 7 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な援助を行うこと

連絡先

電 話 043(223)1019

(受付日時 月～金の午前 9 時～午後 5 時 祝日・振替休日を除く。)

F A X 043(222)4133

E-mail sgyakutai@pref.chiba.lg.jp

■子どもの相談■

◎こども急病電話相談

夜間、お子さんの具合が急に悪くなったとき、看護師や小児科医が電話で症状を伺い、すぐに医療機関で受診したほうがいいか、家で様子をみても大丈夫かなどをアドバイスします。

相談時間 19時～翌6時（年中無休）

電話番号 #8000

※ダイヤル回線、光電話、IP 電話、銚子市からは、043(242)9939

◎児童相談所

児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、問題の原因やどのようにしたら児童の健全育成が図れるかを専門的に調査・判定し、その児童に最も適した指導を行います。

また、児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設・保育所を除く。)への入所等の措置を行います。

主な業務内容

1 相談

(1) 来所・電話相談

土、日、祝日を除き午前9時から午後5時まで行っています。

(2) 子ども家庭110番

中央児童相談所では、千葉市を除く県下全域を対象とする電話相談の窓口を設置し、専門の電話相談員が相談に応じています。

- ・児童に関する相談（しつけ、教育、適性、養護、障害など）の受付時間

毎日、午前8時30分から午後8時まで

- ・児童虐待に関する相談、通告の受付時間

24時間365日

（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時は、各児童相談所でも受け付けています。）

詳しいことは各児童相談所にお問い合わせください。

(3) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」

24時間365日、お近くの児童相談所につながり、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

2 診断・指導

児童福祉司や児童心理司・医師等による専門的な診断を行うとともに、必要に応じて訪問指導や通所指導を行います。

3 一時保護

緊急の場合、児童を保護する他、行動観察のため一時的に入所してもらうことがあります。

名 称	所 在 地	電 話・FAX	担 当 区 域
中央児童相談所	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 1-10-3	TEL:043(253)4101 子ども家庭・110番 TEL:043(252)1152 FAX:043(253)9022	成田市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
市川児童相談所	〒272-0026 市川市東大和田 2-8-6	TEL:047(370)1077 電話相談 TEL:047(370)5286 FAX:047(370)1019	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市
船橋支所	〒273-0014 船橋市高瀬町 66-18 (県消費者センター3階)	TEL:047(420)1600	船橋市(一時保護に関する業務は除く)

柏児童相談所	〒277-0831 柏市根戸 445-12	TEL:04(7131)7175 電話相談 TEL:04(7134)4152 FAX:04(7134)4153	松戸市、野田市、柏市、 流山市、我孫子市
銚子児童相談所	〒288-0813 銚子市台町 2183	TEL:0479(23)0076 電話相談 TEL:0479(24)3231 FAX:0479(23)0039	銚子市、旭市、匝瑳市、 香取市、香取郡
東上総児童相談所	〒297-0029 茂原市高師 3007-6	TEL:0475(27)1733 電話相談 TEL:0475(27)5507 FAX:0475(27)1735	茂原市、東金市、勝浦市、 山武市、いすみ市、大網白 里市、山武郡、長生郡、夷 隅郡
君津児童相談所	〒299-1151 君津市中野 4-18-9	TEL:0439(55)3100 電話相談 TEL:0439(55)3100 FAX:0439(55)3103	館山市、鴨川市、木更津市、 君津市、富津市、袖ヶ浦市、 南房総市、安房郡
千葉市児童相談所 (千葉市所管)	〒261-0003 千葉市美浜区高浜 3-2-3	TEL:043(277)8880 電話相談 TEL:043(279)8080 FAX:043(278)4371	千葉市

◎家庭児童相談室及び家庭相談員

○家庭児童相談室

児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に専門の職員（家庭相談員）を置き、専門的立場から家庭における児童養育等について相談に応ずる身近な相談機関です。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）（印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房）の
地域保健福祉課（又は地域福祉課）、各市又は区の福祉事務所

○家庭相談員

児童及び家庭問題の相談に応ずる専門の職員です。家庭児童相談室に駐在し、電話による相談や、必要によっては訪問も行います。

◎児童委員及び主任児童委員

児童委員（民生委員が兼務）は、児童福祉法に基づき、市町村に配置されている民間の奉仕者であり、担当区域内の児童等の生活及び環境の状況を把握し、相談・指導の活動を通じて児童の保護、健全育成等児童の福祉向上に努めています。

また、児童委員の中に児童福祉に関する事項を専門的に相当する主任児童委員がおり、地域において行政機関、教育関係機関、児童福祉施設等と連携をとりながら各関係機関と児童委員との連絡調整を図る等の活動を行っています。

問合せ先 各市又は区の福祉事務所・町村役場（6 ページ及び巻末資料3参照）

◎母子保健推進員（保健推進員）

市町村長の委嘱を受けて、母性及び乳幼児の健康保持増進のため、地域の母子と市町村のパイプ役として、各種母子保健事業の周知・協力、地域住民の自主的な活動の支援等を行っています。

県内では約 2,000 名の方が母子保健の向上のために活動しています。

問合せ先 各市役所・町村役場母子保健担当課

◎児童家庭支援センター

地域の児童に関する家庭等からの相談を受け付ける身近な相談機関です。

児童虐待や非行等、子どもに関わるさまざまな問題について、相談に応じます。

また、児童相談所等とも連携して、必要な指導等も行います。

名称	所在地	電話	FAX
ファミリーセンター・ヴィオラ *児童養護施設「野の花の家」に附設	〒292-0201 木更津市真里谷 1879-2	0438(53)3453	0438(53)3463
子山こども家庭支援センター *児童養護施設「子山ホーム」に附設	〒298-0003 いすみ市深堀 689-1	0470(63)1919	0470(63)1919
オリーブ *児童養護施設「晴香園」に附設	〒270-0011 松戸市根木内 145	047(340)1151 1153	047(309)8807
子ども未来サポートセンターやちよ *乳児院「ほうゆうベビーホーム」に附設	〒276-0022 八千代市上高野 157	047(409)5551	047(409)5552
子ども家庭支援センター「オレンジ」	〒299-2522 南房総市安馬谷 2043	0470(28)4288	0470(28)4289
望みの門ピーターパンの家 *児童心理治療施設「望みの門木下記念学園」に附設	〒299-1607 富津市湊 773-1	0439(67)8816	0439(27)0916
児童家庭支援センター・こうのだい *母子生活支援施設「国府台母子ホーム」に附設	〒272-0827 市川市国府台 2-9-13	047(374)7716	047(372)1457

とうかいこども家庭しえんセンター	〒289-2503 旭市江ヶ崎 504-1	0479(85)7796	—
子ども家庭支援センター「K'orange」	〒273-0114 鎌ヶ谷市道野辺中央 5-1-76 3階	047(497)8860	047(497)8861
児童家庭支援センター 相談室 ルッカ	〒277-0005 柏市柏 5-8-6 柏央ビル 405	04(7199)3552	04(7170)0843
こどものひなた	〒297-0028 茂原市道表1 4-4	0475(36)6226	0475(36)2433
子ども未来サポートセンターほうゆう *児童養護施設「ほうゆうキッズホーム」に附設（千葉市所管）	〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町 675	043(215)2001	043(250)7787
旭ヶ丘 *母子生活支援施設「旭ヶ丘母子ホーム」に附設（千葉市所管）	〒264-0025 千葉市若葉区都賀 1-1-1	043(214)8633	043(232)1477
ふたば *児童養護施設「房総双葉学園」に附設（千葉市所管）	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 3-4-1	043(285)5634	043(255)6798
子里 *児童養護施設「千葉みらい響の杜学園」に附設（千葉市所管）	〒260-0802 千葉市中央区川戸 92-1	043(310)6001 (代表) 080(7318)5310 (直通)	043(310)6002

◎子ども家庭110番

子どもの発達や子育て不安など子どもに関わるさまざまな相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間・土・日・祝日の相談にも応じています。

電話 043(252)1152（中央児童相談所内）・・・千葉市を除く県下全域を対象

児童に関する相談（しつけ、教育、適性、養護、障害など）の受付時間

→毎日 午前8時30分～午後8時まで

児童虐待に関する相談、通告の受付時間

→24時間365日受付

（月～金の午前9時～午後5時までは各児童相談所でも受け付けています。）

◎千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）

少年センターでは、20歳未満の方からの家族や友達、学校生活等に関する相談及び、保護者等からの子どもの非行、家庭内暴力、犯罪による被害、交友関係等に関する相談に電話及び面接で応じます。

主な業務内容

【電話相談・面接相談】

毎週月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く。）の午前9時～午後5時
心理学等の知識を有する。相談専門員等の専門職員が対応します。

《電話でのご相談》

フリーダイヤル 0120(783)497

《面接でのご相談》

ご予約をお願いします。

《センター所在地》

千葉市稲毛区天台6丁目5番2号

《問合せ先》

電話 0120-783497

◎千葉県総合教育センター

【特別支援教育部】

発達に関すること（言葉の遅れ・聞こえ方や見え方・体の動き等）、家庭及び学校生活のこと、学習面の遅れや偏り、発達障害の疑いのあるお子さんへの支援方法、就学先や進路先等について、特別な教育的支援が必要な幼児・小学生・中学生・高校生及び保護者・教員等を対象として相談を行っています。

<相談方法について>

○来所相談（予約制：月～金曜日 9時～17時 休・祝日、年末年始を除く）

*申込みの際は、住所、氏名、学校名、保護者名などの他に、相談の概要をお知らせください。

*相談者のニーズ等に応じて、精神科医等による医療相談も行っています。

○電話相談（月～金曜日 9時～17時 休・祝日、年末年始を除く）

○メール相談（24時間受付）

*件名に「相談」という文字を入れてください。

*返信には一週間程度のお時間をいただきます。

※申込先 千葉県総合教育センター 特別支援教育部

所在地 〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-2

電話 043(207)6025〔教育相談専用〕

メール sosesoudan@chiba-c.ed.jp

※ホームページ <https://www.ice.or.jp/nc/tokushi/soudan/>

◎千葉県子どもと親のサポートセンター

【教育相談部】

学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人および保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行います。

相談の対象 児童生徒・保護者・教職員等

相談の種別

○電話相談（24時間受付）

電話番号 0120-415-446（フリーダイヤル）

- ・新規の来所相談は、月～金曜の8時30分～16時30分に、電話（上記フリーダイヤル）で事前にお申し込みください。

※「24時間子供SOSダイヤル」

電話番号 0120-0-78310（なやみいおう）

千葉県内において「24時間子供SOSダイヤル」は、子どもと親のサポートセンター及び千葉市教育委員会の電話相談に接続されます。

○来所相談（予約制・無料） 月～金曜 9時～17時（休祝日、年末年始は除く）

○Eメール相談（24時間受付）

Eメールアドレス saposoudan@chiba-c.ed.jp

- ・件名を必ず「相談」としてください。
 - ・返信は数日かかる場合があります。
- 迷惑メール対策等の設定をされている方は、上記のアドレスからメールが受信できるようにメールの設定を確認してください。

○FAX相談（24時間受付）

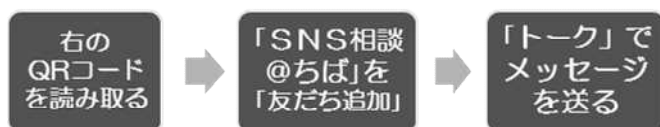
FAX番号 043-207-6041

- ・返信は数日かかる場合があります。

○SNS相談（火・木・日 18時～22時） ※対象：中学生・高校生のみ

そっと悩みを相談してね中高生「SNS相談@ちば」

（8/25～9/6、1/5～1/10は毎日開設）



二次元コード

所在地と交通アクセス

- ・住所 千葉市稲毛区小仲台5-10-2
- ・アクセス JR稲毛駅より穴川方面へ徒歩15分 千葉女子高校となり
JR稲毛駅東口より京成バス（草野車庫行き・こてはし団地行き・いきいきプラザ行き・さつきが丘団地行き・ファミリーハイツ折返場行き）にて「女子高校」下車

ホームページ <https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/>

■ひとり親家庭の相談■

◎母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の生活一般の相談に応ずるとともに自立に必要な指導にあたる専門の相談員です。

電話による相談や、必要によっては訪問も行います。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）地域保健福祉課又は地域福祉課・各市または区のひとり親家庭福祉担当課

■女性と男性の相談■

◎婦人相談員

要保護女子等の発見に努めるとともに自立更生の相談に応じ、また必要な指導を行う相談員です。

業務内容 次のような業務を行っています。

- 1 生活、職業、その他種々の問題について相談に応じ、その内容によって関係機関に連絡紹介等適切な方法を取り、また必要な指導助言をします。
- 2 いろいろな機関と緊密な連絡を取り早期発見に努めます。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）地域保健福祉課又は地域福祉課・各市又は区の婦人保護事業担当課、女性サポートセンター

◎にんしん SOS ちば

予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からの SOS にお応えする相談窓口です。必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどへ同行し、相談支援を行います。

内 容	・電話相談及びメール相談（無料） ・必要な支援機関への同行、相談支援
対 象	予期しない妊娠に悩む方及びその関係者（パートナー、家族等）
電話相談	050(3628)6800（通話料がかかります。） 16～23 時 月曜日～日曜日
メール相談	sodan@sos.chiba.jp 24 時間 365 日受付（返信に 2 日程かかる場合があります）

◎一人ひとりに応じた健康支援

1 男女それぞれの健康相談

県の保健所（健康福祉センター）では、女性・男性それぞれに特有な健康問題に関する相談を実施しています。

電話で、保健師等が一般的な健康相談をお受けします。相談は無料です。
お気軽にお電話ください。

2 その他の女性のための健康相談を行っている機関

1) 女性外来

女性の身体的症状、精神的な不安などについて、総合的に診療を行ないます。
「ちば医療なび」で御確認ください。

2) まちの保健室（「公益社団法人千葉県看護協会」）

妊娠出産から子育て、こころの健康、生活習慣病や介護の問題など、子どもから大人まで幅広い問題にベテランの看護師等が相談に応じます。

相談は無料で、県内各地で開催しています。

詳細は千葉県看護協会までお問い合わせください。 電話 043(245)1744

3) ミッドウイフ千葉（「一般社団法人千葉県助産師会」）

月経に関する悩み、性感染症、望まない妊娠、妊娠・出産、育児、避妊、不妊など思春期から更年期まで、さまざまな女性の健康問題や悩みに助産師が電話で応じます。

相談は無料です。

ミッドウイフ千葉 (全年齢層の相談)	月曜日～金曜日	午前 10 時～午後 1 時	TEL 080(5039)4720
-----------------------	---------	----------------	----------------------

※土・日・祭日はお休みです。

4) 働く女性の母性健康管理電話相談（「千葉産業保健総合支援センター」）

事業主や働く女性の方の母性健康管理に関する相談に産婦人科医師が電話で応じます。相談は無料です。

第3木曜日	午後 1 時～午後 4 時（変更になる場合もあります）	TEL 043(202)3639
-------	-----------------------------	------------------

◎女性サポートセンター

女性サポートセンターでは、配偶者からの暴力など女性の抱える諸問題について広く相談に応じ、保護、援助を必要とする女性の支援を行っています。

《相談》 配偶者からの暴力など問題を抱える女性に、広く相談に応じます。

電話相談 365 日 24 時間

電 話 043(206)8002

面接相談 月曜日から金曜日（祝休日及び年末年始を除く）
午前9時～午後5時【要予約】

専門相談 法律相談、心とからだの健康相談【要予約】

《一時保護》 市町村や警察、各種相談窓口を通じて御相談ください。

◎女性のための総合相談

千葉県男女共同参画センターでは、様々な不安や悩みを抱えている女性のために、専門の女性相談員が相談に応じています。（無料。面接や専門相談は電話相談の後で予約を受け付けます。）

女性のための電話相談 04(7140)8605

一般 相談	電話相談	火～日曜日	午前9時30分～午後4時 （月曜が祝日の場合の翌日火曜・祝日・年末年始は休み）	（上記電話番号）
	面接相談 ※予約制	電話相談のあと希望に応じて受付		千葉・柏・我孫子市内
専門 相談	法律相談 ※予約制	面接相談のあと希望に応じて受付		我孫子市内
	こころの相談 ※予約制	面接相談のあと希望に応じて受付		
	カウンセリング ※予約制	面接相談のあと希望に応じて受付		千葉・柏・我孫子市内

◎男性のための総合相談

千葉県男女共同参画センターでは、様々な不安や悩みを抱えている男性のために、専門の男性相談員が相談に応じています。（無料。カウンセリングは電話相談の後で予約を受け付けます。）

男性のための電話相談 043(308)3421

電話相談	火・水曜日	午後4時～午後8時 （月曜が祝日の場合の翌日火曜・祝日・年末年始は休み）	（上記電話番号）
カウンセリング ※予約制	電話相談のあと希望に応じて受付		千葉市内

■医療保険・年金の相談■

◎社会保険制度相談窓口一覧

社会保険制度には、医療保険・年金保険・労働保険があり、一般被用者・地域住民・船員・公務員など対象者別にそれぞれの制度に分けられています

	種類	対象者	経営主体	窓口
医療保険	国民健康保険	地域住民	市区町村 国民健康保険組合	市区町村 国民健康保険組合
	健康保険（給付）	一般被用者	全国健康保険協会 健康保険組合	全国健康保険協会 健康保険組合
		健康保険法第3条第2項の規定による労働者	全国健康保険協会	全国健康保険協会 指定市町村 年金事務所
	共済組合	公務員等	国家公務員共済組合 地方公務員等共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	
年金保険	国民年金	地域住民等	政府 国民年金基金	市区町村役場 国民年金基金
	厚生年金保険	一般被用者	政府 厚生年金基金	年金事務所 厚生年金基金
	共済組合	公務員等	国家公務員共済組合 地方公務員等共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	
総合保険	船員保険（適用）	船員	政府	年金事務所
労働保険	雇用保険	一般被用者	政府	ハローワーク
	労災保険			労働基準監督署

- (注) 1 国民年金の対象者には、一般被用者、船員、公務員等を含む。
2 船員保険の職務外年金は厚生年金保険に統合されている。

◎年金相談窓口

お問合せ 内容 項目	年金相談に関する 一般的なお問合せ	「ねんきん定期便」 「ねんきんネット」 に関するお問合せ	来訪相談のご予約	年金の加入に関する 一般的なお問合せ	
ダイヤル 名称	ねんきんダイヤル		予約受付専用電話	ねんきん加入者ダイヤル	
電話番号 (ナビダイヤ ル)	0570-05-1165	0570-058-555	0570-05-4890	0570-003-004	0570-007-123
050で始まる電話でおかけになる場合 (一般電話)	(東京) 03-6700-1165	(東京) 03-6700-1144	(東京) 03-6631-7521	(東京) 03-6630-2525	(東京) 03-6837-2913
受付時間	月曜日 午後8時30分から午後7時 火曜日から金曜日 午後8時30分から午後5時15分 第2土曜日 午前9時30分から午後4時		月曜日から金曜日 午前8時30分から 午後5時15分	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後7時 第2土曜日 午前9時30分から午後4時	
注意事項	※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時までにご相談をお受けします。 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。		※土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。	※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。	

また、日本年金機構のホームページもご利用ください。<https://www.nenkin.go.jp/>

◎年金事務所

健康保険法・厚生年金保険法、国民年金法などに関する事務を行っています。

業務内容

- 1 被保険者の資格に関すること
- 2 年金の相談に関すること
- 3 保険料等の徴収に関すること

名称	所在地	電話	管轄区域
千葉年金事務所	〒260-8503 千葉市中央区中央港 1-17-1 (最寄駅) JR京葉線、千葉都市モノ レール「千葉みなと駅」下 車徒歩8分	043(242)6320(代) FAX 043(241)0211	・千葉市 (中央区・若葉区・緑区) ・茂原市・東金市 ・勝浦市・山武市 ・いすみ市・大網白里市 ・山武郡・長生郡・夷隅郡

千葉年金事務所 茂原分室	〒297-0023 茂原市千代田町 1-6 茂原サンヴェルプラザ 1F (最寄駅) JR 外房線「茂原駅」下車 南口より徒歩 1 分	0475(23)2530(代) FAX 0475(23)2077	
幕張年金事務所	〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷 1-4-20 (最寄駅) JR 総武線、京成線 (京成)「幕張本郷駅」下車 徒歩 5 分	043(212)8621(代) FAX 043(273)4511	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市 (稲毛区・花見川区・美浜区) ・佐倉市・習志野市 ・四街道市・八街市 ・富里市 ・印旛郡酒々井町
船橋年金事務所	〒273-8577 船橋市市場 4-16-1 (最寄駅) JR 総武線「東船橋駅」下 車 徒歩 10 分	047(424)8811(代) FAX 047(422)0811	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市・八千代市 ・印西市・白井市 ・印旛郡 (幕張年金事務所管内 の地域を除く)
市川年金事務所	〒272-8577 市川市市川 1-3-18 SRビル市川3F(市川グラ ンドホテル同ビル) (最寄駅) JR「市川駅」下車北口出 口徒歩 3 分 (京成)市川真間駅下車南口 出口徒歩 6 分	047(704)1177(代) FAX 047(704)1188	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市・鎌ヶ谷市 ・浦安市
松戸年金事務所	〒270-8577 松戸市新松戸 1-335-2 (最寄駅) JR 武蔵野線・常磐線 「新松戸駅」下車徒歩 5 分	047(345)5517(代) FAX 047(342)9711	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市・野田市 ・柏市・流山市 ・我孫子市
木更津年金事務所	〒292-8530 木更津市新田 3-4-31 (最寄駅) JR 内房線「木更津駅」下 車 徒歩 15 分, 日東交通バス ソニー木更 津行き「NTT 木更津停留 所」下車徒歩 5 分	0438(23)7616(代) FAX 0438(22)5711	<ul style="list-style-type: none"> ・木更津市・館山市 ・市原市・鴨川市 ・君津市・富津市 ・袖ヶ浦市・南房総市 ・安房郡
佐原年金事務所	〒287-8585 香取市佐原口 2116-1 (最寄駅) JR 成田線「佐原駅」下車 徒歩 12 分 千葉交通バス「粉名口車庫 停留所」下車徒歩 3 分	0478(54)1442(代) FAX 0478(54)4411	<ul style="list-style-type: none"> ・香取市・銚子市 ・成田市・匝瑳市 ・旭市・香取郡

ねんきんサテライト成田（佐原年金事務所成田分室）	〒286-0033 成田市花崎町 828-11 スカイタウン成田 2 階 JR「成田駅」徒歩 1 分 京成「成田駅」徒歩 2 分	0476(24)5715(代) FAX 0476(24)5720	
--------------------------	--	-------------------------------------	--

◎街角の年金相談センター

年金相談に関する各種情報の提供を行うとともに、個人の年金加入期間に対応した相談、年金の請求手続きの受付を行います。

「街角の年金相談センター市川（オフィス）」では、“予約制による年金相談”を行っています。

名称	所在地	最寄駅
街角の年金相談センター千葉	〒260-0027 千葉市中央区新田町 4-22 サ ンライトビル 1F 予約専用 043(241)1165	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 千葉駅下車 (東口から徒歩 10 分) ・京成千葉駅下車 (徒歩 7 分)
街角の年金相談センター船橋	〒273-0005 船橋市本町 1-3-1 フェイス ビル 7F 予約専用 047(424)7091	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 船橋駅下車徒歩 1 分 ・京成船橋駅下車徒歩 1 分
街角の年金相談センター市川 (オフィス)	〒272-0034 市川市市川1-7-6 愛愛ビル3階 予約専用 047(329)3301	<ul style="list-style-type: none"> ・JR市川駅下車北口出口徒歩 1 分 ・京成線市川真間駅下車南口出口徒歩 8分
街角の年金相談センター柏	〒277-0005 柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル 1 階 予約専用 04(7160)3111	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 常磐線、千代田線、東部アーバン パークライン「柏駅」徒歩 5 分

※ 健康保険や国民年金の加入手続き・保険料納付事務を取り扱っておりません。

■健康・医療の相談■

◎難病相談

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病は、その性質上長期の療養を余儀なくされ、経済的負担はもちろん精神的にも大きな負担を伴うため、患者とその家族に対し、県では医療及び療養生活にかかる相談・指導を行っています。

疾病等に対する不安解消と潜在患者の早期発見に努めるとともに、寝たきり等により受療が困難な在宅患者に対し、訪問相談により医学的指導等を行い、地域における在宅医療の促進に資することを目的とします。

事業内容

1 在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援患者に対し、実態に応じてきめ細やかな支援を行うため、対象患者別の在宅療養支援計画の作成・評価を行います。

2 訪問相談・指導事業

患者や家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、個別の相談、指導、助言等を行うため、保健師・看護師等を訪問相談員として派遣します。また、在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、対象患者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問診療、訪問指導を実施します。

3 医療相談事業

難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、専門の医師、看護師、社会福祉士等の医療相談班を編成し、療養生活に関する相談事業を行います。

4 窓口相談

常時、保健所（健康福祉センター）において相談・指導を行います。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）

◎難病相談支援センター

地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援及び就労支援、地域交流活動の支援などを促進する拠点施設として、療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細かな支援を通じて、地域における患者等の生活の質の向上を推進しています。

難病相談支援センター事業は、おおむね二次保健医療圏に設置する地域難病相談支援センターと、その指導的役割を担う総合難病相談支援センターを三次保健医療圏に設置し実施します。

1 総合難病相談支援センター（千葉大学医学部附属病院）

2 地域難病相談支援センター（おおむね二次保健医療圏に1医療機関）

二次医療圏	医療機関名	電話番号
千葉※	国立病院機構千葉東病院	043(264) 3118
東葛南部	順天堂大学医学部附属浦安病院	047(353)3111
東葛北部	東京慈恵会医科大学附属柏病院	04(7167)9681
印旛山武	成田赤十字病院	0476(22)2311
香取海匝	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院	0479(63)8111
夷隅長生	公立長生病院	0475(34)2121
安房	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	04(7099)1223
君津	国保直営総合病院君津中央病院	0438(36)1071
市原	帝京大学ちば総合医療センター	0436(62)5126

※千葉地域は、平成30年4月から千葉市が運営しています。

◎エイズ相談

保健所（健康福祉センター）では、エイズに対する予防知識や感染への不安、検査等に対する相談を行っています。

また、検査は無料・匿名で実施しています。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）

◎がんに関する相談

がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院等に、「がん相談支援センター」という相談窓口が設けられています。その病院に通院していなくても、どなたでも無料でご利用できる相談窓口ですので、お気軽にご相談ください。

相談は、面接又は電話でお受けしています。

病院名および相談窓口	住所・電話番号	対応曜日・時間
千葉大学医学部附属病院	千葉市中央区亥鼻 1-8-1 043-226-2698（直通）	月～金 9:30～16:30
独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	千葉市中央区椿森 4-1-2 043-251-5320（直通）	月～金 9:00～16:00
船橋市立医療センター	船橋市金杉 1-21-1 047-438-3321（代表）	月～金 9:00～17:00
東京歯科大学市川総合病院	市川市菅野 5-11-13 047-322-0151（内線 2215）	月～金 9:00～17:00 土（第2を除く） 9:00～12:00
順天堂大学医学部附属浦安病院	浦安市富岡 2-1-1 047-382-1341（直通）	月～金 9:00～16:30 土（第2を除く） 9:00～12:30

東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市柏下 163-1 04-7167-9739 (直通)	月～土 9:00～16:00 (土は面談のみ)
松戸市立総合医療センター	松戸市千駄堀 993-1 047-712-2511 (代表)	月～金 8:30～17:00
日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅 1715 0476-99-2057 (直通)	月～土 9:00～16:00 (土は 15:00 まで)
地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院	旭市イ 1326 0479-63-8111 (代表)	月～金 8:30～17:15
医療法人鉄蕉会亀田総合病院	鴨川市東町 929 04-7092-2211 (代表)	月～金 9:00～16:00 (土は 11:00 まで)
国保直営総合病院君津中央病院	木更津市桜井 1010 0438-36-1071 (内線 2812)	月～金 9:00～17:00
独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院	市原市辰巳台東 2-16 0436-74-1111 (代表)	月～金 9:00～16:00
国立がん研究センター東病院	柏市柏の葉 6-5-1 04-7134-6932 (直通)	月～金 8:30～17:15
地方独立行政法人 さんむ医療センター	山武市成東 167 0475-82-2521 (代表)	月～金 8:30～17:15
千葉県がんセンター	千葉市中央区仁戸名町 666-2 043-264-6801 (直通)	月～金 9:00～17:00 (祝祭日は除く)

問合せ先 県庁健康福祉部健康づくり支援課

電話 043(223)2686

ピア・サポーターズサロンちば

県の養成研修を修了したがん体験者「千葉県がんピア・サポーター」が、患者さんやそのご家族にがんについての思いや不安などを聴いたり、自分の体験をお話する場です。千葉県がんセンターや県内のがん診療連携拠点病院などで開催されています。

ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/pbgnv/fellow/fellow02/fellow03/index.html>

問い合わせ先 千葉県地域統括相談支援センター（千葉県がんセンター内）

電話 043(264)5431 (内線 7148)

◎石綿（アスベスト）健康相談

石綿（アスベスト）を原因とする肺がんや中皮腫等の健康被害に対する県民の健康不安への対応として、県では、各保健所（健康福祉センター）で次のような対応を行っています。

アスベスト健康相談の実施

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年 3 月 27 日施行）による健康被害救済制度の受付

◎アイバンク登録関係相談

アイバンクへのドナー登録及び登録に関するお問い合わせ等は、次の機関までお願いします。

(公財) 千葉県アイバンク協会 電話 043(222)6803
角膜センター・アイバンク 電話 047(324)1010

◎臓器移植関係相談

臓器移植に関する事項については次の機関にお問い合わせください。

(公社) 日本臓器移植ネットワーク 電話 0120(78)1069
県庁健康福祉部疾病対策課 電話 043(223)2662
(公財) 千葉ヘルス財団 電話 043(223)2663

◎骨髄バンクドナー登録関係相談

骨髄バンクへのドナー登録及び登録に関するお問い合わせ等は、次の機関までお願いします。

【問合せ機関】

(公財) 日本骨髄バンク 03(5280)1789

【ドナー登録受付機関】

- 1 印旛保健所 (印旛健康福祉センター) 043(483)1466
- 2 長生保健所 (長生健康福祉センター) 0475(22)5167
- 3 君津保健所 (君津健康福祉センター) 0438(22)3745
- 4 千葉県骨髄データセンター 047(457)9928

注1：保健所でのドナー登録については、予約制となっていますので事前に連絡をお願いします。

◎アレルギー相談センター

アレルギー疾患に対する電話相談やホームページ等による情報提供を行っています。

相談窓口 アレルギー相談センター

電話相談 月・水・金 (祝祭日・年末年始を除く。)
午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く。)

相談専用電話 043(223)2677

ホームページ 「千葉県アレルギー相談センター」検索

◎不妊・不育専門相談センター

千葉県内にお住まいの方を対象に、不妊や不育症に関する疑問や悩みについて、オンライン面談や電話による相談を行っています。

相談方法 面接相談及び電話相談（面接は予約制です。）
※オンラインツール（Zoom）を利用して実施します。

相談費用 無料

ホームページ 「千葉県不妊・不育専門相談センター」検索

※千葉市・船橋市にお住まいの方は、各市でも御相談に応じています。

千葉市：千葉市保健所 電話 043(238)9925

船橋市：船橋市保健所 電話 047(409)3274

◎国民健康保険医療給付等相談

医療機関等における国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る診療費についての疑問に関する電話相談に応じています。

相談窓口 県庁健康福祉部保険指導課

相談電話 043(223)2378

相談時間 月～金曜日（祝日等閉庁日を除く。）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

◎介護保険の相談

介護保険に関する相談等については、各市役所・町村役場介護保険担当課へお問い合わせください。

各市役所・町村役場介護保険担当課（12ページ参照）

◎医療相談

医療機関のご案内、健康に関するご相談等をお受けしています。

相談内容によっては、より適切な相談窓口をご案内します。

医療上のトラブルに関しては、相談者ご自身が解決するための助言は行いますが、医療機関に対する調査、交渉は行いません。

相談専用電話 043(223)3636 ※お掛け間違いのないようご注意ください。

相談窓口 医療安全相談センター（相談は電話のみとなります。）

相談時間 月～金曜日（祝日等閉庁日を除く。）

午前9時～12時、午後1時～4時30分

*千葉市・船橋市・柏市に所在の医療機関については、各市の医療相談窓口にご相談ください。

名称	相談受付曜日	相談受付時間	相談電話
千葉市保健所	月～金	午前9時～12時 午後1時～4時	043(238)9983
船橋市保健所	月～金	午前9時～12時 午後1時～4時	047(409)1640

柏市保健所	月～金	午前 9 時～12 時 午後 1 時～3 時	04(7167)1775
-------	-----	---------------------------	--------------

◎救急安心電話相談

救急車を呼ぶかどうか迷った時など、看護師や医師が電話で症状を伺い、すぐに医療機関で受診したほうがいいのか、救急車を呼んだほうがいいのかなどをアドバイスします。

相談時間 平日・土曜 18時～翌6時

日曜・祝日・年末年始・GW 9時～翌6時

電話番号 #7009

※ダイヤル回線、光電話、IP 電話からは、03(6735)8305

◎薬の相談（薬事アドバイザー）

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等に関するお問い合わせやご相談に薬事アドバイザーが応じています。

相談窓口 県庁健康福祉部薬務課

電話番号 043(223)2622

相談時間 月～金曜日（祝・祭日を除く。）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

◎食品等に関する相談

食品衛生に関する照会や相談に応えるとともに、食品衛生に関する情報提供を行っています。

相談内容

- 1 家庭での食中毒予防や食中毒の発生状況などについて
- 2 食品表示について（食品の名称、製造者、製造所所在地、賞味／消費期限、食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー表示など）
- 3 食品の衛生についての疑問
- 4 イベント、催事における食品の取扱い上の注意について
- 5 食品添加物、食品中の残留化学物質、容器包装の食品衛生上の規制について
- 6 食品営業許可・届出について
- 7 食品関係の免許・資格について（製菓衛生師、ふぐ処理師、食品衛生責任者、食品衛生管理者）

相談時間

月～金曜日（祝・祭日を除く。）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

相談窓口

- 1 各保健所（健康福祉センター）健康生活支援課または生活衛生課
- 2 食品衛生県民ダイヤル（県庁健康福祉部衛生指導課内）
電話 043(221)6000

◎住居衛生相談

住まいにおける人の健康を損なうおそれのある要因等についての相談や、関連する機関等の情報提供を行っています。

相談内容

- 1 室内空気環境（揮発性有機化合物等）について
- 2 ねずみ・衛生害虫について
- 3 アタマジラミについて

相談時間 月～金曜日（祝・祭日を除く。）午前9時～正午、午後1時～午後5時

相談窓口 各保健所（健康福祉センター）

■その他の相談■

◎人権相談

いじめや体罰を受けた、暴行や虐待を受けた、差別を受けたなど、人権を侵害されたり、人権問題でお困りの場合には、法務局・地方法務局、その支局に気軽に御相談ください。

人権擁護委員又は法務局職員がその内容を十分聴いた上、権利を守るために必要な手続きを助言したり、その問題を取り扱う関係官公署等に紹介するなど、それぞれの場合に応じた解決の手助けを行います。

人権相談所一覧

名 称	所 在 地	電話番号
全国共通人権相談ダイヤル (みんなの人権 110 番)	最寄りの法務局につながります。	0570(003)110
千葉地方法務局人権擁護課 (1)子どもの人権 110 番 (2)女性の人権ホットライン	〒260-8518 千葉市中央区中央港 1-11-3	043(302)1319 (1)0120(007)110 (2)0570(070)810
千葉地方法務局佐倉支局	〒285-0811 佐倉市表町 1-20-11	043(484)1222
千葉地方法務局茂原支局	〒297-0078 茂原市高師台 1-5-3	0475(24)2188
千葉地方法務局松戸支局	〒271-8518 松戸市岩瀬 473-18	047(363)6278
千葉地方法務局柏支局	〒277-0005 柏市柏 6-10-25	04(7167)3309
千葉地方法務局木更津支局	〒292-0057 木更津市東中央 3-1-7	0438(22)2531

千葉地方法務局館山支局	〒294-0045 館山市北条 2169-1	0470(22)0620
千葉地方法務局匝瑳支局	〒289-2141 匝瑳市八日市場ハ 678-3	0479(72)0334
千葉地方法務局香取支局	〒287-0001 香取市佐原口 2122-40	0478(52)3391
千葉地方法務局船橋支局	〒273-8558 船橋市海神町 2-284-1	047(431)3681
千葉地方法務局市川支局	〒272-0805 市川市大野町 4-2156-1	047(339)7701

受付時間 1 人権の相談 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
2 子どもの人権 110 番 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
3 女性の人権ホットライン 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◎人権擁護委員

人権擁護委員は、地域住民で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ人権擁護について理解のある方を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱します。千葉県内には459名（令和4年4月1日現在）が各市町村に配置されています。

◎戦没者遺族相談員

相談員は民間人で、その地域の住民で社会的人望があり、かつ戦没者遺族の援護に熱意と識見を有する方の中から知事が推薦し、厚生労働大臣が業務を委託します。

業務内容

- 1 戦没者遺族についての各種年金、給付金等の受給に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと
- 2 戦没者遺族の生活上の問題に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと
- 3 その他前各号に附帯する事項に関する相談に応じ必要な指導を行うこと

委託期間 2年

定員 34人でそれぞれ一定区域を受け持っています。

問合せ先 県庁 健康福祉指導課 援護班 電話 043(223)2337

◎戦傷病者相談員

相談員は民間人で、その地域の住民で社会的人望があり、かつ戦傷病者の援護に熱意と識見を有する方の中から知事が推薦し、厚生労働大臣が業務を委託します。

業務内容

- 1 戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の支給等の受給に関する相談に応じ必要な指導を行うこと

2 恩給、傷害年金等の請求に関すること、及び身体障害者更生援護施設等の各種社会福祉施設等の利用に関する相談に応じ必要な指導を行うこと

3 戦傷病者の生活上の問題に関する相談に応じ必要な指導を行うこと

委託期間 2年

定員 7人でそれぞれ一定区域を受け持っています。

問合せ先 県庁 健康福祉指導課 援護班 電話 043(223)2337

◎ハローワーク等の職業紹介施設

ハローワーク等では、仕事を探している方に対し、就職（転職）についての相談、適性や希望にあった職場への職業紹介を行っています。また、雇用保険の支給等の仕事もしています。費用は一切無料です。

名 称	所 在 地	電 話
ハローワーク千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3	043(242)1181
ハローワーク千葉南	〒260-0842 千葉市中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3階・4階	043(300)8609
ハローワーク市川	〒272-8543 市川市南八幡 5-11-21	047(370)8609
ハローワーク銚子	〒288-0041 銚子市中央町 8-16	0479(22)7406
ハローワーク館山	〒294-0047 館山市八幡 815-2	0470(22)2236
ハローワーク木更津	〒292-0831 木更津市富士見 1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5階	0438(25)8609
ハローワーク佐原	〒287-0002 香取市北 1-3-2	0478(55)1132
ハローワーク茂原	〒297-0078 茂原市高師台 1-5-1 茂原地方合同庁舎 1階	0475(25)8609
ハローワークいすみ	〒298-0004 いすみ市大原 8000-1	0470(62)3551
ハローワーク松戸	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル3階・5階・10階	047(367)8609

ハローワーク野田	〒278-0027 野田市みずき 2-6-1	04(7124)4181
ハローワーク船橋 (第一庁舎)	〒273-0011 船橋市湊町 2-10-17 (雇用保険適用、各種助成金、求人受付)	047(431)8287
ハローワーク船橋 (第二庁舎)	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 4 階・7 階 (職業相談、雇用保険受給)	047(420)8609
ハローワーク成田 (からべ庁舎)	〒286-0036 成田市加良部 3-4-2 (障害者及び外国人の職業相談・雇用保険受給、新規学卒者の職業相談、雇用保険適用、各種助成金、求人受付)	0476(27)8609
ハローワーク成田 (駅前庁舎)	〒286-0033 成田市花崎町 828-11 スカイタウン成田 3 階 (からべ庁舎の対象者以外の職業相談・雇用保険受給)	0476(89)1700
千葉新卒応援ハローワーク	〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 1 階	043(307)4888
ふなばし新卒応援 ハローワーク	〒273-0005 船橋市本町 1-3-1 船橋フェイスビル 9 階	047(426)8474
まつど新卒応援ハローワーク	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3 階	047(367)8609 (48#)
柏わかものハローワーク	〒277-0005 柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル 3 階	04(7166)8611
ハローワークプラザちば	〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 1 階	043(238)8300
ハローワークプラザ柏	〒277-0005 柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル 3 階	04(7166)8609

ハローワークプラザ市原	〒290-0050 市原市更級 5-1-18 市原市勤労会館 (you ホール) 1 階	0436(23)6941
マザーズハローワークちば	〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 1 階	043(238)8100
ハローワーク松戸 マザーズコーナー	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル3階	047(367)8609
ハローワーク千葉南 マザーズコーナー	〒290-0050 市原市更級 5-1-18 市原市勤労会館 (you ホール) 1 階	0436(26)8186
ハローワーク木更津 マザーズコーナー	〒292-0831 木更津市富士見 1-2-1 スパークルシティ木更津ビル 5 階	0438(25)0881
ハローワーク市川 マザーズコーナー	〒272-0033 市川市市川南 1-1-1 ザ・タワーズ・イースト 3 階	047(323)8609
ハローワーク船橋 マザーズコーナー	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 4 階	047(420)8609 (43#)
ハローワーク成田 マザーズコーナー	〒286-8585 成田市花崎町 760 成田市役所 2 階	0476(20)0567
千葉市ふるさとハローワーク いなげ	〒263-8733 千葉市稲毛区穴川 4-12-1 千葉市稲毛区役所 2 階	043(284)0800
千葉市ふるさとハローワーク みどり	〒266-8733 千葉市緑区おゆみ野 3-15-3 千葉市緑区役所 3 階	043(300)1611
東金市地域職業相談室	〒283-0068 東金市東岩崎 1-3 東金市役所別棟 1 階	0475(52)1104
流山市地域職業相談室	〒270-0111 流山市江戸川台東 1-4 新川 JA ビル 2 階	04(7156)7888

旭市地域職業相談室	〒289-2504 旭市二の 2787 番地 1 あさひ市民センター 1 階	0479(62)5359
佐倉市地域職業相談室	〒285-0005 佐倉市宮前 3-4-1 ミレニアムセンター佐倉 3 階	043(483)3180
浦安市ふるさとハローワーク	〒279-0012 浦安市入船 1-4-1 イオン新浦安店 4 階 浦安市民プラザ wave101 内	047(381)8609
八千代市地域職業相談室	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 八千代市役所 1 階	047(483)1151
我孫子市地域職業相談室	〒270-1151 我孫子市本町 2-4-2 サンビーンズビル 6 階	04(7165)2786
鴨川市ふるさとハローワーク	〒296-8601 鴨川市横渚 1450 鴨川市役所 1 階	04(7093)7853
ふるさとハローワーク ならしの	〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼ビル 4 階	047(408)0055

◎千葉県労働相談センター

賃金不払い、解雇、パワハラ・セクハラ、労働時間、休日、配置転換・出向等の雇用に伴う労働問題、職場のストレスなどの心の健康に関する問題でお悩みの労働者又は使用者の方からのご相談を、専任の相談員、弁護士、公認心理師等が承ります。

相談電話 043(223)2744

相談窓口 千葉県労働相談センター

所在地 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁本庁舎 2 階

- 1 一般労働相談（来所による相談は要予約）

相談時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前 9 時～午後 5 時（来所又は電話による相談）

午後 5 時～午後 8 時（電話相談のみ。

最終受付時間は午後 7 時 45 分）

- 2 弁護士による特別労働相談（来所による相談：要予約。

予約受付は相談日の前々日まで）

相談時間 原則として、毎月第1、3金曜日 午後1時～3時

3 働く人のメンタルヘルス特別労働相談（来所又は電話による相談：要予約）

相談時間 原則として、毎月第4水曜日 午後5時30分～7時30分

◎千葉県ジョブサポートセンター

千葉県ジョブサポートセンターは、千葉県と国（ハローワーク）が協力して再就職に向けた様々な支援をワンストップで行う総合支援施設です。

所在地 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル3階(JR 千葉駅より徒歩5分)

電話 043(245)9420（暮らしにマル）

F A X 043(245)9421

利用時間 【月～金曜日】午前9時～午後5時（※最終受付は午後4時30分）

【第1・3・5土曜日】午前10時～午後5時（※）

休館日 第2・4土曜、日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

◎動物（ペット）に関する相談

動物の適正な飼い方や管理方法に関する相談等を受けております。

相談内容

1 動物の適正飼養について

動物の飼い方・犬のしつけ方に関する相談、動物が行方不明になったとき・動物を保護したときの相談、犬及び猫の譲渡・新しい飼い主探し、犬及び猫の引取りに関する相談を受けております。

2 犬による人への危害防止について

犬の飼養管理指導、飼い犬が人をかんだときの届出、野犬等の捕獲に関する相談を受けております。

3 第一種及び第二種動物取扱業に関する手続きについて

第一種及び第二種動物取扱業を行う場合の登録等に関する相談を受けています。

4 特定動物の飼養・保管について

サル、トラ、ワニなどの「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」で定める特定動物を飼う場合の許可等に関する相談を受けています。

5 多頭飼養届出について

犬又は猫をあわせて10頭以上飼養する際に必要となる、多頭飼養届に関する相談を受けております。

※3. 4. 5については、最寄りの保健所（健康福祉センター）にお願いします。

相談時間 月～金曜日（祝・祭日を除く。） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

相談窓口

1 千葉県動物愛護センター 本所

所在地 〒286-0211 富里市御料 709-1

電話 0476(93)5711

F A X 0476(93)5326
 千葉県動物愛護センター 東葛飾支所
 所在地 〒277-0941 柏市高柳 1018-6
 電 話 04(7191)0050
 F A X 04(7193)2387

2 各保健所（健康福祉センター）

◎千葉県消費者センター

社会経済の進展に伴い、消費者を取り巻く環境は複雑・多様化しています。

県消費者センターでは、消費生活相談員が、消費者と事業者間の商品の購入やサービスの提供に係る販売方法・契約のトラブルなど消費生活や多重債務、個人情報保護に関する相談をお受けし、解決のための助言などを行っています。

相談専用電話 047(434)0999
 F A X 047(431)3858

相談時間 月～土曜日（日曜・祝日・年末年始を除く。）

平 日：午前9時～午後4時30分

土曜日：午前9時～午後4時

所 在 地 〒273-0014 船橋市高瀬町 66-18

このほか、暮らしに役立つ消費生活に関する知識を深めていただくため、無料で、講師派遣やDVDなどの消費者教育教材の閲覧・貸出を行っています。詳しくは、電話047(431)3811へお問い合わせください。

なお、県内各市町村にも、消費生活相談窓口が設置されています。

各市の消費生活センターは下表一覧のとおりです。

相談窓口がわからない場合は、3桁の電話番号「消費者ホットライン 188(いやや!）」にお電話ください。

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号です。お住まいの市町村の相談窓口が相談日でない場合は、県または国民生活センターの相談窓口につながります。受け付けた窓口では、その名称をお伝えしていますので、必ずその相談窓口名を御確認ください。

各市消費生活センター一覧

名 称	所 在 地	電 話
千葉市 消費生活センター	〒260-0045 千葉市中央区弁天 1-25-1	TEL043(207)3000 FAX043(207)3111
銚子市 消費生活センター	〒288-8601 銚子市若宮町 1-1(銚子市役所内)	TEL0479(24)8194 FAX0479(25)0277

市川市 消費生活センター	〒272-0033 市川市市川南 1-1-1 ザ・ファースト 213	TEL047(320)0666 FAX047(320)0669
船橋市 消費生活センター	〒273-0005 船橋市本町 1-3-1 フェイスビル5階	TEL047(423)3006 FAX047(423)3040
木更津市 消費生活センター	〒292-8501 木更津市朝日 3-10-19 木更津市役所朝日庁舎	TEL0438(20)2234 FAX0438(25)3566
松戸市 消費生活センター	〒271-0073 松戸市小根本 7-8 京葉ガスF 松戸第2ビル5階	TEL047(365)6565 FAX047(365)9606
野田市 消費生活センター	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1 (野田市役所内)	TEL04(7123)1084 FAX04(7189)7870
茂原市 消費生活センター	〒297-8511 茂原市道表 1 (茂原市役所内)	TEL0475(20)1101 FAX0475(20)1600
成田市 消費生活センター	〒286-8585 成田市花崎町 760 (成田市役所内)	TEL0476(23)1161 FAX0476(24)2185
佐倉市 消費生活センター	〒285-0005 佐倉市宮前 3-4-1 ミレニアムセンター佐倉 3階	TEL043(483)4999 FAX043(483)8604
東金市 消費生活センター	〒283-8511 東金市東岩崎 1-1 (東金市役所内)	TEL0475(50)1238 FAX0475(50)1293
旭市 消費生活センター	〒289-2504 旭市二の 2132 (旭市役所内)	TEL0479(62)8019 FAX0479(62)4200
習志野市 消費生活センター	〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 4階	TEL047(451)6999 FAX047(453)5747
柏市 消費生活センター	〒277-0004 柏市柏下 73 中央体育館管理棟 1階	TEL04(7164)4100 FAX04(7164)4327
市原市 消費生活センター	〒290-0081 市原市五井中央西 1-1-25 サンプラザ市原 2階	TEL0436(21)0999 FAX0436(21)0899
流山市 消費生活センター	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 (流山市役所第2庁舎 2階)	TEL04(7158)0999 FAX04(7158)2721
八千代市 消費生活センター	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 (八千代市役所多目的棟)	TEL047(485)0559 FAX047(486)0792

我孫子市 消費生活センター	〒270-1151 我孫子市本町 3-2-1 アビイクオーレ 2 階 (イトーヨーカドー我孫子南口店)	TEL04(7185)0999 FAX04(7182)8080
鎌ヶ谷市 消費生活センター	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 (鎌ヶ谷市役所内)	TEL047(445)1246 FAX047(445)1400
君津市 消費生活センター	〒299-1192 君津市久保 2-13-1 (君津市役所内)	TEL0439(56)1529 FAX0439(56)1629
浦安市 消費生活センター	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1 (浦安市役所内)	TEL047(390)0030 FAX047(390)6521
四街道市 消費生活センター	〒284-0005 四街道市四街道 1-20-23	TEL043(422)2155 FAX043(422)2164
袖ヶ浦市 消費生活センター	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1 (袖ヶ浦市役所内)	TEL0438(62)3134 FAX0438(62)3134
八街市 消費生活センター	〒289-1192 八街市八街ほ 35 番地 29 (八街市役所内)	TEL043(443)9299 FAX043(442)6416
印西市 消費生活センター	〒270-1396 印西市大森 2364-2 (印西市役所内)	TEL0476(42)3306 FAX0476(42)3306
白井市 消費生活センター	〒270-1492 白井市復 1123 (白井市役所内)	TEL047(492)1111 (内 3202) FAX047(491)3554
富里市 消費生活センター	〒286-0292 富里市七栄 652-1 (富里市役所内)	TEL0476(93)5348 FAX0476(93)2101
匝瑳市 消費生活センター	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ 793-2 (匝瑳市役所内)	TEL0479(74)7007 FAX0479(72)1117
香取市 消費生活センター	〒287-8501 香取市佐原口 2127 (香取市役所内)	TEL0478(50)1300 FAX0478(54)2855
山武市 消費生活センター	〒289-1392 山武市殿台 296 (山武市役所内)	TEL0475(82)8453 FAX0475(82)2107
大網白里市 消費生活センター	〒299-3292 大網白里市大網 115-2 (大網白里市役所内)	TEL0475(70)0344 FAX0475(72)8454

◎公害苦情相談

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下などの公害、産業廃棄物・残土の不法投棄などに関する相談は次の機関で取り扱っています。

お住まいの市町村の公害担当主管課や地域振興事務所などにお問い合わせください。公

害苦情相談員が、必要に応じて関係機関と連絡を取り、発生源に対する指導や助言などを行います。

市町村……………公害担当主管課

県地域振興事務所……………各地域環境保全課

葛南地域振興事務所	電話 047(424)8092 FAX 047(421)1590
東葛飾地域振興事務所	電話 047(361)4048 FAX 047(361)4098
印旛地域振興事務所	電話 043(483)1447 FAX 043(486)7570
香取地域振興事務所	電話 0478(54)7505 FAX 0478(52)5529
海匝地域振興事務所	電話 0479(64)2825 FAX 0479(63)9898
山武地域振興事務所	電話 0475(55)3862 FAX 0475(55)8312
長生地域振興事務所	電話 0475(26)6731 FAX 0475(26)6733
夷隅地域振興事務所	電話 0470(82)2451 FAX 0470(82)4164
安房地域振興事務所	電話 0470(22)8711 FAX 0470(22)0074
君津地域振興事務所	電話 0438(23)2285 FAX 0438(23)2287

県庁……………環境生活部各課

環境政策課	電話 043(223)4660 FAX 043(222)8044
大気保全課	電話 043(223)3805 FAX 043(224)0949
水質保全課	電話 043(223)3871 FAX 043(222)5991
自然保護課	電話 043(223)2971 FAX 043(225)1630
循環型社会推進課	電話 043(223)2645 FAX 043(221)3970
廃棄物指導課	電話 043(223)3801 FAX 043(221)5789

また、公害紛争が発生し、当事者間での解決が難しい場合には、その紛争を解決する機関として、国においては公害等調整委員会があるほか、県には千葉県公害審査会が設置されています。（事務局：環境政策課）

◎交通事故相談所

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。県では、交通事故でお困りの方のために、交通事故相談や心のケアに関する相談を専任相談員及び臨床心理士（本所に限る。）が無料で行っています。

また、市町への巡回相談も実施していますので、詳しくは最寄りの相談所へお問い合わせください。

相談時間 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）

午前9時～12時、午後1時～5時〔受付は午後4時30分まで〕

《所在地》

本所	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 県庁本庁舎 2階 電話 043(223)2264 FAX 043(221)2969（くらし安全推進課）
東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根本 7 東葛飾合同庁舎 4階 電話 047(368)8000
安房支所	〒294-0045 館山市北条 402-1 安房合同庁舎 1階 電話 0470(22)7132

◎犯罪被害者等の方々への支援

犯罪による被害に遭われた方々は、直接的な被害に加え、事件後の精神的、身体的、経済的な様々な困難などの二次的被害に苦しめられています。

県、（公社）千葉犯罪被害者支援センター、NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさとでは、こうした犯罪に遭われた方やそのご家族、ご遺族の方々からの犯罪被害者相談を行っています。

県の犯罪被害者相談窓口

相談内容	犯罪被害者支援に関する情報提供及び支援機関の紹介
相談電話	電話 043(223)2267（県職員が対応します） FAX 043(221)2969
相談時間	月曜～金曜（祝日・年末年始は除く。） 午前9時～午後5時
所在地	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 環境生活部くらし安全推進課防犯対策推進室（県庁本庁舎 4階）

(公社) 千葉犯罪被害者支援センター (犯罪被害全般の相談)

相談内容	電話相談、面接相談(カウンセリング)※、直接的支援(病院、警察署、裁判所等への付添い支援) ※要予約
相談電話	電話 043(225)5450
相談時間	月曜～金曜(祝日・年末年始は除く。) 午前10時～午後4時
所在地	〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル 7階

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (2カ所)

性犯罪、性暴力被害を受けた方が必要としているサポートを、できるだけワンストップで提供します。

支援内容：電話相談、面接相談※、医療支援、カウンセリング※、法律相談※
付添い支援 (病院、警察署、裁判所等への付添い) ※要予約

【NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと】

【(公社) 千葉犯罪被害者支援センター】

相談電話	ほっとこーる 043(251)8500	相談電話	性犯罪・性暴力被害専用 043(222)977
相談時間	月曜～金曜 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始は除く。) ※被害直後の緊急医療支援 は、24時間365日対応	相談時間	月曜～金曜 (祝日・年末年始は除く。) 午前10時～午後4時
所在地	〒260-0042 千葉市中央区椿森4-1-2 国立病院機構 千葉医療センター内	所在地	〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル7階

◎住まい情報プラザ

現在の住宅に関する問題は多岐にわたっており、それに対応する機関・サービスもまた多様なものとなっています。住まい情報プラザでは、県民の皆様が必要な情報を入手するお手伝いをしています。

相談窓口 千葉県住宅供給公社総合案内所内

所在地 〒260-0016 千葉市中央区栄町1-16

相談電話 043(223)3266

FAX 043(223)0003

受付時間

日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日 午前9時～午後5時
（土曜日と祝日が重なった場合は営業します）

業務内容

- 1 公営住宅関係
県営住宅の入居者募集の説明、および募集案内書の配布。
市町村営住宅についての案内。
- 2 UR都市機構・公社関係
独立行政法人都市再生機構（通称：UR都市機構）、千葉県住宅供給公社が募集する賃貸住宅、宅地分譲の案内及び募集案内書の配布。
- 3 住宅に関する問題等の情報提供および相談先案内
一般的な内容であれば窓口で説明し、資料をお渡しします。詳細は、次の相談窓口へお問い合わせください。

《代表的な相談窓口》

相談内容	相談先
県営住宅	千葉県住宅供給公社、県庁住宅課県営住宅管理班
市町村営住宅	市役所、町役場、村役場等の担当課
千葉県住宅供給公社住宅	千葉県住宅供給公社
都市再生機構住宅	UR都市機構
住宅ローン	取扱金融機関、住宅金融支援機構(フラット35)
高齢者向け住宅情報全般	一般財団法人 高齢者住宅財団
サービス付き高齢者向け住宅	県庁住宅課住宅支援班
特定優良賃貸住宅	県庁住宅課住宅支援班
住宅のバリアフリー改修	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター、 千葉県福祉ふれあいプラザ
耐震診断	公益社団法人 千葉県建築士事務所協会、 一般社団法人 千葉県建築士会
マンション	公益財団法人 マンション管理センター
住宅紛争・住宅相談	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター、 住宅紛争審査会（弁護士会）、県庁建設・不動産課建設 業班（建設工事）、同課不動産業班（住宅・土地売買）
住宅の品質確保の促進等に関する法律	県庁住宅課住宅政策班（制度の一般的事項）、 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

建築関係法令	県庁建築指導課、建設予定地の建築確認申請を担当する 地方公共団体等の機関
--------	---

◎無料低額診療施設

無料低額診療事業とは、生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき届出を行った社会福祉法人または医療法人等が経営する医療機関が、生活困窮者に対し無料または低額な料金で診療を提供する第二種社会福祉事業です。

生活保護を受けている患者及び医療費の減免を受ける患者数が、総延患者数の10パーセント以上であることなどが、事業開始の条件となっています。

対象者

低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者

利用手続

当該事業を実施している医療機関の窓口において、生活困窮の状況を相談していただき、その内容により、医療費自己負担分の一部または全部の減免措置が決定されます。

《施設一覧》

施設名	郵便番号	所在地	電話	経営主体
九十九里ホーム 病院	289-2147	匝瑳市飯倉 21	0479(72)1131	(福) 九十九里ホーム
千葉県済生会 習志野病院	275-8580	習志野市泉町 1-1-1	047(473)1281	(福) 恩賜財団済生会支部 千葉県済生会
聖隷佐倉 市民病院	285-8765	佐倉市江原台 2-36-2	043(486)1151	(福) 聖隷福祉事業団
東葛病院	270-0153	流山市中 102-1	04(7159)1011	(医) 東京勤労者医療会
東葛病院付属 診療所	270-0174	流山市下花輪 409-6	04(7158)7710	(医) 東京勤労者医療会
東葛病院付属流山 セントラルパーク 駅前診療所	270-0152	流山市前平井 155 わかばビル2 階	04(7157)0100	(医) 東京勤労者医療会
市川市民診療所	272-0032	市川市大洲 4-10-21	047(376)2788	(医) 千葉県勤労者医療 協会
かまがや診療所	273-0112	鎌ヶ谷市東中 沢 1-15-61	047(446)3611	(医) 千葉県勤労者医療 協会

いちほら協立診療所	290-0051	市原市君塚 2-17-7	0436(23)9201	(医)かずさ勤労者医療協会
新松戸診療所	270-0034	松戸市新松戸 4-2-2	047(343)9271	(医)東京勤労者医療会
岡永歯科	272-0015	市川市鬼高 3-11-9	047(376)3503	岡永歯科
安房地域医療センター	294-0014	館山市山本 1155	0470(25)5111	(福)太陽会
八千代有床診療所	276-0040	八千代市緑が 丘西 3-13-21	047(411)6020	(医)真温会
スマイル歯科医院	270-0031	松戸市横須賀 2-22-4	047(702)3531	スマイル歯科医院
野田南部診療所	278-0022	野田市山崎 1737-2	04(7121)0171	(医)東京勤労者医療会
稲毛診療所	261-0005	千葉市美浜区 稲毛海岸 4-11-3	043(241)6961	(医)千葉県勤労者医療協会
千葉健生病院付属 まくはり診療所	262-0032	千葉市花見川 区幕張町 5-392-3	043(272)1081	(医)千葉県勤労者医療協会
花園診療所	262-0025	千葉市花見川 区花園 2-8-23	043(272)7200	(医)千葉県勤労者医療協会
千葉健生病院	262-0032	千葉市花見川 区幕張町 5-392-4	043(272)1211	(医)千葉県勤労者医療協会
北部診療所	263-0016	千葉市稲毛区 天台3-4-5	043(251)8131	(医)千葉県勤労者医療協会
しょうじゅ クリニック	261-0001	千葉市美浜区 幸町2-12-1	043(203)5066	(福)兼愛会
船橋二和病院	274-0805	船橋市二和東 5-1-1	047(448)7111	(医)千葉県勤労者医療協会
船橋二和病院付属 ふたわ診療所	274-0805	船橋市二和東 3-16-1	047(448)7660	(医)千葉県勤労者医療協会
南浜診療所	273-0004	船橋市南本町 6-5	047(431)3717	(医)千葉県勤労者医療協会

◎生活困窮者の相談(生活困窮者自立支援制度)

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、新たに生活困窮者自立支援制度が創設されました。

この制度は、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで、「自立の促進」を図ることを目的としています。

一人ひとりの状況に応じて支援します

生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えておられる方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決に向けたお手伝いをします。

例えば、

生活費も少なくなってきたけど働きたいが、ずっと働いていないので就職が不安である。

家族が引きこもっており、何とかしたいが相談できる人がいない。

収入があっても、過去の借金返済に追われ、眠れない日が続いており、悩んでいる。

最近収入が減ってきて、家賃が払えなくなっている

などです。

対象者

経済的な問題などで生活にお困りの方(生活保護を受給されている方は除きます)

長期間、失業状態が続いている方

引きこもり状態にある方など

相談窓口について

お住まいの市(町村にお住まいの方は最寄りの県保健所(健康福祉センター)が窓口を設置していますので、お問い合わせください。

※相談に来られない方は、直接出向いて相談をすることも可能です。

※一人で悩まず、まずはご相談ください。秘密は厳守させていただきます。

自治体別相談窓口一覧

自治体名	窓口名	電話番号
千葉市	千葉市生活自立・仕事相談センター中央	043-202-5563
千葉市	千葉市生活自立・仕事相談センター花見川	043-307-6765
千葉市	千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛	043-207-7070
千葉市	千葉市生活自立・仕事相談センター若葉	043-312-1723
千葉市	千葉市生活自立・仕事相談センター緑	043-293-1133
千葉市	千葉市生活自立・仕事相談センター美浜	043-270-5811
銚子市	銚子市自立支援相談センター (ちょうしサポートセンター)	0479-24-0880 0120-240-737

市川市	市川市生活サポートセンターそら	047-704-0010
船橋市	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」 さーくる	047-495-7111
館山市	館山市社会福祉協議会	0470-23-5068
木更津市	福祉部 自立支援課	0438-23-6716
松戸市	松戸市自立相談支援センター	047-366-0077
野田市	野田市パーソナル サポートセンター	04-7125-2212
茂原市	長生ひなた	0475-36-3013
成田市	暮らしサポート成田	0476-20-3399
佐倉市	暮らしサポートセンター佐倉	043-309-5483
東金市	東金ひと・しごと・暮らしサポートセンタ ー こころん	0475-50-4251
旭市	旭市社会福祉協議会	0479-57-3133
習志野市	らいふあっぷ習志野	047-453-2090
柏市	柏市地域生活支援センター（あいネット）	04-7165-8707
勝浦市	夷隅ひなた	0470-64-6380
市原市	いちはら生活相談サポートセンター	0436-37-3400
流山市	流山市暮らしサポートセンターユーマット	04-7197-5690
八千代市	①八千代市役所福祉総合相談室 ②八千代市社会福祉協議会暮らしサポート チーム ふらっと	①047-421-6732 ②047-483-3021
我孫子市	社会福祉課生活相談担当	04-7185-1111 (内線 394)
鴨川市	鴨川市福祉総合相談センター	04-7093-1200
鎌ヶ谷市	生活支援相談窓口	047-445-1286
君津市	生活自立支援センターきみつ	0439-56-1245
富津市	くらしと仕事の相談支援センター	0439-32-1520
浦安市	総合相談窓口	047-712-6856

四街道市	くらしサポートセンター「みらい」	043-421-3003
袖ヶ浦市	自立相談支援室	0438-62-3159
八街市	自立相談支援窓口	043-443-0748
印西市	いんざいワーク・ライフサポートセンター	0476-85-8267
白井市	白井市くらしと仕事のサポートセンター	047-497-3650
富里市	生活困窮者自立支援相談窓口	0476-93-4193
南房総市	生活支援相談窓口	0470-29-3729
匝瑳市	生活支援相談窓口	0479-67-5200
香取市	香取自立支援相談センター	0478-79-0516
山武市	生活・就労相談室	0475-80-1301
いすみ市	自立相談支援センター	0470-87-8857
大網白里市	大網白里市生活相談センター Cるーと	0475-77-8770
印旛郡（酒々井町、栄町）	さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター	043-308-6332
香取郡（神崎町、多古町、東庄町）	香取 CCC	0478-50-1919
山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町）	さんぶ生活相談センターリンクサポート	0475-77-7532
長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）	長生ひなた	0475-36-3013
夷隅郡（大多喜町、御宿町）	夷隅ひなた	0470-64-6380
安房郡（鋸南町）	ひだまり	0470-28-5667

相談支援の流れ

- 1.相談者の生活状況などを確認し、抱えている問題を整理します。
- 2.問題解決に向けて、相談員とともに支援計画を作成します。
- 3.支援計画に基づき、生活の安定に向けた自立支援を実施します。

※支援計画の作成は本人同意が必要ですが、計画作成を希望しない場合でもお気軽にご相談ください。

◎旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の支給等に関する相談及び請求を受け付けています。

支給対象者 以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象です。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の額 一時金の額は320万円（一律）です。

請求方法 請求書及び添付書類を児童家庭課又は各保健所（健康福祉センター）にご提出ください。

※請求期限は平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

[問合せ・申請先一覧]

窓口(担当課)	住所(所在地)		電話番号	管轄(受付)市町村
千葉県健康福祉部 (児童家庭課母子保健班)	260-8667	千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁 本庁舎13階	043 (223) 2332	県内全域、千葉市
習志野保健所(健康福祉センター) (地域保健課)	275-0012	習志野市本大久保 5-7-14	047 (475) 5153	習志野市、八千代市、 鎌ヶ谷市、船橋市
市川保健所(健康福祉センター) (地域保健課)	272-0023	市川市南八幡5-11-22	047 (377) 1102	市川市、浦安市
松戸保健所(健康福祉センター) (地域保健課)	271-8562	松戸市小根本7 (東葛飾合同庁舎内)	047 (361) 2121	松戸市、流山市、 我孫子市、柏市
野田保健所(健康福祉センター) (地域保健福祉課)	278-0006	野田市柳沢24	04 (7124) 8155	野田市
印旛保健所(健康福祉センター) (地域保健課)	285-8520	佐倉市錦木仲田町8-1 (印旛合同庁舎内)	043 (483) 1135	成田市、佐倉市、 四街道市、八街市、 印西市、白井市、 富里市、酒々井町、栄町
香取保健所(健康福祉センター) (地域保健福祉課)	287-0003	香取市佐原イ92-11 (香取合同庁舎内)	0478 (52) 9161	香取市、神崎町、 多古町、東庄町
海匝保健所(健康福祉センター) (地域保健福祉課)	288-0817	銚子市清川町1-6-12	0479 (22) 0206	銚子市
海匝保健所(健康福祉センター) (八日市場地域保健センター)	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2119-1	0479 (72) 1281	旭市、匝瑳市

山武保健所(健康福祉センター) (地域保健課)	283-0802	東金市東金 907-1	0475 (54) 0611	東金市、山武市、 大網白里市、 九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生保健所(健康福祉センター) (地域保健福祉課)	297-0026	茂原市茂原 1102-1 (長生合同庁舎内)	0475 (22) 5167	茂原市、一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、 長南町
夷隅保健所(健康福祉センター) (地域保健福祉課)	299-5235	勝浦市出水 1224	0470 (73) 0145	勝浦市、いすみ市、 大多喜町、御宿町
安房保健所(健康福祉センター) (地域保健課)	294-0045	館山市北条 1093-1	0470 (22) 4511	館山市、鴨川市、 南房総市、鋸南町
君津保健所(健康福祉センター) (地域保健課)	292-0832	木更津市新田 3-4-34	0438 (22) 3744	木更津市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市
市原保健所(健康福祉センター) (地域保健福祉課)	290-0056	市原市五井 1309	0436 (21) 6391	市原市

◎日本司法支援センター（法テラス）

●サポートダイヤル

電話：0570-078374

平日 9:00~21:00

土 9:00~17:00

<情報提供>

「法的トラブル」の解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口に関する情報を電話でご案内いたします。（無料）

●千葉地方事務所（法テラス千葉）

電話：0570-078315

平日 9:00~17:00

<民事法律扶助>

借金・離婚・相続など民事事件について、経済的に余裕のない方を対象に次の援助を行っております。

- ① 弁護士による無料法律相談
- ② 弁護士・司法書士への依頼費用の立替え

●松戸支部（法テラス松戸）

電話：0570-078316

平日 9:00~17:00

<民事法律扶助>

同上

◆地域福祉◆

◎市町村社会福祉協議会

市町村における社会福祉に関する事業の健全な発展と、住民の社会福祉活動を活性化させることにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の社会福祉法人です。

事業内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、保健医療・教育等社会福祉関連事業との連絡、共同募金事業への協力のほか、生活福祉資金貸付や心配ごと相談事業等を行っています。

所在地 巻末 資料 2 参照

◎千葉県社会福祉協議会

「誰もが自分らしく、この千葉で暮らし続けることができる地域社会の実現に貢献すること」を理念に、県内の社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、企画及び実施、連絡、調整、助成、広報啓発、従事者研修、経営に関する指導及び助言を行うとともに、県民との協働による地域福祉を推進する民間の社会福祉法人です。

組織

会員組織となっていて、主として、各市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、民生委員等が会員となっています。

事業内容

県域・基本・小域福祉フォーラムの推進、社会福祉事業振興資金貸付事業、生活福祉資金等貸付事業、社会福祉基金助成事業、交通遺児援護基金激励見舞事業、地域ぐるみ福祉振興基金助成事業、福祉施設経営指導事業、社会福祉研修センター事業、福祉人材センター運営事業、保育士・保育所支援センター運営事業、社会福祉に関する調査・研究・広報宣伝事業、ボランティア・市民活動センター事業、後見支援センター事業（日常生活自立支援事業）を実施するほか、千葉県運営適正化委員会の事務局を担当しています。

所在地 〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3
千葉県社会福祉センター内
電話 043(245)1101(代表)

◎地域福祉センター

地域住民の交流の場として、また、社会福祉協議会を中心とする民間福祉団体や、ボランティアグループ等、地域住民の自主的な福祉活動の拠点として福祉の増進を図る施設です。

事業内容

- 1 住民福祉の向上のため開催されるボランティア研修
- 2 住民の福祉増進のために行われる生活、法律等、各種相談
- 3 NPO・ボランティア団体等の行う地域福祉活動への会場提供等

なお、地域福祉センターにより内容に若干の相違があります。

問合せ先 利用手続、使用料、受付時間は、それぞれの市町村で定めてありますので、それぞれのセンターにお問い合わせください。

名称	郵便番号	所在地	電話
千葉市ボランティアセンター	260-0844	千葉市中央区千葉寺町 1208-2	043(209)8850
中央区ボランティアセンター	260-8511	千葉市中央区中央 4-5-1	043(221)2177
花見川区ボランティアセンター	262-8510	千葉市花見川区瑞穂 1-1	043(275)6438
稲毛区ボランティアセンター	263-8550	千葉市稲毛区穴川 4-12-4	043(284)6160
若葉区ボランティアセンター	264-8550	千葉市若葉区貝塚 2-19-1	043(233)8181
緑区ボランティアセンター	266-8550	千葉市緑区鎌取町 226-1	043(292)8185
美浜区ボランティアセンター	261-8581	千葉市美浜区真砂 5-15-2	043(278)3252
市川市地域福祉・ボランティアセンター	272-0026	市川市東大和田 1-2-10 (市川市社会福祉協議会内)	047(320)4002
行徳ボランティアセンター	272-0121	市川市末広 1-1-31 (行徳支所内)	047(356)0007
木更津市民総合福祉会館	292-0834	木更津市潮見 2-9	0438(23)2611
松戸市ボランティアセンター	271-0094	松戸市上矢切 299-1 (松戸市社会福祉協議会内)	047(362)5963
野田市中根地域福祉センター	278-0031	野田市中根 31-1	04(7125)0003
野田市関宿福祉センター やすらぎの郷	270-0221	野田市古布内 1944-2	04(7196)8341
野田市総合福祉会館	278-0003	野田市鶴奉 5-1	04(7124)3939
茂原市総合市民センター	297-0022	茂原市町保 13-20	0475(24)9511
茂原市豊岡福祉センター	299-4106	茂原市粟生野 2675-4	0475(34)8321
茂原市五郷福祉センター	297-0055	茂原市綱島 656	0475(25)7880

茂原市豊田福祉センター	297-0073	茂原市長尾 148	0475(26)1105
茂原市二宮福祉センター	297-0067	茂原市国府関 1683-1	0475(26)3740
茂原市東郷福祉センター	297-0011	茂原市谷本 1887-1	0475(25)5882
成田市下総地域福祉センター	289-0107	成田市猿山 1600	0476(96)0523
佐倉市西部地域福祉センター	285-0843	佐倉市中志津 2-32-4	043(463)4167
佐倉市南部地域福祉センター	285-0806	佐倉市大篠塚 1587	043(483)2811
東金市保健福祉センター	283-0005	東金市田間 3-9-1	0475(50)1173
飯岡福祉センター	289-2712	旭市横根 3520	0479(57)5577
習志野市総合福祉センター	275-0025	習志野市秋津 3-4-1	047(452)4161
柏市ボランティアセンター	277-0005	柏市柏 5-8-12 (柏市教育福祉会館内)	04(7165)0880
沼南社会福祉センター	277-0924	柏市風早 1-2-2	04(7193)2941
勝浦市保健福祉センター	299-5226	勝浦市串浜 1191-1	0470(73)6101
市原市菊間保健福祉センター	290-0007	市原市菊間 1870-4	0436(42)3424
市原市姉崎保健福祉センター	299-0118	市原市椎津 1131	0436(62)8601
市原市三和保健福祉センター	290-0207	市原市海土有木 225-4	0436(37)7100
市原市南部保健福祉センター	290-0225	市原市牛久 377-1	0436(92)1481
流山市江戸川台福祉会館	270-0111	流山市江戸川台東 1-251	04(7154)3026
流山市駒木台福祉会館	270-0113	流山市駒木台 221-3	04(7154)4821
流山市赤城福祉会館	270-0164	流山市流山 8-1071	04(7158)4545
流山市流山福祉会館	270-0164	流山市流山 2-102	04(7159)1520
流山市西深井福祉会館	270-0107	流山市西深井 313	04(7154)3120
流山市思井福祉会館	270-0154	流山市思井 79-2	04(7159)5666
流山市向小金福祉会館	270-0143	流山市向小金 2-192-2	04(7173)9320
流山市東深井福祉会館	270-0101	流山市東深井 498-30	04(7155)3638
流山市南福祉会館	270-0124	流山市南 102-2	04(7155)3160
流山市十太夫福祉会館	270-0138	流山市おおたかの森東 2-5-3 (小山小学校内)	04(7154)5254
流山市名都借福祉会館	270-0145	流山市名都借 274	04(7144)5510
流山市南流山福祉会館	270-0163	流山市南流山 3-3-1	04(7150)4320
流山市野々下福祉会館	270-0135	流山市野々下 2-709-3	04(7145)9500

流山市平和台福祉会館	270-0157	流山市平和台 5-45-34	04(7158)4264
流山市下花輪福祉会館（ほっとプラザ下花輪）	270-0174	流山市下花輪 227	04(7150)4126
流山市ケアセンター	270-0157	流山市平和台 2-1-2	04(7159)4735
八千代市福祉センター	276-0046	八千代市大和田新田 312-5	047(483)1171
八千代市ふれあいプラザ	276-0022	八千代市上高野 640-2	047(487)1511
我孫子市西部福祉センター	270-1168	我孫子市根戸 917-1	04(7185)5818
鴨川市総合保健福祉会館	296-0033	鴨川市八色 887-1	04(7093)7111
鴨川市天津小湊保健福祉センター	299-5503	鴨川市天津 163-1	04(7094)2771
鎌ケ谷市社会福祉センター	273-0121	鎌ケ谷市初富 802-116	047(444)0121
鎌ケ谷市地域福祉センター （総合福祉保健センター内）	273-0195	鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1 （鎌ケ谷市社会福祉協議会内）	047(444)2231
君津市保健福祉センター ふれあい館	299-1152	君津市久保 3-1-1	0439(57)2230
浦安市地域福祉センター （東野地区複合福祉施設内）	279-0042	浦安市東野 1-9-3	047(712)6388
四街道市総合福祉センター	284-0003	四街道市鹿渡無番地	043(422)2945
袖ケ浦市社会福祉センター	299-0256	袖ケ浦市飯富 1604	0438(63)3888
八街市総合保健福祉センター	289-1115	八街市八街ほ 35-29	043(443)0748
印西地域福祉センター （印西市総合福祉センター内）	270-1325	印西市竹袋 614-9	0476(42)0144
印旛地域福祉センター （ふれあいセンターいんば内）	270-1693	印西市美瀬 1-25	0476(98)1116
白井市地域福祉センター （保健福祉センター内）	270-1492	白井市復 1123	047(492)5713
富里市福祉センター	286-0221	富里市七栄 653-2	0476(92)2451
南房総市三芳保健福祉センター	294-0813	南房総市谷向 116-2	0470(36)1154
南房総市千倉社会福祉センター	295-0012	南房総市千倉町南朝夷 164	0470(44)2488
南房総市和田地域福祉センター 「やすらぎ」	299-2713	南房総市和田町松田 828	0470(47)3390
匝瑳市野栄福祉センター	289-3182	匝瑳市今泉 6491-1	0479(67)1266
香取市小見川社会福祉センター	289-0312	香取市本郷 62	0478(82)3242
山武市山武福祉センター	289-1223	山武市埴谷 1868-14	0475(89)2121

岬ふれあい会館	299-4621	いすみ市岬町東中滝 720-1	0470(87)8785
大網白里市福祉会館	299-3251	大網白里市大網 131-2・ 133 合併 1	0475(72)1995
神崎町きたふれあいセンター	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿 2001-91	0478(72)1603
多古町保健福祉センター	289-2241	香取郡多古町多古 2848	0479(76)3185
九十九里町保健福祉センター	283-0104	山武郡九十九里町片貝 2910	0475(70)3163
横芝光町健康づくりセンター 「プラム」	289-1733	山武郡横芝光町栗山 1076	0479(82)3400
長生村総合福祉センター	299-4394	長生郡長生村本郷 1-77	0475(32)2112
長柄町福祉センター	297-0218	長生郡長柄町桜谷 712	0475(30)7200
御宿町地域福祉センター	299-5102	夷隅郡御宿町久保 1135-1	0470(68)6725
芝山町福祉センター 「やすらぎの里」	289-1604	山武郡芝山町飯櫃 126-1	0479(78)0294
鋸南町ボランティアセンター	299-1902	安房郡鋸南町保田 560	0470(50)1174

■情報公表と第三者評価■

◎介護サービス情報の公表

千葉県内の介護サービス事業所・施設の各種情報をインターネット上で検索することが出来ます。この情報は、事業所からの報告を基に公表されています。

アドレス <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/12/index.php>

問合せ先 千葉県介護サービス情報公表センター

電話 043(245)2344

◎福祉サービス第三者評価

高齢者・障害・児童等すべての福祉サービスの事業者が、自らの問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的としています。第三者評価を受けようとする事業者は、県の認証を受けた評価機関と契約を行い、施設等における組織運営や人材育成の取組、サービスの提供体制などを専門的かつ客観的な評価を受けることで、事業者が抱える課題を具体的に把握することが出来ます。また、評価結果は福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET」にて公表されます。

URL <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

問合せ先 県庁健康福祉部健康福祉指導課法人指導班 電話 043(223)2351

◎社会的養護関係施設の第三者評価

社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年 4 月 1 日から 3 年に 1 回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられています。評価結果は、全国社会福祉協議会のホームページで公表されます。

URL <http://shakyo-hyouka.net/>

問合せ先 県庁健康福祉部健康福祉指導課法人指導班 電話 043(223)2351

◎地域密着型サービス外部評価

地域密着型サービス外部評価は、認知症高齢者グループホームを対象に原則として年 1 回外部評価の受審と結果の公表が義務付けられています。外部評価を通じて事業者の「気づき」を促し、サービスの質の改善を図ることを狙いとしています。

問合せ先 各市町村地域密着型サービス担当課

県庁健康福祉部健康福祉指導課法人指導班

電話 043(223)2351

◆健康づくり◆

◎健康ちば21(第2次)

健康であることは、県民1人ひとりが幸せな人生を送るための基盤です。

子どもたちも働く世代も、治療を要する病気を抱える方も介護を要する方も、ライフステージや持病の状態に応じて身体機能が良好であることに加え、精神的、社会的にも健全で、気力、体力が充実し、生き生きと生活できることが重要です。

そのため、元気に過ごす力を高めることを目指し、「県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現」を基本理念として、千葉県健康増進計画「健康ちば21(第2次)」を策定しました。

1 計画の位置付け

- 1) 健康増進法第8条による都道府県健康増進計画
- 2) 県民の健康づくりに関する施策についての基本的計画

2 計画の期間

平成25年度から令和5年度までの11年間

※国の「健康日本21(第二次)」の計画期間1年延長(令和3年8月4日付告示)を受け、本計画も計画期間を1年延長しました。

3 計画の総合目標

- 1) 健康寿命の延伸
- 2) 健康格差の実態解明と縮小

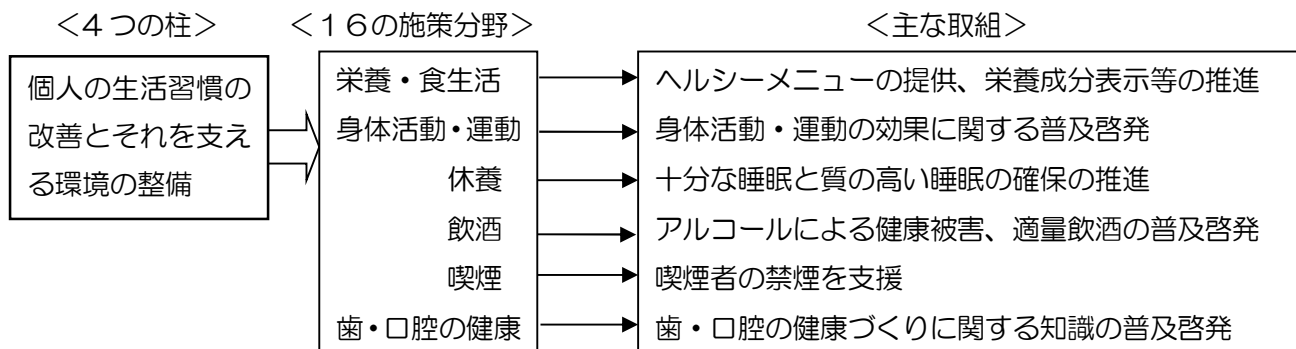
4 4つの柱(施策の方向性)

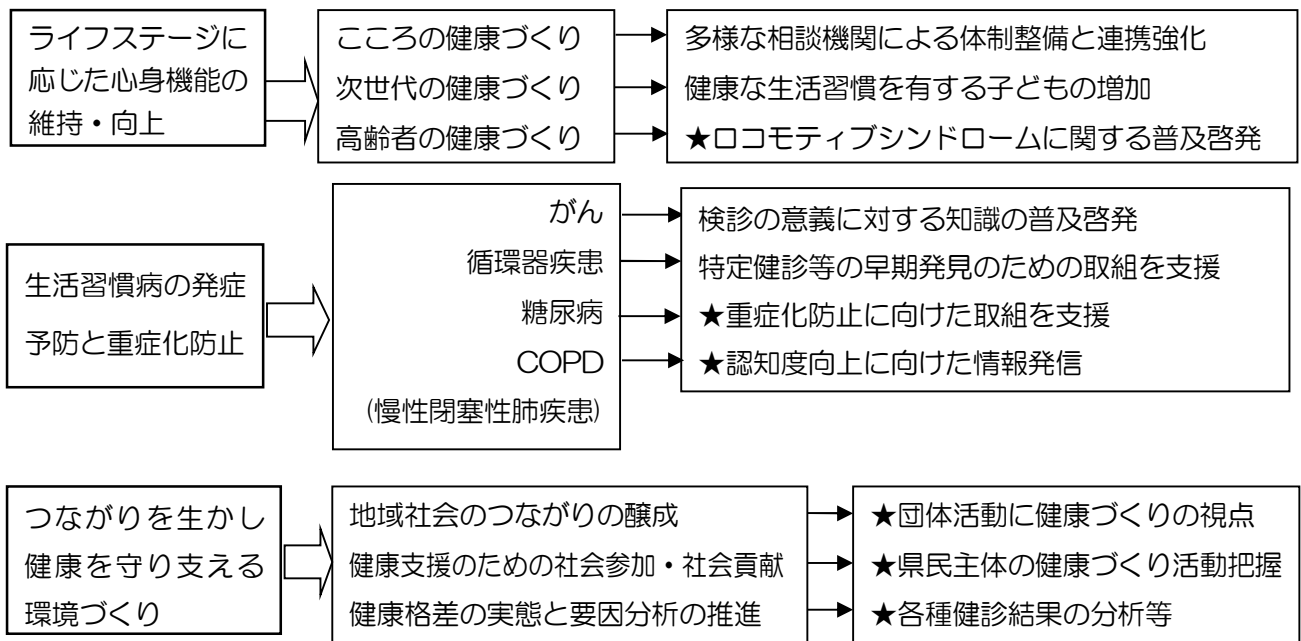
総合目標を達成するための施策の方向性を4つに区分し、取り組めます。

- 1) 個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備
- 2) ライフステージに応じた心身機能の維持・向上
- 3) 生活習慣病の発症予防と重症化防止
- 4) つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

5 具体的取組(★印は第2次計画新規)

施策の方向性となる4つの柱に対し、16の施策分野を設定





6 「目指そう！元気ちば」の推進

平成29年度に実施した中間評価により、健康寿命延伸に向け「目指そう！元気ちば」を掲げ、県民とともに健康づくりの取組や施策を推進しています。

「目指そう！元気ちば」

食事は減塩（げんえん）

運動（うんどう）は+10（プラス・テン 今より10分多くからだを動かす）

休養（きゅうよう）は睡眠でしっかりと

地域（ちいき）の人とつながって

延ばそう健康寿命！

健康ちば21（第2次）中間評価より

◎地域リハビリテーション広域支援センター等

障害のある人（子どもを含む）や高齢者を含め地域に暮らすすべての県民が、いつまでもいきいきとした生活を送ることが出来る社会を目指し、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるように関係機関等の支援体制の整備を図る「地域リハビリテーション」の取組が重要です。

県では、二次保健医療圏域ごとのリハビリテーション関係機関への支援を行う「地域リハビリテーション広域支援センター」を県内9箇所に、地域リハビリテーション広域支援センターへの支援を行い、県全域の地域リハビリテーションの推進を図る「千葉県リハビリテーション支援センター」を県内1箇所に指定して、地域リハビリテーションの充実を進めています。

千葉県リハビリテーション支援センター

名 称	所 在 地	電 話
千葉県千葉リハビリテーションセンター	千葉市緑区誉田町 1-45-2	043(291)1831(代)

地域リハビリテーション広域支援センター

二次保健 医療圏	名 称	所 在 地	電 話
千葉	おゆみの中央病院	千葉市緑区おゆみ野南 6-49-9	043(300)3355(代)
東葛南部	新八千代病院	八千代市米本 2167	047(488)3251(代)
東葛北部	旭神経内科リハビリテーション病院	松戸市栗ヶ沢 789-1	047(385)5566(代)
印旛	成田リハビリテーション病院	成田市南三里塚宮園 18-1	0476(37)4111(代)
香取海匝	国保旭中央病院	旭市イの 1326	0479(63)8111(代)
山武長生夷隅	九十九里病院	山武郡九十九里町片貝 2700	0475(76)8282(代)
安房	亀田総合病院	鴨川市東町 929	04(7092)2211(代)
君津	君津中央病院	木更津市桜井 1010	0438(36)1071(代)
市原	白金整形外科病院	市原市白金町 1-75-1	0436(22)2748(代)

◎千葉県福祉ふれあいプラザ

高齢者の介護に関する知識及び技術を普及するための「介護実習センター」、高齢になっても元気に自立した生活を送るための健康づくり・介護予防を支援する「介護予防トレーニングセンター」、及び高齢者をはじめとする県民の方々にスポーツ・文化等に関する活動の機会を提供する「ふれあいホール」の3施設で構成された複合施設です。

所在地 〒270-1151 我孫子市本町 3 丁目 1 番 2 号 (けやきプラザ内)

電 話 04(7165)2881(代表)

◎特定健診・特定保健指導制度

制度の概要

日本人の死因の約6割は生活習慣病で、その半数はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）関連疾患です。メタボリックシンドロームを放置すると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳卒中などの重大な病気を引き起こす原因となります。

この特定健診・特定保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診（特定健康診査）を実施し、その結果により、生活習慣病の発症リスクが高く、

生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣改善のサポート（特定保健指導）を実施する制度です。

特定健診の対象者は、40歳から74歳までの被保険者及び被扶養者で、医療保険者が実施します。

特定健診の項目は、質問票（服薬歴、喫煙歴等）、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、血圧測定、理学的検査（身体診察）、検尿（尿糖、尿蛋白）、血液検査（脂質検査、血糖検査、肝機能検査）などです。特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援があります。

特定健診を受けるには、医療保険者から、対象者に受診券（保健指導は「利用券」）や受診案内が届きます（郵送や手渡し等）ので、届き次第、受診券（利用券）と被保険者証を持って、医療保険者の案内する実施場所に行きます。詳しくは、加入している医療保険者にご確認ください。

問合せ先

主な医療保険者の種類	問合せ先
国民健康保険	住所地の市区町村国民健康保険担当課
全国健康保険協会（協会けんぽ）	全国健康保険協会千葉支部
共済組合	各共済組合支部の事務局
健康保険組合	各健康保険組合の事務局

◎健康増進事業

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的として医療以外の保健事業についても老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づき行ってきました。

しかし、医療制度改革により平成20年度から、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者が40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対し生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健診・保健指導」という。)を実施することになりました。

これに伴い、従来の基本健康診査を中心とする老人保健事業のうち、特定健診・保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として位置付けられ、引き続き市町村が実施することとされました。

保健事業の種類と概要

(1) 健康手帳

ア 特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を確保することを目的とします。

イ 40歳以上で、特定健診又は健康増進事業を受けた者に対し利用を促します。

(2) 健康教育

ア 生活習慣病の予防や健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に役立てることを目的とします。

イ 健康教育の種類は、個別健康教育及び集団健康教育があり、40歳から64歳までの者及びその家族等を対象に行われます。

(3) 健康相談

ア 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てることを目的とします。

イ 健康相談の種類は、重点健康相談、総合健康相談があり、40歳から64歳までの者を対象に行われます。

(4) 健康診査

ア 生活習慣病予防に着目した健診を行い、その結果、必要な者に対して、保健指導を行います。

イ 健康診査の種類は、生活保護世帯等の者に対する健康診査及び保健指導、歯周病検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診があります。

ウ 健康診査の対象者は40歳以上の生活保護世帯等の者です。また保健指導については、40歳以上74歳までの生活保護世帯等の者が対象となります。歯周病検診については40・50・60・70歳の者、骨粗鬆症検診は40・45・50・55・60・65・70歳の女性、肝炎ウイルス検診は40歳以上の者等に行われます。

(5) 訪問指導

ア 療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とします。

イ 対象者は40歳から64歳までの者で、その心身の状況等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者に行われます。

ウ 訪問担当者は、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等です。

(6) 総合的な保健推進事業

市町村が実施する各健診等に追加の項目を実施することで、個々のリスクに着目した対応が適切に行われ、将来の健診の在り方へ資することを目的とします。

問い合わせ先 各市役所・町村役場健康増進事業担当課へお問合せください。

◎がん検診

がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在も増加傾向にあります。がん検診を受診することで、がんを早期に発見し身体に負担の少ない有効な

治療を受けることができ、治癒する確率が高まり、予後が良好となります。そのことにより、がんによる死亡を減少させることができます。

当該市町村の区域内に居住地を有する者を対象に、市町村が実施主体となっています。

がん検診の種類と概要（国の指針）

種類	年齢	実施回数	検査項目
胃がん検診	50歳以上	2年に1回	・問診 ・胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査 ※胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上、年1回実施しても差し支えない
子宮頸がん検診	20歳以上	2年に1回	・問診 ・視診 ・子宮頸部の細胞診及び内診
肺がん検診	40歳以上	年1回	・質問（問診） ・胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
乳がん検診	40歳以上	2年に1回	・問診 ・乳房エックス線検査（マンモグラフィ）
大腸がん検診	40歳以上	年1回	・問診 ・便潜血検査

※ 検診の結果、精密検査の必要性の有無が通知されます。

要精検といわれた方は、必ず医療機関で精密検査を受診してください。

要精検といわれた方は、必ず医療機関を受診しましょう。

自覚症状のある方は、検診を待たずに、専門の医療機関を受診しましょう。

問合せ先 各市役所、町村役場のがん検診担当課へお問い合わせください。

◆災害対策◆

◎災害救助活動

台風等の風水害や地震・津波などの自然災害、又は、大規模な火災、遭難や事故等の人為的な災害により大規模な被害が発生した段階又は発生するおそれがある段階で、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が救助を必要とする状態にある場合には、県は、一定の要件のもとに災害救助法による応急救助を実施します。

災害救助法による救助の実施は、国の責任において行われるものですが、実際の救助活動については、地方自治法に規定される法定受託事務として知事及び救助実施市（防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市。以下同じ。）の長が実施することとされており、救助実施市以外の市町村長は知事を補助して救助に当たること、あるいは知事の委任を受けて救助に当たることとされています。

なお、災害救助法による救助は、災害に際して応急的に必要とされる救助を行うもので、災害復旧対策とは異なるものです。

災害救助法の救助の趣旨

- 1 災害に際しての応急救助であること
- 2 災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を目的とすること
- 3 国が、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行うものであること

災害救助法の救助の原則

- 1 平等の原則（災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の経済的な要件等は問わず平等に行う）
- 2 必要即応の原則（必要なものについて必要な程度行う）
- 3 現物給付の原則（法による救助は現物をもって行う）
- 4 現在地救助の原則（被災地住民だけでなく、旅行者、通過者も救助の対象）
- 5 職権救助の原則（災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者からの申請を待たず知事等が職権で行う）

災害救助法の救助の種類

□災害が発生した段階の救助

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理

- 生業に必要な資金、器具、資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 住居又はその周辺の土石等障害物の除去
- 災害が発生するおそれ段階の救助
 - 避難所の供与

◎災害弔慰金・災害障害見舞金

台風等の風水害や地震・津波などの自然災害により死亡した方の遺族や被災により障害を受けた方に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき市町村は災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給しますが、国と県は、その費用の一部を負担します。

○災害弔慰金

法に定める要件を満たす災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金を支給します。
(生計維持者＝500万円 その他の方＝250万円)

○災害障害見舞金

法に定める要件を満たす災害により精神又は身体に著しい障害を受けた方に対し、見舞金を支給します。(生計維持者＝250万円 その他の方＝125万円)

◎千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金

県では、台風等の風水害や地震・津波などの自然災害により県内で死亡した方の遺族や重傷者等に対して、県の基準により本県独自に弔慰金・見舞金を支給します。

○千葉県災害弔慰金

基準に定める要件を満たす災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金を支給します。
(10万円)

○千葉県災害見舞金

基準に定める要件を満たす災害により重傷を負った方に対し、見舞金を支給します。
(3万円)

また、基準に定める要件を満たす災害により住家を全壊した世帯主に対し、見舞金を支給します。(10万円)

◎災害援護資金の貸付け

台風等の風水害や地震・津波などの自然災害で災害救助法が適用された災害により負傷したり住居や家財等に被害を受けた世帯主に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、市町村は被災者の生活立て直しのために災害援護資金を貸し付けますが、県はその貸付原資を市町村に貸し付けます。

◆高齢者の健康福祉◆

■介護保険制度のしくみ■

◎制度の概要

介護保険は介護や支援を必要とする状態になったときに、保険サービスを利用して自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民全体で支えることを目的とした制度です。

問合せ先 県庁健康福祉部高齢者福祉課介護保険制度班
電話 043(223)2387・2446

◎介護支援専門員（ケアマネジャー）

資格 居宅介護支援事業所、介護保険施設等に所属し、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として介護支援専門員証の交付を受けた者で、要介護者等からの相談を受け、要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスや施設サービス等を利用できるよう市町村・サービス提供事業者等との連絡調整を行い、介護サービス計画を作成する者です。

資格要件 介護支援専門員になるには、

- 1 「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格した後、
- 2 「介護支援専門員実務研修」を受講し、修了のうえ、その後3ヶ月以内に介護支援専門員名簿に登録し、
- 3 「介護支援専門員証」の交付を受けることが必要です。

＜介護支援専門員実務研修受講試験＞とは

受験資格 保健・医療・福祉分野の有資格者などで原則5年以上かつ900日以上の実務経験を有する者

試験内容 介護支援専門員の業務に必要な専門知識（介護保険制度、要介護認定、居宅サービス計画等に関する専門知識等）

実施主体 千葉県

指定実施機関 （福）千葉県社会福祉協議会

＜介護支援専門員実務研修＞とは

受講資格 介護支援専門員実務研修受講試験合格者

研修内容 介護支援専門員の業務に関する講義・演習等を主体とする実務的な研修
87時間以上及び実習

実施主体 千葉県

指定実施機関 （福）千葉県社会福祉協議会

問合せ先 同上 福祉サービス事業部 介護支援専門員養成班

電話 043(204)1610

◎介護サービス計画（ケアプラン）

介護サービスの利用に際し、要介護者等の希望及び利用者について解決すべき課題を把握し、最も適切なサービスの組み合わせについて検討の上、作成される具体的なサービス提供計画のことをいいます。

介護保険制度では、サービスを総合的かつ効率的に提供する観点から、介護サービス計画を作成してサービスを受けることを基本としています。

◎低所得者に対する介護保険サービス利用者負担軽減対策事業

介護保険では、訪問介護等のサービスを受けた場合には、原則として介護サービス費用の1割（一定以上の所得の者は2割・又は3割）の利用料を利用者が負担しますが、一定の条件を満たす低所得者に対しては利用者負担額が軽減されます。

1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

対象者

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当する事となったもの。

ア 65歳到達以前のおおむね一年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となったもの。

イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

対象となるサービス（訪問介護等）

申請手続

市町村に訪問介護利用者負担額減額認定証の交付申請を行ってください。

利用者は、減額認定証を訪問介護事業者に提示することで、利用者負担額が全額免除されます。

2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免

対象者 市町村民税非課税世帯であって、生計困難と市町村が認めた者及び生活保護受給者

対象となるサービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービス 等

申請手続

市町村に対し、確認証の交付申請を行ってください。利用者負担額の減免を行う社会福祉法人等は、認定証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用者負担額を減免します。

減免の程度は、利用者負担の4分の1軽減が原則です。

■高齢者のための生活支援■

◎生活支援ハウス運営事業

指定通所介護事業所等に併設された居住部門において、独立して生活することに不安のある高齢者の方に、介護、交流の場などを総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援するものです。

対象者 60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方

費用 利用者は、収入による一定の居住部門利用料の他、光熱水費、食費などの生活費を負担します。

問合せ先 直接、市役所・町村役場の高齢者福祉担当課にお申込みください。
なお、未実施の市町村もありますので、詳しくは市役所・町村役場高齢者福祉担当課にお問い合わせください。

生活支援ハウス一覧はこちら（高齢者福祉課ホームページへ）

URL：<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/fukushishisetsu/shienhausu.html>

■高齢者の生きがいづくり■

◎老人クラブ

高齢者が仲間づくりを通して、生活を豊かにするための活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりを目指している会員組織の団体です。

組織 老人クラブを組織するには、次のような要件が必要です。

- 1 会員数がおおむね30人以上とする。
- 2 会員の年齢はおおむね60歳以上とする。ただし、60歳未満の会員の加入を妨げるものではありません。
- 3 会員は同じ小地域内に居住するものとする。
- 4 クラブの運営は、会員により自主的に行われること。
- 5 クラブの活動費にあてるため、会費を徴収すること。
- 6 クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行われ、相当数の会員が常時参加すること。

活動内容 社会奉仕活動、生きがいを高めるための活動、健康づくり活動を行うとともに、地域社会との交流を図っています。

会費 それぞれのクラブによって自主的に決定されます。

入会相談 各市役所・町村役場又は各クラブで行っています。

老人クラブについてのお問い合わせはこちら（高齢者福祉課ホームページへ）

URL：<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/shien/roujinclub/index.html>

◎生涯大学校

高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会活動に参加することによる生きがいの効用に資すること及び高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的に千葉県生涯大学校を設置しています。

(令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため休校しています。)

入学資格 県内に住所を有する原則として60歳以上の方

定員及び修業年限

健康・生活学部	730名	2年間(週1回)
造形学部園芸まちづくりコース	350名	2年間(週1回)
造形学部陶芸コース	180名	1年間(週2回)
地域活動専攻科	100名	1年間(週1回)

なお、地域活動専攻科は健康・生活学部を卒業した方、地域活動学部を卒業した方、及び市町村から推薦を受けた方が対象となります。

入学金・授業料

入学金 無料

授業料	健康・生活学部	年額 16,400円
	造形学部園芸まちづくりコース	年額 33,300円
	造形学部陶芸コース	年額 59,200円
	地域活動専攻科	年額 16,400円

なお、授業料のほかに教材費等の負担があります。

問合せ先 千葉県生涯大学校事務局

〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 666-2

電話 043(266)4705

千葉県生涯大学校の学校案内はこちら(高齢者福祉課ホームページへ)

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/jinzai/shougaidaigaku/index.html>

◎老人福祉センター

高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図る施設です。

事業内容

- 1 各種相談(生活相談・健康相談)
- 2 生産及び就労の指導
- 3 機能回復訓練の実施
- 4 レクリエーション等の実施

利用料 原則として無料ですが、必要により、わずかながら費用を徴収する場合があります。

申 込 市町村が設置する施設で受け付けています。

◎老人憩の家

老人憩の家は、市町村の地域において、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設です。

利用者 原則として60歳以上の方

料 金 原則として無料です。

申 込 市町村が設置する施設に直接お申し込みください。

◎シルバー人材センター

「シルバー人材センター」は、定年退職者等の高齢者（60歳以上）が、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに、地域社会でその経験を活かしつつ働くことを通じて生きがいを得るとともに、社会に貢献することを主たる目的として、自主的に参加し組織する公益性・公共性を有する団体で、概ね市町村ごとに1センターが設置されています。

地域社会の事業所や家庭から、定年退職者等の高齢者のライフスタイル合わせた「臨時的」、「短期的」、「輕易」な仕事を引き受け、これを希望する会員に提供するとともに、高齢者の就業やボランティア活動、レクリエーション活動等を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を支援しています。

問合せ先

（公社）千葉県シルバー人材センター連合会

電話 043(227)5112 FAX 043(227)5197

◎明るい長寿社会づくり推進機構

豊かで活力ある長寿社会の実現をめざして、（福）千葉県社会福祉協議会において各種の事業を行っています。

業務内容

- 1 生きがい健康づくり事業
全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加
- 2 指導者育成事業
- 3 仲間づくり支援事業

所在地 〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内

電話 043(245)2208

■高齢者のための施設■

◎特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

日常生活に常時介護が必要であって、自宅では介護が困難な方が利用できます。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。

入所要件 原則要介護3以上の方

費用

- 1 介護サービス費用の自己負担分
- 2 食費及び居住費（所得により減免有り）
- 3 その他の利用料（日用品費、教養娯楽費、理美容代等）実費相当額

問合せ先 各施設にお問い合わせください。

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/fukushishisetsu/tokubetsuyougo/index.html>

◎介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

通常当該施設において、上記の入所サービスの他に在宅サービスとして短期間施設に入所する短期入所療養介護及び当該施設に通い必要なリハビリテーションを行う通所リハビリテーションが実施されております。

対象者 病状安定期により、入院加療する必要はないが、リハビリテーション、看護、介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者。

サービスの内容

- 1 離床期又は歩行期のリハビリテーション
- 2 日常生活動作訓練
- 3 体位変換、清拭、食事の世話、入浴等の看護・介護サービス
- 4 比較的安定した病状に対する診察、投薬、注射、検査、処置等の医療ケア
- 5 理髪等個人的な世話、教養娯楽等の催し等の日常サービスなど

問合せ先 直接施設に申し込まれるか、最寄りの町村役場の高齢者福祉担当か、市又は区の福祉事務所にお問い合わせください。

◎養護老人ホーム

環境上の理由及び経済上の理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所措置する施設です。

入所要件 次の環境等の要件と経済的要件の両方を満たす 65 歳以上の方

1 環境等の要件

- (1)心身上の障害のため日常生活を送ることが困難であるか、世話してくれる方がい

ないこと

- (2) 家族などの折り合いが悪く高齢者の心身を害すること
- (3) 住むところがない、又は住まいがあっても極めて環境が悪いこと
- (4) その他、家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では、在宅において生活することが困難であると認められること

2 経済的要件

- (1) 高齢者のいる世帯が生活保護を受けていること
- (2) その世帯の生計中心者に対する市町村民税の所得割が非課税であること
- (3) 災害などのため、当該65歳以上の者の属する世帯の生活が困窮していると認められること

費用 入所者本人の前年の収入に応じて費用が徴収されます

扶養義務者については、入所者に係る措置費の範囲内において前年度分の課税状況に応じて費用が徴収されます

問合せ先 各市又は区の福祉事務所・町村役場にお問い合わせください。

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/fukushishisetsu/yougo.html>

◎軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）

身体機能の低下や高齢のため自炊ができない、独立して生活することに不安がある方が利用できます。入浴や食事の提供、緊急時の対応などのサービスが受けられます。軽費老人ホームA型は軽費老人ホーム（ケアハウス）と設備基準が異なり、居室面積は狭くなりますが、利用料はより安価に設定されています。

入所要件 60歳以上の方（夫婦などで入所の場合、どちらか60歳以上）

費用 生活費（食費・光熱水費等）は全額自己負担

居住費（賃料）は、軽費老人ホーム（ケアハウス）では全額自己負担、軽費老人ホーム（A型）ではなし

サービス提供費（人件費等）は入所者の収入に応じて負担

問合せ先 各施設にお問い合わせください。

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/fukushishisetsu/keihi.html>

◎有料老人ホーム

「高齢者に配慮された集合住宅」に「食事や介護等の各種サービス機能」がついたもので、介護が必要な方も、必要のない方も選ぶことができる住まいの一つです。

大きく、「介護付」「住宅型」「健康型」の3類型に分類され、「介護付」のホームは介護保険事業者の指定を受けて、ホームが提供する介護サービスに介護保険が使えるようになりました。また、「住宅型」ホームにおいては外部の在宅サービスを利用し、介護保険を使った介護サービスを受けることができます。

費用 ホームで独自に利用料金を定めており、家賃相当額等の全部又は一部を前払金として一括して支払う方式と、前払金を支払わず家賃相当額等を毎月支払う方式があ

ります。

問合せ先 各施設にお問い合わせください。

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/fukushishisetsu/youyou-annai/index.html>

◎盲養護老人ホーム猿田の丘なでしこ

日常の生活に介護を必要とする成人の方々、また経済的に恵まれない高齢者で、目の不自由な方を対象とし、心身の健康と生活の安定を図ることを目的とする施設です。

入所対象者

- ・ 救護施設 身体上又は精神上著しい障害があるため、独立して日常生活の用を弁ずることのできない、生活保護法による要保護者
- ・ 盲養護老人ホーム 65歳以上の目の不自由な方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方

定 員 救護施設…50名 盲養護老人ホーム…40名

費 用 救護施設 収入に応じて徴収
盲養護老人ホーム 養護老人ホームの場合と同じ

運営管理 社会福祉法人恩賜財団済生会

問合せ先 救護施設 各市又は区の福祉事務所、町村を管轄する健康福祉センター生活保護担当課

盲養護老人ホーム 各市又は区の福祉事務所・町村役場福祉担当課

所在地 〒288-0855 銚子市猿田町 440

電 話 0479(33)1385

◎サービス付き高齢者向け住宅

一定以上の居室面積、バリアフリー構造であるとともに、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備え、ケアの専門家による状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅です。(サービスは他に介護・医療・生活支援サービスが提供される場合がありますが住宅ごとに異なります。)

入居資格

1 単身高齢者世帯

2 高齢者＋同居者(配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている親族)

※「高齢者」とは60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者

費 用 敷金、家賃、共益費、サービスの対価(権利金などはありません。)

問合せ先 各住宅にお問い合わせください。

登録情報の閲覧 URL : <https://www.satsuki-jutaku.jp/>

■高齢者のための予防接種■

◎定期予防接種

種 類 インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌感染症
目 的 個人の発病の防止・重症化を防止するため。
対 象

【インフルエンザ】

- 1 65 歳以上の方
- 2 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が、ほとんど不可能な程度の障害を有する方。

【高齢者肺炎球菌感染症】

- 1 65 歳の方(令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。)
- 2 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が、ほとんど不可能な程度の障害を有する方。

※これまでに、23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを 1 回以上接種した者を除く

費 用 市町村が負担しますが、一部自己負担がある場合もあります。

問合せ先 各市役所・町村役場 予防接種係

◆障害者（児）の健康福祉◆

■障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの仕組み■

◎障害福祉サービス（自立支援給付）

1 支援費制度から障害福祉サービスへ

障害者総合支援法の施行を受け、障害者に対する個別給付サービスは、従前の支援費制度から障害福祉サービスに移行されました。平成18年度の改正では、障害者それぞれの利用者像に応じた支援が可能となるよう、また、障害の種別（身体障害者・知的障害者・精神障害者）にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう居宅系サービス・施設系サービスともに見直されています。また、就労支援が強化されたことも大きな特徴のひとつです。

新しい障害福祉サービスの利用にあたっては、従前の支援費制度と同様に、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供が基本とされています。事業者・施設との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとなっています。

そして、利用者のサービス提供や制度運営の公平性を確保するために、従前の支援費制度における経費の一部を補助する仕組みから、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）になりました。定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。なお、平成24年度の法改正で定率負担については、利用者負担金は利用者の属する世帯等の負担能力に応じてサービス料金の1割を上限として定められることとなりました。

また、障害福祉サービスを受けるためには、市町村から支給決定を受ける必要がありますが、障害支援区分の考え方の導入等により支給決定の仕組みが透明化・明確化されました。

2 基本的な仕組み

障害者総合支援法による給付の仕組みは、利用者への個別給付である「自立支援給付」、「地域相談支援給付」、「計画相談支援給付」と、市町村及び県による地域の実情に応じた多様なサービスがある「地域生活支援事業」などがあります。個別給付である自立支援給付の主なものは、「介護給付」と「訓練等給付」の2つに分かれ、介護給付部分のサービスを受けるためには必ず障害支援区分の認定を受ける必要があります。

(1) 介護給付・訓練等給付費の支給申請

障害福祉サービスの利用を希望する者は、市町村に介護給付費・訓練等給付費の支給申請を行う。

市町村は、利用希望者に対し、サービス等利用計画案の提出を依頼する。

(2) 障害支援区分の認定

介護給付等、障害支援区分の認定を要するサービスを希望する場合は、市町村の認定調査員から認定調査を受け、障害支援区分の認定を受ける。

(3) サービス等利用計画案の提出

利用希望者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市町村に提出する。

(4) 支給決定と受給者証の交付

市町村は、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給を行うことが適切であると認めるときは、支給決定を行い、受給者証を交付する。

(5) 契約

利用者は、都道府県知事から指定を受けた指定事業者・施設と契約する。

(6) サービスの提供

利用者は、契約した指定事業所等からサービスの提供を受ける。

(7) 利用者負担の支払

利用者は、サービスを受けた後、利用者負担額を指定事業者等に支払う。

(8) 介護給付費・訓練等給付費等の請求・支払

市町村は指定事業者等から請求を受け、介護給付費・訓練等給付費等を支払う。

※ 本来、給付費は利用者に支給され、利用者が指定事業者等へ支払う性格のものですが、指定事業者等が利用者に代わって請求し、受け取る代理受領方式を採っています。

3 利用者負担の仕組

利用者負担は、支援費制度における所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（利用者の属する世帯等の負担能力に応じて定められた負担と所得に応じた負担上限月額の設定）に見直されました。また、従来障害種別で異なっていた食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3 障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。

サービス利用負担・実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 国のルールによる負担軽減策のほか、各自治体による独自の負担軽減策があるところもあります。

4 障害者総合支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス

障害者総合支援法と児童福祉法のサービスは次のとおりです。

障害者総合支援法		児童福祉法
介護給付	訓練等給付	
1 居宅介護	10 自立訓練	16 福祉型障害児入所支援
2 重度訪問介護	11 就労移行支援	17 医療型障害児入所支援
3 同行援護	12 就労継続支援	18 児童発達支援
4 行動援護	13 就労定着支援	19 医療型児童発達支援
5 重度障害者等包括支援	14 共同生活援助 (グループホーム)	20 放課後等デイサービス
6 短期入所	15 自立生活援助	21 保育所等訪問支援
7 療養介護		22 居宅訪問型児童発達支援
8 生活介護	地域相談支援給付	
9 施設入所支援	23 地域相談支援	
	計画相談支援給付	
	24 障害者(児)相談支援	

【介護給付】

(1)居宅介護

居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2)重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方を対象に、居宅又は当該障害者が入院している病院等における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、並びに外出時における移動中の介護、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に提供します。

(3)同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に、外出時において、同行し、移動に必要な視覚的情報（代筆、代読を含む）の提供をするとともに、移動の援護、排泄、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援護を行います。

(4)行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動の介護、排泄及び食事等の身体的介護、その他の該当障害者等が行動する際の必要な援助を行います。

(5)重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動

援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助及び自立生活援助を包括的に提供します。

(6)短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病、その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を提供します。

(7)療養介護

医療を要する障害者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。

(8)生活介護

常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活上向上のために必要な支援を提供します。

(9)施設入所支援

障害者支援施設に入所する障害者を対象に、夜間、施設において入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。

【訓練等給付】

(10)自立訓練

①機能訓練

身体障害者又は難病等対象者を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅の訪問において行われる理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を提供します。

②生活訓練

知的障害又は精神障害を有する障害者を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅の訪問において行われる入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営む為に必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を提供します。

(11)就労移行支援

生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

(12) 就労継続支援

① 就労継続支援 A 型

雇用契約に基づく生産活動、その他の活動機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援の提供を行います。

② 就労継続支援 B 型

雇用契約に基づかない生産活動、その他の活動機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援の提供を行います。

(13) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者を対象に、一定期間にわたり、一般就労先での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関、その他の者との連絡調整や指導・助言等の支援を提供します。

(14) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の支援を提供します。

(15) 自立生活援助

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障害者等で一人暮らしを希望する人を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。

【児童福祉法に基づく給付】

(16) 福祉型障害児入所支援

主に知的障害又は自閉症の児童を入所させてこれを保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設です。

(17) 医療型障害児入所支援

主に肢体不自由又は重症心身障害のある児童を入所させてこれらを保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。

(18) 児童発達支援

未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(19) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。

(20) 放課後等デイサービス

就学（幼稚園及び大学を除く）している障害児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

(21) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

(22) 居宅訪問型児童発達支援

重症の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【地域相談支援に係る給付】

(23) 地域相談支援

施設入所・精神科病院入院者を対象とした地域移行支援計画を作成し、また居宅において単身で生活している障害者等には常時の連絡体制の確保・緊急時の支援を行います。

【障害者総合支援法、児童福祉法に基づく計画相談支援に係る給付】

(24) 相談支援

・サービス利用支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

・継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整を行います。

◎地域生活支援事業

地域生活支援事業は市町村及び県が地域の実情に応じて柔軟に事業を展開し、地域の特性に沿ったサービスを行うものです。なお、基本的に障害支援区分の判定は必要ありません。

1 市町村地域生活支援事業

市町村が地域の実情に応じて事業の内容や水準を決定し展開できるところですが、以下のものが主なものとして掲げられております。

(1) 相談支援事業

障害のある人、その保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) 意思疎通支援事業

視覚・聴覚・言語等に障害があり意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳や要約筆記などの派遣を行います。

(3) 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、ストーマ用装具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

(4)移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、ガイドヘルパーなど外出のための支援をします。

(5)地域活動支援センター

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

(6)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者で、補助を受けなければこの制度の利用が困難である方に補助することで、成年後見制度の利用を支援します。

(7)その他の事業

福祉ホーム事業や日中一時支援事業等市町村の判断により障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業を行います。

2 都道府県地域生活支援事業

発達障害や高次脳機能障害等の高度な専門性を必要とする相談支援事業の市町村域を超える広域的な支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、サービス管理責任者研修等の人材育成など、県の実情やニーズに応じた事業を行います。

※ 障害児施設の入所は、平成 18 年 10 月から契約制度に移行しました。

しかしながら、虐待等契約になじまない児童については、これまでどおり措置制度により行われます。

■手帳の交付■

◎身体障害者手帳

身体障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳です。

【対象者】

上肢、下肢、体幹、視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓に障害があるため、日常生活が著しく制限を受けている方です。

【主な支援（援助）】

身体障害者手帳により受けられる主な支援（援助）は次のとおりです。

なお、制度の内容等変更がある場合や所得等の制限がある場合もありますので、対象者・利用手続き等の詳細は各実施機関にお問い合わせください。

- 1 心身障害者扶養年金への加入
- 2 国税・地方税の諸控除及び減免

- 3 公営住宅の優先入居
- 4 NHK 受信料の免除
- 5 NTT の電話番号案内料の免除
- 6 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃、航空旅客運賃、有料道路通行料金の割引

【申請手続】

次の書類をそろえて市又は区の福祉事務所、町村役場に申請してください。

- 1 身体障害者手帳交付申請書
- 2 指定医の診断書（指定医の意見書）
- 3 本人の写真（たて4cm×よこ3cm）

◎療育手帳

知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの方に対する各種の援助措置を受けやすくするため手帳を交付します。

【対象者】

児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障害であると判定された方に対して交付されます。

【主な支援（援助）】

療育手帳を提示することにより受けられる主な支援（援助）は次のとおりです。

なお、制度の内容等変更がある場合や所得等の制限がある場合もありますので、対象者・利用手続き等の詳細は各実施機関お問い合わせください。

- 1 特別児童扶養手当（重度障害の場合に、申請に必要な診断書が省略できます。）
- 2 心身障害者扶養年金への加入
- 3 国税・地方税の諸控除及び減免
- 4 公営住宅の優先入居
- 5 NHK受信料の免除
- 6 NTT の電話番号案内料の免除
- 7 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃、航空旅客運賃、有料道路通行料金の割引

【申請手続】

次の書類をそろえて市又は区の福祉事務所、町村役場に申請してください。

- 1 療育手帳交付申請書
- 2 写真（たて4cm×よこ3cm）

◎精神障害者保健福祉手帳

手帳を取得することにより、各種の税制上の優遇措置や障害者総合支援法に基づくサービス等を受けることができ、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

【対象者】

精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方（知的障害者を除く。）に対して交付されます。

【主な支援（援助）】

精神障害者保健福祉手帳を提示すること等により受けられる主な支援は次のとおりです。

なお、制度の内容等変更がある場合や所得等の制限がある場合もありますので、対象者・利用手続等の詳細は各実施機関にお問い合わせください。

- 1 心身障害者扶養年金への加入
- 2 国税・地方税の諸控除及び減免
- 3 公営住宅の優先入居
- 4 NHK受信料の減免
- 5 NTTの電話番号案内料の免除
- 6 航空旅客運賃、路線バス運賃の割引

【申請手続】

次の書類をそろえて障害者本人の居住地の市町村に申請してください。

- 1 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- 2 写真（たて4cm×よこ3cm）
- 3 所定の様式の診断書又は障害年金を受給されている場合は関係書類

【更新について】

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年です。更新される場合には更新手続が必要です。更新手続は有効期限の3カ月前から行えますので、申請手続と同様の手続を行ってください。

■障害者（児）の手当等■

◎特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。

支給要件	<p>○日常生活において常時特別の介護を要する障害とは、次の障害を重複している状態などをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下の者 ・両耳の聴力レベルが100デシベル以上の者 ・両上肢の機能に著しい障害を有する者又は両上肢のすべての指を欠く者若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する者 ・両下肢の機能に著しい障害を有する者又は両下肢を足関節以上で欠く者 ・体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有する者 ・身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者 ・精神の障害で前各号と同程度以上と認められる程度の者 <p>○障害者支援施設等の施設に入所していないこと。</p> <p>○病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院していないこと。</p>
所得制限	本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。
支給額	月額 27,300円（令和4年4月から） ※年度又は年度途中で改定される場合があります。
支給月	年4回支給 2月、5月、8月、11月
申請 手続	申請書が市役所、町村役場にありますので、それに記入して提出してください。

◎在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害、又はそれらの人々を介護する方に支給する手当です。なお、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当及び介護保険給付（年度通算7日以内のショートステイの利用を除く。）を受給している場合は除きます。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> 在宅重度知的障害者 療育手帳の程度が㉠の1、㉠の2、㉠、Aの1、Aの2と判定された満20歳以上の在宅者、又はその者と同居して介護する家族の1人（障害者相談センターで重度と判定された者でもよい。） ねたきり身体障害者 居宅において、おおむね6か月以上ねたきりで、入浴、食事、排便等の日常生活のほとんどに人手を必要とする満20歳以上65歳未満の者又はその者と同居して介護する家族の1人。
所得制限	本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。
手当額	市町村によって異なります。
申請 手続	申請書が市役所、町村役場にありますので、それに記入して提出してください。 なお、実施していない市町村もありますので、詳しくは市町村福祉担当課にお問い合わせください。

◎障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。

支給要件	<p>○日常生活において常時の介護を要するような障害として次の障害を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 両眼の視力がそれぞれ0.02以下の者 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の者 両上肢の機能に著しい障害を有する者 両上肢のすべての指を欠く者 両下肢の用を全く廃した者 両大腿を2分の1以上失った者 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有する者 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者 精神の障害で前各号程度以上と認められる者 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の者 <p>○肢体不自由児施設等の施設に入所していないこと。</p> <p>○国民年金法による障害年金等の年金たる給付で障害を支給事由とする給付を受けていないこと。</p>
所得制限	本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。

支給額	月額14,850円(令和4年4月から) ※年度又は年度途中で改定される場合があります。
支給月	年4回支給 2月、5月、8月、11月
申請 手続	申請書が市役所、町村役場にありますが、それに記入して提出してください。

◎特別児童扶養手当

精神又は身体に重度又は中度の障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図ることを目的として、家庭でその児童を監護している父母若しくは養育者に支給される手当です。

支給 要件	父母については、重度又は中度の障害児を監護していること。 (主として生計を維持している方) 養育者については、父母に監護されていない重度又は中度の障害児を養育(同居、監護かつ生計を維持)していること。
所得 制限	本人若しくは配偶者又は扶養義務者の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。
手当額	児童1人あたり月額 1級(重度障害児)52,400円、2級(中度障害児)34,900円(令和4年4月から) ※年度又は年度途中で改定される場合があります。
支払月	年3回支給(4月・8月・11月)
申請 手続	申請書類は市役所又は町村役場の福祉担当課にありますので、必要書類を添えて申請してください。 1 認定請求書 2 戸籍謄本 3 住民票(世帯全員) 4 特別児童扶養手当認定診断書 (療育手帳又は身体障害者手帳の写しで診断書にかえられる場合がありますので詳しくは市役所又は町村役場の福祉担当課にお問い合わせください。) 5 その他必要な書類

◎心身障害者扶養年金

心身に障害があるため、独立自活することが困難な者を扶養している者が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度です。

(加入資格)

県内に居住する65歳未満の者で、次に掲げるいずれかに該当する者を扶養していることが必要です。

- 1 知的障害
- 2 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- 3 精神または身体に永続的な障害のある方（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が1又は2の者と同程度と認められる方

(掛金の額)

月 9,300 円～23,300 円（2口加入の方 18,600 円～46,600 円）

(支給額)

- 1 年金：20,000 円（2口加入している者については 40,000 円）
（加入者が死亡し又は重度障害となったとき障害児（者）の生存中毎月支給）
- 2 弔慰金：加入期間に応じた額
（加入者の生存中、障害児（者）が死亡したとき）
- 3 脱退一時金：加入期間に応じた額
（加入者が任意に脱退するとき）

(加入申込手続)

各市役所・町村役場障害福祉担当課

■障害者のための生活支援■

◎駐車禁止規制適用除外

公安委員会では心身に障害があり、

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

をお持ちの方に対し、指定の駐車禁止規制（標識による規制）の対象から除外する措置をとっています。

<除外の対象>

- (1) 身体障害者手帳

障害名	等級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚機能	○	○	○	○※1		
聴覚機能		○	○			

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平衡機能			○			
上肢機能	○	○※2				
下肢機能	○	○	○	○		
体幹機能	○	○	○			
運動機能（上肢・移動）	○	○※3				
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱 直腸・小腸	○		○			
肝臓	○	○	○			
免疫機能	○	○	○			

※1 4 級の 1 のみ ※2 2 級の 1 及び 2 級の 2 のみ ※3 一上肢のみの場合を除く

(2) 療育手帳

㊤、㊤1、㊤2、A、A1、A2

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1 級

障害の内容・等級により、除外を受けることができる場合とできない場合がありますので、詳しくは千葉県警察ホームページ「駐車除外および駐車許可制度の運用について」をご確認下さい。

申請・問い合わせ先

- ・手帳の住所を管轄する警察署
- ・千葉県警察本部 交通部交通規制課

◎ちば障害者等用駐車区画利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付することにより、同区画の適正利用を図る制度です。申請方法は下記のとおりです。

- 1 お住まいの市町村窓口：窓口で申請を受け、原則即日交付します。
- 2 千葉県：郵送で申請を受け、原則 2 週間程度で申請者へ利用証を送付します。

【身体障害】

◎身体障害者補助犬の育成・給付

身体障害者補助犬を育成し、給付することにより、重度身体障害者の就労等社会活動への参加を促進することにより、その福祉の増進を図ることを目的にしたものです。

申込方法 身体障害者補助犬の給付を希望する方は市福祉事務所又は町村役場に身体障害者補助犬給付申請書を提出してください。

◎手話通訳者の派遣

聴覚障害者のコミュニケーションを円滑にし、市町村が実施する手話通訳者派遣事業を補完するため、複数市町村にまたがる団体が主催する集会、会合等へ手話通訳者を派遣します。

事業の実施主体 千葉県（（福）千葉県聴覚障害者協会に委託）
問合せ・申込先 （福）千葉県聴覚障害者協会
〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12
電話 043(308)6372
FAX 043(308)5562

◎要約筆記者の派遣

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な地方公共団体の主催する会合に出席するなどの場合において、円滑な意思の疎通を図るため要約筆記者を派遣します。

事業の実施主体 千葉県（（福）千葉県聴覚障害者協会に委託）
問合せ・申込先 （福）千葉県聴覚障害者協会
〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12
電話 043(308)6372
FAX 043(308)5562

◎盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、重度の盲ろう者に通訳・介助員を派遣して情報保障及び移動等の介助を行います。

事業の実施主体 千葉県（NPO 法人千葉盲ろう者友の会に委託）
問合せ・申込先 NPO 法人千葉盲ろう者友の会
〒262-0024 千葉市花見川区浪花町 956-3
ファミリーールハイツ浪花 102
電話・FAX 043(310)3008

◎盲ろう者向け生活訓練事業

盲ろう者一人ひとりの能力や障害の程度に応じて、歩行訓練やコミュニケーション訓練を実施します。

事業の実施主体 千葉県（NPO 法人千葉盲ろう者友の会に委託）
問合せ・申込先 NPO 法人千葉盲ろう者友の会
〒262-0024 千葉県花見川区浪花町 956-3
ファミリーールハイツ浪花 102
電話・FAX 043(310)3008

◎盲ろう者向け相談支援事業

盲ろう者の自立と社会参加の促進を目的とし、盲ろう者やその家族等からの相談に対応します。

事業の実施主体 千葉県（NPO 法人千葉盲ろう者友の会に委託）
問合せ・申込先 NPO 法人千葉盲ろう者友の会
〒262-0024 千葉県花見川区浪花町 956-3
ファミリーールハイツ浪花 102
電話・FAX 043(310)3008

◎重度障害者（児）居室等増改築・改造資金

重度障害者（児）と同居又は同居を予定している者に対し、障害者の専用居室を増改築又は附帯設備を改造するために必要な資金を低利で融資し、家族との好ましい家族関係の維持を図ることを目的としています。

貸付対象

重度心身障害者（児）（身体障害者手帳の交付を受けた者で、1・2・3級に該当する者及び知事が交付する療育手帳の程度が㊤、A1、A2 と判定された者）と同居又は同居を予定している者が居住する住宅で、その心身障害者（児）の専用居室等を増改築するとき。

貸付限度額 1 件当たり 500 万円まで
利子 据置期間（6 か月）経過後年利 3%です。

申込手続

借入申込書
申請書並びに障害者（児）の住民票の謄本又は抄本
増改築計画書
資金計画書及び償還計画書
保証人の状況

書類の提出先

担当民生委員を通じて、市町村社会福祉協議会に提出してください。

◎日常生活用具給付等事業

重度障害児・者に対し、日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、各市町村が実施します。

(種目及び対象)

日常生活用具の給付等種目及び対象要件となる障害程度については、各市町村において定められています。

(費用徴収)

各市町村の基準により、費用の一部を徴収します。

(申請手続き)

詳しくは、各市町村の障害者福祉担当課へお問い合わせください。

【知的障害】

◎障害者生活ホーム

独立した生活を求めている知的障害者あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に対し居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行います。

入居対象者

- 1 満15歳以上の知的障害者であって、就労あるいは通所施設（更生、授産、福祉作業所）等に通所している者
- 2 家庭で養護・監護等のサービスが受けられない者

費用 入居者は、飲食物費、家賃、光熱費、共益費等の実費を負担していただきます。

申込先 各市町村

◎障害児等療育支援事業

在宅の障害児等に対し、障害児（者）施設等の職員が、外来及び訪問の方法により各種の相談に応じるとともに、地域内福祉、教育施設等へ赴き、発達療育支援や、自立生活に向けて必要な助言、指導を行います。

申込みは、県から指定を受けた障害児（者）施設等です。

◎心身障害児（者）歯科保健巡回診療指導事業

心身障害児（者）施設の入所者や在宅心身障害児（者）に対し、巡回歯科診療車（ピバー号）により歯科診療及び歯科保健指導を行う事業です。

■障害者のための医療・補装具■

◎自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障害者が、障害の程度を軽くし又は取り除き、あるいは障害の進行を防いで職業上、及び日常生活の便宜を増すために必要なとき給付する医療です。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者です。

給付内容

次のような給付を受けられます。

- 1 診察
- 2 薬剤、又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 看護
- 5 移送

利用者負担

基本は1割の定率負担ですが、所得に応じてひと月あたりの負担上限額が設定されます。

助成方法

市福祉事務所、町村役場に申請し、判定を受けてから自立支援医療受給者証の交付を受け、指定医療機関で診療を受けてください。

◎補装具費の支給

職業その他日常生活の能率向上を図るために補装具を必要とする身体障害者（児）に対し、補装具費の支給を行います。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者（児）です。

補装具種目

次の補装具費を対象とします。

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、
義眼・眼鏡（矯正眼鏡、コンタクトレンズ、遮光眼鏡、弱視眼鏡）、補聴器、
車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、歩行補助つえ、
座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※借受けの対象となる種目

- ①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ②重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③歩行器

④座位保持椅子

費用

原則として1割を利用者が負担します。ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定されています。

費用の支払方法

補装具の購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）に要した費用については原則償還払いとしており、利用者は購入等に要した費用を業者に支払い、また、市町村に対して要した費用の百分の九十相当額を請求します。ただし、業者が市町村と代理受領の手続を行っている場合は、利用者は業者に対し、要した費用のうち自己負担分を業者に支払い、業者が市町村に残りの額を請求することができます。

詳しくは、各市町村障害福祉担当課にお問い合わせください。

申請手続

市町村の障害福祉担当課が申請の窓口となります。補装具の交付を申請される場合には、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の診断が必要です。また、種目によっては障害者相談センターでの判定書（児童の場合は意見書）が必要となります。申請し、市町村から補装具費決定通知書及び補装具費支給券の交付を受けてから、業者に補装具費支給券を提出し契約を結んだ上で補装具の購入等を受けます。

詳しくは、各市町村障害福祉担当課にお問い合わせください。

◎重度心身障害者（児）医療費の助成

身体障害者手帳 1・2 級の者、療育手帳㊦・A の 1・A の 2 の者又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の者が診療を受けた場合に、保険診療に係る医療費を助成します。

対 象

身体障害者手帳 1・2 級を有する者又は療育手帳㊦・A の 1・A の 2 を有する者又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を有する者。

ただし、65 歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された者は対象外となります。

給付内容

保険で決められた診療内容に限られます。

給付方法

現物給付方式により実施しており、医療機関の窓口で受給券を提示することにより、受給券に記載された自己負担金額のみで医療サービスを受けることができます。（受給券の提示がない場合や県外の医療機関で受診した場合は、償還払いとなります。）

※市町村により助成対象や給付内容が異なることがあるので、詳しくは、各市町村障害福祉担当課にお問い合わせください。

◎自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神の疾患により通院治療を受けている方が、指定の医療機関で保険診療を受けた際に、医療費の一部を公費で負担する制度です。

対象者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者又はてんかんを有する者（ICD-10 精神および行動の障害のF0～9、G40の疾患の方）

有効期間

1年間です（始期は申請日から、終期は1年後の受付日前月の末日までとなります）。有効期限が切れる3か月前から再認定のための申請ができます。

自己負担額

窓口での自己負担は原則1割です。課税状況・所得・診断名により、月ごとの自己負担上限額が設定されます。

※受診時に「自立支援医療受給者証」を提示する必要があります。

申請手続

市町村の障害福祉担当課が申請の窓口になります。申請にあたり、所定の申請書、診断書、世帯の所得の確認できる書類、個人番号カード等が必要になります。

◎軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。（実施主体は各市町村となります。）

対象者

次の要件をすべて満たす18歳未満の方が助成の対象となります。

- 1 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- 2 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。
- 3 世帯内に市町村税の所得割46万円以上の方がいないこと。

助成額

各市町村より基準価格の範囲内で、購入価格の3分の2を助成します。

申請手続

詳しくは、各市町村の障害福祉担当課へお問い合わせください。

■障害者のための生活訓練等■

◎身体障害者生活行動訓練

身体障害者に対して各種講習会、訓練等を組織的に行うことにより、在宅身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、次の事業を実施しています。

- 1 キャンプ訓練
- 2 スポーツレクリエーション講習会
- 3 福祉講座

事業の実施主体 千葉県（（福）千葉県身体障害者福祉協会に委託）

問合せ・申込先 （福）千葉県身体障害者福祉協会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3

千葉県社会福祉センター内

電話 043(245)1746

FAX 043(245)1578

◎音声機能障害者発声訓練

喉頭摘出により、音声機能に障害のある方々に対して発声訓練を行い、再び発声ができるように音声機能障害者発声講習会を開催します。

事業の実施主体 千葉県（京葉喉友会に委託）

実施期間 年間 41 回（8 月は休み）

対象者 疾病により喉頭摘出した音声機能障害者

問合せ・申込先 京葉喉友会事務局

〒270-0176 流山市加 1-5-1 サウスコート1-312

電話・FAX 04(7159)2163

◎視覚障害者社会生活訓練教室開催

視覚障害者の方に日常生活上必要とされる諸能力について訓練指導等を行うことにより、その感覚又は日常生活能力の改善を図るとともに、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場を設けることにより、視覚障害者の方の福祉の増進を図るための事業です。

(1)教養講座の開催

年間を通じて専門の講師を依頼し、知識教養を身につけるとともに、生活に必要な技術を高めることを目指して各種講座を開催します。

- ・生活と暮らしのマナー
- ・手芸
- ・料理
- ・生け花
- ・健康体操

- ・社会見学
- ・その他

(2)スポーツ教室の開催

- ・ボウリング大会
- ・サウンドテーブルテニス 原則として毎月第2金曜日
- ・グランドソフトボール 原則として毎月第2日曜日
- ・その他

事業の実施主体 千葉県（（福）千葉県視覚障害者福祉協会に委託）
 問合せ・申込先 視覚障害者総合支援センターちば（（福）千葉県視覚障害者福祉協会）
 〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3
 電話 043(424) 2501
 FAX 043(421)5179

◎視覚障害者生活向上支援事業

視覚障害者が生きがいを持って生活できるよう、更生援護相談や教養・文化講座等を開催し、生活の質の向上を図るための事業です。

事業の実施主体 千葉県（（福）千葉県視覚障害者福祉協会に委託）
 問合せ・申込先 視覚障害者総合支援センターちば（（福）千葉県視覚障害者福祉協会）
 〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3
 電話 043(424) 2501
 FAX 043(421)5179

◎オストメイト社会適応訓練

人工肛門・人工膀胱造設者を対象に、講習会を開催し、装具等の使用について正しい知識を身につけるための講演や生活上の基本的事項について相談に応じます。

事業の実施主体 千葉県（（公社）日本オストミー協会千葉県支部、同協会千葉市支部に委託）
 問合せ・申込先 （公社）日本オストミー協会千葉県支部
 〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3
 千葉県社会福祉センター3階
 電話 043(309)7571
 FAX 043(309)7572
 （月・水・金 午前10時～午後4時）

（公社）日本オストミー協会千葉市支部
 〒264-0024 千葉市若葉区高品町899-1 1-606
 電話・FAX 043(287)5783

◎身体障害者の自動車運転免許

身体障害者が自動車の運転免許を受けようとする場合は、まず、千葉県運転免許センター内適性相談室において適性検査（月～金（祝日を除く。）の午前 8 時 30 分～11 時、午後 1 時～4 時、持参するものは身体障害者手帳、現有免許証）を受けます。

適性検査によって身体に適應した自動車の条件が示されますので、その条件に合った自動車によって免許試験を受けることができます。

なお、詳しくは、下記適性相談室にお問い合わせください。

問合せ先 千葉県運転免許センター内適性相談室
〒261-0025 千葉市美浜区浜田 2-1 運転免許本部試験課
電話 043(274)2000 内線 352

<身体障害者のための無料自動車運転教習>

就職するため自動車運転免許を取得したい身体障害者の方を対象に、「身体障害者運転能力開発訓練センター」が募集する無料運転教習もあります。

対象 ハローワークに求職登録している身体障害者手帳所持者で、適性検査に合格し、「身体障害者運転能力開発センター」が入所を認められた方

期間 3 か月間（入所日は 1、4、7、10 月の各月初め。申込締切は前 10 日まで。）

定員 各期 25 人（年間 100 人）

費用 教習費は無料（検定料など自己負担約 3 万 5 千円）

宿舎 身体障害者専用宿舎あり（有料）

問合せ先 身体障害者運転能力開発訓練センター
〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46
電話 048(481)2711

■教育■

◎千葉県総合教育センター

教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに県民に対し、教育に関する奉仕を行っています。

【調査研究事業】

各教科・領域・学校運営等に関する基礎的・実践的な調査・研究・開発と社会の変化や本県の教育課題に即応した実践的な調査研究を行っています。

【研修・能力開発事業】

教育関係者の資質向上・能力開発を図るための専門的で実践的な研修を行っています。

【学校支援事業】

学校運営や学習指導上の様々な課題解決・教職員の能力開発に資するため、学校や教職員等への支援及び助言を行っています。また、カリキュラム関連情報の収集・提供を行い相談に応じています。

【教育相談事業】

発達に関すること（言葉の遅れ・聞こえ方や見え方・体の動き等）、家庭及び学校生活のこと、学習面の遅れや偏り、発達障害の疑いのあるお子さんへの支援方法、就学先や進路先等について、特別な教育的支援が必要な幼児・小学生・中学生・高校生及び保護者・教員等を対象として相談を行っています。

＜相談方法について＞

○来所相談（予約制：月～金曜日 9時～17時 休・祝日、年末年始を除く）

＊申込みの際は、住所、氏名、学校名、保護者名などの他に、相談の概要をお知らせください。

＊相談者のニーズ等に応じて、精神科医等による医療相談も行っています。

○電話相談（月～金曜日 9時～17時 休・祝日、年末年始を除く）

○メール相談（24時間受付）

＊件名に「相談」という文字を入れてください。

＊返信には一週間程度のお時間をいただきます。

※申込先 千葉県総合教育センター 特別支援教育部

所在地 〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-2

電話 043(207)6025〔教育相談専用〕

メール sosesoudan@chiba-c.ed.jp

※ホームページ <https://www.ice.or.jp/nc/tokushi/soudan/>

◎障害のある子どもたちの教育の場

平成19年度からスタートした「特別支援教育」は、発達障害を含む障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

主な教育の場としては、「通常の学級」、「通級による指導（通級指導教室）」、「特別支援学級」、「特別支援学校」があり、それぞれの場で一人一人の教育的ニーズに対応されるよう、合理的配慮の提供や支援体制の整備をしています。

1 通級による指導

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校では、在籍している通常の学級で各教科等の指導を受けつつ、一部、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し自立を図るため、個々の障害に応じた特別の指導を特別の場で受けることができます。（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒に対しては月1単位時間程度から週8単位時間程度）

対象の障害種は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者です。

詳しくは、居住地の市町村教育委員会、高等学校については県教育委員会にお問い合わせください。

2 特別支援学級

小学校・中学校・義務教育学校には、知的障害者、肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級があります。

特別支援学級では、障害のある児童生徒と、障害のない児童生徒とが、相互のふれあいを通じて経験を広め、社会性や豊かな人間性を育むために、通常の学級との交流及び共同学習も行っています。

詳しくは、居住地の市町村教育委員会にお問い合わせください。

3 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）を対象とした、障害のある児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的とした学校です。

県内には、下記の「特別支援学校一覧」のとおり、県立、市立及び国立の特別支援学校が46校（市立の分校を含む）あります。また、障害が重度又は重複しているなどの理由で学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、特別支援学校の教員が家庭や病院等を訪問して授業を行っています。

詳しくは、各特別支援学校または教育庁教育振興部特別支援教育課にお問い合わせください。

電話 043(223)4230、4229、4047（教育庁教育振興部特別支援教育課）

入学手続 小学部と中学部への入学は、居住されている市町村の教育委員会にお問い合わせください。

幼稚部と高等部への入学は、各特別支援学校または教育庁教育振興部特別支援教育課にお問い合わせください。

特別支援学校一覧

※ (1)寄宿舍、(2)スクールバス

対象となる 障害	名 称	学部			所 在 地	上：電 話 下：FAX
			(1)	(2)		
視覚障害	県立千葉盲学校	幼小	有	有	〒284 -0001 四街道市大日 468-1	043(422)0231 043(424)4592
		中高 専				
聴覚障害	県立千葉聾学校	幼小	有		〒266 -0011 千葉市緑区鎌取町 65-1	043(291)1371 043(291)5483
		中高 専				
	筑波大学附属聴覚 特別支援学校	幼小 中高 専	有	有	〒272 -8560 市川市国府台 2-2-1	047(371)4135 047(373)6316

知的障害	県立千葉特別支援学校	小中高		有	〒262-0004	千葉市花見川区 大日町 1410-2	043(257)3909 043(257)2226
	県立八千代特別支援学校	小中高		有	〒276-0040	八千代市緑が丘西 5-24	047(450)6321 047(450)1459
	県立習志野特別支援学校	小		有	〒275-0021	習志野市袖ヶ浦 5-11-1	047(470)7750 047(470)7752
	県立市川特別支援学校	小中高		有	〒272-0004	市川市原木 1862	047(327)4155 047(327)6815
	県立特別支援学校 市川大野高等学園	高			〒272-0805	市川市大野町 4-2274	047(303)8011 047(303)8191
	県立つくし特別支援学校	小中高		有	〒270-2251	松戸市金ヶ作 292-2	047(385)1632 047(386)5646
	県立東葛の森特別支援学校	高		有	〒270-0145	流山市名都借 140-1	04(7141)2355 04(7141)2357
	県立特別支援学校 流山高等学園	高			〒270-0135	流山市野々下 2-496-1	04(7148)0200 04(7148)0066
	県立特別支援学校 流山高等学園第二 キャンパス	高			〒270-0145	流山市名都借 140	04(7141)9900 04(7141)8020
	県立我孫子特別支援学校	小中高		有	〒270-1112	我孫子市新木字大 山下 1685	04(7187)0831 04(7188)2826
	県立我孫子特別支援学校 清新分校	高			〒277-0941	柏市高柳 995 沼南高柳高等学校 内	04(7193)6020 04(7193)6101
	県立湖北特別支援学校	高		有	〒270-1123	我孫子市日秀 70	04(7188)0596 04(7188)0598
	県立印旛特別支援学校	小中高		有	〒270-1605	印西市平賀 1160-2	0476(98)2200 0476(98)0969
	県立印旛特別支援学校 さくら分校	高			〒285-0808	佐倉市太田 1956 佐倉南高等学校内	043(486)3781 043(486)3782
	県立富里特別支援学校	小中高		有	〒286-0221	富里市七栄 483-2	0476(92)2100 0476(92)1984
	県立香取特別支援学校	小中高		有	〒289-0203	香取郡神崎町大貫 383-13	0478(72)2911 0478(72)4179

県立八日市場特別支援学校	小中高		有	〒289-2113	匝瑳市平木930-1	0479(72)2777 0479(73)6008
県立飯高特別支援学校	小中高		有	〒289-2173	匝瑳市飯高1692	0479(70)5001 0479(70)5123
県立東金特別支援学校	小中高	有	有	〒283-0061	東金市北之幸谷502	0475(52)2542 0475(55)4448
県立夷隅特別支援学校	小中高		有	〒298-0122	いすみ市楽町30-1	0470(86)4111 0470(86)3341
県立槇の実特別支援学校	小中高		有	〒299-0243	袖ヶ浦市蔵波3108-113	0438(62)1164 0438(63)8455
県立市原特別支援学校	小中高		有	〒290-0011	市原市能満1519-5	0436(43)7621 0436(42)3718
県立市原特別支援学校つるまい風の丘分校	高			〒290-0512	市原市鶴舞1159-1 市原高等学校鶴舞グリーンキャンパス内	0436(92)5281 0436(92)0230
千葉市立養護学校	中高		有	〒264-0016	千葉市若葉区大宮町 1066-1	043(265)9293 043(268)4854
千葉市立第二養護学校	小		有	〒263-0021	千葉市稲毛区轟町 3-6-25	043(256)1950 043(284)4986
千葉市立高等特別支援学校	高			〒261-0011	千葉市美浜区真砂 5-18-1	043(388)0133 043(279)5402
船橋市立船橋特別支援学校	中高		有	〒274-0054	船橋市金堀町 349-1	047(457)2111 047(457)2112
船橋市立船橋特別支援学校高根台校舎	小		有	〒274-0065	船橋市高根台 2-1-1	047(466)3631 047(466)3632
市川市立須和田の丘支援学校	中高		有	〒272-0825	市川市須和田 2-34-1	047(371)2258 047(373)1666
市川市立須和田の丘支援学校稲越校舎	小		有	〒272-0831	市川市稲越町 3-21-8	047(373)9000 047(373)9111
千葉大学教育学部附属特別支援学校	小中高		有	〒263-0001	千葉市稲毛区長沼原町 312	043(258)1111 043(258)9303

知的障害 肢体不自由 聴覚障害 病弱	県立安房特別支援学校	小中高		有	〒294-0231	館山市中里284-1	0470(28)1866 0470(28)1917
	県立安房特別支援学校館山聾分校	幼高			〒294-0055	館山市那古1672-7	0470(27)2490 0470(27)4956
	県立安房特別支援学校鴨川分教室	小中		有	〒296-0001	鴨川市横渚500 鴨川市立鴨川小学校内	04(7093)6960 04(7093)6970
知的障害 病弱	県立柏特別支援学校	小中高		有	〒277-0872	柏市十余二418-5	04(7133)5631 04(7133)3502
	県立柏特別支援学校流山分教室	高			〒277-0114	流山市東初石2-98 流山高等学校内	04(7152)1671 04(7155)1627
	県立君津特別支援学校	小中高		有	〒299-1161	君津市北子安6-14-1	0439(55)4333 0439(55)7859
	県立君津特別支援学校上総湊分教室	小中			〒299-1607	富津市湊773-1	0439(29)5420 0439(29)5421
肢体不自由	県立桜が丘特別支援学校	小中高	有	有	〒264-0017	千葉市若葉区加曾利町1538	043(231)1449 043(231)3069
	県立船橋特別支援学校	小		有	〒273-0046	船橋市上山町3-507	047(439)5811 047(438)9948
	県立船橋夏見特別支援学校	中高		有	〒273-0866	船橋市夏見台5-6-1	047(429)6699 047(438)2099
	県立松戸特別支援学校	小中高	有	有	〒270-0022	松戸市栗ヶ沢784-17	047(388)2128 047(388)4781
肢体不自由 病弱	県立袖ヶ浦特別支援学校	小中高	有	有	〒266-0005	千葉市緑区誉田町1-45-1	043(291)6922 043(292)1706
知的障害 肢体不自由	県立矢切特別支援学校	小中高		有	〒271-0095	松戸市中矢切54	047(312)3010 047(312)3012
	県立野田特別支援学校	小中高		有	〒278-0003	野田市鶴奉147-1	04(7122)7270 04(7123)8474
	県立栄特別支援学校	小中高		有	〒270-1506	印旛郡栄町龍角寺1112-2	0476(80)2500 0476(80)2502

	県立銚子特別支援学校	幼小 中高	有	有	〒288 -0815	銚子市三崎町 3-94-1	0479(22)0243 0479(25)0551
	県立大網白里特別支援学校	小中 高		有	〒299 -3211	大網白里市細草 1385-5	0475(70)5000 0475(70)5525
	県立長生特別支援学校	小中 高		有	〒299 -4303	長生郡一宮町 東浪見 6767-7	0475(42)2470 0475(42)7517
病弱	県立仁戸名特別支援学校	小中 高			〒260 -0801	千葉市中央区 仁戸名町 673	043(264)5400 043(268)5082
	県立四街道特別支援学校	小中 高			〒284 -0003	四街道市鹿渡 934-45	043(422)2609 043(424)4679

■障害者のための施設■

障害者総合支援法に基づく各種サービスを実施する事業所のほかに、障害者支援施設等があります。

◎障害者支援施設

介護を必要とする障害者が入所して、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるための施設です。

- 入所要件 1 満 18 歳以上（特別の場合には、満 15 歳以上）の障害者
2 障害者総合支援法に基づく介護給付等の支給決定を受けていること
- 費用 入所者本人及び扶養義務者の負担能力に応じた利用者負担（市町村が決定します。）があります。
- 相談 各市又は区の福祉事務所、町村役場福祉担当課
障害者総合支援法に基づく介護給付等の支給決定は市町村が行います。

◎福祉ホーム

低額な料金で、現に住居を求めている障害者に対して、居室その他の設備を利用していただくとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設です。

- 入所要件 家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難であるため、現に住居を求めている者。
- 費用 入居者は、利用料の負担があります。
- 相談 市役所、町村役場福祉担当課

◎千葉県立障害者施設の運営法人

- 1 （福）千葉県身体障害者福祉事業団

この事業団は、社会福祉法に基づいて設立認可され、現在は指定管理者として県が設置した身体障害者（児）関係の施設・リハビリテーション医療施設の管理運営を行っています。

事業内容（施設名、入所定員）

千葉リハビリテーションセンターの管理経営

医療型障害児入所施設 愛育園 132名

児童発達支援センター 16名

障害者支援施設 更生園 56名

補装具製作施設

リハビリテーション医療施設 110名

問合せ先 〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2

電話 043(291)1831 FAX 043(291)1857

2 （福）千葉県社会福祉事業団

この事業団は、社会福祉法に基づいて設立認可され、現在は指定管理者として県が設置した知的障害者（児）関係の福祉施設の管理運営を行っています。

事業内容（施設名、入所定員）

袖ヶ浦福祉センターの管理運営

障害者支援施設 更生園 40名（条例定員 90名）

福祉型障害児入所施設 養育園 10名（条例定員 40名）

問合せ先 〒299-0298 袖ヶ浦市蔵波 3108-1

電話 0438(62)2722 FAX 0438(62)2785

■障害者のための就業の場の確保■

以下に記載されているほかに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの仕組みのページに記載されている地域活動支援センターにおいても、障害者のための生産活動の機会を提供しています。

◎知的障害者の職親委託

知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で希望する方を職親として登録し、知的障害者を委託して生活指導及び技能習得訓練を行う制度です。

職親登録 職親になることを希望する方の申込みに基づき、市町村長が職親登録の適否を審査し適当と認めたとときに登録します。

委託料 知的障害者が委託されている職親の方に対しては委託料が支払われます。

相談 各市町村障害福祉担当課

◎千葉障害者就業支援キャリアセンター

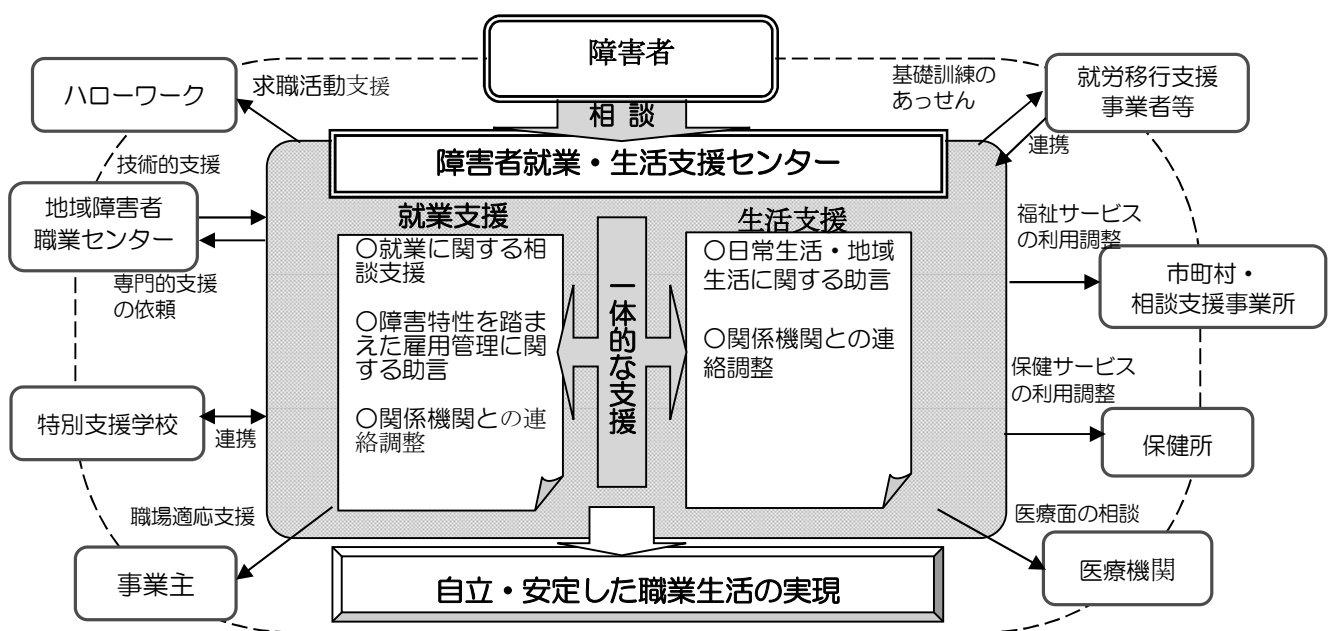
障害者を雇用している（又は雇用を検討している）企業に対する各種支援のほか、地域の支援機関と連携しながら、障害者本人やその家族等からの就労相談にも対応しています。

また、就業を希望する障害者を対象に、施設内や協力事業所において職業準備訓練を行っています。

費用 無料（ただし、利用に伴う交通費などは自己負担となります。）
 開所時間 午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。）
 所在地 〒261-0002 千葉市美浜区新港43
 電話 043(204)2385 FAX 043(246)7911

◎障害者就業・生活支援センター

就職を希望する障害者を対象に、身近な地域で、就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業及び就業に伴う生活に関する指導・助言、就業前準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るための支援を行っています。



費用 無料（ただし、利用に伴う交通費などは自己負担となります。）
 利用方法 最寄りのセンターにお問い合わせください。

【障害者就業・生活支援センターの設置場所】

（令和4年4月1日現在）

障害保健 福祉圏域	名称	受託法人名	所在地	主な活動地域
千葉	千葉障害者 キャリアセ ンター	NPO法人 ワークス未来千葉	千葉市美浜区新港43 TEL 043(204)2385 FAX 043(246)7911	千葉市
船橋	大久保学園	(福) 大久保学園	船橋市豊富町690-13 TEL047(457)7380 FAX047(404)1481	船橋市
市川	いちされん	NPO法人 いちされん	市川市南八幡5-17-11(1F) TEL 047(300)8630 FAX 047(300)8631	市川市、浦安市
習志野	あかね園	(福) あひるの会	習志野市茜浜3-4-6 TEL 047(452)2718 FAX 047(408)1050	習志野市、八千代 市、鎌ヶ谷市
松戸	ビック・ハー ト松戸	(福) 実のりの会	松戸市西馬橋幸町117 ロザール松戸109 TEL 047(343)8855 FAX 047(343)8860	松戸市、流山市、 我孫子市
柏	ビック・ハー ト柏	(福) 実のりの会	柏市柏3-6-21 柏ビル302 TEL 04(7168)3003 FAX 04(7168)3006	柏市
野田	はーとふる	(福) はーとふる	野田市鶴奉 7-1 野田市役所1階 TEL04(7124)0124 FAX04(7124)0124	野田市
印旛	就職するな ら明朗塾	(福) 光明会	八街市八街ほ244-62 TEL 043(488)5499 FAX 043(488)5498	成田市、佐倉市、 四街道市、八街 市、富里市、印西 市、白井市、印旛 郡
香取	香取就業セ ンター	(福) ロザリオの聖 母会	香取市高萩1100-2 高萩福祉センター内 TEL 0478(79)6923 FAX 0478(75)3535	香取市、香取郡
海匝	東総就業セ ンター	(福) ロザリオの聖 母会	旭市野中3825 TEL 0479(60)0211 FAX 0479(60)0212	銚子市、旭市、匝 瑳市

山武	山武プリオ	(福) ワーナーホーム	大網白里市細草3215-19 TEL 0475(71)3111 FAX 0475(71)3129	東金市、山武市、 大網白里市、山武郡
長生	長生プリオ	(福) ワーナーホーム	茂原市六ツ野2796-10 TEL 0475(44)4646 FAX 0475(44)7798	茂原市、長生郡
夷隅	ピア宮敷	(福) 土穂会	いすみ市岬町桑田341-1 TEL0470-87-5201 FAX0470-87-7801	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
安房	中里	(福) 安房広域福祉会	館山市中里291 TEL 0470(20)7188 FAX 0470(28)2080	館山市、鴨川市、 南房総市、安房郡
君津	エール	NPO法人ほぴあ	木更津市中央1-16-12 サンライズ中央1階 TEL 0438(42)1201 FAX 0438(25)5250	木更津市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市
市原	ふる里学舎 地域生活支援センター	(福) 佑啓会	市原市今富1110-1 TEL 0436(36)7762 FAX 0436(36)7612	市原市

■障害者のための文化・レクリエーション■

◎点字県広報の発行

重度の視覚障害者に点字による県民だより等を発行（月1回）しています。

事業の実施主体 千葉県(福)千葉県視覚障害者福祉協会に委託

問い合わせ先 視覚障害者総合支援センターちば(福)千葉県視覚障害者福祉協会)

〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3

電話 043(424)2501

FAX 043(421)5179

◎点字・音声即時情報ネットワーク

活字による情報収集の困難な視覚障害者に対し、パソコンを利用して点字・音声による情報を提供することにより、社会参加を促進し、福祉向上を図ります。

事業の実施主体 千葉県(福)千葉県視覚障害者福祉協会に委託

問合せ・申込先 視覚障害者総合支援センターちば(福)千葉県視覚障害者福祉協会)

〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3

電話 043(424) 2501

◎点字図書館

眼の不自由な人たちの教養と福祉の増進を図るため、点字図書及びテープ図書の無料貸出しを行う図書館です。

事業内容 点字図書・テープ図書を全国の視覚障害者に無料で郵送貸出しをし、中途失明者の更生を図るために、点字の読み書きの指導を行うとともに、毎月全国の盲学校小学生に「小さな童話」を無料配布しています。また、奉仕者を養成し、点訳奉仕会（活字の本を点字に写しかえる点訳活動）、朗読奉仕会（本や雑誌をテープに吹き込む）の仕事もしています。

利用方法 直接下記にお問い合わせください。

問合せ先 視覚障害者総合支援センターちば(福)千葉県視覚障害者福祉協会
〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3
電話 043(424)2501
FAX 043(421)5179

◎点字出版所

無料又は低額な料金で点字刊行物を出版する施設です。

事業内容 千葉県民だより、千葉県議会だよりの点字版の出版をしています。御希望の方は直接下記にお申込みくだされば無料でお送りします。このほか一般の点字印刷物の注文も受けています。

問合せ・申込先 視覚障害者総合支援センターちば(福)千葉県視覚障害者福祉協会
〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3
電話 043(424)2501
FAX 043(421)5179

◎録音県広報の発行（声の広報紙）

重度の視覚障害者に録音テープ又はCDによる「県民だより」等を発行（月1回）しています。

事業の実施主体 千葉県(福)千葉県視覚障害者福祉協会に委託

問合せ・申込先 視覚障害者総合支援センターちば(福)千葉県視覚障害者福祉協会
〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3
電話 043(424)2501
FAX 043(421)5179

◎字幕入り映像ライブラリーの設置

聴覚障害者に対する情報提供のため、テレビ番組等に字幕を入れた DVD 等の無料貸付（返送にかかる郵送料は自己負担）を行っています。

ビデオテープの種類 ドラマ、ドキュメント、漫画、料理番組等

問合せ・申込先 千葉聴覚障害者センター（（福）千葉県聴覚障害者協会）

〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12

電話 043(308)6372

FAX 043(308)5562

◎障害者スポーツ指導者の養成

障害者への指導を行う者を対象とした研修会や「障害者スポーツ指導員（初級指導員）」を養成するための講習会を開催しています。

実施主体 千葉県

申込先 千葉県障がい者スポーツ協会

〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-1

電話 043(253)6111

◎千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター

障害者の自立や社会参加の促進を図るため、障害者のスポーツ・レクリエーション活動及び文化活動の場として設置された施設です。一般の方にもご利用いただき、障害者との交流を図っています。

施設内容

- 1 多目的室 研修・会議などに利用できます。またレクリエーションも可能です。
- 2 教養文化室（和室） 会議や茶道、詩吟、囲碁、将棋などに利用できます。
- 3 音楽室 器楽・コーラス練習などに利用できます。
- 4 体育室 卓球（視覚障害・車椅子・一般）、バスケットボール、バレーボール、ショートテニス、バドミントン、インディアカ等のスポーツやスポーツ以外の各種行事にも利用できます。

利用時間 午前9時～午後9時（日曜・祝祭日は午後5時まで）

休館日 毎週月曜日（ただし月曜日が祝祭日の場合は開館し、翌日休館）
年末年始（12月29日～1月3日）

申込先・所在地

〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-1

電話 043(253)6111

■障害者を支援するためのボランティア等の養成■

◎点訳奉仕員の養成

視覚障害の福祉に理解と熱意を有する方に点訳の指導を行うことにより、点訳奉仕員を養成し、視覚障害者の福祉の増進を図るための事業です。

事業の実施主体 千葉県(福)千葉県視覚障害者福祉協会に委託)

対象者 視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方です。

講習内容

- ・点字図書の知識について
- ・点字の理論について
- ・点字実技について
- ・身体障害者の福祉について

問合せ・申込先 視覚障害者総合支援センターちば((福)千葉県視覚障害者福祉協会)

〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3

電話 043(424)2501

FAX 043(421)5179

◎朗読奉仕員の養成

重度の視覚障害者に「声の図書」を提供するため、講習会を開催し朗読奉仕員を養成しています。

事業の実施主体 千葉県(福)千葉県視覚障害者福祉協会に委託)

対象者 視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方です。

講習内容

- ・声の図書の知識について
- ・朗読の方法及び実技について
- ・身体障害者の福祉について

問合せ・申込先 視覚障害者総合支援センターちば((福)千葉県視覚障害者福祉協会)

〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3

電話 043(424)2501

FAX 043(421)5179

◎手話通訳者等の養成

聴覚障害者及び音声、言語機能障害者と健聴者とのコミュニケーションを円滑に行えるよう手話通訳者を養成します。

事業の実施主体 千葉県(福)千葉県聴覚障害者協会に委託)

問合せ・申込先 (福)千葉県聴覚障害者協会

〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12

電話 043(308)6372 FAX 043(308)5562

◎要約筆記者の養成

手話習得の困難な中途失聴者や難聴者と健康者とのコミュニケーションを円滑に行えるよう要約筆記者を養成します。

事業の実施主体 千葉県(福)千葉県聴覚障害者協会に委託)

内 容 講義、実習

受講申込先 (福)千葉県聴覚障害者協会

〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12

電話 043(308)6372 FAX 043(308)5562

◎盲ろう者向け通訳・介助員の養成

情報の取得が極めて困難な盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助者を養成します。

事業の実施主体 千葉県(NPO 法人千葉盲ろう者友の会に委託)

内 容 講義、実習、演習

受講申込先 NPO 法人千葉盲ろう者友の会

〒262-0024 千葉市花見川区浪花町 956-3

ファミリーールハイツ 102

電話・FAX 043(310)3008

◆子どもの健康福祉◆

■児童手当■

◎児童手当

中学校修了前の子どもを養育している父母等に、年3回（6月、10月、2月）手当が支給されます。

農業や漁業、一般の自営業者、サラリーマン等で該当する方はお住まいの市役所、町村役場に申請書等を提出してください。公務員で該当する方は勤務先に申請書等を提出してください。子どもが施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給されます。

児童手当の支給に要する費用は、国・地方公共団体及び会社などの事業主が一定の割合で負担しています。

支給額 ※平成24年4月分から

0歳～3歳未満	15,000円/月
3歳～小学生 第1子・2子	10,000円/月
第3子	15,000円/月
中学生	10,000円/月
所得制限以上	5,000円/月

※令和4年6月分より所得上限限度額以上の場合は手当の支給対象外となります。

問合せ先 お住まいの各市町村担当課(公務員は勤務先)

■保育が必要な子どもへの支援■

◎保育所

保護者が働いている等、家庭で保育できない事情がある就学前の子どもを受け入れて保育する児童福祉法に基づく施設です。市町村が、保護者の申請を受け、国が設定した基準に基づき、保育の必要性を認定します。

入所基準（保育の必要性）

- ・就労 ・妊娠、出産 ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護、看護 ・災害復旧 ・求職活動
- ・就学 ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育時間

「保育標準時間」認定 最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）

「保育短時間」認定 最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

費用 世帯の所得状況に応じて市町村長が定める額を負担していただきます。
問合せ先 各市役所・町村役場

◎その他の保育サービス

保育所等は、保護者の就労形態の多様化に対応するため、多様な保育サービスの提供をしています。

各種保育サービスの詳細につきましては、各市役所・町村役場にお問い合わせください。

1 病児保育

集団保育が困難な病児、病後児（症状が回復して安定に向かっている児童）又は体調不良児（保育中に微熱を出すなど「体調不良」の児童）で、保護者の勤務等により家庭での保育が困難な子どもを、病院・保育所等で一時的に保育します。

2 延長保育 保護者の勤務時間等を考慮し、保育時間を延長して保育します。

3 休日保育 日曜・祝日等の保護者の勤務等により、家庭で保育が困難な子どもを保育します。

4 地域型保育事業 市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付け、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

- (1) 小規模保育事業 認可定員6～19人 家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- (2) 家庭的保育事業 認可定員1～5人 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行います。
- (3) 事業所内保育事業 事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育します。
- (4) 居宅訪問型保育事業 個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

◎認定こども園

認定こども園は、保育所の持つ「保育」機能と幼稚園の持つ「教育」機能を一体化し、また、子育て家庭の多様なニーズに応えるための施設です。

認定こども園では、保護者の就労の有無に関係なく入園が可能で、3歳未満の児童に対し保育を実施し、3歳以上の児童に対し、保育と教育を一体的に実施します。

問合せ先 各市役所・町村役場

◎地域子育て支援拠点

地域の子育て支援の中核施設である保育所等を地域子育て支援拠点として位置付け、在宅で子育て中の親とその子どもに対する支援を進めています。

専任職員を配置し、子育て親子の交流促進、子育て相談、子育て等に関する情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。

問合せ先 各市役所・町村役場

◎ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域において、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。この事業は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援する目的から、労働省(当時)が構想し設立がはじまりました。現在では、サポートの対象は子を持つ全ての家庭に広がっています。

市町村設立又は補助によるセンターは、千葉県では 32 市町で設置されています。
(令和2年度末)

- ・ファミリー・サポート・センターで扱う相互援助活動
 - 保育施設の保育開始前や終了後の預かり及び保育施設までの送迎。
 - 学校の放課後又は学童終了後、子どもを預かること。
 - 保護者等の病気や急用等の場合子どもを預かること。
 - 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
 - 買い物や外出等の際、子どもを預かること。 など
- ・利用方法 居住地のセンターに申し込むことにより会員になれます。
特別な資格などは必要ありません。会員の方が安心して相互援助を行えるよう、センターでは講習会を実施しています。
- ・費用 依頼者に負担していただきます。各センターで利用料金が決められています。
- ・援助対象児 センターにより異なります。
- ・問合せ先 各市役所・町村役場

◎認可外保育施設

認可外保育施設は、児童福祉法に基づく知事などの認可を受けていない保育施設です。夜間保育や宿泊保育又は一時預かりを主に行うベビーホテルや、主に事業所の従業員の児童を対象として、保育事業を行っている事業所内保育施設、またいわゆるベビーシッターなどがあります。

問合せ先 県庁健康福祉部子育て支援課法人指導班

電話 043(223)2321 FAX 043(222)9939

■子どもの健康■

◎子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供し、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供など、きめ細やかな支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置が進められています。

千葉県では、全 54 市町村に設置されています（令和 4 年 4 月 1 日現在）。

問合せ先 各市役所・町村役場

◎母子健康手帳の交付

妊産婦及び乳幼児が健康診査や保健指導を受けたとき、そのつど必要な事項を記録することによって、お母さんとお子さんの健康を守るための手帳です。この手帳の記録は、母と子の健康の道しるべとなり、また、次の妊娠、出産及び育児について大切な記録となるものです。

様 式 この手帳には、妊娠中の記録、出産の状況、乳幼児期の経過、予防接種の記録等が記入できるようになっているほか、妊産婦や乳幼児の栄養、育児のしおり、事故の予防、働く女性・男性のための出産、育児に関する制度、主な医療給付制度等が掲載されています。

手帳には、「別冊」がついており、妊婦健康診査及び乳児健康診査費用の助成が受けられる受診票等が綴られています。

交付手続 妊娠届出書を市役所・町村役場に提出すると市町村長から手帳が交付されます。妊娠がわかっただけ速やかに手帳の交付を受けてください。妊娠届出書は市町村窓口にあります。

◎妊産婦、乳児の医療機関委託一般健康診査

妊婦、乳児の疾病を早期に発見し、安全な出産ができ、乳幼児の健全な発達を図り、さらに健康の保持増進のために定期的な健康診査を実施します。

母子健康手帳(別冊)に綴られている受診票を使用して、妊娠中に 1 4 回、乳児期に 2 回(生後 3～6 か月、9～1 1 か月)、それぞれ医療機関で健康診査を受けることができます。(妊婦の健康検査の場合、一部自己負担があります。)

また、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月などの産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施が進められており、千葉県では、10 市で費用の一部を助成しています。(令和 4 年 3 月末現在)。

問合せ先 各市役所・町村役場

◎先天性代謝異常等検査

代謝異常による知的障害や発育障害の発生を予防するための検査です。早期に発見し、治療を受ければ知的障害などの症状を防ぐことが可能です。生まれた病院で生後4～6日目に、赤ちゃんの足の裏から血液をとって検査します。

費用 検査料は千葉県（千葉市にお住まいの方は千葉市）が負担します。
ただし、採血料は保護者負担となります。

問い合わせ先 県庁健康福祉部児童家庭課 電話 043(223)2332
（千葉市にお住まいの方は千葉市）

ただし、検査結果については検査した病院にお問い合わせください。

◎産前・産後サポート事業、産後ケア事業

妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担を軽減し、子育て世帯の安心感を醸成するために、下記の事業が、地域の実情にあわせて実施が進められています。

千葉県では、産前産後サポート事業は 21 市町村、産後ケア事業は 51 市町村が実施しています（令和4年3月末現在）。

実施状況や、実施施設、利用料金など、詳しくは各市役所・町村役場にお問い合わせください。

1. 産前・産後サポート事業

家庭や地域での妊産婦等の孤立の解消を図るため、妊産婦等に対して、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援を行います。

2. 産後ケア事業

出産後 1 年以内の母子に対して、心身のケアや育児に関する指導、育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。

問い合わせ先 各市役所・町村役場

◎1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査

その年に満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない幼児と、満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児に対して健康診査を行います。特に 1 歳 6 か月児と 3 歳児は、精神的、身体的な発達重要な時期にあり、その時に健康診査、育児に関する指導等を行い、幼児の健全な発達を図るものです。

各市町村より健康診査のお知らせがあります。

費用 市町村が負担します。

問合せ先 各市役所・町村役場

◎保健師等による相談指導

妊娠・出産・育児及び思春期等における不安や悩み等に対して、保健師、栄養士等が相談を行います。

1 母親（両親）学級

妊娠中の健康管理や出産のための知識や、育児の方法を学んでいただくと同時に、仲間づくりができる学級を開催します。お父さんと一緒に参加できるものもあります。

2 妊産婦・新生児訪問指導

初めての妊婦や生後28日以内の新生児に、保健師や助産師等が家庭訪問を行います。

3 育児相談（学級）

育児の方法や離乳食の作り方等を学んでいただくと同時に、お母さんや赤ちゃんの交流の場となる学級、相談を開催します。

4 未熟児訪問指導及び健康相談

必要な未熟児に対し、保健師が家庭訪問し相談に応じるとともに、市町村において健康相談を行います。

5 保健所における専門相談

思春期にある児又はその家族に対して、相談を実施します。

また、市町村においても、相談を行っています。

問合せ先 各市役所・町村役場、各保健所

◎予防接種

【定期予防接種】

予防接種法による定期の予防接種は下記のとおりです。

対象年齢の期間中は公費で予防接種を行います。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

対象疾病 (ワクチン)		接種方法		
		対象年齢	標準的接種年齢	回数
ロタウイルス 感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）	令和2年8月1日以後に生まれた、次のアとイに該当する者（使用するワクチンによって、対象者・回数・接種量が違うので注意する） ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合：出生6週0日後～24週0日後	生後2月～ 出生14週6 日後	アを使用する場合 2回
	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）	イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合：出生6週0日後～32週0日後		

1期 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ (4種混合) ジフテリア・百日せき・破傷風(3種混合) 不活化ポリオ 2期 ジフテリア・破傷風 (2種混合)	1期初回	生後3月～90月未満	生後3月～12月	3回
	1期追加	生後3月～90月未満 (1期初回接種3回終了後、6月以上の間隔をおく)	1期初回3回終了後12月～18月	1回
	2期	11歳以上13歳未満	11歳～12歳	1回
麻しん 風しん (MR)	1期	生後12月～24月未満		1回
	2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者。		1回
日本脳炎	1期初回	生後6月～90月未満	3歳	2回
	1期追加	生後6月～90月未満(1期初回接種終了後おおむね1年おく)	4歳	1回
	2期	9歳～13歳未満	9歳	1回
	その他	特例：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ及び平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの者。		必要な回数
結核(BCG)		生後1歳未満	生後5月～8月未満	1回
Hib感染症	初回	生後2月～60月未満	初回接種開始 生後2月～7月未満	3回(標準的接種)
	追加	生後2月～60月未満(初回終了後7月～13月の間隔をおく)	初回接種開始 生後2月～7月未満	1回
小児用肺炎球菌	初回	生後2月～生後60月未満	初回接種開始 生後2月～7月未満	(標準的接種) 3回
	追加	生後2月～60月未満(初回終了後60日以上の間隔をおく)	生後12月～15月未満	1回

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防ワクチン)		小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生	3回
	キャッチアップ接種	(積極的な勧奨を差控えている間に定期接種の対象であった)平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子	接種期間: 令和4年4月から令和7年3月までの3年間	3回
水痘		生後12月～36月未満	生後12月～15月未満	2回
B型肝炎		1歳未満	生後2月～9月未満	3回

【千葉県内定期予防接種相互乗り入れについて】

かかりつけ医が、お住まいの市町村以外にいる場合や、やむを得ない事情によりお住まいの市町村で予防接種を受けることができなかった場合は、お住まいの市町村以外でも、定期予防接種を受けることができます。

詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。

【千葉県予防接種センター事業】

千葉県予防接種センター（千葉県こども病院内）

心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患のある方や全身性発疹等アレルギーを疑う症状を持つなど予防接種要注意者のお子さんが、安心して定期予防接種が受けられるよう次のことを実施しています。

- 1 定期の予防接種の実施
予約制
- 2 医療相談
医療相談
毎週月・火・木・金曜日
午前10時～午後4時
(年末年始・祝日を除く。)
電話番号 043 (292) 2111 (代表)

◎母子医療の公費負担制度

児童の健全育成や心身障害の発生予防と身体障害の軽減、並びに高額な医療費の負担軽減を図るために、各種医療費の給付を行います。

種類	制度の趣旨	対象者(疾患)	費用	申請手続	備考
未熟児養育医療	養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費の給付を行います。	身体発育が未熟なまま出生した児（出生時体重2,000g以下等）であって医師が入院養育が必要と認めた児	家庭の収入に依りて負担していただきます。	詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。	指定医療機関に入院治療 申請窓口は市町村です

<p>自立支援医療（育成医療）</p>	<p>身体の障害を除去・軽減するための医療について、その費用の給付を行います。</p>	<p>身体に障害がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者。 視覚・聴覚・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・小腸・肝臓の機能障害、その他の先天性内臓機能障害、免疫機能障害など。</p>	<p>家庭の収入に 応じて負担し ていただきま す。</p>	<p>詳しくはお 住まいの市 町村へお問 い合わせく ださい。</p>	<p>指定医療機 関で治療。 18歳未満 申請窓口は 市町村です</p>
<p>結核児童療育医療</p>	<p>長期の入院療養を必要としている結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行います。</p>	<p>結核にかかっている児童であって、医師が入院を必要と認めた者</p>	<p>家庭の収入に 応じて負担し ていただきま す。</p>	<p>規定の書類により居住地の保健所に申請 （千葉市、船橋市、柏市にお住まいの方は、それぞれの市に申請となります。）</p>	<p>指定医療機 関で入院治 療。18歳未 満</p>
<p>小児慢性特定疾病医療支援事業</p>	<p>小児期における小児がん等の特定の疾患の治療は、長期間にわたり、かつ医療費も高額となることから、小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、医療費の自己負担の一部を補助する医療給付を行います。</p>	<p>児童の慢性疾患(16疾患群)悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患</p>	<p>家庭の収入に 応じて負担し ていただきま す。</p>	<p>規定の書類により居住地の保健所に申請 （千葉市、船橋市、柏市にお住まいの方は、それぞれの市に申請となります。）</p>	<p>指定医療機 関で治療 原則18歳 未満</p>

子ども医療費助成事業	子どもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を県と市町村で助成します。	中学校3年生までの入院及び小学校3年生までの通院（市町村により異なります。）	通院1回につき300円、入院1日につき300円負担していただきます。（市町村により異なります。）	詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。	
------------	---	--	--	--------------------------	--

申請にあたっては、意見書・所得証明書等必要書類がそれぞれ異なります。事前に確認を行ってください。

◎小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者さん等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法に要する費用の一部を助成します。

対象となる治療 胚（受精卵）凍結、未受精卵子凍結、卵巣組織凍結、精子凍結、精巣内精子回収による精子凍結

対象者 対象となる原疾患の治療を受ける方で、県内に住所を有し、県が指定する医療機関で妊孕性温存療法を行い、凍結保存時の年齢が43歳未満であること

※対象となる原疾患の治療内容やその他の詳細は、健康づくり支援課ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/gan/ninyouseionzon.html>)

助成額上限 胚（受精卵）凍結：35万円、未受精卵子凍結：20万円、卵巣組織凍結：40万円、精子凍結：2万5千円、精巣内精子回収による精子凍結：35万円

助成回数 通算2回まで

申請手続 対象となる凍結保存日の属する年度内（3月末まで）に、健康づくり支援課がん対策班に郵送

問合せ先 千葉県健康づくり支援課がん対策班

◎小児慢性特定疾病児童手帳の交付

小児慢性特定疾病にり患している児童に対して、一貫した治療・指導を行うため、本人の健康状態の記録、かかりつけ医療機関の連絡先等を記入できる手帳を交付します。

交付手続 小児慢性特定疾病医療支援事業の医療費の手続と同時に手帳の交付申請ができます。

費用 国と千葉県が負担します。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）

■子どもの健全育成■

◎児童館（児童センター）

地域の子どもたちに健全な遊びを与え、その中で子どもたちの健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする屋内型の施設です。

児童館は、集会室、遊戯室、図書室を設け、その利用を図るとともに、児童の遊びを指導する者によって健全な遊びの指導を行っています。また、こども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成指導や地域の実情に応じて、放課後児童の保護育成指導を行っています。

問合せ先 各市役所・町村役場

◎児童遊園

広場、ブランコ、砂場、滑り台、トイレ等が設置され、健全な遊びを提供する屋外型の施設であり、健康の増進や、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることを目的としています。

問合せ先 各市役所・町村役場

◎放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、事業の対象となる児童数等に応じ、国や県では運営費補助を行っています。

問合せ先 各市役所・町村役場

■子どもの保護■

◎助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を受けさせる施設です。

相談窓口 各市福祉事務所・町村役場、各保健所（健康福祉センター）地域保健福祉課
助産施設一覧

名称	所在地	電話
千葉市立青葉病院	〒260-0852 千葉市中央区青葉町 1273-2	043(227)1131
千葉市立海浜病院	〒261-0012 千葉市美浜区磯辺 3-31-1	043(277)7711
島田総合病院	〒288-0053 銚子市東町 5-3	0479(22)5401
船橋市立医療センター	〒273-8588 船橋市金杉 1-21-1	047(438)3321
船橋二和病院	〒274-0805 船橋市二和東 5-1-1	047(448)7111
松戸市立総合医療センター	〒270-2296 松戸市千駄堀 933-1	047(712)2511

あびこ助産院	〒270-1166 我孫子市我孫子 1854-11	04(7179)7321
あびこクリニック	〒270-1166 我孫子市我孫子 4-3-25	04(7184)0321
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町 90-1	0476(22)2311
東京女子医科大学八千代医療センター	〒276-8524 八千代市大和田新田 477-96	047(450)6000
地方独立行政法人さんむ医療センター	〒289-1326 山武市成東 167	0475(82)2521

◎乳児院

父母が死亡したり、離婚したため保護する者がいなかったり、保護者に監護させることが不相当である満1才に満たない乳児を入所させて、養育することを目的とする施設です。

なお、必要があるときは幼児を入所させることができます。

相談窓口 各児童相談所

名称	所在地	電話	FAX
聖愛乳児園	〒299-4613 いすみ市岬町三門 1483-5	0470(87)7550	0470(87)7650
望みの門 方舟乳児園	〒299-1607 富津市湊 705	0439(67)2131	0439(67)2134
コミュニティ長柄	〒297-0234 長生郡長柄町長柄山 741-10	0475(35)5361	0475(35)5362
ほうゆうベビーホーム	〒276-0022 八千代市上高野 157	047(409)5550	047(409)5552
イーハトープ	〒289-1103 八街市八街に 69-3	043(440)0020	—
生活クラブ風の村はぐくみの杜君津赤ちゃんの家	〒299-1104 君津市糠田 69-3	0439(27)0300	0439(27)0057
エンジェルホーム (千葉市所管)	〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町 675	043(215)2155	043(250)7787

◎児童養護施設

保護者がいなかったり、虐待される等、環境上養護を要したりする乳児を除いた児童を入所させて、養護し、自立を支援することを目的とする施設です。

家庭的な環境の中で生活の指導を行っており、小学校・中学校あるいは高等学校へは施設から通学します。

相談窓口 各児童相談所

児童養護施設一覧

名称	所在地	電話	FAX
千葉県富浦学園	〒299-2404 南房総市富浦町多田良 1185-1	0470(33)3939	0470(33)4527
平和園	〒290-0034 市原市島野 735-1	0436(21)1674	0436(25)2010
恩寵園	〒274-0077 船橋市薬円台 4-6-2	047(466)4020	047(466)4047
成田学園	〒286-0011 成田市玉造 1-1-1	0476(27)5451	0476(27)0803
螢雪学園	〒285-0902 印旛郡酒々井町伊篠 457-3	043(496)4008	043(496)6196
一宮学園	〒299-4301 長生郡一宮町一宮 389	0475(42)2069	0475(42)3545
東海学園	〒289-2503 旭市江ヶ崎 1151	0479(62)0758	0479(62)1636
香取学園松葉寮	〒289-0631 香取郡東庄町平山 1290-1	0478(86)3535	0478(86)3890
滝郷学園	〒289-2602 旭市岩井 704	0479(55)3027	0479(55)3164
獅子吼園	〒297-0074 茂原市小林 546	0475(22)2397	0475(25)1724
子山ホーム	〒298-0003 いすみ市深堀 685	0470(62)2325	0470(62)8828
ひかりの子学園	〒294-0223 館山市洲宮 768	0470(28)2135	0470(28)2775
野の花の家	〒292-0201 木更津市真里谷 1880-5	0438(53)2787	0438(53)5880
晴香園	〒270-0011 松戸市根木内 145	047(345)2722	047(309)8807
望みの門 かずさの里	〒299-1607 富津市湊 850	0439(67)0005	0439(67)0099
生活クラブ風の 村はぐくみの杜 君津	〒299-1104 君津市糠田 64	0439(70)1117	0439(70)1116
びっき	〒299-0200 袖ヶ浦市戸国飛地 398-1	0438(40)5900	0438(40)5901
房総双葉学園 (千葉市所管)	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 3-4-1	043(251)2612	043(255)6798
ほうゆうキッズ ホーム (千葉市所管)	〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町 675	043(215)2100	043(250)7787
千葉みらい響の 杜学園 (千葉市所管)	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 92-1	043(310)6001	043(310)6002

◎児童自立支援施設

不良行為を行ったり、または行うおそれのある児童や環境上の理由により生活指導を要したりする児童を入所させて、指導し、自立を支援することを目的とする施設です。

施設において、職員が日常生活を共にしながら生活指導を行うとともに、学科指導を行います。

相談窓口 各児童相談所

児童自立支援施設

名称	所在地	電話	FAX
生実学校	〒260-0813 千葉市中央区生実町 1001	043(263)4731	043(264)5831

◎里親

保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から家庭で生活することができない子どもを、保護者に代わって、一時的にあるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で愛情深く育ててくださる方を里親といいます。

登録手続 里親になることを希望する方は、児童相談所にご相談ください。申請の後、家庭状況等を調査し、審議会の意見を聴き登録します。

相談窓口 各児童相談所

◆ひとり親家庭の健康福祉◆

■ひとり親家庭のための支援■

◎児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。

受給資格者

次の要件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している父又は母や、父又は母にかわってその児童を養育している人です。

なお、児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

※以上の要件に該当しても、他の規定により受給資格が認められないことがあります。

- 1 父母が離婚した後、父又は母と一緒に生活をしていない児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8 未婚の母の児童
- 9 その他、生まれたときの事情が不明である児童

所得制限

受給者本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得額により、(1)全部支給の人、(2)一部支給の人、(3)全部支給停止の人に分かります。受給者本人で扶養親族1人の場合、前年所得が870,000円未満の場合「全部支給」、870,000円以上2,300,000円未満の場合「一部支給」となり、2,300,000円以上の場合「全部支給停止」となります。（平成30年8月現在）

支給額

児童1人の場合は月額43,070～10,160円を支給し、第2子については月額10,170～5,090円、第3子以降1人増すごとに月額6,100～3,050円を加算します。（令和4年4月分から）

支給月

年6回支給 1月、3月、5月、7月、9月、11月

受給期間による支給制限

受給資格者が、手当支給開始月から5年と、支給要件に該当した月から7年を比較し、いずれか早い方を経過したとき※には、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

(※手当の認定請求(増額改定請求を含む)をした日において、3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した月の翌月の初日が起算日となります。)

ただし、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」及び関係書類を提出し、適用除外となれば、支給停止にはなりません。

公的年金との調整

公的年金給付等(老齢年金、遺族年金、障害年金ほか)の額が児童扶養手当の額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

問合せ先 各市又は区、町村の児童扶養手当担当課

◎母子父子寡婦福祉資金

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童(子ども)の福祉向上を図るため、各種資金を無利子又は低利(年1.0%)で貸し付けています。

貸付対象者

(母子福祉資金)

- 1 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母及びその児童
- 2 1の母が同時に20歳以上の子を扶養している場合、その子
- 3 父母のいない20歳未満の児童

(父子福祉資金)

- 1 20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父及びその児童
- 2 1の父子家庭の父が同時に20歳以上の子を扶養している場合、その子

(寡婦福祉資金)

- 1 寡婦(配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母であった者)及び扶養されている20歳以上の子
- 2 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者(原則として前年の所得金額が203万6,000円を超えない者)

貸付金の種類、限度額等<令和4年度>

貸付金の種類	貸付の限度額	利率
事業開始資金	3,140,000円以内	年1.0%
事業継続資金	1,570,000円以内	又は無利子

修学資金 (自宅通学の場合)	高等学校	国公立	月額 27,000 円以内	無利子	
	専修学校(高等)	私立	月額 45,000 円以内		
	高等専門学校	国公立	月額 31,500 円以内		
		私立	月額 48,000 円以内		
	短期大学 専修学校(専門)	国公立	月額 67,500 円以内		
		私立	月額 79,500 円以内		
	大学	国公立	月額 67,500 円以内		
		私立	月額 81,000 円以内		
	大学院	修士課程	月額 132,000 円以内		
		博士課程	月額 183,000 円以内		
専修学校(一般)		月額 51,000 円以内			
技能習得資金			月額 68,000 円以内	年 1.0% 又は無利子	
修業資金			月額 68,000 円以内	無利子	
就職支度資金			100,000 円以内	年 1.0% 又は無利子	
医療介護資金			医療 340,000 円以内 介護 500,000 円以内		
生活資金			月額 105,000 円以内		
住宅資金			1,500,000 円以内		
転宅資金			260,000 円以内		
就学支度資金 (自宅通学の場合)	小学校		64,300 円以内	無利子	
	中学校		81,000 円以内		
	高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等一般)	国公立			150,000 円以内
		私立			410,000 円以内
	大学 短期大学 専修学校(専門)	国公立			410,000 円以内
		私立			580,000 円以内
	大学院	修士課程			380,000 円以内
博士課程			590,000 円以内		

	修業施設	中卒後	150,000 円以内	
		高卒後	272,000 円以内	
結婚資金	300,000 円以内			年 1.0% 又は無利子

利子のある資金に連帯保証人を立てた場合、無利子になります。

連帯保証人を付ける場合は、原則として、65 歳以下の県内に居住し、独立した生計を営んでいる方が要件となります。

償還方法 月賦、半年賦、又は年賦払いで償還します。また、便利な口座振替を利用することもできます。

違約金 償還金の支払い期限内に支払いがない場合、延滞元利金額について年 3%の割合で違約金が徴収されます。

問合せ先 各市又は区、町村の母子父子寡婦福祉資金担当課、
各保健所（健康福祉センター）地域福祉課又は地域保健福祉課

◎ひとり親家庭等医療費等助成

母子家庭又は父子家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費等にかかる自己負担分に対し助成をします。

対象者

- 1 母子家庭の母・父子家庭の父・ひとりで児童を養育する養育者及び 18 歳の年度末までの児童
- 2 父母のいない 18 歳の年度末までの児童等。

所得制限 児童扶養手当における一部支給に準じて所得制限があります。

助成範囲 社会保険各法に基づく被保険者及び被扶養者が、医療機関における診療、または、保険薬局における調剤を受けた場合で、各保険法の規定による自己負担分から一部負担額を控除した額です。

問合せ先 各市又は区、町村のひとり親家庭福祉担当課

◎ひとり親家庭等日常生活支援事業

家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭、寡婦の方が、急な病気になった時や急な仕事が入ってしまった時などに、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行います。

派遣対象 家庭生活支援員の派遣対象は、母子家庭、父子家庭、寡婦であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）又は、社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等）により一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭とします。

内 容 家庭生活支援員は、乳幼児の保育、食事の世話、掃除、買物、医療機関等との連絡、その他必要な用務を行います。（生活援助は基本単位を 1 時間とし、子育て支援は基本単位を 1 時間とします。）

問合せ先 各実施市町村（令和 3 年度現在 野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市、千葉市、船橋市）

◎ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援することを目的としています。

ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」、ひとり親家庭等の生活に関する悩み相談等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」の 2 事業のいずれかを市町村が実施主体となって行っています。

問合せ先 各実施市町村

（令和 3 年度現在 千葉市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、柏市、君津市、富津市、四街道市、印西市）

◎母子家庭の母等を優先とした離職者等再就職訓練事業

母子家庭の母等の離職者の方が優先的に受講できる、民間の教育訓練機関を活用した委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促すことを目的としています。

訓練期間は 3 か月で、託児利用も可能です。また、受講料、託児料は無料（テキスト代等自己負担あり）。さらに、一定の要件に該当すれば、訓練手当の支給もあります。

問合せ先 県庁商工労働部産業人材課 電話 043(223)2762

申込先 住所を管轄するハローワーク

◎母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談

就業に関する相談や無料職業紹介などを来所、電話、FAX、Eメールにより行っています。また、企業等に対して母子家庭等の雇用について理解と協力を求め、求人情報の提供をお願いしています。

内 容 個々の状況に応じた就業相談、総合的なアドバイス、無料職業紹介、就業情報・ひとり親福祉施策を活用するための情報提供

対 象 県内（千葉市・船橋市・柏市在住の方は、それぞれの市のサービスがありますので、そちらをご利用ください）にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦の方

日 時 月～金曜日午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（祝日・年末年始を除く。）

相談窓口・求人情報の提供先

（一財）千葉県母子寡婦福祉連合会

電話・FAX 043(225)0608（就業相談専用）

Eメール chibak-bosi@ce.wakwak.com

◎就業支援講習会

母子家庭の母等を対象とした就業に結びつく資格・技能を習得するための就業支援講習会を開催します。（受講料は無料。ただし、テキスト代等の実費は本人負担となります。）

対 象 県内にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦の方

問合せ先 (一財)千葉県母子寡婦福祉連合会 (電話 043(222)5818)

◎養育費相談事業

母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する個別相談を行います。

対 象 県内(千葉市・船橋市・柏市在住の方は、それぞれの市のサービスがありますので、そちらをご利用ください)にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦の方

問合せ先 (一財)千葉県母子寡婦福祉連合会 (電話 043(222)5818)

◎面会交流支援事業

平成24年4月施行の民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、「養育費の支払」とともに「親子の面会交流」が明示されました。

面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、別居親が養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、県では、概ね次の条件に該当する方に対して、家庭裁判所の調停委員経験者等による、付き添いや受渡し援助といった支援を行っています。

支援対象者

- ・子どもが14歳以下であること
- ・同居親と子どもが千葉県内在住であること
- ・同居親・別居親のいずれか一方が児童扶養手当を受けているか、受けている者と同様の所得水準であること
- ・離婚時等に父母間で面会交流の取り決めを行っており、また、本事業の支援を受けられることも合意していること
- ・過去に本事業の対象となっていない者

問合せ先 (一財)千葉県母子寡婦福祉連合会 (電話 043(222)5818)

◎母子家庭等自立支援給付金等

千葉県内の「町村」にお住まいの方で、就労のため自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、給付金を支給します。所得制限等の要件がありますので、事前にご相談ください。

給付金の種類、内容等

種類	給付金の内容
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業のために雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座などを受講する場合に、受講終了後に給付金を支給
高等職業訓練促進給付金等	母子家庭の母又は父子家庭の父が、対象資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減等を図るために給付金を支給(上限4年) <対象資格>看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等 ※当該給付金を活用して、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得

	を目指しているときは、千葉県社会福祉協議会が実施主体で行っている「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」が受けられる場合がある。
ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童に対して、修了時給付金等を支給する。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）地域保健福祉課又は地域福祉課

※市にお住まいの方は、市によって取扱いが異なりますので、お住まいの市にお問い合わせください。

◎JR通勤定期乗車券特別割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、割引制度が適用されます（生活保護法による被保護世帯も同様に適用）。

問合せ先 各市又は区の福祉事務所、町村役場

◎母子生活支援施設

母子生活支援施設は、母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分できない場合、母と児童をともに入所させ自立促進のためにその生活を支援することを目的とした施設です。

費用 入所に要する費用を負担していただきますが、家庭の収入に応じて軽減されます。

相談窓口 各市又は区の福祉事務所、町村役場、各保健所（健康福祉センター）地域保健福祉課又は地域福祉課

名称	電話
旭ヶ丘母子ホーム	043(231)4823
青い鳥ホーム	047(430)1225
国府台母子ホーム	047(372)1473
F A Hこすもす	0438(53)5105

◎母子寡婦福祉会

同じような境遇にある母子家庭の方々等がお互いに団結してはげまし合い、いろいろな活動をするための団体として、市町村ごとに母子寡婦福祉会が結成されています。

母子寡婦福祉会の上部団体として（一財）千葉県母子寡婦福祉連合会が結成されています。

入会を希望される方は各地域の母子寡婦福祉会、母子・父子自立支援員にご相談ください。

問合せ先 （一財）千葉県母子寡婦福祉連合会

〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-10-9 千葉県母子福祉会館

電話 043(222)5818

◆女性の健康福祉◆

◎婦人保護施設

女性サポートセンター、婦人相談員等が相談に応じた方々の中で、生活指導、職業訓練などの援助が必要な婦人を収容保護する施設です。

相談窓口 女性サポートセンター
各市又は区福祉事務所
各保健所（健康福祉センター） 地域保健福祉課又は地域福祉課

婦人保護施設一覧

名称	電話
かにた婦人の村	0470(22)2280
望みの門学園	0439(87)5044

◎女性の健康支援

1 女性外来

女性の身体的症状、精神的な不安などについて、総合的に診療を行います。
「ちば医療なび」で御確認ください。

2 健康相談

県の保健所（健康福祉センター）では、電話で、保健師等が一般的な健康相談を実施しています。

費用 無料

◎DV被害の支援

県内20か所の配偶者暴力相談支援センター（配暴センター）で、DVに悩む方からの相談を受け付けます。

○保護命令の申立てについて

配暴センターでは、保護命令の申立てについての説明を行うとともに、申立書の作成の支援を行います。面接相談を受けることにより裁判所での手続きを迅速に進めることができます。

1 女性サポートセンター（再掲）

《相談》 配偶者からの暴力など問題を抱える女性に、広く相談に応じます。

電話相談 365日24時間

電話 043(206)8002

面接相談 月曜日から金曜日（祝休日及び年末年始を除く）
午前9時～午後5時【要予約】

専門相談 法律相談、心とからだの健康相談【要予約】

《一時保護》

市町村や警察、各種相談窓口を通じて御相談ください。

2 千葉県男女共同参画センター（休館日は月曜日<祝日の場合は翌日火曜>・年末年始（再掲：女性のための総合相談）

○一般相談

電話相談 相談専用電話 04(7140)8605

火曜日～日曜日（月曜日・月曜日が祝日の場合の翌日火曜日・祝日・年末年始は休み）午前9時30分～午後4時

面接相談 予約制

○専門相談（予約制）

法律相談・こころの相談・カウンセリング 面接相談のあと希望に応じて受付

3 各保健所（健康福祉センター）（地域配偶者暴力相談支援センター）

○相談

電話相談 月～金 午前9時～午後5時（祝休日を除く。）

面接相談 曜日が決まっていますので、できるだけ事前に予約をお願いします。

名称	DV相談専用 電話番号	名称	DV相談専用 電話番号
習志野保健所(健康福祉センター)	047(475)5966	山武保健所(健康福祉センター)	0475(54)2388
市川保健所(健康福祉センター)	047(377)1199	長生保健所(健康福祉センター)	0475(22)5565
松戸保健所(健康福祉センター)	047(361)6651	夷隅保健所(健康福祉センター)	0470(73)0801
野田保健所(健康福祉センター)	04(7124)6677	安房保健所(健康福祉センター)	0470(22)6377
印旛保健所(健康福祉センター)	043(483)0711	君津保健所(健康福祉センター)	0438(22)3411
香取保健所(健康福祉センター)	0478(52)9310	市原保健所(健康福祉センター)	0436(21)3511
海匝保健所(健康福祉センター)	0479(73)2321		

4 野田市児童家庭部子ども家庭総合支援課

○相談

電話相談・面接相談 月～金 午前8時30分～午後5時15分

(年末年始・祝日を除く。)

DV相談専用電話番号 04(7125)9119

5 市川市男女共同参画センター（休館日：月末最終火曜日、祝日、年末年始）

相談専用電話番号 047(323)1777

○相談

電話相談・面接相談（予約制） 月～金 午前9時～午後4時

土 午前9時～午後0時30分

○法律相談（予約制） 水 午後1時～午後5時

6 千葉市配偶者暴力相談支援センター

○相談

電話相談 月～金 午前9時～午後4時（年末年始・祝日を除く。)

相談専用電話番号 043(245)5110

○面接相談（上記の電話で事前予約）

船橋市女性相談室

○相談

電話相談 月～金 第2土 午前9時～午後4時（年末年始・祝日を除く。)

相談専用電話番号 047(431)8745

○面接相談（上記の電話で事前予約）

8 我孫子市社会福祉課

○相談

電話相談・面接相談 月～金 午前8時30分～午後5時

(年末年始・祝日を除く)

電話番号 04(7185)1113

◆生活保護◆

■生活保護制度■

◎制度の概要

生活保護制度は、憲法 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、あわせて自立を助長することを目的としています。

一般国民の消費水準動向などを基にして、厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行います。

保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部または一部が適用されます。保護費は原則として金銭で支給されます。

保護を必要とする人のうち、身体上又は精神上に障害がある人のために救護施設があり、医療を必要とする人のために医療保護施設及び指定医療機関が、介護を必要とする人のために指定介護機関があります。

種 類 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 種類があり、生活状態に応じて、一つあるいは二つ以上の扶助を行います。

対 象 生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活維持のために活用し、また民法に定める扶養義務者の扶養、及び他の法律に定める扶助を保護に優先して受けられた上で、なおかつ国で定めた最低限度の生活が営めない場合、保護の対象となります。

保護の決定 市又は区の福祉事務所、町村を管轄する保健所（健康福祉センター）生活保護担当課は、暮らしや病気で困っている人から保護の申請を受けますと、その家庭に地区担当員を訪問させ、実情を調査した上で、その家庭の収入を認定し、保護の基準に不足する部分について保護を行います。

窓 口 市部にお住まいの方は居住地の福祉事務所へ、町村部にお住まいの方は、最寄りの町村を管轄する保健所（健康福祉センター）生活保護担当課あるいは町村役場の福祉担当課にご相談ください。民生委員に相談されても結構です。

◎不服申立て

生活保護は国民の権利ですから、当然受けられる保護が正当な理由もなく受けられない場合は、不服の申立てができます。

請求できる内容

不服の申立の対象となるものは主として次の処分です。

- 1 保護の適否、種類、程度、及び方法の決定に関する処分について
- 2 保護の変更、停止、又は廃止の決定に関する処分について
- 3 保護の申請却下に関する処分について

請求先

市又は区の福祉事務所長、あるいは保健所（健康福祉センター）長の保護決定に不服がある場合は、千葉県知事に対して不服の申立をすることができます。

請求手続

千葉県知事宛ての不服申立（審査請求）書を作り、千葉県総務部審査情報課又は、各市又は区の福祉事務所、保健所（健康福祉センター）に提出してください。

千葉県総務部審査情報課

電話 043(223)2193

各市又は区の福祉事務所、保健所（健康福祉センター）

請求期間

処分のあったことを知った日の翌日から3カ月以内（やむを得ない理由により期間内に請求できなかった場合を除きます）。

また、知事の裁決に不服のある場合は、厚生労働大臣に不服を申立てることができます。

■生活保護の基準■

◎生活扶助

衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助であって、飲食物費、光熱水費、移送費などを支給します。

基準生活費（月額）

原則として、居宅において、1ヶ月単位で金銭をもって支給します。生活扶助の基準は、級地毎に、年齢、世帯人員別に定められています。

千葉県の市町村の級地区分は次表のとおりです。

生活扶助基準額については、町村を管轄する保健所（健康福祉センター）生活保護担当課又は市・区の福祉事務所にお問い合わせください。

〈令和4年度〉

級地	市町村
1級地-2 (6市)	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市
2級地-1 (9市)	野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市
3級地-1 (15市1町)	銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、香取市、酒々井町
3級地-2 (7市16町村)	上記以外の市町村

生活扶助基準額（月額）1級地の2の場合〈令和4年度〉

第1類（居宅）		
年齢別	基準額①	基準額②
0～2歳	20,830円	43,330円
3～5歳	26,260円	43,330円
6～11歳	33,950円	44,320円
12～17歳	41,490円	46,350円
18～19歳	41,490円	46,030円
20～40歳	40,140円	46,030円
41～59歳	38,050円	46,030円
60～64歳	35,980円	46,030円
65～69歳	35,980円	44,000円
70～74歳	32,470円	44,000円
75歳以上	32,470円	39,730円

逓減率		
人員	逓減率①	逓減率②
1人	1.0000	1.0000
2人	1.0000	0.8548
3人	1.0000	0.7151
4人	0.9500	0.6010

5人	0.9000	0.5683
6人	0.9000	0.5383
7人	0.9000	0.5087
8人	0.9000	0.4844
9人	0.9000	0.4639
10人	0.9000	0.4639

第2類（居宅）			
人員	基準額①	基準額②	冬季加算
1人	43,280円	27,690円	2,630円
2人	47,910円	40,660円	3,730円
3人	53,110円	45,110円	4,240円
4人	54,970円	47,040円	4,580円
5人	55,430円	47,070円	4,710円
6人	55,890円	53,880円	5,010円
7人	56,350円	56,730円	5,220円
8人	56,810円	59,320円	5,380円
9人	57,260円	61,710円	5,560円
	（1人を増すごとに加算する額）		
10人以上	460円	2,390円	180円

居宅基準（冬季加算・各種加算・期末一時扶助を除く）＝基準額A＋基準額B

基準額A＝（第1類②の合計額×世帯人数による逓減率②＋第2類②）又は
第1類①の合計額×世帯人数による逓減率①＋第2類①）×0.855のいずれか高い方

基準額B＝世帯員の数に応じた年齢別の経過的加算額を世帯員ごとに合算

（例）18歳、41歳、60歳の3人世帯の場合

1,000円を加算（18歳…0円 41歳…540円 60歳…460円）

注 計算過程において端数処理は行わず、世帯の第1類及び第2類の合計額に10円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てた後、端数を10円に切り上げる。

各種加算等〈令和4年度〉（1級地）

妊婦加算	妊娠を確認した翌月から出産の日の属する月まで	妊娠6ヶ月未満	妊娠6ヶ月以上	
		9,130円	13,790円	
産婦加算	出産の日の属する月から6ヶ月間	8,480円		
児童養育加算		高等学校等修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）	1人につき10,190円	
	経過的加算額	<p>（ア）4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）</p> <p>（イ）3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童（当該児童について救護施設等の基準生活費が算定されている場合、職業能力開発校附属宿泊施設等の基準生活費が算定されている場合及び入院患者の基準生活費が算定されている場合に限る。）</p> <p>（ウ）第3子以降の児童のうち、3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童とする。）であって小学校修了前のもの（12歳に達する日以後の最初に3月31日までの間にある児童をいう。）</p>	（1）及び（2）に4,330円を加算	
障害者加算	身体に障害のある者（1級～3級） ※在宅者	1級～2級に該当する障害者	3級に該当する障害者	
		26,810円	17,870円	
母子加算	（1）在宅者	児童1人	児童2人	
		18,800円	23,600円	
	（2）入院患者または社会福祉施設もしくは介護施設の入所者	児童1人	児童2人	
		19,350円	20,910円	
	（3）経過的加算額	3～5人以上の世帯	0歳～14歳 18歳～20歳未満	（1）及び（2）に3,330円加算

		1箇月以上入院する児童又は救護施設等から入院する児童	
		児童1人	(1)及び(2)に3,330円加算
		児童2人	(1)及び(2)に3,330円加算
他の加算・一時扶助	在宅患者加算・放射線障害者加算・介護保険料加算・介護施設入所者加算(詳細は省略)		

※ 住所地の級地区分により基準額が定められているので、詳細は町村を管轄する保健所(健康福祉センター)生活保護担当課又は各市・区の福祉事務所にお問い合わせください。

◎教育扶助

生活に困窮する家庭の児童が、義務教育を受けるのに必要な扶助です。教育費の需要の実態に応じ、原則として金銭をもって支給します。

基準額(月額)〈令和4年度〉

学校別	小学校等	中学校等
基準額(月額)	2,600円	5,100円
学級費等(月額)	1,080円以内	1,000円以内
教材費	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費(年間上限額)	16,000円以内	59,800円以内

◎住宅扶助

生活困窮者が、家賃、間代、地代等を支払う必要があるとき、及び補修、その他住宅を維持する必要があるとき行う扶助です。原則として金銭をもって支給します。

基準額〈令和3年度〉

区分	家賃・間代・地代等の額(月額)		補修費住宅維持費の額(年額)
基準額	1級地及び2級地	13,000円以内	124,000円以内
	3級地	8,000円以内	

(注) 1 家賃、間代は住宅事情によりやむを得ない場合、特別基準として級地毎、世帯人数毎に別に定める額以内の額が認定されます。

2 やむを得ない事情により転居しなければならない場合特別基準として敷金等が認定されます。

3 補修費等は特別基準として186,000円の範囲内で認定されます。

- 4 特別基準の認定については実施機関が行いますので、町村を管轄する保健所（健康福祉センター）生活保護担当課または各市・区の福祉事務所にお問い合わせください。

◎医療扶助

生活困窮者が、怪我や病気で医療を必要とするとき行う扶助です。原則として現物給付（投薬、処置、手術、入院等の直接給付）をもって行います。

なお、この給付は生活保護法指定医療機関に委託して行いますが、場合によっては指定外医療機関でも給付を受けられます。

医療扶助基準 全級地

1	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2	薬剤又は治療材料の購入費（1の費用に含まれる場合を除く。）	25,000円以内の額
3	施術のための費用	都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4	移送費	移送に必要な最小限度の額

◎介護扶助

要介護又は要支援と認定された生活困窮者に対し行う扶助です。

原則として生活保護法指定介護機関に対し介護券を発行することにより現物給付をもって行います。

1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

◎出産扶助

生活困窮者が出産をするとき行う扶助です。原則として金銭をもって支給します。

基準額〈令和4年度〉（全級地）

基準額	309,000円以内
-----	------------

病院、助産施設等において分べんする場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最小限度の額を基準額に加算します。

衛生材料費を必要とする場合は、6,000円の範囲内の額を基準額に加算します。

◎生業扶助

生業に必要な資金、器具や資材を購入する費用、または技能を修得するための費用、就労のための支度費等を必要とするとき行う扶助です。原則として金銭をもって支給されます。

基準額〈令和4年度〉（全級地）

区分		基準額
生業費		47,000 円以内
技能習得費	技能習得費(高等学校等就学費を除く。)	84,000 円以内
高等学 校等就 学費	基本額(月額)	5,300 円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
	入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	入学考査料	30,000 円以内
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(年間上限額)	84,600 円以内
就職支度費		32,000 円以内

(注) 生業費、技能習得費については、特別基準の認定も行われます。

◎葬祭扶助

生活困窮者が、葬祭を行う必要があるとき、行う扶助です。原則として金銭をもって支給します。

基準額〈令和4年度〉

級地別	大・小人別		基準額	
			大人	小人
1・2級地			212,000 円以内	169,600 円以内
3級地			185,500 円以内	148,400 円以内

◎法外援護

被保護世帯に対して、より充実した生活を送っていただくために法律以外の援護措置を行っています。

援護の種類と内容〈令和4年度〉

種類	援護対象	内容	支給時期
修学旅行支度金	小学校6年生（泊つき修学旅行）	現金 3,000 円	随時
	中学校3年生（泊つき修学旅行）	現金 5,000 円	
出産費助成	被保護世帯の出産者	出産費不足の時 50,000 円限度	随時

■施設■

◎救護施設

身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活できない方を入所させて保護するところです。

援護内容 給食、介護、健康診断、教育娯楽、生活指導等

入所要件 身体上又は精神上に著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者

相談窓口 各市又は区の福祉事務所、町村を管轄する保健所（健康福祉センター）
生活保護担当課、若しくは町村役場福祉担当課に相談して下さい。

救護施設一覧

名称	郵便番号	所在地	電話
松風園	266-0007	千葉市緑区辺田町 604	043(291)0150
救護施設盲養護老人ホーム猿田の丘なでしこ	288-0855	銚子市猿田町 440	0479(33)1385
厚生園	289-0345	香取市八本 555-27	0478(82)5134

房総平和園	299-3223	大網白里市南横川 1748-1	0475(72)0254
-------	----------	-----------------	--------------

◎減免措置等

保護受給中の被保護世帯は、保護金品に対して税金がかかりませんし、地方税も非課税あるいは減免措置が講じられます。

また、心身障害者扶養年金の掛金や、国民年金の保険料は免除されます。そのほか、NHKの放送受信料の免除、居住する市町村によっては水道料金の免除などもあります。

◆戦傷病者・戦没者遺族等の健康福祉◆

■戦没者遺族等に対する各種給付金制度■

◎遺族年金

軍人、軍属が在職期間内に公務上、または勤務に関連して負傷し、若しくは疾病にかかり、これによって死亡した場合で、恩給法に該当しない遺族に対しては、遺族年金が支給されます。

支給額 公務死亡と平病死（障害年金等受給者がその傷病以外の原因で死亡した場合〔特別項症から第1款症までのものに限る〕）によって異なります。

遺族の範囲、順位

配偶者（内縁関係にあった者を含む。）、18歳までの子及び孫、重度障害の子及び孫、父母、祖父母、入夫婚姻による妻の父母及び事実上の父母の順

請求手続 住居地の市区役所、町村役場へ請求書に受給資格のあることを証明する書類等を添付して提出してください。

支給場所、時期

請求者が指定する金融機関で1月(12月)、4月、7月及び10月の年4回に分けて支給されます。

◎遺族給与金

準軍属が公務上又は勤務関連により負傷し、若しくは疾病にかかり、これによって死亡した場合は遺族に対し遺族給与金が支給されます。

準軍属の範囲

- | | | |
|--------------|----------------|-------------------|
| (1) 被徴用者 | (2) 動員学徒 | (3) 女子挺身隊員 |
| (4) 国民勤労報国隊員 | (5) 満州学徒 | (6) 戦闘参加者 |
| (7) 国民義勇隊員 | (8) 満州開拓青年義勇隊員 | (9) 満州青年移民 |
| (10) 義勇隊開拓団員 | (11) 特別未帰還者 | (12) 準戦地・準事変地有給軍属 |
| (13) 防空監視隊員 | (14) 防空業務従事者 | |

※ 支給額、遺族の範囲・順位、請求手続、支払場所・時期等は、遺族年金と同じ。

◎弔慰金

昭和12年7月7日以後の在職期間内に、公務又は勤務に関連して負傷したり疾病にかかり、これによって昭和16年12月8日以後において死亡した軍人、軍属及び準軍属（昭和16年12月8日前に死亡したことが昭和20年9月2日以後において、認定された方を含む。）の遺族に対して支給されます。

支給額 軍人、軍属、準軍属の遺族に対し死亡者1人につき5万円

遺族の範囲、順位

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（生計同一の者）の順

請求手続 住居地の市区役所、町村役場へ請求書に受給資格のあることを証明する書類等を添付して提出してください。

支払場所 (1) 国債の交付は市区役所、町村役場

(2) 支払は請求者が指定する金融機関

◎特設年金・特設給与金

昭和12年7月7日以後の在職中の公務傷病に併発した傷病により、在職中又は退職後6年（結核等は12年）以内に死亡した軍人、軍属、準軍属の遺族、6ヶ月以上戦地に勤務し、当該戦地勤務の影響により、戦地勤務終了後1年（結核等は3年）以内に死亡した軍人、軍属の遺族に支給されます。

※ 遺族の範囲・順位、請求手続、支給場所・時期等は、遺族年金と同じ。

◎公務扶助料

軍人等が在職中公務により負傷したり、疾病にかかり、これにより死亡した場合に、その遺族に対し公務扶助料が支給されます。

また、増加恩給を受けていた方が公務以外で死亡した場合に、その遺族に増加非公死扶助料が支給されます。

支給額 階級、勤務年数によって異なります。

遺族の範囲、順位

配偶者、未成年の子、父母、成年の子（重度傷害）、祖父母、入夫婚姻による妻の父母の順。

支給場所、時期

請求者が指定した金融機関で、1月（12月）、4月、7月、10月の年4回に分けて支給されます。

◎特例扶助料

昭和16年12月8日から昭和20年9月1日までの間に内地等にあった軍人が、戦争に関する勤務により傷病にかかり死亡した場合に、その遺族に特例扶助料が支給されます。

※ 遺族の範囲・順位、支給場所・時期は、公務扶助料と同じ。

◎傷病者遺族特別年金

傷病年金又は特例傷病恩給を受給していた旧軍人等が平病死（その傷病以外の原因で死亡）した場合に、その遺族に傷病者遺族特別年金が支給されます。

請求手続 総務省（恩給担当）に連絡をし、請求書に、受給資格のあることを証明する書類等を添付して提出してください。

※ 遺族の範囲・順位、支給場所・時期は、公務扶助料と同じ。

◎障害者遺族特例年金

障害年金又は特例障害年金を受給していた旧軍人軍属等が平病死（その傷病以外の原因で死亡）した場合に、その遺族に障害者遺族特例年金が支給されます。

※ 遺族の範囲・順位、請求手続、支給場所・時期は、遺族年金と同じ。

◎障害者遺族特例給与金

障害年金又は特例障害年金を受給していた準軍属が平病死（その傷病以外の原因で死亡）した場合に、その遺族に障害者遺族特例給与金が支給されます。

支給額 障害者遺族特例年金と同じ。

※ 遺族の範囲・順位、請求手続、支給場所・時期は、遺族年金と同じ。

◎戦没者の父母等に対する特別給付金

すべての子、又は最後に残された子を軍人、軍属又は準軍属として戦闘その他の公務により失った父母に対し、孤独による寂しさに耐えて生きてきた精神的苦痛を慰めるために支給するものです。

受給資格 法の定める基準日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有し戦没者の死亡当時、戦没者のほかに氏を同じくする子も孫も持たなかった戦没者の父母又は祖父母。

請求手続 住所地の市区役所、町村役場へ請求書に受給資格のあることを証明する書類等を添付して提出してください。（3年間の請求期間を過ぎると時効になります。）

支払場所 (1) 国債の交付は市区役所、町村役場
(2) 償還金の支払は、請求者が指定する金融機関

◎戦没者等の妻に対する特別給付金

戦没者の妻が夫を失い大きな心の痛手を受け、特別の事情のもとにおかれたという観点から精神的苦痛を慰めるため支給するものです。

請求手続 住所地の市区役所、町村役場へ請求書に受給資格のあることを証明する書類等を添付して提出してください。（3年間の請求期間を過ぎると時効になります。）

- 支払場所 (1)国債の交付は市区役所、町村役場
(2)償還金の支払は、請求者が指定する金融機関

◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

満州事変（満州事変は軍人のみ）以降の戦没者等の遺族で同一の戦没者に関し公務扶助料等の給付を受ける者がいない遺族に支給されます。

受給資格 法の定める基準日において、公務扶助料、遺族年金等の給付を受ける者がなくなった戦没者の遺族の方

- 支給対象
- 1 弔慰金受給権者
 - 2 戦没者の子
 - 3 戦没者と生計関係を有していた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（婚姻等により氏が変わっている方は除きます。）
 - 4 戦没者と生計関係を有していなかった戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び第3順位で除かれた兄弟姉妹
 - 5 戦没者の三親等内親族（戦没者死亡時から、さかのぼること1年以上の生計関係のあった方に限ります。）

請求手続 住所地の市区役所、町村役場へ請求書に受給資格のあることを証明する書類等を添付して提出してください。（3年間の請求期間を過ぎると時効になります。）

- 支払場所 (1)国債の交付は市区役所、町村役場
(2)償還金の支払は、請求者が指定する金融機関

■戦傷病者等に関する各種給付制度■

◎傷病恩給

軍人、軍属（判任官以上の軍属）であった方で、その在職中の公務のため負傷したり、疾病にかかり重度障害となったりした場合に恩給法（大正12年法律第48号）の定められた障害の程度（特別項症から第7項症までを増加恩給、第1款症から第4款症までを傷病年金）による傷病恩給が傷病者の請求により支給されます。

支給場所、時期

請求者が指定した金融機関で、1月（12月）、4月、7月、10月の年4回に分けて支給されます。

請求手続・問合せ先 県庁健康福祉指導課援護班
電話 043(223)2337

◎障害年金

恩給法の適用を受けられない軍属（雇庸人等）、準軍属（徴用者等）であった方でその在職中の公務のため負傷し、あるいは疾病にかかり傷害の状態となった場合に、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）の定めた障害の程度（恩給法の特別項症から第 5 款症までの基準に準ずる）による障害年金が、傷病者の請求により支給されます。

支給場所、時期

請求者が指定した金融機関で、1 月(12 月)、4 月、7 月、10 月の年 4 回に分けて支給されます。

請求場所 住所地の市区役所、町村役場に相談の上、請求書を提出してください。

◎療養給付

戦傷病者（傷病恩給や障害年金を受給している方、及び厚生労働大臣の公務傷病の認定を受けた方等）の方が公務上の傷病又はこれと医学的因果関係のある傷病について、医療機関に入通院している場合に療養の給付を受けられます。

請求手続・問合せ先 県庁健康福祉指導課援護班
電話 043(223)2337

◎療養手当

引き続き 1 年以上医療機関に入院し療養の給付を受けている戦傷病者の方は、請求により戦傷病者特別援護法に基づく療養手当が支給されます。

ただし、増加恩給、傷病年金、障害年金等を受給している方は療養手当の支給が受けられません。

◎戦傷病者手帳

軍人、軍属及び準軍属であった方で戦傷病者として恩給法に基づく増加恩給や傷病年金の受給者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金受給者、もしくは旧恩給法施行令に定める第 1 目症から第 4 目症の程度の障害を有する方、または公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定された方に対し、その方からの請求により戦傷病者手帳が交付されます。

請求手続・問合せ先 県庁健康福祉指導課援護班
電話 043(223)2337

◎補装具

公務上の傷病により、ほぼ第 3 款症程度以上の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由又は中枢神経機能障害の状態のある戦傷病者の方に対して身体機能の欠損等を補い、職業その他日常生活を容易にするため、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人工喉頭、義手、義足、装具（体幹）、車いす等の補装具の支給又は修理が受けられます。

請求手続 住所地の県保健所（健康福祉センター）に請求書を提出してください。

◎JRの鉄道及び連絡船の無賃扱い

戦傷病者手帳をお持ちの方で、第5款症以上の障害（旧軍人、旧準軍人は第4目症以上）を有する戦傷病者と戦傷病者に同行する介護者については、JRの鉄道及び連絡船に乗車する際、無賃の取扱いが受けられる乗車券引換証が交付されます。

請求手続 戦傷病者乗車券引換証の請求については、戦傷病者手帳をお持ちの方に直接ご連絡します。

◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金

戦傷病者等の妻が、夫である戦傷病者等の日常生活上の介助及び看護、家庭の維持等のために払ってきた精神的苦痛に対し、慰籍を目的として支給されるものです。

受給資格 法の定める基準日において、戦傷病者が年金給付を受けており、かつ、第5款症以上の障害を有している場合

請求手続 住所地の市区役所、町村役場へ請求書に受給資格のあることを証明する書類等を添付して提出してください。（3年間の請求期間を過ぎると時効になります。）

支払場所 (1)国債の交付は市区役所、町村役場
(2)償還金の支払は、請求者が指定する金融機関

◎普通恩給

軍人の下士官以下が在職年12年以上、准士官以上が在職年13年以上及び判任官以上の軍属が在職年17年以上で退職した方に支給される年金恩給です。

年額は、階級、在職年数及び年齢等によって算出されますが、最低保証制度が設けられています。

支給場所、時期

請求者が指定した金融機関で、1月（12月）、4月、7月、10月の年4回に分けて支給されます。

請求手続・問合せ先 県庁健康福祉指導課援護班
電話 043(223)2337

◎普通扶助料

普通恩給を受けている方又は受ける資格のある方が死亡した場合に、遺族に対し支給される年金恩給です。

年額は、原則として普通恩給受給額の2分の1相当ですが、最低保障や60歳以上の妻が受給する場合寡婦加算の制度も設けられています。

支給場所、時期

請求者が指定した金融機関で1月（12月）、4月、7月、10月の年4回に分けて支給されます。

請求手続・問合せ先 県庁健康福祉指導課援護班
電話 043(223)2337

◎一時恩給（一時扶助料）

引続き軍人・軍属（判任官以上）期間が3年以上あり普通恩給に該当しない方に対して一度限り支給されるものです。

金額は、退職当時の俸給月額に在職年数を乗じて得た額です。また、一時恩給を受ける資格のある方が、受給せずに死亡した場合、その遺族に対して、一時恩給と同額の一時扶助料が支給されます。詳しくは、以下にお問い合わせください。

支給場所 請求者が指定した金融機関
請求手続・問合せ先 県庁健康福祉指導課援護班
電話 043(223)2337

◎一時金（遺族に対する一時金）

軍人として2回以上勤務し、その合計が3年以上あり、普通恩給、一時恩給に該当しない方に支給されるものです。

金額は一律15,000円です。

または、一時金を受ける資格のある方が、受給せずに死亡した場合、その遺族に対し、一時金と同額の遺族一時金が支給されます。詳しくは、以下にお問い合わせください。

支給場所 請求者が指定した金融機関
請求手続・問合せ先 県庁健康福祉指導課援護班
電話 043(223)2337

■引揚者等に対する援護■

◎引揚者特別交付金

終戦まで引き続き1年以上外地に生活の本拠を有し、終戦に伴って発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げてきた方等に支給されるものです。

受給資格 戦争のため外地における生活の本拠を失い、内地へ引き揚げてきた方、又は引揚前死亡者、引揚後死亡者（昭和42年7月31日以前）の遺族

交付金額 引揚者の終戦時における年齢と外地滞在年数により異なりますが、2万円から16万円までの額です。

ただし、遺族への交付金はこの額の7割相当額で1万4,000円から11万2,000円までの額です。

この交付金は、10年以内に償還すべき、記名・無利子国債です。

請求手続 受給資格のあることを証明する書類等を添付して引揚者特別交付金請求書を住所地の市役所、町村役場に提出してください。

請求期限 権利を取得したときから4年間請求しないと時効になります。

◎引揚者給付金

終戦まで引き続き6か月以上外地に生活の本拠を有し、終戦に伴って発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げてきた方等に支給されるものです。

受給資格 戦争のため外地における生活の本拠を失い、内地へ引き揚げてきた方、又は引揚前死亡者、引揚後死亡者（昭和32年3月31日以前）の遺族

交付金額 引揚者の終戦時における年齢により異なりますが、7,000円から28,000円までの額です。

この交付金は、10年以内に償還すべき記名、年利6分付の国債です。

請求手続 受給資格のあることを証明する書類等を添付して引揚者特別給付金請求書を住所地の市役所、町村役場に請求書を提出してください。

請求期限 権利を取得したときから6年間請求しないと時効になります。

◎未帰還者調査

先の大戦に関連して今なお外地に残留している方、あるいは生死不明の状態にある方等について国及び関係機関と協力し、各種の資料にもとづいてその消息を調査究明いたします。

問合せ先 手続の詳細については、県庁健康福祉指導課援護班
(電話 043(223)2346) へお問い合わせください。

◎未帰還者に対する特別措置

未帰還者の状況について調査究明を行ったにもかかわらず、なおこれを明らかにすることができなかった場合に行う特別措置です。

戦時死亡宣告

留守家族の同意のもとに厚生労働大臣（知事に委任）の請求に基づき留守家族にかわって知事が家庭裁判所に対し民法第30条の宣告（失踪宣言）の申立てを行い、審判を受けます。この審判確定後、次の援護措置を受けられます。

- 1 戦時死亡宣告を受け、公務上により死亡したと認められたときは、その遺族に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に基づく給付が行われます。
- 2 遺族に対し未帰還者に関する特別措置法に基づく弔慰料が戦時死亡宣告を受けた人1人につき3万円支給されます。

ただし、公務死亡により戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法による給付を受ける人は、2万円です。

(1) 弔慰料請求手続

県健康福祉指導課に弔慰料の支給を受ける資格を有する書類を添付して弔慰料請求書を提出してください。

(2) 請求期限

権利を取得した日から3年間請求しないと時効になります。

◎未帰還者等の遺族援護

未帰還者の死亡が判明し、または戦時死亡宣告の審判が確定し、新たに死亡広報が出されたときは、その遺族に対し霊じを伝達すると同時に給付金が支給されます。

葬祭料 未帰還者留守家族等援護法に基づき、1柱につき212,000円が遺族、又は、葬祭を行った方に支給されます。

未支給給与金

死亡者が軍人、軍属であった遺族に未支給の給与がある場合に支給されます。

申請手続 葬祭料及び遺骨引取経費の支給を受けようとするときは、受給資格を証明する資料を添えて申請書を市役所、町村役場に提出してください。

■その他■

◎軍歴証明

旧陸軍の軍人及び軍属等の退職当時の本籍地が千葉県であった者、又は当該者が死亡した場合は遺族から申請があった時に軍歴証明書を交付しています。

申請手続 申請者が直接県庁健康福祉指導課援護班あて、交付申請書に証明手数料（一通につき100円の県収入証紙）を添えて申請してください。

なお、旧海軍関係軍人、軍属についての軍歴証明は、厚生労働省社会・援護局援護・業務課で取り扱っております。

県庁健康福祉指導課援護班 電話 043(223)2337

◎国庫債券の買上

国庫債券を持っている人が生活に困窮し、生活資金を必要とする場合に、その国債を買上償還する制度です。

対象国庫債券

- 1 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法によって支給された国庫債券
- 2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法によって支給された国庫債券
- 3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法によって支給された国庫債券

買上要件 生活保護法による被保護者、又は、生活に困窮し生活保護を要する状態に陥るおそれがある方

買上申請 「買上償還申込書」に福祉事務所の証明を受けた上で県庁健康福祉指導課へ提出してください。

買上場所 国債の償還金支払場所に指定した金融機関

◎国庫債券の担保貸付

国庫債券を持っている人が事業資金を必要とする場合に、その国債を担保として資金を貸付ける制度です。

対象国庫債券

- 1 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法によって支給された国庫債券
- 2 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法によって支給された国庫債券
- 3 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法によって支給された国庫債券
- 4 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法によって支給された国庫債券

資格要件 事業資金として必要な方

貸付申請 日本政策金融公庫に備え付けの申込書を住所地の市区役所、町村役場に提出してください。

◎恩給、遺族年金等担保融資

恩給、遺族年金等を受給中の人が生計資金を必要とする場合に、日本政策金融公庫が恩給等を担保として貸付けを行う制度です。

担保物件 恩給、遺族年金等受給証書

貸付条件 3年分以内の受給金額の範囲内で上限 250 万円

受付場所 お近くの日本政策金融公庫に申し出てください。

◎慰霊行事、栄典の授与

1 慰霊事業

本県出身の戦没者は約 53,000 柱にのぼりますが、これら戦没者を追悼し、平和を祈念するため、県は国の施策に相応して次の事業を実施しています。

全国戦没者追悼式

政府主催のもとに昭和 29 年から毎年 8 月 15 日に日本武道館において式典が行われています。この式典には、例年県下代表遺族約 200 名が参列します。

千葉県忠霊塔拝礼

先の大戦までの県下全戦没者を慰霊するため、昭和 29 年 4 月千葉市内に千葉県忠霊塔が建立されました。建立時の慰霊式典以降、毎年 8 月 15 日に知事、千葉県会議長、千葉市長、千葉県遺族会長が拝礼し、戦没者の御霊を慰め、平和を祈念しています。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

この拝礼式は、昭和 34 年から毎年春皇族のご臨場をいただき厚生労働省主催により千鳥ヶ淵戦没者墓苑において行われています。この際、政府派遣の遺骨収集団が海外から故国にお迎えしたご遺骨で、氏名の判別ができないものをそれぞれの戦域における戦没者の象徴としてお納めし、拝礼します。

この戦域における戦没者の県下代表遺族約 30 名が参列します。

千葉県戦没者追悼式

昭和 29 年から毎年秋に県主催のもとに行います。この式典には、毎年約 1,000 名の代表遺族が参列します。

千葉県南方諸地域戦没者追悼式

南方諸地域で亡くなられた本県出身戦没者を慰霊するため、昭和 40 年 12 月に沖縄本島摩文仁の丘に「房総之塔」が建立されました。昭和 43 年から毎年秋に塔の前において代表遺族約 30 名が参列し、追悼式を実施しています。

2 栄典の授与

戦没者叙位叙勲

今次の戦争に関する勤務に従事して死亡した軍人、軍属等に対して位記、勲記ならびに勲章が授けられます。

定例未伝達勲章

昭和 15 年 5 月以降昭和 21 年 4 月までに定例叙勲の発令が行われたが、まだ勲記勲章が伝達されていない軍人、軍属に対して行うものです。

定期未伝達位記

昭和 19 年 1 月以降昭和 21 年 4 月までの間に定期叙位の発令が行われたが、まだ位記が伝達されていない軍人、軍属に対して行うものです。

伝達

※伝達事務はほぼ終了し、現在、遺族の方若しくは本人から申し出があった場合、調査確認の上、伝達しています。

◆原子爆弾被爆者の健康福祉◆

■原子爆弾被爆者の支援■

◎被爆者健康手帳

- 1 昭和20年8月6日の広島市、8月9日の長崎市に原子爆弾が投下された時、当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った人（1号）
 - 2 原爆投下後2週間以内に爆心地から2km以内に立ち入った人（2号）
 - 3 原爆投下後2週間以内に被爆者に接触したこと等により自己の身体が原子爆弾の放射能の影響を受けた人（3号）
 - 4 1から3のいずれかに該当する人の胎児であった人（4号）
- ※原爆投下直後に降った黒い雨に遭われた方で、一定の要件を充たす場合は、令和4年4月1日から被爆者健康手帳の対象となりました。

申請方法 被爆者健康手帳交付申請書に関係書類を添付し、住所地の各保健所（健康福祉センター）に申請してください。

◎被爆者健康診断

定期健診、希望健診

被爆者を対象に年2回保健所において実施する定期健康診断（一般検査）のほか、委託医療機関において、希望に応じ年2回を限度として実施する健康診断（そのうち1回をがん検査に代えることができる。）を実施しています。

精密検査

検査の結果、更に精密な検査を要する被爆者については、委託医療機関で精密検査が受けられます。

被爆二世の健康診断

県内在住の被爆二世の方を対象に健康診断を実施しています。

※ 申込方法は、県庁健康福祉指導課援護班（電話 043(223)2349、FAX 043(222)6294）までお問い合わせください。

◎被爆者の医療

認定被爆者

認定被爆者がその認定疾病について指定医療機関で医療を受けた場合、医療費を全額公費負担します。

一般疾病の医療

被爆者が一般疾病指定医療機関で医療又は介護保険の医療系サービスを受けた場合、各種健康保険証又は介護保険の被保険者証と併せて被爆者健康手帳を提示することにより保険診療分の自己負担は無料で医療等を受けることができます。

また、一般疾病指定医療機関以外で医療等を受けた場合は、自己負担分を被爆者が支払った後、知事に申請してその自己負担分の支給を受けることができます。

申請方法 各申請書に関係書類を添付し、住所地の各保健所（健康福祉センター）に申請してください。（一部適用除外疾病があります。）

◎介護保険等の助成

被爆者が介護保険制度の福祉系サービス（※訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスに限る）の介護サービスを利用した場合の利用者負担（1割から3割）、又は老人福祉法の養護老人ホーム、特別養護老人ホームの入所負担金について助成します。

※ 訪問介護については、低所得者（世帯の生計中心者が所得税非課税（生活保護受給世帯を含む。））であることが条件です。

申請方法 各申請書に関係書類を添付し、住所地の各保健所（健康福祉センター）に申請してください。

◎被爆者の各種手当

1 医療特別手当

原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定（原爆症認定）を受けた方で、現在もその病気やけがの状態にある方に支給されます。

2 特別手当

原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定（原爆症認定）を受けた方で、現在はその病気やけがが治った方に支給されます。

3 原子爆弾小頭症手当

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の状態にある方に支給されます。

4 健康管理手当

厚生労働省令で定める11の障害のいずれかを伴う病気にかかっている方に支給されます。

5 保健手当

爆心地から2キロメートルの区域内で直接被爆した方と、その当時その方の胎児であった方に支給されます。

6 介護手当

厚生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている方に支給されます。

7 葬祭料

死亡した場合にその葬祭を行う方に支給されます。（ただし、明らかに死亡と原子爆弾の傷害作用とが関連のない場合は支給されません。）

8 健康手当

千葉県に居住地を有する方で、医療特別手当、特別手当、健康管理手当のいずれかの手当を受給されている方に支給されます。

申請方法 各種手当申請書に関係書類を添付し、住所地の各保健所（健康福祉センター）に申請してください。

◎被爆者の居住地変更

1 他都道府県からの転入、県内異動

居住地変更届に関係書類を添付し、住所地の保健所（健康福祉センター）へ届出してください。

2 他都道府県への転出

転出先の都道府県で居住地変更の手続きを行ってください。

3 国外への転出、国外からの転入

国外へ転出する場合は、事前に届出が必要です。

また、国外から転入する場合は、転居後に届出が必要です。

いずれも、住所地の保健所（健康福祉センター）へ届出してください。

◎被爆者の相談

県が相談業務を委託している「千葉県原爆被爆者友愛会（電話 043(253)7768）」にお問い合わせいただくか、各保健所（健康福祉センター）又は県庁健康福祉指導課援護班（電話 043(223)2349、FAX043(222)6294）へお問い合わせください。

◆中国残留邦人等の健康福祉◆

■中国残留邦人等の支援■

◎身元引受人

永住帰国する中国残留邦人等のうち在日親族がいない方（所在不明の方を含む）又は在日親族による身元引受けが行われない方に対し、在日親族に代わって帰国後の日常生活面での相談・助言を行い、日本社会への早期定着自立を図ることを目的としています。

資格 特別事情残留邦人世帯構成員及び特別事情残留邦人の肉親の置かれている立場に理解を有し、日本社会に早期定着するための指導に熱意をもって当たることができる方。

業務 1 特別事情残留邦人世帯構成員の日常生活上の諸問題の相談、援助
2 特別事情残留邦人世帯構成員の定着自立に必要な助言、指導

身元引受人の決定

身元引受人のあっせんは、原則として、特別事情残留邦人の帰国前に行います。また、身元引受人の決定は、双方の合意を得た上で決定します。

身元引受期間 身元引受開始から3年以内

◎自立支援通訳

永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が定着先の地域社会の医療機関で受診する場合や関係行政機関等での助言・指導及び援助を受けることを容易にするため、自立支援通訳を派遣し、永住帰国者等の定着自立の促進を図ります。

資格 永住帰国者等の言葉（中国語又はロシア語）と日本語との通訳の能力を有し、永住帰国者等の援護に理解と熱意がある心身ともに健全である方

業務 1 医療機関で受診する場合
2 福祉事務所等の関係行政機関から助言、指導又は援助を受ける場合

◎千葉県中国帰国者自立研修センター

永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等に対し、通所方式により、日本語指導、地域の実情を踏まえた生活相談・指導等を行うことにより、地域社会における円滑な定着自立の促進を図ることを目的としています。

業務内容 1 日本語教室（再研修）・スクーリングの開設
2 相談室（生活相談・指導等）

対象者 中国帰国者定着促進センターを修了後、県内に居住した中国帰国者及びその同伴家族等

その他 費用は、無料です。

問合せ先 千葉県中国帰国者自立研修センター

〒260-8058

千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター1 階

電話 043(247)6500

◎地域生活支援プログラムの実施

中国帰国者等の社会的・経済的自立を助長するため、日本語教室等へ通所するための交通費・教材費等を支給しています。

対象者 中国帰国者等及びその親族等

支給額 通所に必要な交通費、教材費の額（上限あり）

◎支援給付費の支給

中国帰国者等の老後の生活安定のため、世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に支給します。

実施主体 居住地の保健所（健康福祉センター）（町村居住者分）

※ 市居住者については、その市で支給します。

対象者 中国帰国者等とその配偶者のうち、世帯の収入額が一定基準に満たない者

◎配偶者支援金の支給

永住帰国した中国帰国者等ご本人がお亡くなりになり、残された配偶者の生活安定のため、支援給付を受給している場合に支給します。

実施主体 居住地の保健所（健康福祉センター）（町村居住者分）

※市居住者については、その市で支給します。

対象者 永住帰国した中国残留邦人等の帰国前から継続して婚姻関係にある配偶者で、中国残留邦人等ご本人がお亡くなりになった後も支援給付を受給している者

◎支援・相談員の派遣

支援給付等の申請等に際し、中国残留邦人等に理解が深く中国語等ができる支援・相談員を実施機関等に派遣してニーズに応じた助言等を行っています。

業務内容 1 支援給付等事務を行う職員の補助業務（実施機関窓口での受付・申請、相談、必要な聴き取り）

2 支援給付等受給者の生活状況の把握及び家庭訪問

3 その他日常生活上の生活相談等に関すること

◆難病・感染症対策◆

■難病対策■

◎指定難病医療費助成事業及び特定疾患治療研究事業

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、国で定めた「指定難病」についてかかる医療費を「特定医療費」として一部助成をします。

指定難病の治療を行うには都道府県より指定されている「指定医療機関」に受診する必要があります。

対象疾病 338疾病

対象者 国が定めた診断基準及び重症度基準を満たした者

申請手続 住所地の保健所（健康福祉センター）、船橋市保健所又は柏市保健所

詳しくは、以下の疾病対策課ホームページをご覧ください。住所地の保健所（健康福祉センター）、船橋市保健所又は柏市保健所にお尋ねください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/alle-nan/nanbyouiryouhou/index.html>

なお、平成30年4月から指定難病の業務が移管されております。千葉市在住の方は千葉市各区健康課へお問い合わせください。

*なお、スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎及びプリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）については、「特定疾患治療研究事業」の対象となります。

◎千葉県在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅人工呼吸器使用指定難病患者に対して診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅人工呼吸器使用指定難病患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法に関する研究を行い、在宅療養の促進に資することを目的とします。

事業内容 筋萎縮性側索硬化症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症等の難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業の対象患者で、かつ、当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者に対し、医師が必要と認めた診療報酬対象外の訪問看護を提供します。

申請手続 在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書を住所地の保健所に提出します。

支給期間 承認決定された日から直近の3月31日までとなります。必要に応じて継続申請することができます。

問合せ先 保健所（健康福祉センター）

◎先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場に鑑み、その患者の医療保険等の自己負担分を公費負担し患者の医療負担の軽減を図ります。

対象年齢	原則として20歳以上
治療区分	入院及び通院
給付内容	医療保険等で支払われる医療費を除いた額を給付します。 ただし、保険適用外の費用は患者負担となります。
申請手続	先天性血液凝固因子障害等治療研究費申請書及び医師の診断書（指定のもの）に健康保険証（写）を添えて、住所地の保健所（健康福祉センター）、千葉市各区健康課、船橋市保健所又は柏市保健所に提出します。
給付期間	申請書を受理した日から1年間となります。必要に応じて継続申請することができます。
問合せ先	各保健所（健康福祉センター）

◎在宅難病患者一時入院等事業

御家族の病気、休息等により在宅での介護が困難になった場合に、患者の一時入院や、患者宅に看護人を派遣することで、患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ることを目的としております。

対象者

一時入院 次の要件全てを備えている方で、病状等を確認した上で、入院の可否を決定いたします。

- 1 千葉県に住所を有する方
- 2 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病の患者及び千葉県特定疾患治療研究事業対象疾患患者
- 3 家族等の介護者の休息（レスパイト）、又は事故等の理由により介護等が受けられなくなった方
- 4 常時医学的管理下に置く必要があり、病状の安定している方
当面の間は、神経・筋疾患の患者を対象とします。

在宅レスパイト 一時入院の要件に加えて、指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で常時人工呼吸器を使用している方

事業委託医療機関

一時入院 14医療機関（令和4年度）

※年度により委託医療機関は、変更になる場合があります。

在宅レスパイト 県と委託契約を締結した訪問看護事業所

入院期間及び利用回数

一時入院 1回20日以内（延長が必要と認められた場合は1箇月以内）
同一年度で3回以内

在宅レスパイト 1時間単位で1月につき4時間以内

利用回数は、利用月を1回とし、同一年度で4回以内

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）

■感染症対策■

◎結核対策事業

結核患者が、他の人に結核をまん延させるおそれがある場合には、保健所（健康福祉センター）長はまん延防止のため、法に基づき患者に結核病床を有する病院（モデル病床を含む）へ入院するよう勧告します。

この場合、治療にかかる医療費を医療保険と公費で原則として全額負担しますが、家庭の収入に応じ一部負担していただく場合があります。

なお、入院の必要のない方（通院治療の方）については、治療にかかる医療費（初診料、再診料等は対象外）の5%を窓口で支払っていただき、残りは医療保険と公費で負担します。

公費負担を申請する場合には、原則として患者本人か、又はその保護者が、居住地を所管する保健所（健康福祉センター）に申請書を提出してその承認を受ける必要があります。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）

◎感染症予防事業

感染症に感染した場合は、保健所（健康福祉センター）が行う感染源の特定や2次感染防止の措置にご協力いただきます。感染症は、法により感染力や感染した場合の重篤性から1類～5類・指定感染症若しくは新型インフルエンザ等に分類され、1・2類・指定及び新型インフルエンザ等感染症の場合は保健所（健康福祉センター）長により、医療機関へ入院を勧告されることがあります。この場合の医療費のうち医療保険を除いた部分は、原則公費で支払われます。

1類～5類・指定感染症及び新型インフルエンザ等感染症の発生状況は、千葉県感染症情報センターのホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/c-idsc/>)をご覧ください。

◎エイズ対策

保健所（健康福祉センター）で、無料・匿名でHIV抗体検査を受けることができます。結果がその日のうちにわかる即日検査や、夜間検査も実施しています。

また、患者等が安心して医療の提供を受けられるよう、地域にエイズ治療拠点病院を整備しています。

(令和3年10月1日現在)

二次医療圏名	名称	所在地	電話番号
千葉	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	〒260-8606 千葉市中央区椿森 4-1-2	043(251)5311
	千葉大学医学部附属病院	〒260-8677 千葉市中央区亥鼻 1-8-1	043(222)7171
東葛南部	順天堂大学医学部附属 浦安病院	〒279-0021 浦安市富岡 2-1-1	047(353)3111
東葛北部	東京勤労者医療会東葛病院	〒270-0153 流山市中 102-1	04(7159)1011
	東京慈恵会医科大学附属 柏病院	〒277-8567 柏市柏下 163-1	04(7164)1111
	医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院	〒270-0034 松戸市新松戸 1-380	047(345)1111
印旛	成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町 90-1	0476(22)2311
香取海匝	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院	〒289-2511 旭市イ 1326	0479(63)8111
安房	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	〒296-8602 鴨川市東町 929	0470(92)2211
君津	国保直営総合病院 君津中央病院	〒292-8535 木更津市桜井 1010	0438(36)1071

詳しくは、疾病対策課ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/aids/chiryuu.html>)

◎肝炎対策

保健所（健康福祉センター）と県が委託した医療機関で、無料でB型・C型肝炎ウイルス検査を受けることができます。

また、B型肝炎ウイルスに対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型肝炎ウイルスの根を目的としたインターフェロンフリー治療への医費助成を行っており、医療保険の自己負担分から世帯の所得に応じた自己負担限度額を除いた部分を、公費で負担します。

さらに、平成30年12月から、B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費への助成が開始され、令和3年4月からは分子標的薬を用いた通院医

療が対象に追加されました。高額療養費の限度を超えた月が3月目から自己負担が1万円となります。

詳しくは、以下の疾病対策課ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kanen/index.html>)

◆医療保険◆

■国民健康保険■

◎制度の概要

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、医療の給付又は医療費等の支給をするため、法律によって制度化された社会保障事業の一つです。この事業は、地域を基盤としているものであり、健康保険等の被用者保険とともに、わが国における医療保険制度の根幹をなすものです。

◎保険者

被用者以外の地域住民を対象とし、その加入者から徴収した保険料（税）と国庫負担金等の収入によって、保険加入者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に、保険給付を行う事業主体のことです。

保険者の種類 次の3種類があります。

- 1 県
- 2 市町村
- 3 同種の事業又は事務所に従事する者を組合員とする国民健康保険組合
このうち国民健康保険組合の設立には知事の認可が必要です。現在、県内にある保険者は、県、54市町村と医師国保組合、歯科医師国保組合及び薬剤師国保組合の3組合です。

事業内容 平成30年度から県も保険者に加わり、財政運営の責任主体と位置づけられました。市町村は引き続き、地域住民との身近な関係の中、下記事業内容1～4等の業務を行っています。

- 1 保険の給付
- 2 保険料（税）の賦課及び徴収
- 3 被保険者証の発行
- 4 保健事業活動

◎被保険者

国民健康保険の加入者で、保険料（税）を納付するとともに、疾病、負傷等の保険事故が発生した場合に、保険給付として医師の診療治療等を受けることができる人をいいます。

対象 市町村の区域内に住所を有する者で、次の方以外は意思のいかんにかかわらず、全員市町村国民健康保険に加入することになっています。

- 1 健康保険等の職場の保険に入っている方とその被扶養者

2 国民健康保険組合に入っている方

(国保組合の場合は、組合員と組合員の世帯に属する人が、被保険者となります。)

3 生活保護を受けている方

4 後期高齢者医療制度の対象となっている方

なお、外国人も原則として被保険者となりますが、渡航目的、在留期間等により被保険者とならない場合があります。

加入手続 前記 1 から 4 の対象でなくなった方は、その日から 14 日以内に現在住んでいる各市(区)役所・町村役場国民健康保険担当課に加入の届けをしてください。

◎退職被保険者

国民健康保険の被保険者のうち退職者医療制度の対象となる方(退職被保険者)は、平成 27 年 3 月 31 日時点で次の要件をすべて満たしている方とその方の被扶養者です。

1 国民健康保険に加入している

2 65 歳未満の方

3 厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の加入期間が 20 年以上、若しくは 40 歳以降に 10 年以上ある方で、老齢(退職)年金を受給している方

なお、65 歳到達月の翌月から一般の国保被保険者となり、新しい被保険者証が交付されます。

◎保険料(税)

国民健康保険事業に要する費用は、公費及び保険料(税)等により負担することとなっています。

保険料(税)の算定方式は保険者によって異なりますが、基本的には支払能力に応じた応能割額(所得割・資産割)と、国保加入者数等の受益に応じた応益割額(均等割・平等割)を加えて算定します。

国保事業が円滑に運営されるために保険料(税)の果たす役割が非常に大きいことから、また、負担の公平性ということからも保険者が保険料(税)を徴収する権限は強いものとされ、滞納処分も行えるようになっています。

また、滞納が続くと滞納処分とは別に、通常の被保険者証の代わりに有効期限の短い短期被保険者証が交付されたり、災害などの特別な事情もなく保険料(税)を 1 年間滞納したりすると、被保険者証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付される場合もあります。資格証明書は、国保の資格を証明するだけのもので、被保険者証のように受診券とはならないので、医療費はいったん全額自己負担することになります。

なお、一定の所得以下の世帯に対しては、保険料(税)の応益割額(均等割・平等割)に係る部分についてその額の 7 割、5 割又は 2 割を軽減する措置が、非自発的理由により退職した場合は、保険料(税)を算定する際の所得を 30/100 に軽減する措置が講じられます。

◎療養の給付（現物給付）

被保険者が病気や怪我をしたとき、被保険者証を提示し病院などで診療を受けられる保険給付です。

給付内容 次のような給付が受けられます。

- 1 診療
- 2 薬剤または治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、被保険者は保険医療機関において、診療（療養の給付）を受ける際、一部負担金を負担することになっています。

また、特別な理由がある方で、一部負担金を支払うことが困難であると保険者が認めた場合は、一部負担の減額、支払免除、徴収猶予が受けられる場合がありますので、市町村の担当窓口にご相談ください。

一部負担割合

0歳以上 未就学児	小学生以上 70歳未満	70歳以上	
		一般・低所得 I・IIの人	現役並み 所得者（注）
2割	3割	2割	3割

（注）現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得（※）が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人をいいます。

ただし、70歳以上の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は申請により、2割負担となります。

また、誕生日が昭和20年1月2日以降の被保険者及び同じ世帯にいる被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以下の方についても、2割負担となります（申請は不要です）。

※課税年度の前年12月31日に世帯主であって、同一世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の国保被保険者がいる場合は、調整控除後の金額となります。

また、入院時の食事の費用については、入院時食事療養費という別個の給付とし、定額の一部負担を行うことになっています。

入院時食事療養費の自己負担額（1食あたり）

一般（下記以外の人）		460円(注1)
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ（注2）	90日までの入院	210円
	90日を超える入院 （過去12か月の入院日数）	160円
低所得Ⅰ（注3）		100円

（注1）指定難病及び小児慢性特定疾病の患者、所得区分が一般の人で平成29年4月1日時点ですでに1年を超えて継続して精神病床に入院している人（合併症により転退院した場合で、同日内に再入院する方を含む）は、260円です。

（注2）低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）にあたります。

（注3）低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人にあたります。

※低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市町村の担当窓口で申請を行ってください。

※入院時の食事代は、高額療養費の支給の対象とはなりません。

そして、療養病床に入院する65歳以上の人は、入院時食事療養費と入院時生活療養費の一部定額の一部負担を行うことになっています。

入院時食事療養費・生活療養費の自己負担額

	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
一般（下記以外の人）	※460円	370円
低所得Ⅱ	210円	370円
低所得Ⅰ	130円	370円

※ 保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

※ 高額療養費の支給の対象とはなりません。

※ 居住費は一定の要件に合致することにより、200円又は0円の場合もあります。

◎現金給付

病気やケガに対する保険給付では、現物給付としての療養の給付を原則としていますが、これを行うことが困難な場合や高額療養費に該当する場合、また被保険者が出産、死亡したとき等に現金を支給する保険給付です。

1 療養費

保険医療機関でない医療機関で診療を受けた場合、また緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証の提出ができなかった場合において、保険者が必要と認めるとき、療養に要する費用の額から一部負担金を控除した額を基準として保険者の定めるところにより支給されます。

2 高額療養費

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った医療費の自己負担分が高額になったときに、自己負担の限度額を超えた分が、申請により後から高額療養費として支給されます。

なお、「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）「限度額適用標準負担額減額認定証」（住民税非課税）を提示することで、医療機関への支払が自己負担限度額となります。市町村の担当窓口で交付を受けてください。

自己負担限度額（月額）70歳未満の人の場合

所得区分 ※	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
901万円超	252,600円 ＋（医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%）	140,100円
600万円超 901万円以下	167,400円 ＋（医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%）	93,000円
210万円超 600万円以下	80,100円 ＋（医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%）	44,400円
210万円以下 （住民税非課税 世帯除く）	57,600円	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※基礎控除後の総所得金額等に当たります。

(1) 自己負担額が限度額を超えたとき

同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超える自己負担額を支払った場合、その超えた分が申請により後で支給されます。

(2) 世帯合算ができます

ひとつの世帯で、同じ月内に21,000円（住民税非課税世帯も同額）以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が、申請により後で支給されます。

(3) 高額療養費の支給が4回以上ある場合

過去12か月以内に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目からは、「4回目以降の限度額」を超えた分が申請により、後で支給されます。

(4) 高額の治療を長期間続ける場合

高額の治療を長い間続ける必要がある病気（先天性血液凝固因子障害の一部や人工透析の必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の場合、自己負担限度額が別に定められています。（該当する人は「特定疾病療養受療証」が必要です。）

※高額医療費が支給されるまでの間の一時的な負担軽減のため、貸付制度を設けている市町村があります。

自己負担限度額（月額・平成30年8月から）70歳以上74歳までの人の場合

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上) (注1)	252,600円 + (医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%) 過去12ヶ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上) (注1)	167,400円 + (医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%) 4回目以降は93,000円	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上) (注1)	80,100円 + (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%) 4回目以降は44,400円	
一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 4回目以降は44,400円
低所得者Ⅱ (注2)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (注3)		15,000円

(注1) 現役並み所得者とは、70歳以上の国保被保険者のうち、1人でも一定の所得（課税所得が145万円）以上の人が同一世帯にいる人にあたります。

ただし、70歳以上の国保被保険者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様となります。また、誕生日が昭和20年1月2日以降の被保険者及び同じ世帯にいる被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以下の被保険者についても、「一般」の区分と同様となります（申請は不要です）。

(注2) 低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)にあたります。

(注3) 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除後を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人にあたります。

※入院の際、低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用認定証」がそれぞれ必要となりますので、各市町村の担当窓口申請してください。

70歳未満と70歳以上74歳までの人が同じ世帯の場合

同じ世帯に70歳未満と70歳以上74歳までの方がいる場合、以下のような手順で、家族の皆様の自己負担額を合算し、その合計が世帯全体の自己負担の上限を超えないようにしています。

なお、70歳以上74歳までの方の所得区分に応じて手順が異なります。

—現役並み区分の場合—

a 70歳以上74歳までの方について、外来と入院分を合計した自己負担額に、70歳以上74歳までの方の世帯における負担の上限額を当てはめ、差額を支給。

b 70歳未満の方の21,000円以上の自己負担額と、aによってもなお残る自己負担額を合計した、世帯全体の自己負担額に、世帯全体における負担の上限額を当てはめ、差額を支給。

—現役並み区分以外の場合—

a 70歳以上74歳までの方について、外来の自己負担額を個人ごとに合算した額に、70歳以上74歳までの方の外来における負担の上限額をそれぞれ当てはめ、差額を支給。

b 70歳以上74歳までの方の入院分の自己負担額と、aによってもなお残る自己負担額とを合計した額に、70歳以上74歳までの方の世帯における負担の上限額を当てはめ、差額を支給。

c 70歳未満の方の21,000円以上の自己負担額と、bによってもなお残る自己負担額を合計した、世帯全体の自己負担額に、世帯全体における負担の上限額を当てはめ、差額を支給。

3 出産育児一時金

被保険者が出産したとき保険者の条例若しくは規程の定めにより支給されます。

※出産育児一時金が支給されるまでの間の一時的な負担軽減のため、貸付制度を設けている市町村があります。

4 葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

5 移送費

被保険者が療養の給付などを受けるために移送されたとき、保険者が必要と認めた場合は、移送費が支給されます。

◎第三者行為（交通事故等）と保険給付

交通事故や傷害事件など第三者（加害者）から受けた傷病も、国保で診療を受けられますが、保険者に「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。この場合は、保険者が加害者に代わり一時立替えて支払うことになり、後日加害者にその立替分を請求することとなります。加害者から直接治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなりますのでご注意ください。

◎保健事業

医療保険は、本来、発生した保険事故に対する医療給付を基本事業としていますが、国保の保健事業は、より積極的な事前の措置として、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化、長期化を防止し健康保持増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断、母性及び乳幼児の保護、栄養改善、レクリエーション等の活動を実施するとともに、療養の給付を行うための国保病院、国保診療所を設置する等の活動を行っています。

県下の国保病院、国保診療所の設置状況は、次のとおりです。

また、平成 20 年 4 月からは 40 歳以上の被保険者を対象として、糖尿病等生活習慣病の予防・改善に着目した特定健康診査・特定保健指導が実施されています。

国保病院

名称	所在地	代表電話
松戸市立総合医療センター	〒270-2296 松戸市千駄堀993-1	047(712)2511
香取おみがわ医療センター	〒289-0332 香取市南原地新田 438-1	0478(82)3161
国保多古中央病院	〒289-2241 香取郡多古町多古 388-1	0479(76)2211
東庄町国民健康保険東庄病院	〒289-0612 香取郡東庄町石出 2692-15	0478(86)1177
国保匝瑳市民病院	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ 1304	0479(72)1525
東陽病院	〒289-1727 山武郡横芝光町宮川 12100	0479(84)1335
大網白里市立国保大網病院	〒299-3221 大網白里市富田 884-1	0475(72)1121

公立長生病院	〒299-4192 茂原市本納 2777	0475(34)2121
いすみ医療センター	〒298-0123 いすみ市苅谷 1177	0470(86)2311
鴨川市立国保病院	〒296-0112 鴨川市宮山 233	04(7097)1221
南房総市立富山国保病院	〒299-2204 南房総市平久里中 1410-1	0470(58)0301
鋸南町国民健康保険 鋸南病院	〒299-1902 安房郡鋸南町保田 359	0470(55)2125
国保直営総合病院君津中央 病院	〒292-8535 木更津市桜井 1010	0438(36)1071
国保直営君津中央病院 大佐和分院	〒293-0036 富津市千種新田 710	0439(65)1251

国保診療所

名称	所在地	代表電話
成田市国保大栄診療所	〒287-0225 成田市吉岡 289-1	0476(73)2333
旭市国民健康保険直営 滝郷診療所	〒289-2602 旭市岩井 193-1	0479(55)3017
山武市国保さんぶの森診 療所	〒289-1223 山武市埴谷 1904-3	0475(71)2888
君津市国保松丘診療所	〒292-0503 君津市広岡 1726-1	0439(29)2604
君津市国保笹診療所	〒292-0526 君津市笹 670	0439(39)2213
君津市国保小櫃診療所	〒292-0451 君津市末吉 1046	0439(35)2020
国民健康保険勝浦診療所	〒299-5211 勝浦市松野 448-1	0470(77)0331

■後期高齢者医療制度■

◎制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大する中、医療制度を将来にわたり維持するとともに、高齢者の世代と現役世代の費用負担や財政運営の責任を明確化し、公平で分かりやすい制度にするために創設されました。

概要については、以下のとおりです。

◎制度の運営

県内全市町村（54 市町村）が加入する「千葉県後期高齢者医療広域連合」が制度の運営主体となります。

◎被保険者

千葉県内に住所を有する次の方が対象となります。

- 1 75 歳以上の方（75 歳の誕生日当日から）
- 2 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある方で後期高齢者医療制度に加入を希望する方（認定を受けた日から）

◎患者の窓口負担

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 一般・低所得者Ⅰ・Ⅱ | 1 割 |
| 2 一定以上所得者 | 2 割（令和4年10月1日から〔※〕） |
| 3 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 3 割 |

※ 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。

令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

同一世帯の被保険者の課税所得と収入により広域連合が判定します。

(1)現役並み所得者Ⅲ

市町村民税課税所得が690万以上の加入者（被保険者）本人及び同一世帯に属する加入者（被保険者）

(2)現役並み所得者Ⅱ

市町村民税課税所得が380万以上690万円未満の加入者（被保険者）本人及び同一世帯に属する加入者（被保険者）

(3)現役並み所得者Ⅰ

市町村民税課税所得が145万以上380万円未満の加入者（被保険者）本人及び同一世帯に属する加入者（被保険者）

(4)一定以上所得者

市町村民税課税所得が28万以上145万円未満で、かつ、年金収入とその他の合計所得金額が200万円（※）以上の加入者（被保険者）本人。

※単身世帯の場合。複数世帯の場合は、世帯合計所得金額が320万円以上の同一世帯に属する加入者（被保険者）全員。

(5)一般

現役並み所得者、一定以上所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方

(6)低所得者Ⅱ

世帯の全員が市町村民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）

(7)低所得者Ⅰ

世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額80万円で計算）が0円となる方

世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方

ただし、一部負担金の割合が3割でも、次のいずれかの条件を満たし、広域連合に申請し認定を受けた場合は、1割負担となります。

※(3)に該当する場合、申請の必要はありません。

(1)加入者（被保険者）が1人の場合

前年（1月～7月の判定は前々年）の収入額が383万円未満

※ただし、383万円以上でも同じ世帯に70歳から74歳の国保又は会社の健康保険などの加入者がいる場合は、その方と加入者（被保険者）の収入合計額が520万円未満

(2)加入者（被保険者）が2人以上いる場合

前年（1月～7月の判定は前々年）の収入合計額が520万円未満

※収入とは、所得税法上収入金額（退職所得に係わる収入金額を除く。）であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です（所得金額ではありません）。

(3)出生日が昭和20年1月2日以降の被保険者及び同じ世帯にいる被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計が210万円以下の被保険者

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

◎自己負担限度額及び高額療養費の支給

月ごとに自己負担の上限額を定めています。

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請すると限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

平成 24 年 4 月から、高額な外来診療で、同じ医療機関での同じ月の窓口負担が自己限度額を超えた場合に医療機関などの窓口で保険者証などを提出すれば、窓口での支払いが限度額までにとどめられるようになりました。

区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% ・多数回該当(※1)の場合は140,100円	
現役並み所得者Ⅱ ※2	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% ・多数回該当(※1)の場合は93,000円	
現役並み所得者Ⅰ ※2	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% ・多数回該当(※1)の場合は44,400円	
一般	18,000 円 ・年間(8月~翌7月)144,000円上限	57,600 円 ・多数回該当(※1)の場合は44,400円
低所得者Ⅱ※3	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ※3	8,000 円	15,000 円

※1 多数回該当：過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は限度額が異なります。

※2 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は、市(区)町村担当窓口申請し、広域連合から交付される「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、自己負担限度額をあらかじめ低く抑えることができます。

※3 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、市(区)町村担当窓口申請し、広域連合から交付される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、自己負担限度額および入院時の食事負担額等をあらかじめ低く抑えることができます。

◎入院時食事療養費の支給

入院中の食事にかかる費用のうち、1食あたり下記の標準負担額が自己負担となります。
入院したときの1食当たりの標準負担額(自己負担額)

現役並み所得者		460 円※
一般		
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210 円
	過去12か月で減額認定証の交付を受けていた期間の入院日数が90日を超える入院	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

※指定難病の方、所得区分が一般の方で平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて継続して精神病床に入院している方（合併症により転退院した場合で、同日内に再入院する方を含む。）は、260円

◎療養病床入院時の生活療養費の支給

療養病床に入院した場合は、食費（1食当たり）と居住費（1日当たり）の下記の標準負担額が自己負担となります。

入院の必要性が継続する方（人工呼吸器、静脈栄養が必要な人や難病の人など）や回復期リハビリテーション病棟に入院している方については、入院したときの1食当たりの標準負担額（前項の表）と同額（居住費負担はありません。）を負担します。

食費・住居費の標準負担額（自己負担額）

所得区分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者	※1 460円	※2 370円
一般		
低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	
低所得者Ⅰで老齢福祉年金受給者	100円	0円

※1 保険医療機関により420円の場合もあります。

※2 居住費は一定の要件に合致することにより、200円又は0円の場合もあります。

◎高額医療・高額介護合算療養費の支給

医療保険の自己負担と介護保険制度のサービス利用料を合算した額が限度額を超えた方は、限度額を超えた分が支給されます。

世帯の自己負担限度額（8月1日～翌年7月31日）

所得区分	後期高齢者医療制度と介護保険の合算額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

◎保険料

原則として県内は均一の保険料とし、広域連合において決定されました。（令和4年度から2年間）

個人の保険料は、頭割の部分（均等割）と、所得に応じた部分（所得割）により算出されます。

1人当たり保険料額＝均等割額（※1）＋所得割額（※2）

※1 43,400円

※2（総所得金額等－基礎控除額43万円）×8.39%

次の方に対しては、軽減措置が設けられています。

1 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が次の基準を下回る場合は軽減の対象となります。

(1) 7割軽減：43万円＋10万円×（給与・年金所得者の数－1） ※

(2) 5割軽減：43万円＋（28.5万円×世帯内の被保険者数）
＋10万円×（給与・年金所得者の数－1） ※

(3) 2割軽減：43万円＋（52万円×世帯内の被保険者数）
＋10万円×（給与・年金所得者の数－1） ※

※ 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

- ・給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える。
- ・65歳以上（前年の12月31日現在）で公的年金収入（特別控除額15万円を差し引いた額）が110万円を超える。
- ・65歳未満（前年の12月31日現在）で公的年金収入が60万円を超える。

2 被扶養者であった方への軽減措置

被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」は、加入した月から2年間のみ5割軽減されます。「所得割額」はかかりません。

※制度の詳細については保険指導課ホームページ

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/kouki-iryuu/kouki-iryuu/index.html>)

を参照してください。

※各種申請や届出、お問い合わせ等については、千葉県後期高齢者医療広域連合にお願いします。

資格・保険料について TEL：043(308)6768

給付について TEL：043(216)5013

FAX：043(206)0085

◆年金◆

■年金制度■

◎国民年金

国民年金制度は、働ける世代が公平に保険料を負担しあい、老年者になったときはもちろん、思いがけない病気や事故で身体が不自由になったとき、一家の大黒柱であるご主人を亡くされたときなどに年金を支給して、本人や遺族の生活の安定を図ることを目的としています。

1 加入者は3種類

(1)第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳から60歳までの方で、以下の(2)及び(3)に該当しない方は、国民年金の「第1号被保険者」となります。主に自営業者、農業従事者、学生などの方が該当します。

(2)第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者は、同時に国民年金の「第2号被保険者」として加入することになっています。

(3)第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳から60歳までの配偶者が該当します。

※任意加入被保険者

以上の(1)～(3)に該当しない方でも、20歳から65歳までの間は、本人の希望によって任意で加入することができます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに老齢基礎年金の受給権を確保できない方は、70歳になるまでの間、受給資格を満たすまで任意加入できます。

2 加入手続き

(1)第1号被保険者及び任意加入被保険者は、お住まいの市(区)役所、町村役場の国民年金係に届出てください。

(2)第2号被保険者は、勤務先が届出を行い、厚生年金保険や共済組合に加入することとなります。なお、国民年金にも同時に加入することになります。

(3)第3号被保険者は健康保険の被扶養者の届出と一緒に、配偶者の勤務先に届出てください。

3 納める保険料

(1)国民年金保険料を納める方は、第1号被保険者と任意加入被保険者です。

◆定額保険料・・・月額 16,590円(令和4年度)

◆付加保険料・・・月額 400円

※付加保険料は、第1号被保険者及び任意加入被保険者で希望する方のみ。

(2)第2号被保険者は、厚生年金保険の保険料や共済組合の掛金を納めることによって国民年金保険料も納めたこととなります。

(3)第3号被保険者は、配偶者の加入している厚生年金保険や共済組合が制度全体で負担するので、個別に保険料を納める必要はありませんが、届出が必要です。

4 保険料の納付が困難なとき

第1号被保険者の方のうち、保険料の納付が困難な方は、本人の申請により保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。

なお、任意加入被保険者の方はこの制度を利用できません。

(1)保険料免除・納付猶予制度

ア 法定免除

障害基礎年金、障害厚生年金（1級・2級）などを受けているとき、生活保護法による生活扶助等を受けているとき、国立および国立以外のハンセン病療養所など厚生労働大臣が指定する施設に収容されているときに、届出をすれば、その期間の保険料の全額が免除されます。

イ 申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下のとき、ご本人から申請書を提出いただき、審査のうえ承認されると保険料の全額又は一部が免除されます。

※ 一部免除を承認された期間は一部の保険料を納付しないと未納期間として扱われます。

ウ 納付猶予

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下のとき、ご本人から申請書を提出いただき、審査のうえ承認されると保険料の納付が猶予されます。

納付猶予が承認された期間は年金を受けるための受給資格期間として扱われますが、年金額には反映しません。

保険料免除・納付猶予は、原則として7月から翌年6月まで（申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで）の期間を審査し決定します。

(2)学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下のとき、申請した年度の4月分から申請した年度末の3月分までの保険料が猶予されます。

学生納付特例が承認された期間は年金を受けるための受給資格期間として扱われますが、年金額には反映しません。

窓口……居住地の市（区）役所・町村役場国民年金係

5 こんなときには、すぐ届出を

退職、結婚などにより、加入者の種別が変わった場合には、届出が必要です。

6 年金の種類

(1) 老齢基礎年金

ア 受給資格期間

老齢基礎年金を受けるには、次の期間を合計して10年以上あることが必要です。

- ・国民年金保険料を納めた期間
- ・国民年金保険料を免除された期間
- ・学生納付特例期間
- ・納付猶予期間
- ・厚生年金保険や共済組合に加入した期間
- ・国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間に限る）等

イ 老齢基礎年金の年金額（令和4年4月現在の額）

20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）保険料をすべて納めて満額受給できます。

年金額（満額）777,800円（月額64,816円）

ウ 受給開始年齢

原則として、65歳から受給します。ただし、希望により60歳以降であれば、年金を受け取ることもできますが、請求する年齢により減額されます。（「繰上げ支給」といいます。）請求した時点（月単位）に応じて繰上げ受給率が決定されます。

逆に66歳以降75歳（昭和27年4月1日以前生まれた方は70歳）になるまで、受給開始を延ばすと増額することもできます。（「繰下げ支給」といいます。）請求した時点（月単位）に応じて繰下げ受給率が決定されます。

※年金の受給は、請求された翌月分からとなります。

各々の場合の支給率は生年月日などにより異なりますので年金事務所にご相談ください。

65歳前に請求するときの注意点（繰上げ請求）

- ・受給開始時に決まった支給率は一生変わりません。
- ・障害者になっても障害基礎年金は受けられません。
- ・寡婦年金は受けられません。
- ・65歳になるまでは遺族年金と併給できません。

(2) 障害基礎年金

ア 国民年金に加入中又は20歳前の傷病がもとで、国民年金法施行令に定められた障害の状態（1級、2級）になったときに年金が受けられます。

国民年金加入中に障害者になった方は、以下の保険料の納付要件のいずれかを満たすことが受給要件となります。

（ア）初診日の前々月までに保険料納付済期間（免除を含む）が加入期間の3分の2以上であること。

(イ) 初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

(令和8年3月までの特例)

※ 20歳前に初診日がある場合は、保険料納付の要件はありません。

イ 年金額 (令和4年4月現在の額)

1 級障害 972,250円

2 級障害 777,800円

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子 (18歳に到達し、最初の3月31日までの子、または20歳未満で国民年金法に定められた1級・2級の障害の状態にある子) があるときには、次の額が加算されます。

(令和4年度)

加算対象の子	加算額
1人目、2人目 (1人につき)	223,800円
3人目以降 (1人につき)	74,600円

(3) 遺族基礎年金

ア 国民年金の加入者、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が亡くなったとき、その人が生計を維持していた子 (18歳到達年度の末日までにあるか、20歳未満で障害等級の1級または2級の障害の状態にある子で、かつ、現に婚姻していないこと。) のある配偶者または子が受給できます。

また、以下の保険料の納付要件のいずれかを満たすことが受給要件となります。

(ア) 初診日の前々月までに保険料納付済期間 (免除を含む) が加入期間の3分の2以上であること。

(イ) 初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

(令和8年3月までの特例)

イ 年金額 (令和4年4月現在の額)

子のある配偶者が受けるとき

子の数	基本額	子の加算額	合計
子が1人いる配偶者	777,800円	223,800円	1,001,600円
子が2人いる配偶者	777,800円	447,600円	1,225,400円
子が3人いる配偶者	777,800円	522,200円	1,300,000円

※3人目以降は子1人につき74,600円が加算されます。

子どもが受けるとき

	基本額	加算額	合計	1人当たりの額
1人のとき	777,800円	—	777,800円	777,800円
2人のとき	777,800円	223,800円	1,001,600円	500,800円
3人のとき	777,800円	298,400円	1,076,200円	358,733円

※3人目以降は子1人につき74,600円が加算されます。

※年金を受ける子の数で割った額が、子1人当たりの額になります。

7 第1号被保険者の独自給付

(1)付加年金

定額保険料のほかに、付加保険料（月額400円）を納めた人は、次の式で計算した額が老齢基礎年金に加算されます。

付加年金額＝200円×付加保険料納付月数

(2)寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が10年以上ある夫が、年金を受けず死亡したとき、10年以上婚姻関係が継続している妻に60歳から65歳になるまでの間、夫の第1号被保険者としての保険料納付済期間及び免除期間について計算された老齢基礎年金額の4分の3に相当する額が受給できます。

(3)死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金も障害基礎年金も受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、死亡した人の保険料を納めた期間に応じて、一時金として受給できます。

8 請求の手続

年金は、年金を受ける資格ができたとき自動的に「年金の支給」が始まるものではありません。ご自身で年金を受けるための手続き（年金請求）を行う必要があります。

詳しくは、居住地の市（区）役所、町村役場国民年金係または年金事務所にお問い合わせください。

9 年金の支払

年金は原則として、受給権を得た翌月分から受給権が無くなった月分まで支払われます。毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回に分けて、それぞれ、前月までの2か月分の年金が支払われます。

また、年金は自動的に支払われますが、年金を引き続き受け取るためには、毎年受給者ご本人の誕生月の末日までに、「年金受給権者現況届」（現況届）を日本年金機構に提出して頂く必要があります。

ただし、個人番号が日本年金機構に登録済の方は、届出を省略できます。

◎厚生年金保険

厚生年金保険は、会社などで働く人が老年者となったり、加入中の病気やけがなどにより障害の状態になったり、あるいは不幸にして亡くなったりした場合、年金や手当等を支給することにより、勤労者やその家族の生活の安定を図るものです。

1 被保険者

厚生年金保険に加入している会社、工場、商店、船舶などの適用事業所に常時使用される70歳未満の方は、その人の意思、役職、国籍、性別や年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となります。

「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。試用期間中でも報酬が支払われる場合は、使用関係が認められることとなります。

なお、本人の申請により以下の被保険者として加入することもできます。

高齢任意加入被保険者

事業所に使用されている人が70歳になっても老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合、使用されている状態が続いていれば、期間を満たすまで任意加入することができます。

2 保険料

厚生年金の保険料は、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に共通の保険料率をかけて計算されます（総報酬制）。

保険料は事業主と折半で負担することになっています。（高齢任意加入被保険者の保険料は全額本人が負担しますが、事業主が同意すれば労使折半にすることもできます。）

事業主は毎月の給料または賞与から保険料を差し引いて翌月の末日までに納めることになっています。

保険料率は平成29年9月から18.3%で固定されています。

3 年金の種類

厚生年金保険の保険給付には、老齢給付、障害給付及び遺族給付があります。

これらの給付を受けるには、それぞれの条件に該当することが必要ですが、要約は次表のとおりです。

新制度の老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるのは、昭和61年4月1日に60歳未満の人（大正15年4月2日以後に生まれた人）からです。60歳以上の人（大正15年4月1日以前に生まれた人）は、従来の制度の老齢年金または通算老齢年金を受けることとなります。

また、昭和61年3月までに従来老齢年金の受給権ができた人は、引き続きその年金を受けられることとなります。

厚生年金保険の給付

年金の種類	内容
老齢厚生年金 (65歳から)	厚生年金保険の被保険者であった人が、国民年金の老齢基礎年金の受給権を得たときに、老齢基礎年金に上乗せするかたちで支給。 ただし、年金額と賃金（標準報酬月額）の合計に応じて年金の一部または全部が支給停止される。
特別支給の老齢 厚生年金 (65歳まで)	厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の資格期間を満たしている次の人に65歳まで支給（生年月日に応じて受給開始年齢が異なります。） (1) 受給開始年齢に達して退職している人 (2) 受給開始年齢に達して在職し、賃金等により一部支給停止される人
障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、障害基礎年金に該当する障害が生じたときに、障害基礎年金に上乗せするかたちで支給。 ※ 障害基礎年金に該当しないが一定以上の障害がある場合は、厚生年金保険独自の障害厚生年金（3級）・障害手当金を支給。 (この場合には、障害基礎年金は支給されない。)

遺族厚生年金	<p>厚生年金保険の被保険者期間中に死亡したとき、被保険者期間中に初診日のある傷病がもとで初診日から5年以内に死亡したとき、1級・2級の障害厚生年金を受けている人や老齢基礎年金の資格期間を満たした人が死亡したとき、次のいずれかの遺族に支給。</p> <p>(1) 配偶者（夫の場合55歳以上で60歳から支給）、子（18歳到達年度の末日までにあるか、20歳未満で障害等級の1級または2級の障害の状態にある子で、かつ、現に婚姻していないこと。）</p> <p>(2) 父母（55歳以上で60歳から支給）</p> <p>(3) 孫（18歳到達年度の末日までにあるか、20歳未満で障害等級の1級または2級の障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していないこと。）</p> <p>(4) 祖父母（55歳以上で60歳から支給）</p> <p>※(1)の子のある配偶者または子は遺族基礎年金の上乗せとして支給</p>
--------	--

注意： 65歳以前に雇用保険の給付（基本手当、高年齢者雇用継続給付等）の受給をした場合には、特別支給の老齢厚生年金の支給調整があります。

また、障害年金や遺族年金を請求する場合に、その原因が「第三者行為」によるものや、「通勤災害」によるもの場合には、ご相談の際に申し出てください。

4 請求の手続

年金は、年金を受ける資格ができたとき自動的に支給が始まるものではありません。ご自身で年金を受けるための手続き（年金請求）を行う必要があります。

年金請求書に必要事項を記入し、年金手帳のほか必要書類を添え、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターに提出することになっています。

詳しくは、年金事務所にご相談ください。

5 年金の支払

年金は原則として、受給権を得た翌月分から受給権が無くなった月分まで支払われます。

毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回に分けて、それぞれ、前月までの2か月分の年金が支払われます。

また、年金は自動的に支払われますが、年金を引き続き受け取るためには、毎年受給者ご本人の誕生月の末日までに、「年金受給権者現況届」（現況届）を日本年金機構に提出して頂く必要があります。

ただし、個人番号が日本年金機構に登録済の方は、届出を省略できます。

※ 各年金事務所・街角の年金相談センターについては、37～39ページ参照

◆人材の養成・確保◆

■専門職の資格と養成・研修■

◎保育士

保育士は児童福祉法により定められた国家資格です。

「保育士」は、「保育士の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」をいいます。

「名称独占」の資格であって、資格のある者だけが、その名称を用いることができます。

資格取得方法は、以下のとおりです

保育士資格（登録）					
↑					
保育士国家試験					
↑					
指定保育士 養成施設卒業	大学に2年以上在籍（短期大学を卒業）し、62単位以上取得した方、または高等専門学校を卒業した方	専修学校の専門課程（専門学校、修業年限2年以上）を卒業した方	高等学校卒業後、児童福祉施設において、2年以上従事した方	児童福祉施設において、5年以上従事した方	知事が受験資格を認定した方

問い合わせ先

- 保育士試験に関すること

（一社）全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

電話 0120(4194)82

- 保育士登録に関すること

（福）日本保育協会 登録事務処理センター

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2 麹町一丁目ビル6階

電話 03(3262) 1080

指定保育士養成施設

指定保育士養成施設については、原則、修業年限2年以上（夜間課程は3年以上）の学校及び養成施設等であり、厚生労働大臣又は知事の指定を受けています。

県内の養成施設（令和４年４月現在）

名称	所在地	入学定員	開講形態
聖徳大学 教育学部 児童学科(昼間主コース)	松戸市	420	昼間部
聖徳大学 教育学部 児童学科(夜間主コース)	松戸市	10	夜間部
聖徳大学 通信教育部 教育学部児童学科	松戸市	120	通信教育制
聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科	松戸市	50	昼間部
川村学園女子大学 教育学部 幼児教育学科	我孫子市	80	昼間部
城西国際大学 福祉総合学部 福祉総合学科子ども福祉コース	東金市	50	昼間部
和洋女子大学 人文学部 こども発達学科	市川市	70	昼間部
江戸川大学 メディアコミュニケーション学部 こどもコミュニケーション学科	流山市	60	昼間部
流通経済大学 社会学部 社会学科 保育士養成コース	松戸市	25	昼間部
和洋女子大学 家政学部 家政福祉学科 児童福祉コース	市川市	40	昼間部
聖徳大学 短期大学部 保育科第一部	松戸市	160	昼間部
聖徳大学 短期大学部 保育科第二部	松戸市	10	夜間部
聖徳大学 短期大学部 通信教育部保育科	松戸市	200	通信教育制
清和大学 短期大学部 こども学科	木更津市	80	昼間部
千葉敬愛短期大学 現代子ども学科 保育コース	佐倉市	150	昼間部
昭和学院短期大学 人間生活学科 こども発達専攻	市川市	60	昼間部
東京経営短期大学 こども教育学科	市川市	60	昼間部
江戸川学園おおたかの森専門学校 教育・社会福祉専門課程 こども福祉学科	流山市	100	昼間部
成田国際福祉専門学校 保育士学科	成田市	50	昼間部
淑徳大学総合福祉学部 教育福祉学科	千葉市	100	昼間部

植草学園大学 発達教育学部 発達支援教育学科 保育士コース	千葉市	100	昼間部
千葉大学 教育学部 学校教員養成課程 乳幼児教育コース	千葉市	20	昼間部
千葉明德短期大学 保育創造学科	千葉市	120	昼間部
植草学園短期大学 こども未来学科	千葉市	100	昼間部
千葉経済大学短期大学部 こども学科保育コース	千葉市	170	昼間部
千葉女子専門学校 保育科	千葉市	100	昼間部
千葉こども専門学校 保育科	千葉市	80	昼間部
大原医療保育福祉専門学校千葉校 こども保育学科	千葉市	40	昼間部
船橋情報ビジネス専門学校 こども学科	船橋市	30	昼間部

◎社会福祉士

社会福祉士は、昭和62年に公布された「社会福祉士及び介護福祉士法」により定められた国家資格です。

「社会福祉士」は、「社会福祉士の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」をいいます。

「業務独占」の資格でないため、資格がない者でもこれらを業とすることはできます。

ただし、「名称独占」の資格であって、資格のある者だけが、その名称を用いることができます。

なお、資格取得の方法は、以下のとおりです。

資格要件

社会福祉士資格（登録）											
↑											
社会福祉士国家試験											
↑											
↑				短期養成施設等 (6ヵ月)				一般養成施設等 (1年)			
				↑				↑			
福祉系 大学等 4年	実務 1年	実務 2年	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司 ・身体障害者福祉司 ・査察指導員 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 	福祉系 大学等 4年	実務 1年	実務 2年	実務 2年	一般 大学 等 4年	実務 1年	実務 2年	実務 4年
指定科目履修	福祉系 短大等 3年	福祉系 短大等 2年		基礎科目履修	福祉系 短大等 3年	福祉系 短大等 2年	社会福祉主事 養成機関		一般 短大 等 3年	一般 短大 等 2年	
	指定科目履修	指定科目履修			基礎科目履修	基礎科目履修					

国家試験及び登録手続に関する問合せ先

(公財) 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル内

電話 03(3486)7559

社会福祉士養成施設

社会福祉士養成施設については、原則、修業年限1年以上の学校及び養成施設等であり、厚生労働大臣等の指定を受けています。

千葉県内 1校1課程

令和4年4月現在

名称	所在地	課程	入学定員
江戸川学園おおたかの森専門学校 社会福祉士養成学科 通信課程	流山市	1年6月	120名

◎介護福祉士

介護福祉士は、昭和62年に公布された「社会福祉士及び介護福祉士法」により定められた国家資格です。

「介護福祉士」は、「介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに

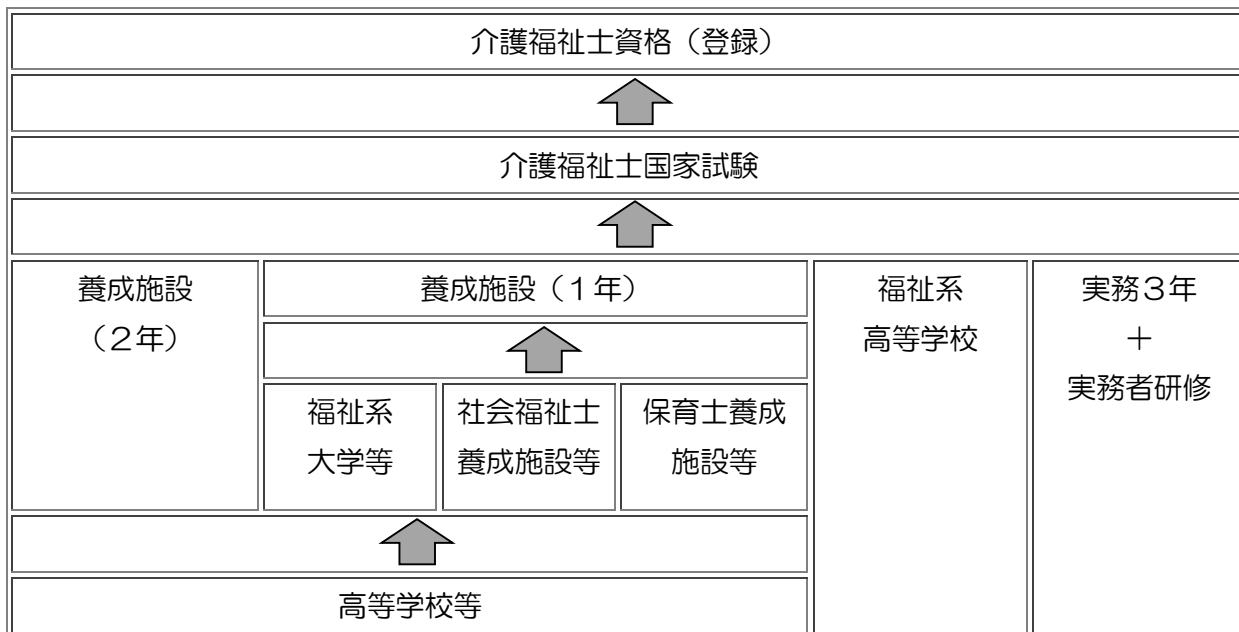
支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」をいいます。

「業務独占」の資格でないため、資格がない者でもこれらを業とすることはできます。

ただし、「名称独占」の資格であって、資格のある者だけが、その名称を用いることができます。

なお、資格取得の方法は、以下のとおりです。

資格要件



国家試験及び登録に関する問合せ先

（公財）社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル内
電話 03(3486)7559

介護福祉士養成施設

介護福祉士養成施設については、原則、修業年限2年以上（夜間課程は3年以上）の学校及び養成施設等であり、厚生労働大臣等の指定を受けています。

千葉県内 11校11課程

令和4年4月現在

名称	所在地	課程	入学定員
聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科介護福祉コース	松戸市	昼間4年	20名
松山学園松山福祉専門学校 介護福祉科	松戸市	昼間2年	80名

江戸川学園おおたかの森専門学校 教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科	流山市	昼間 2 年	80 名
成田国際福祉専門学校 介護福祉士学科	成田市	昼間 2 年	80 名
専門学校新国際福祉カレッジ 介護福祉学科	四街道市	昼間 2 年	40 名
中央介護福祉専門学校 介護福祉科	千葉市	昼間 2 年	40 名
京葉介護福祉専門学校 介護福祉科	千葉市	昼間 2 年	40 名
東京基督教大学神学部 総合神学科キリスト教福祉専攻	印西市	昼間 4 年	8 名
城西国際大学福祉総合学部 福祉総合学科介護福祉コース	東金市	昼間 4 年	40 名
大原医療保育福祉専門学校 千葉校 介護福祉科	千葉市	昼間 2 年	40 名
亀田医療技術専門学校 介護福祉学科	鴨川市	昼間 2 年	40 名

◎精神保健福祉士

精神保健福祉士は、平成 10 年に施行された「精神保健福祉士法」により定められた国家資格です。

「精神保健福祉士」は、精神保健福祉士の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神障害者に対する種々の相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいいます。

「業務独占」の資格ではないため、資格のない者でもこれら相談業務を行うことはできます。ただし、「名称独占」の資格であり、資格のある者のみがその名称を用いることができます。

なお、資格取得の方法の詳細は、下記（公財）社会福祉振興・試験センターへお問い合わせください。

国家資格及び登録手続に関する問合せ先

（公財）社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6

電話 03(3486)7521

養成施設 精神保健福祉士の養成施設等については、厚生労働大臣の指定を受けています。

◎保健師・助産師・看護師・准看護師

保健師・助産師・看護師・准看護師は、昭和23年に公布された保健師助産師看護師法により定められた資格です。

「保健師」は、保健所（健康福祉センター）、市町村等に勤務し、地域住民の健康を守るために、健康相談や家庭訪問等の保健活動を行います。

「助産師」は、助産所や病院等に勤務し、助産及び妊産婦、新生児等の保健指導を行います。

「看護師」は、病院・診療所等に勤務し、患者さんの療養上の世話及び診療の補助等を行います。

「准看護師」は、病院・診療所等に勤務し、医師・歯科医師又は看護師の指示を受けて患者さんの療養上の世話及び診療の補助等を行います。

「保健師・助産師・看護師」は厚生労働大臣、「准看護師」は都道府県知事の免許を取得する必要があります。

問合せ先 県庁健康福祉部医療整備課看護師確保推進室
電話 043(223)3877
千葉県ナースセンター 電話 043(247)6371

県内の養成施設（R4.4.1 現在）

名称	1 学年 募集 定員	所在地	電話
保健師			
千葉大学看護学部 （看護学科）	80	〒260-8672 千葉市中央区亥鼻 1-8-1	043(226)2381
千葉県立保健医療大学健康科学部（看護学科）	80	〒261-0014 千葉市美浜区若葉 2-10-1	043(296)2000
順天堂大学医療看護学部 （看護学科）	220	〒279-0023 浦安市高洲 2-5-1	047(355)3111
帝京平成大学 健康医療スポーツ学部 （看護学科）	(20)	〒290-0192 市原市ちはら台西 6-19	0436(74)8881
淑徳大学看護栄養学部 （看護学科）	(60)	〒260-8703 千葉市中央区仁戸名町 673	043(305)1881
三育学院大学看護学部 （看護学科）	(12)	〒298-0297 夷隅郡大多喜町久我原 1500	0470(84)0111
了徳寺大学健康科学部 （看護学科）	(40)	〒279-8567 浦安市明海 5-8-1	047(382)2111

城西国際大学看護学部 (看護学科)	(40)	〒283-8555 東金市求名1	0475(55)8855
千葉科学大学看護学部 (看護学科)	(20)	〒288-0025 銚子市潮見町3番	0479(30)4545
聖徳大学看護学部 (看護学科)	(20)	〒271-8555 松戸市岩瀬550	047(365)1111
国際医療福祉大学成田看護学部 (看護学科)	(20)	〒286-8686 成田市公津の杜4-3	0476(20)7810
東京情報大学看護学部 (看護学科)	(20)	〒265-8501 千葉市若葉区御成台4-1	043(236)1408
秀明大学看護学部(看護学科)	(20)	〒276-0003 八千代市大学町1-1	047(488)2001
東邦大学健康科学部 (看護学科)	(20)	〒274-8510 船橋市三山2-2-1	047(472)0666
東都大学幕張ヒューマンケア学部 (看護学科)	(20)	〒261-0021 千葉市美浜区ひび野1-1	043(274)1917
和洋女子大学看護学部 (看護学科)	(20)	〒272-8533 市川市国府台2-3-1	047(371)1127
東京医療保健大学千葉看護学部 (看護学科)	(20)	〒273-8710 船橋市海神町西1-1042-2	047(495)7751
二葉看護学院	30	〒286-0845 成田市押畑872-2	0476(23)0857
助産師			
千葉大学看護学部 (看護学科)	(6)	〒260-8672 千葉市中央区亥鼻1-8-1	043(226)2381
千葉県立保健医療大学健康科学部 (看護学科)	(10)	〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-10-1	043(296)2000
順天堂大学医療看護学部 (看護学科)	(10)	〒279-0023 浦安市高洲2-5-1	047(355)3111
帝京平成大学 健康医療スポーツ学部 (看護学科)	(10)	〒290-0192 市原市ちはら台西6-19	0436(74)8881
城西国際大学看護学部 (看護学科)	(8)	〒283-8555 東金市求名1	0475(55)8855

帝京平成大学助産別科	10	〒290-0192 市原市ちはら台西 6-19	0436(74)8881
亀田医療技術専門学校 (助産学科)	20	〒296-0041 鴨川市東町 1343-4	04(7099)1205
あびこ助産師専門学校	40	〒270-1166 我孫子市我孫子 1854-12	04(7179)0321

※()内の1学年定員数は学生の専攻状況により表示数内で増減する。(看護師課程の内数)

名称	1 学年 募集 定員	所在地	電話
看護師 (大学・3年課程)			
千葉大学看護学部 (看護学科)	80	〒260-8672 千葉市中央区亥鼻 1-8-1	043(226)2381
千葉県立保健医療大学健康 科学部(看護学科)	80	〒261-0014 千葉市美浜区若葉 2-10-1	043(296)2000
順天堂大学医療看護学部 (看護学科)	(220)	〒279-0023 浦安市高洲 2-5-1	047(355)3111
帝京平成大学 健康医療スポーツ学部 (看護学科)	135	〒290-0192 市原市ちはら台西 6-19	0436(74)8881
淑徳大学看護栄養学部 (看護学科)	100	〒260-8703 千葉市中央区仁戸名町 673	043(305)1881
三育学院大学看護学部 (看護学科)	50	〒298-0251 夷隅郡大多喜町久我原 1500	0470(84)0111
了徳寺大学健康科学部 (看護学科)	100	〒279-8567 浦安市明海 5-8-1	047(382)2111
城西国際大学看護学部 (看護学科)	100	〒283-8555 東金市求名 1	0475(55)8855
千葉科学大学看護学部 (看護学科)	90	〒288-0025 銚子市潮見町 3 番	0479(30)4545
聖徳大学看護学部 (看護学科)	80	〒271-8555 松戸市岩瀬 550	047(365)1111

亀田医療大学看護学部 (看護学科)	80	〒296-0001 鴨川市横渚 462	04(7099)1211
国際医療福祉大学成田看護学部 (看護学科)	100	〒286-8686 成田市公津の杜 4-3	0476(20)7810
東京情報大学看護学部 (看護学科)	100	〒265-8501 千葉市若葉区御成台 4-1	043(236)1408
秀明大学看護学部(看護学科)	80	〒276-0003 八千代市大学町 1-1	047(488)2001
東邦大学健康科学部 (看護学科)	60	〒274-8510 船橋市三山 2-2-1	047(472)0666
東都大学幕張ヒューマンケア学部 (看護学科)	120	〒261-0021 千葉市美浜区ひび野 1-1	043(274)1917
和洋女子大学看護学部 (看護学科)	100	〒272-8533 市川市国府台 2-3-1	047(371)1127
東京医療保健大学千葉看護学部 (看護学科)	100	〒273-8710 船橋市海神町西 1-1042-2	047(495)7751
医療創生大学国際看護学部 看護学科	80	〒277-0803 柏市小青田 1-3-4	04(7136)0007
二葉看護学院	30	〒286-0845 成田市押畑 872-2	0476(23)0857
労働者健康安全機構 千葉労災看護専門学校	40	〒290-0003 市原市辰巳台東 2-13-2	0436(75)0542
千葉県立鶴舞看護専門学校	40	〒290-0512 市原市鶴舞 565	0436(88)3660
君津中央病院附属看護学校	60	〒292-0822 木更津市桜井 1010	0438(53)8767
旭中央病院附属看護専門学校	60	〒289-2511 旭市イの 1182	0479(63)8111
松戸市立総合医療センター 附属看護専門学校	40	〒271-0064 松戸市上本郷 4182	047(367)4444
亀田医療技術専門学校 (看護学科)	80	〒296-0041 鴨川市東町 1343-4	04(7099)1205

慈恵柏看護専門学校	80	〒277-0004 柏市柏下 163-1	04(7167)9670
船橋市立看護専門学校	40	〒273-0853 船橋市金杉 1-28-7	047(430)1115
千葉県立野田看護専門学校 (第一看護学科)	40	〒278-0031 野田市中根 316-1	04(7121)0222
日本医科大学看護専門学校	80	〒270-1613 印西市鎌苅 1955	0476(99)1331
山王看護専門学校	30	〒263-0002 千葉市稲毛区山王町 159-2	043(424)7877
勤医会東葛看護専門学校	40	〒270-0174 流山市下花輪 409	04(7158)9955
千葉市青葉看護専門学校	80	〒260-0852 千葉市中央区青葉町 1273-5	043(202)2030
安房医療福祉専門学校	40	〒294-0007 館山市腰越 801-1	0470(28)5100
看護師（2年課程全日制）			
千葉県立野田看護専門学校 (第二看護学科)	40	〒278-0031 野田市中根 316-1	04(7121)0222
香取おみがわ医療センター附 属看護専門学校	24	〒289-0332 香取市南原地新田 457	0478(82)2831
市原看護専門学校 (看護学科)	40	〒290-0062 市原市八幡 1050	0436(41)7065
看護師（5年一貫教育）			
千葉県立幕張総合高等学校 (看護科)	40	〒261-0014 千葉市美浜区若葉 2-10-2	043(272)7711
准看護師			
木更津看護学院	40	〒292-0832 木更津市新田 3-4-30	0438(23)9320
夷隅准看護師学校	35	〒298-0004 いすみ市大原 8846	0470(62)0396

香取郡市医師会附属 佐原准看護学校	30	〒287-0001 香取市佐原口 2097-72	0478(52)2745
市原看護専門学校 (准看護学科)	40	〒290-0062 市原市八幡 1050	0436(41)7065

◎理学療法士・作業療法士

理学療法士・作業療法士は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年6月29日法律第137号）に定められた国家資格です。

「理学療法士」は、医師の指示の下に、身体に障害のある方に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を指導し、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的な施術を行います。

「作業療法士」は、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある方に対し、その応用的動作能力又は社会的適用能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を指導します。

県内の養成施設〈理学療法士・作業療法士〉

(R4.4.1現在)

名称	1学年 募集 定員	所在地	電話
千葉県立保健医療大学健康科学部 (リハビリテーション学科理学療法学専攻)	25	〒261-0014 千葉市美浜区若葉 2-10-1	043(296)2000
千葉県立保健医療大学健康科学部 (リハビリテーション学科作業療法学専攻)	25	〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 645-1	
帝京平成大学地域健康医療スポーツ学部 理学療法学科	80	〒290-0193 市原市うるいど南 4-1	0436(74)5511
帝京平成大学地域健康医療スポーツ学部 作業療法学科	40		
了徳寺大学 健康科学部 理学療法学科	80	〒279-8567 浦安市明海 5-8-1	047(382)2111
植草学園大学保健医療学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻	40	〒264-0007 千葉市若葉区小倉町 1639-3	043(233)9031
城西国際大学福祉総合学部 理学療法学科	80	〒283-8555 東金市求名 1	0475(55)8800

国際医療福祉大学成田保健医療学部 理学療法学科	80	〒286-8686 成田市公津の杜 4-3	0476(20)7701
国際医療福祉大学成田保健医療学部 作業療法学科	40		
藤リハビリテーション学院 理学療法学科	30	〒286-0845 成田市押畑 908-1	0476(23)3675
千葉医療福祉専門学校 理学療法学科	30	〒299-1138 君津市上湯江 1019	0439(55)4001
千葉医療福祉専門学校 作業療法学科	30		
千葉・柏リハビリテーション学院 理学療法学科	80	〒277-0902 柏市大井 2673-1	04(7190)3000
千葉・柏リハビリテーション学院 作業療法学科	40		
八千代リハビリテーション学院 理学療法学科	昼 80 夜 40	〒276-0031 八千代市八千代台北 11-1-30	047(481)7320
八千代リハビリテーション学院 作業療法学科	昼 40		
国際医療福祉専門学校 理学療法学科	40	〒260-0825 千葉市中央区村田町 336-8	043(208)1600
国際医療福祉専門学校 作業療法学科	30	〒260-0825 千葉市中央区村田町 336-8	043(208)1600

◎歯科衛生士

歯科衛生士は、歯科衛生士法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 204 号）に定められた国家資格です。

「歯科衛生士」は、歯科医師の指示の下に、歯牙及び口腔疾患の予防措置、歯科診療の補助及び歯科保健指導を行います。

県内の養成施設〈歯科衛生士〉

（R 4. 4. 1 現在）

名称	1 学年定員	所在地	電話
千葉県立保健医療大学健康科学部（歯科衛生学科）	25	〒261-0014 千葉市美浜区若葉 2-10-1	043(296)2000
日本大学松戸歯学部附属 歯科衛生専門学校	40	〒271-8587 松戸市栄町西 2-870-1	047(368)6111

北原学院歯科衛生専門学校	昼 80 夜 80	〒270-0034 松戸市新松戸 1-348-2	047(341)8115
北原学院 千葉歯科衛生専門学校	昼 80 夜 40	〒260-0022 千葉市中央区神明町 201-5	043(239)6661
明海大学保健医療学部 口腔保健学科	70	〒279-8550 浦安市明海 1 丁目	047(355)5111

◎栄養士及び管理栄養士

栄養士及び管理栄養士は、栄養士法（昭和 22 年 12 月 29 日法律第 245 号）に定められた資格です。

「栄養士」は、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者で、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得し都道府県知事の免許を受けた者です。

「管理栄養士」は、管理栄養士の名称を用いて、栄養士法第 1 条第 2 項に規定する業務に従事する者で、管理栄養士国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者です。

県内の養成施設〈栄養士・管理栄養士〉（R4. 4. 1 現在）

区分	名称	所在地	電話
栄養士	昭和学院短期大学 ヘルスケア栄養学科	〒272-0823 市川市東菅野 2-17-1	047(324)7115
	川村学園女子大学 生活創造学部生活文化学科	〒270-1138 我孫子市下ヶ戸 1133	04(7183)0111
管理 栄養士	和洋女子大学家政学部 健康栄養学科	〒272-8533 市川市国府台 2-3-1	047(371)1111
	聖徳大学人間栄養学部 人間栄養学科	〒271-8555 松戸市岩瀬 550	047(365)1111
	千葉県立保健医療大学 健康科学部栄養学科	〒261-0014 千葉市美浜区若葉 2-10-1	043(296)2000
	淑徳大学 看護栄養学部栄養学科	〒260-8703 千葉市中央区仁戸名町 673	043(305)1881

◎介護支援専門員(ケアマネジャー)

居宅介護支援事業所、介護保険施設に所属し、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有し、要介護者等からの相談を受け、要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよ

う市町村・サービス提供事業者等との連絡調整を行い、介護サービス計画を作成する者です。

資格要件

介護支援専門員になるには、

- 1 「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格した後
- 2 「介護支援専門員実務研修」を受講し、修了のうえ、その後3ヶ月以内に介護支援専門員名簿に登録し、
- 3 「介護支援専門員登録証」の交付を受けることが必要です。

<介護支援専門員実務研修受講試験>

受験資格 保健・医療・福祉分野の有資格者などで原則5年以上なおかつ900日以上の実務経験を有する者

試験内容 介護支援専門員の業務に必要な専門知識（介護保険制度、要介護認定、居宅サービス計画等に関する専門知識等）

実施主体 千葉県

指定実施機関 （福）千葉県社会福祉協議会

<介護支援専門員実務研修>

受講資格 介護支援専門員実務研修受講試験合格者

研修内容 介護支援専門員の業務に関する講義・演習等を主体とする実務的な研修
87時間以上及び実習

実施主体 千葉県

指定実施機関・問合せ先

（福）千葉県社会福祉協議会

福祉サービス事業部 介護支援専門員養成班

電話 043(204)1610

◎同行援護従業者養成研修

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者又は児童に対する外出時における移動に必要な情報の提供及び移動の援護等に必要な知識、技能を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的として実施しています。

対象者 同行援護に従事する者又は従事することを希望する者

研修時間数 一般課程 講義12時間、実習8時間

応用課程 講義2時間、実習10時間

実施主体 県及び知事が指定した事業者

問合せ先 県庁障害福祉事業課地域生活支援班

電話 043(223)2335 FAX 043(222)4133

◎移動介護従業者（ガイドヘルパー）養成研修

視覚障害、全身性障害及び知的障害を有する者又は児童に対する外出時における移動の介護等に必要な知識、技能を有する移動介護従業者の養成を図ることを目的として実施しています。

研修課程及び対象者

内容	受講対象者
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	視覚障害者（児）移動介護に従事する者 又は従事することを希望する者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	全身性障害者（児）移動介護に従事する者 又は従事することを希望する者
知的障害者移動介護従業者養成研修	知的障害者（児）移動介護に従事する者 又は従事することを希望する者

研修時間数 視覚障害者移動介護従業者養成研修 講義1 1時間、演習9時間
全身性障害者移動介護従業者養成研修 講義1 2時間、演習4時間
知的障害者移動介護従業者養成研修 講義1 3時間、演習6時間

実施主体 県及び知事が指定した事業者

問合せ先 県庁障害福祉事業課地域生活支援班

電話 043(223)2335 FAX 043(222)4133

◎精神障害者ホームヘルパー養成研修

精神障害者居宅介護事業に従事しようとするホームヘルパーに対し研修をすることにより、必要な知識、技能の習得を図ることを目的として実施しています。

対象者 精神障害者居宅介護事業等に従事する者又は従事することを希望する者。

研修時間数 講義6時間、施設研修3時間

実施主体 県及び知事が指定した事業者

問合せ先 県庁障害福祉事業課地域生活支援班

電話 043(223)2335 FAX 043(222)4133

◎重度訪問介護従業者養成研修

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とする障害者等のニーズに対応するために必要な知識、技能を有する重度訪問介護従業者の養成を図ることを目的として実施しています。

対象者 重度訪問介護に従事する者又は従事することを希望する者

研修時間数 統合課程 講義1 1時間、演習1時間、実習8.5時間

実施主体 県及び知事が指定した事業者

問合せ先 県庁障害福祉事業課地域生活支援班

電話 043(223)2335 FAX 043(222)4133

◎介護職員初任者研修

介護に携わる方が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とした研修を実施しています。

対象者 特に条件はありません。
 実施主体 知事が指定する民間事業者
 研修課程 介護職員初任者研修課程 130 時間
 問合せ先 県庁健康福祉指導課福祉人材確保対策室 電話 043(223)2606

◎介護福祉士実務者研修

より質の高い介護サービスを提供するため、実践的な知識・技術の習得を目的として研修を実施しています。なお、介護福祉士国家試験を受験するには、実務経験 3 年以上に加えて、本研修の修了が義務付けられています。

対象者 特に条件はありません。
 実施主体 知事が指定する民間事業者等
 研修課程 介護福祉士実務者研修課程 450 時間（介護職員初任者研修修了等により免除あり）
 問合せ先 県庁健康福祉指導課福祉人材確保対策室 電話 043(223)2606

◎難病患者等ホームヘルパー養成研修

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ることを目的として、平成 9 年度から実施しています。

研修の修了者には所定の様式による修了証書及び携帯用修了証書が交付されます。

対象者 原則として難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する方、従事することが確定している方又は既に従事している方

研修課程 この研修は『ホームヘルパー養成研修』の 1 級課程及び 2 級課程のいずれかの研修の修了者及び介護福祉士の方に対し、特別研修を行うものです。

課程	受講対象者	時間
難病基礎課程Ⅱ	介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者、介護職員基礎研修若しくは、1 級課程研修の修了者及び介護福祉士	特別研修 6
難病基礎課程Ⅰ	介護職初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2 級課程研修の修了者及び介護福祉士	特別研修 4

※平成 31 年度から千葉市と共催で実施しています。

問合せ先 県庁疾病対策課難病・アレルギー対策班 電話 043(223)2662
 千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課 電話 043(238)9968

◎県立医療従事者養成施設(令和4年4月1日現在)

県では、各種の医療従事者を養成するため、次の施設を設置しています。

千葉県立保健医療大学

〒261-0014 千葉市美浜区若葉 2-10-1 電話 043(296)2000

健康科学部設置学科	定員(1学年)	総定員	修業年限
看護学科	80人	340人※	4年
栄養学科	25人	100人	4年
歯科衛生学科	25人	100人	4年
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	25人	100人	4年
リハビリテーション学科 作業療法学専攻	25人	100人	4年

※ 3年次編入の定員20名を含む。

千葉県立鶴舞看護専門学校

〒290-0512 市原市鶴舞 565 電話 0436(88)3660

設置学科	定員(1学年)	総定員	修業年限
看護学科	40人	120人	3年

千葉県立野田看護専門学校

〒278-0031 野田市中根 316-1 電話 04(7121)0222

設置学科	定員(1学年)	総定員	修業年限
第一看護学科	40人	120人	3年
第二看護学科	40人	80人	2年

■人材情報機関■

◎ちば保育士・保育所支援センター

保育士や放課後児童支援員等の経験のある方、資格を持っているけれど現在働いていない方など、有資格者の就職支援や、求職者（潜在保育士等）の職場復帰を応援しています。

1 保育士・放課後児童支援員等相談支援

保育所等に勤務している保育士や再就職希望者、保育士資格取得を希望する方、保育補助者や放課後児童支援員等の子どもに関する仕事に興味のある方からの相談を受けます。

- 2 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の採用相談、人材紹介
保育所等への就職を希望する方の紹介や職員採用にあたっての施設からの相談を受けます。
- 3 就職説明会などの就職支援
合同面接会、就職説明会などを開催し、保育士（潜在保育士）の方の再就職を支援します。
- 4 保育士人材バンクに登録された方の就職支援
求職者への相談・キャリアアドバイス、希望に合う保育所（園）・認定こども園・放課後児童クラブ等の紹介、あっせん、面接日の日程調整、応募書類や面接アドバイスなど就職までサポートします。

問合せ先（福）千葉県社会福祉協議会 ちば保育士・保育所支援センター
 電話 043(222)2668
 FAX 043(222)0774
 〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル3階
 窓口開設時間 月～土曜日 午前 10 時～午後 6 時

◎千葉県福祉人材センター

- 福祉に興味がある
 - 福祉の仕事がしたい
 - 福祉施設等の求人情報が知りたい
 - 福祉施設で働く意欲のある人材がほしい
- 福祉人材センターは、このようなことをお考えの皆さんのための、福祉専門の情報窓口です。

- 1 福祉人材バンク事業
福祉関係の職場に就職を希望する方々の相談に応じるとともに、人材を必要とする社会福祉施設等へ無料であっせん・紹介を行います。
- 2 福祉のしごと移動相談会・エリア面談会
社会福祉施設等へ就職・転職を希望する方を対象に、仕事の内容等の説明・求人情報の提供・求職登録の受付等を行います。また、求人のある社会福祉施設との個別面談会を行います。
求人のある施設に対し、求人に関する相談や求人登録の受付を行います。
- 3 人材確保相談事業
人材を必要とする社会福祉施設に対し、専門の相談員が人材確保に関するさまざまな相談に応じます。

4 福祉職場就職説明会

社会福祉施設等への就職を希望する方々に対して、直接施設の採用担当責任者から職員採用についての考え方や福祉施設で働くことについての不安、関心事等に回答してもらう個別面談方式の説明会です。

問合せ先・窓口開設時間

(福) 千葉県社会福祉協議会 千葉県福祉人材センター

電話 043(222)1294

FAX 043(222)0774

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル5階

月～土曜日 午前10時～午後6時

◎千葉県外国人介護人材支援センター

外国人介護職員、外国人を雇用する介護施設、外国人を雇用したい介護施設、介護福祉士を目指す外国人留学生など、外国人介護人材に関わる方、関心のある方のための相談窓口です（令和元年7月1日開設）。

1 外国人介護職員等に対するメンタルヘルスサポート事業

外国人支援コーディネーターを配置し、電話、来所、メール、SNS等による相談・支援を実施します。

2 職場におけるメンタルヘルスに関するセミナー等の開催

外国人介護職員等を対象にしたメンタルヘルス等に関するセミナーを開催します。

3 外国人介護職員等の交流会の開催

外国人介護職員等を対象にした交流会等を開催します。

4 外国人受入施設支援事業

外国人を初めて受け入れる施設などを対象にした説明会を開催します。

問合せ先・窓口開設時間

(福) 千葉県社会福祉協議会 千葉県外国人介護人材支援センター

電話 043(205)4762

FAX 043(205)4788

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル5階

月～土曜日 午前10時～午後6時

◎千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター

千葉大学医学部附属病院内に開設した千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターでは、千葉県内の医療機関における人材育成、就職を希望する医師・研修医の支援等のための多く

の事業を実施しています。

<ドクターバンク事業>

千葉県ドクターバンクは、県内の医療機関における医師確保を図るために、「職業安定法」に基づき、医師の求人・求職の斡旋を行う医師無料職業紹介事業です。

- 1 求職者は千葉県ドクターバンクホームページ上から基本情報（メールアドレスが必要です）・略歴・就職条件等を登録していただきます。登録が完了すると、求職登録完了通知メールが送信されます。
- 2 登録内容は千葉県ドクターバンク事務局にて確認後、求職登録台帳に登録するとともに、登録した項目の一部は、ホームページ上に掲載します。また、求職者は応募登録完了通知メールを受領後、医療機関が登録した求人情報の検索閲覧など「千葉県ドクターバンク」が提供するサービスをご利用いただけるようになります。
- 3 登録された求人・求職の条件のマッチングの結果、条件に近い医療機関がある場合、事務局から双方の意向を打診します。概ね合意されれば、施設訪問（面談）の調整を行います。この間、必要に応じて更に詳細な情報を提供します。
- 4 求人登録医療機関より求職者に対して面談・面接要望（スカウト）があった場合、「千葉県ドクターバンク」からメールが送られます。
- 5 求人医療機関・求職者の双方で合意に達した際（就業）は、登録が抹消されます。（合意に至らなかった場合には、他の医療機関とのマッチングを行います。）

千葉県ドクターバンクホームページ

<https://www.chiba-dr-bank.org/>

問合せ先 〒260-8677 千葉市中央区亥鼻1-8-1

NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク

電話 043(222)2005

◎千葉県ナースセンター

千葉県ナースセンターは、「看護師等人材確保の促進に関する法律」に基づき、千葉県看護協会に委託している看護師等無料職業紹介事業等を実施している機関です。

<看護師等無料職業紹介事業>

- ・就職先をさがしている看護職と、看護職を雇用したい施設に登録していただき、無料で職業紹介をしています。（厚生労働大臣の認可）
- ・離職する看護師等の届出を受け、復職の意思を確認し、個々の事情に対応した再就業先を紹介しています。

<看護力再開発講習会事業>

- ・ブランクが長く再就業に不安がある看護職が、最近の医療・看護を学ぶことで、職場復帰が容易になるよう、看護基礎技術講習会を行っています。
- ・訪問看護に興味のある看護職（免許保持者）を対象に、訪問看護基礎研修会を実施しています。

<看護業務のPR事業>

・県内中・高等学校に在学する生徒と保護者等を対象に出前授業や看護に関する進路相談、ふれあい看護体験等を行っています。

問合せ先 公益社団法人 千葉県看護協会 千葉県ナースセンター

〒261-0002 千葉市美浜区新港 249-10

電話 043(247)6371

FAX 043(247)6620

Eメール chiba@nurse-center.net

◎千葉県医療勤務環境改善支援センター

医師や看護師をはじめとした医療従事者の確保・定着を図るため、勤務環境の改善に取り組む医療機関を支援する「千葉県医療勤務環境改善支援センター」を開設しました。院内での勤務環境改善計画の策定及び実施にあたり、必要に応じてアドバイザーを派遣し、医療機関の取り組みを支援します。

相談受付

月曜日～金曜日 9時～12時、13時～17時（祝日、年末年始を除く）

電話 043（223）3635

（千葉県健康福祉部医療整備課内）

■ボランティア■

◎ボランティアリーダー研修・ボランティアコーディネーター研修

ボランティア・市民活動の活性化や効果的な推進を図るため、活動の中心となるリーダーの育成・資質向上を図る研修を実施します。また、ボランティアとボランティア受入側とのコーディネート機能を強化するために研修を実施します。

実施主体 （福）千葉県社会福祉協議会

対象者 ボランティア（グループ）リーダー、ボランティアコーディネーター、各市町村社会福祉協議会ボランティア担当者、その他ボランティア関係者等

講習内容 ボランティアリーダーの役割・課題解決方法、定年を迎えた人のボランティア活動・コーディネーターの知識・能力向上、情報・意見交換等

問合せ先・申込先

（福）千葉県社会福祉協議会 千葉県ボランティア・市民活動センター

〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3

千葉県社会福祉センター内

電話 043(204)6010

◆各種資金◆

■各種資金貸付制度■

◎生活福祉資金貸付制度

所得の比較的少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障害者（身体障害者手帳所持）、知的障害者（療育手帳所持）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度です。

1 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯のうち、次の(1)～(5)のいずれの条件にも該当する世帯に対し貸し付けるア～ウの資金です。

- (1) 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- (2) 借入申込者の本人確認が可能であること
- (3) 現に住居を有している又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- (4) 社会福祉協議会及び関係機関の支援により、自立した生活を営むことが見込まれ、かつ貸付金の返済が見込めること
- (5) 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ア 生活支援費 | 生活再建までの間に必要な生活費用 |
| イ 住宅入居費 | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 |
| ウ 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 |

2 福祉資金

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対し貸し付ける(1)～(2)の貸付金です。

(1) 福祉費

日常生活を送る上で、又は自立した生活に資するために、一時的に必要と見込まれる費用（具体的な費用の種類は「5 資金の種類・貸付条件」の表を参照）

(2) 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる少額の費用（必要理由に条件あり）

3 教育支援資金

低所得世帯に属する者が就学に際し必要となる費用を貸し付ける(1)～(2)の貸付金です。

(1)教育支援費

高校、専門学校、短大、大学等で就学するために必要な授業料等の費用

(2)就学支度費

高校、専門学校、短大、大学等に入学するために必要な入学金等の費用

4 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うものです。

5 資金の種類・貸付条件

資金種類	貸付用途	貸付限度額	連帯保証人及び貸付利率
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※ 貸付期間 原則 3 月以内 (最長 1 2 月)	連帯保証人有り ⇒無利子 連帯保証人無し ⇒年 1.5%
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 40 万円以内	
	一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用 60 万円以内	
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる費用 580 万円以内 (貸付上限額は以下のとおり)	連帯保証人無し ⇒年 1.5%
		・生業を営むために必要な経費 460 万円	
		・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計維持経費 130 万円 (技能修得期間が 6 月程度の場合)	
		・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 250 万円	
		・福祉用具等の購入に必要な経費 170 万円	
		・障害者用自動車の購入に必要な経費 250 万円	
		・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 513.6 万円	
		・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計維持 170 万円 (療養期間が 1 年)	

		経費	を超えない場合)	
		・介護サービス、障害者サービスの経費及びその期間中の生計維持経費	170万円 (介護サービスを受ける期間が1年を超えない場合)	
		・災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	
		・冠婚葬祭に必要な経費	50万円	
		・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	
		・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	
		・その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	
	緊急小口資金	下記の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要費用	10万円以内	無利子
		・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき		
		・火災等被災によって生活費が必要なとき		
		・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき		
		・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき		
		・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき		
		・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき		
		・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき		
		・給与等の盗難によって生活費が必要なとき		
		・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき		
教育支援資金	教育支援費	高等学校、大学、短期大学、専門学校等の就学に必要な経費	<高校> 月 3.5万円以内 <高専・短大> 月 6万円以内	無利子

			〈大学〉 月 6.5 万円以内 ※特に必要と認められる場合は、貸付限度額の 1.5 倍まで貸付可能	
	就学支度費	高等学校、大学、短期大学、専門学校等の入学に際し必要な経費	50 万円以内	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費 (土地評価額 1,000 万円以上)	・土地の評価額の 70%以内 ・月額 30 万円以内	・連帯保証人必須 ・利子は年 3% 又は長プラの低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費 (土地・建物評価額 500 万円以上)	・土地及び建物の評価額の 70%以内 ・月額は保護基準の 1.5 倍以内	・連帯保証人不要 ・利子は年 3% 又は長プラの低い方

令和 2 年 3 月から、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少などがある世帯を対象とした特例貸付を行っている。(申請は令和 4 年 8 月末をもって終了予定)

資金種類	貸付用途	貸付限度額	連帯保証人及び貸付利率
総合支援資金	生活支援費用	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※ 貸付期間 原則 3 月以内 (3 月以内の再貸付が可能)	無利子
福祉資金	緊急小口資金	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20 万円以内 その他の場合 10 万円以内	無利子

申込み 各市区町村社会福祉協議会窓口へご相談ください。

◎千葉県介護福祉士修学資金等貸付制度

平成 21 年度以降、貸付については千葉県社会福祉協議会において行っています。

①介護福祉士等修学資金貸付

1 貸付対象者

県内に住所を有する介護福祉士等養成校の学生

2 貸付額

- | | |
|---------------|---------|
| (1)月額 | 5万円 |
| (2)入学準備金 | 20万円 |
| (3)就職準備金 | 20万円 |
| (4)国家試験受験対策費用 | 4万円 |
| (5)生活費加算 | 4.2万円程度 |

3 貸付期間 貸付決定の月から正規の修業期間を修了する月まで

4 返還の免除

卒業の日から1年以内に、社会福祉士又は介護福祉士の登録を行い、県内の福祉施設等において、介護又は相談援助の業務に、5年間従事した場合

②実務者研修受講費用貸付

1 貸付対象者

県内に住所を有する実務者研修養成施設の学生

2 貸付額 20万円

3 返還の免除

介護福祉士登録後2年間、千葉県内の福祉施設等において、介護又は相談援助の業務に、2年間従事した場合

③再就職準備金貸付

1 貸付対象者

離職した介護職員のうち、県内の施設等に再就業する者

2 貸付額 40万円

3 返還の免除

再就業後2年間、千葉県内の福祉施設等において、介護又は相談援助の業務に従事した場合

問合せ先・申込み先

(福)千葉県社会福祉協議会 千葉県福祉人材センター

電話 043(216)3085

◎千葉県医師修学資金貸付制度

1 対象

千葉県の医師少数区域等の医療機関で医師として働く、強い意志を持つ医学生の方を対象としています。

(1) 長期支援コース

地域枠：下記大学医学部の地域枠入学試験に合格し、入学した方

(千葉大学、順天堂大学、日本医科大学、帝京大学、東邦大学)

一般枠：下記大学医学部の地域枠以外の入学試験に合格し、入学した方

(千葉大学、国際医療福祉大学、順天堂大学、日本医科大学、帝京大学、東邦大学、東京慈恵会医科大学)

(2) ふるさと医師支援コース

「千葉県出身者」で県外の大学医学部に入学した方

※ 長期支援コース地域枠は、医学部入学試験の出願に併せて貸付申込をしてください。
一般枠、ふるさと医師支援コースは、毎年度、医学部生を対象に公募します。

2 貸付額

(1)長期支援コース 千葉大学 月額15万円 私立大学 月額20万円

(2)ふるさと医師支援コース 月額15万円

3 貸付期間

正規の修学期間を経過するまでの期間

(1年次からの場合は6年間)

4 返還免除

医師免許取得後、貸与期間の1.5倍に相当する期間を県が指定する医師少数区域等の医療機関で勤務した時、全額返還免除

(返還免除の条件を満たせない場合、10%の利息を含めて一括返還していただくこととなります)

5 問合せ先 申し込み先

県庁医療整備課医師確保・地域医療推進室

電話 043(223)3883

◎千葉県保健師等修学資金貸付制度

1 貸付対象

・一般貸付け

養成施設に在学中で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする方

(※県外の養成施設に在学中の方については、県内居住者等に限る。)

・地域特別貸付け

養成施設に在学中で、将来県が指定する地域において看護師等の業務に従事しようとする方

2 貸付月額

・一般貸付け

看護師修学資金、保健師修学資金、助産師修学資金

公立 16,000円 私立 18,000円

准看護師修学資金

公立 7,500円 私立 10,500円

- ・地域特別貸付け
公立・私立 36,000円

3 貸付期間

貸付決定年度の4月から正規の修学期間を経過する月まで

4 返還免除要件

- ・一般貸付け
免許取得後、県内において引き続き5年間、看護師等の業務に従事したとき
- ・地域特別貸付け
免許取得後、県が指定する地域において引き続き5年間、看護師等の業務に従事したとき

5 問合せ先・申込み先 県庁医療整備課保健師等修学資金管理室
電話 043(223)3900

◎千葉県社会福祉事業振興資金

民間社会福祉施設が、施設整備等を行う場合に要する資金に対し、低利な資金を融資する制度です。

貸付対象 社会福祉施設を設置、運営する社会福祉法人、一般財団法人及び一般社団法人

対象事業 社会福祉法人等が設置する社会福祉施設等の設備

貸付限度額 1 施設 800 万円以内

償還期限 融資額 200 万円まで 5 年、40 万円を増すごとに 1 年を加える。

貸付利率 年 3%

償還方法 年賦

申込み先 (福)千葉県社会福祉協議会
〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3
電話 043(245)1551

◎独立行政法人福祉医療機構貸付資金

独立行政法人福祉医療機構が社会福祉法人等に対し、社会福祉事業施設の新設等に必要資金を融資する制度です。

貸付対象 社会福祉施設を設置経営する社会福祉法人、一般財団法人及び一般社団法人等

貸付限度額 (基準事業費一法的・制度的補助金) × 融資率

貸付条件 事業・施設により融資率・利率等が異なります。

申込み先 独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部福祉審査課融資相談係
〒105-8486
東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階
電話 03(3438)9298

※このほか、母子家庭等に対する母子寡婦福祉資金貸付制度があります。

◆各種減免制度等◆

■税の軽減措置■

【国税について】

◎所得控除

心身に障害のある方やひとり親または寡婦の方は、所得税の所得控除を受けることができます。この所得控除を受けるためには、その控除に該当することを申告しなければなりません。申告先は、給与所得のある方は給与の年末調整の際に支払者へ、所得税の確定申告が必要な方は税務署へ申告してください。

(障害者控除)

納税者本人又は同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるときには、障害者控除として1人当たり27万円(特別障害者のときには40万円)が所得金額から差し引かれます。

★障害のある人

- 1 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人(すべて特別障害者)
- 2 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方(重度の知的障害者と判定された方は特別障害者)
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(うち1級の方は特別障害者)
- 4 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人(うち1級、2級の人は特別障害者)
- 5 戦傷病者手帳の交付を受けている人(うち特別項症～第3項症の方は特別障害者)
- 6 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人(すべて特別障害者)
- 7 常に床につき、複雑な介護を要する人(すべて特別障害者)
- 8 精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が1、2又は4に準ずるとして市(区)町村長等の認定を受けている人(うち1、2又は4の特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障害者)

★同居特別障害者の人

同一生計配偶者又は扶養親族が、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者である場合は、控除額は75万円になります。

(ひとり親控除・寡婦控除)

納税者本人がひとり親又は寡婦である場合には一定の金額の所得控除を受けることができます。

★ひとり親控除

納税者本人が婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち次の3つの要件のすべてに該当する人は、ひとり親控除35万円が所得金額から差し引かれます。

- 1 その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- 2 生計を一にする子がいること

この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

- 3 合計所得金額が500万円以下であること。

★寡婦控除

納税者本人が「ひとり親」に該当せず次のいずれかに該当する人は、寡婦控除27万円が所得金額から差し引かれます。納税者本人と事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいる場合は対象になりません。

- 1 夫と離婚をした後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下である人
- 2 夫と死別した後、婚姻をしていない人又は夫の生死が不明な人で所得金額が500万円以下である人

◎利子等の非課税

身体障害者手帳等の交付を受けている人、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている人（妻）が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税になります。

詳しくは税務署にご相談ください。（※）

◎相続税の障害者控除

相続人が障害者であるときは、障害の程度及び年齢に応じ相続税が減額されます。詳しくは、税務署にご相談ください。（※）

◎贈与税の非課税

特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭、有価証券などの財産を信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託したときは、一定の手続きを行うことにより、特別障害者である特定障害者1人につき、6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税が非課税となります。

詳しくは、税務署にご相談ください。（※）

◎関税の免除

身体障害者用に製作された特定の物品、慈善又は救済用として寄贈された給与品及び救護施設等の社会福祉事業施設に寄贈された物品の輸入については、関税が免除されます。

詳しくは、税関にお問い合わせください。

(※) 税務署からのお知らせ

一般的な税金に関するご相談を希望される方は、管轄する税務署の代表電話におかけいただき、自動音声案内に従い「1」番を選択してください。電話相談センターにて相談をお受けいたします。

また、関係書類を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には納税地を管轄する税務署へ事前に予約をしていただき、関係書類を持参の上、税務署にてご相談いただくこととなりますのでご注意ください。

なお、事前予約を申し込まれる方は、管轄する税務署の代表電話におかけいただき、自動音声案内に従い「2」番を選択してください。

【地方税について】

◎住民税の非課税

- 1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- 2 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方。

詳しくは、お住まいの市町村にご相談ください。

◎自動車税（種別割・環境性能割）の減免

（軽自動車税については各市町村へお問合せください。）

（※令和4年4月時点の情報です。）

- 1 下の表《減免対象者の範囲》に定める条件に該当する心身障害者、又はその人と生計を同じくする人が所有し、もっぱら心身障害者の移動のために使用する自動車について減免されます。この制度は、心身障害者1人につき1台の自動車に限られています。
- 2 心身障害者が利用できる構造を持った自動車について減免されます。
 - (1)もっぱら心身障害者が利用するために構造上、車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車について自動車税種別割及び自動車税環境性能割を減免
 - (2)(1)と同じ装置を取り付けた自動車で、構造上心身障害者以外の人でも利用できる自動車について、自動車税環境性能割の一部を減免
 - (3)もっぱら心身障害者が運転するための構造変更がされている自動車（営業用に限る）について、自動車税環境性能割の一部を減免

《減免申請期限》

1 自動車税環境性能割

- (1)自動車の登録の日から1ヶ月以内

※期限を過ぎると減免となりません。

2 自動車税種別割

- (1)納税通知書の納期限（5月末日）

（4月1日午前0時現在に自動車を所有している方）

- (2)自動車の新規登録の日又は障害者手帳等の新規交付日（等級変更され新たに減免対象となった日を含む）から1ヶ月以内

(3) 乗り換えした自動車の新規登録日又は減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1月以内(すでに減免を受けている自動車を所有し、乗り換えされる方)

申請車又は前減免車が4月1日以降に移転登録(名義変更)の場合、翌年度の納期限までとなります。

※期限を過ぎて申請をされた場合は、翌年度からの減免となります。

《申請時に提出する書類》

減免申請書、手帳、運転免許証、車検証、生計同一証明書など

(※) 詳しくは、自動車税事務所又は最寄りの県税事務所へご相談ください。

また、千葉県ホームページ「千葉県くらしと県税」内の

「障害者等の方のための減免について

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/jidousha/index.html>)」

でも御覧になれます。

《減免対象者の範囲》

障害の種類	身体障害者手帳		戦傷病者手帳
視覚障害	1級～3級、4級の1		特別項症～第4項症
聴覚障害	2級、3級		特別項症～第4項症
平衡機能障害	3級		特別項症～第4項症
音声機能又は言語機能障害	3級(喉頭摘出に係るものに限る)		特別項症～第2項症 (喉頭摘出に係るものに限る)
上肢不自由	1級、2級		特別項症～第3項症
下肢不自由	1級～6級		特別項症～第6項症、 第1款症～第3款症
体幹不自由	1級～3級、5級		特別項症～第6項症、 第1款症～第3款症
心臓機能障害	1級、3級、4級		特別項症～第5項症
じん臓機能障害	1級、3級、4級		特別項症～第5項症
呼吸器機能障害	1級、3級、4級		特別項症～第5項症
ぼうこう機能障害	1級、3級、4級		特別項症～第5項症
直腸機能障害	1級、3級、4級		特別項症～第5項症
小腸機能障害	1級、3級、4級		特別項症～第5項症
肝臓機能障害	1級～4級		特別項症～第5項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	
	移動機能	1級～6級	

療育手帳の交付を受けている方

(1) ㊦ (㊦の1、㊦の2) 又は A の1 の方

(2) A の2で、音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に3級の記載がある方

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条の障害者手帳の交付を受けている方

対象等級：1級

■各種料金の減免■

◎NHK放送受信料の免除

全額免除

- 1 公的扶助受給者（●生活保護法に規定する扶助を受けている場合、●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合、●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合）
- 2 市町村民税非課税の身体障害者（身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合）
- 3 市町村民税非課税の知的障害者（所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合）
- 4 市町村民税非課税の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合）
- 5 社会福祉施設等入所者（社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所され自らテレビを持ち込まれている場合）
- 6 奨学金受給対象等の別住居の学生 親元などから離れて暮らしており、以下のいずれかに当てはまる学生。●経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している場合●経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている場合●親元などが市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合●親元などが公的扶助受給世帯の場合。※奨学金受給・授業料免除対象の学生については、独立して生計を営まれ、親元など生計をともしない学生も対象。

半額免除

- 1 視覚・聴覚障害者（視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合）
- 2 重度の身体障害者（身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)

- の方が、世帯主で受信契約者の場合)
- 3 重度の知的障害者（所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合）
 - 4 重度の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合）
 - 5 重度の戦傷病者（戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合）

免除申請手続 放送受信料免除申請書（各福祉事務所またはNHK千葉放送局にあります。）に必要事項を記入し、自治体に免除申請書を提出し証明を受けた後、証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。

郵送・問合せ先 〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1
NHK千葉放送局 経営管理企画センター 開発グループ
電話 043(203)0700

◎郵便料金の減免

1 低料第三種郵便物

心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるものです。

(1) 毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもので、重量50gまでのもの8円、重量50gを超えるものは、50g又はその端数ごとに3円の割合で算出した額を8円に加えた額。

(2) 上記(1)以外のものは、重量50gまで15円、重量50gを超えるものは、50g又はその端数ごとに5円の割合で算出した額を15円に加えた額。

※ 料金割引

次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額から割引きます。

ア 同一差出人から料金が同一のものを同時に2,000通以上差し出されたものであること。

イ 日本郵便株式会社が別に定める形状、重量、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

2 第四種郵便

次の郵便物で開封とするものは郵便料金が無料になります。（速達や書留等の特殊取扱は有料となります。）

(1)点字郵便物

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物です。重量は3kgまでで、開封とし郵便物の表面の左上部（横に長いものにあつては、右上部）に「点字用郵便」の文字を明瞭に記載します。

(2)特定録音物等郵便物

盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社が指定するものに限ります。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるものです。重量は3kgまでで、開封とし郵便物の表面の左上部（横に長いものにあつては、右上部）に「点字用郵便」の文字を明瞭に記載します。

3 点字ゆうパック

点字のみを掲げたものを点字ゆうパックとして受託した荷物（日本郵便株式会社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）です。重量は30kgまでで、料金はサイズ区分により、100円から730円になります。

4 聴覚障害者用ゆうパック

聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社が定めるところにより日本郵便株式会社の指定を受けたものに限ります。）と聴覚障害者との間におけるビデオテープその他の録画物の貸し出し又は返却のために発受する聴覚障害者用ゆうパックとして受託した荷物（日本郵便株式会社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）です。重量は30kgまでで、料金はサイズ区分により、100円から730円になります。

5 心身障害者用ゆうメール

図書館（日本郵便株式会社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）と身体に重度の障害がある者又は知的障害の程度が重い者との間で図書の閲覧のために発受するゆうメールとして受託した荷物（日本郵便株式会社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）です。重量は3kgまでで、料金は重量により、92円から310円になります。

◎水道料金の一部免除（千葉県企業局（千葉県営水道）の給水区域のみ）

千葉県企業局（千葉県営水道）では、申し出により次のような免除を行っています。詳しくは、千葉県企業局県水お客様センター電話0570-001-245（ナビダイヤル）、IP電話等ナビダイヤルをご利用できない場合は043(310)0321、FAX043(272)3333へお問い合わせください。

千葉県企業局（千葉県営水道）以外の免除については、各水道事業者へお問い合わせください。

免除対象者等	免除内容
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯のうち生活扶助受給世帯 中国在留邦人等支援給付受給世帯のうち生活支援給付受給世帯 	1 か月につき10 m ³ までの従量料金と基本料金と従量料金の合計額の8%相当額。(10円未満の端数は切捨てます。)
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯のうち教育扶助、住宅扶助、医療扶助のいずれかの支援給付受給世帯 中国在留邦人等支援給付受給世帯のうち住宅支援給付、医療支援給付のいずれかの支援給付受給世帯 児童扶養手当受給世帯 特別児童扶養手当受給世帯 	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額。(10円未満の端数は切捨てます。)
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者世帯(1級、2級) 知的障害者世帯(重度以上) 精神障害者世帯(1級) 	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額。(10円未満の端数は切捨てます。) 注 当年において市町村民税(所得割)を賦課された方のいない世帯が対象となります(同居の世帯を含みます。) 当年の市町村民税が確定するまでの期間は、前年の課税状況と同様に取り扱います。
社会福祉法第2条第2項第1号から第4号に規定する社会福祉事業を行う施設(国又は地方公共団体の施設を除く。)	1 か月につき従量料金の30%と基本料金と従量料金の合計額の8%相当額。(10円未満の端数はそれぞれ切捨てます。)

■交通運賃の割引等■

◎JR運賃の割引

身体障害者・知的障害者

身体障害者手帳又は療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種又は第2種の記載がある場合は、普通乗車券等が次のように割引されます。

1 第1種の方が介護者と一緒に乗車する場合

普通乗車券、定期乗車券(小児用定期乗車券を除きます)、普通回数乗車券、普通急行券が本人・介助者とも5割引

2 第1種又は第2種の方が単独で乗車する場合

片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を利用する場合に普通乗車券が5割引

3 12才未満の第2種の方が介護者と一緒に乗車する場合

定期乗車券が介護者のみ5割引

※割引の乗車券類を購入する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳を発売窓口にて提示してください。また、列車等をご利用の場合にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご呈示ください。

戦傷病者

戦傷病者手帳の所有者がJRを利用する場合、購入時に戦傷病者乗車券引換証及び戦傷病者急行券引換証を発売窓口にて提出すると、普通乗車券及び特急券又は普通急行券（いずれも自由席相当）と引き替えることができます。引換証は県庁健康福祉指導課援護班又は所在地の県保健所（健康福祉センター）に請求して交付を受けてください。（請求の方法については、戦傷病者手帳をお持ちの方に直接ご連絡いたします。）

児童扶養手当受給世帯

児童扶養手当受給者の属する世帯の方がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、割引制度を利用できます。

詳細は「ひとり親家庭のための支援」をご確認ください。

ジパング倶楽部特別会員

対象者 満60歳以上の男性、満55歳以上の女性で、身体障害者手帳をお持ちの方
内容 JR線を「片道、往復、連続」で201km以上利用する場合、特急券・グリーン券・座席指定券が割引になります。（新幹線の「グランクラス」「のぞみ号」「みずほ号」等一部対象外あり）※年会費 1人あたり1,400円
普通乗車券については、身体障害者割引が適用されます。

申込 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会

電話 043(245)1746

FAX 043(245)1578

◎航空運賃の割引

12歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者が定期航空路線の国内線（一部航空会社を除く）を利用するとき、一部航空会社の運賃が割引されます。航空券購入時に身体障害者手帳若しくは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る）又は千葉県知事の割引対象である証明を受けた戦傷病者手帳を提示してください。

身体障害者手帳・療育手帳の種別

- 等級・種別に関わらず交付を受けている方
- 上記と同乗する介護者

精神障害者保健福祉手帳の種別

- 等級に関わらず交付を受けている方
- 上記と同乗する介護者

戦傷病者手帳をお持ちの方

- 障害の区分・程度に関わらず本人のみ又は本人+介護者に対し、それぞれ適用
- ※ 割引開始時期や割引率は、航空会社・路線・搭乗時期等により異なりますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください。

◎バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が乗車される場合には、普通旅客運賃等が割引されます（一部のバス会社を除く。）。運賃等支払い時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。なお、バス会社により介護者の割引の有無やその要件など運賃割引の適用に関する取扱いが異なりますので、詳細は各バス会社営業所にお問い合わせください。

◎有料道路料金の割引

身体障害者・知的障害者

身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種又は第2種の記載がある場合又は療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種の記載がある場合は、通行料金が次のように割引されます。

なお、事前に市町村福祉事務所等の窓口で登録を行う必要があります。（通行方法は、手帳提示による方法以外にETCによる方法が選べます。）

身体障害者手帳

- 第1種の方 本人又は介護者が運転する場合、最大で5割引
- 第2種の方 本人が運転する場合、最大で5割引

療育手帳

- 第1種の方 介護者が運転する場合、最大で5割引

※対象となる障害者1名につき1台のみ登録することができます。

※車種要件等により、登録できない自動車があります。

（例：法人所有車両、レンタカー、タクシー、軽トラック及び代車等）

◎千葉都市モノレール

身体障害者、知的障害者および精神障害者

- 1 身体障害者（身体障害者手帳所有者）、知的障害者（療育手帳所有者）および精神障害者（精神障害者福祉手帳所有者）が乗車される場合には、普通旅客運賃、回数旅客運賃（小児（12歳未満及び12歳の小学生）を除く。）および定期旅客運賃が5割引となります。
- 2 乗車券の購入時、乗降の際および乗車中は身体障害者手帳または療育手帳あるいは精神障害者福祉手帳を携帯し、千葉都市モノレール（株）の係員から請求があったとき

は、いつでもこれを提示してください。

- 3 身体障害者、知的障害者および精神障害者（三者とも2種の場合は小児に限る。）1人に対して1人までの介護者をつけることができ、介護者の普通旅客運賃、回数旅客運賃および定期旅客運賃が5割引となります。ただしご本人が通学定期券をお求めの場合でも、介護者に対しては通勤定期券の発売となります。

■特別配慮■

◎売店設置の特別配慮

国又は県、市町村等が設置した公共的施設の管理者は、母子家庭及び寡婦又は母子福祉団体、父子福祉団体及び身体障害者から、その施設内に新聞、雑誌、たばこ、食料品等の物品販売のため使用許可の申請があった場合は極力許可するよう配慮されることになっています。

相談受付 各市及び各保健所（健康福祉センター）の母子・父子自立支援員にご相談ください。

◎たばこ小売販売の特別配慮

国は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用を受ける者から、たばこ小売販売業許可申請があったときは、たばこ事業法に規定してある許可基準の制限に触れない限り、許可するよう努めなければならないことになっております。

申請手続 上記の法該当者が、たばこ小売販売の許可申請をしようとする場合、福祉事務所長が発行する母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用を受ける旨の証明書を申請書に添えて日本たばこ産業（株）に提出すればよいことになっております。

問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話
日本たばこ産業（株） 東関東支社	261-7105	千葉県美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト 5F	043(331)6304

◆関連施策◆

■福祉のまちづくり■

◎福祉のまちづくり

県では、高齢者や障害者等の日常生活や社会参加における様々なバリアーを取り除き、誰でもが安心して暮らせる社会を実現するため、福祉のまちづくりを推進しています。

「千葉県福祉のまちづくり条例」では、建築物、歩道、公共交通機関、公園等について、高齢者や障害者をはじめとしてすべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備に努めることを定め、整備基準を満たした施設については、施設設置者または管理者からの求めに応じて「福祉のまちづくり条例適合証」を交付しています。

また、不特定かつ多数の方々が利用する施設のうち、用途や規模に応じて定めた特定施設については新設又は改修の際に、届出等を義務付けています。

なお、手続きについては、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、浦安市、木更津市、習志野市、流山市及び成田市の各市に設置する施設はそれぞれの市役所へお問い合わせください。

その他の地域は、県庁健康福祉指導課（電話 043(223)2615）、県庁県土整備部建築指導課（電話 043(223)3188）、又は県土整備部の出先機関（各土木事務所建築（宅地）課）までお問い合わせください。

URL「届出等の窓口一覧」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/tetsuzuki/machizukuri/index.html>

■歯科保健等■

◎難病及び障害者等歯科保健サービス

難病及び障害者等の歯科保健上の不安の解消、歯の健康の維持増進を図るため、講演会等を行います。

実施主体 各保健所（健康福祉センター）

対象者 難病及び障害者等

申込み先 各保健所（健康福祉センター）

◎千葉県地域包括ケア歯科医療連携室

連携室では、通院が困難なため、在宅で歯の治療を受けたい方などからの相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

問合せ先 千葉県地域包括ケア歯科医療連携室（県歯科医師会内）

TEL：043(241)8020

月～金曜日の 10時～16時（祝日、年末年始を除く）

FAX：043(241)8218

365日受付（連絡が後日になる場合があります）

■県立病院■

◎がんセンター

我が国において、がんに罹患する人は少子高齢化に伴い年々増加し、今や2人に1人はがんになる時代となり、死亡順位の一位を占めています。がんの撲滅は人類の多年の悲願であり、緊急な対策が要請されています。

がんセンターは、治癒率向上を目的として、新薬開発やドラッグラグ解消等を目指し臨床試験・治験を推進するための「治験臨床研究センター」、地域と連携し在宅がん患者さんをご家族を支え合うための「患者総合支援センター」、千葉県内の病院及び全国の自治体病院で初めてロボット支援手術を導入するなど最先端医療を提供するための「前立腺センター」といった、全国的にも高度な施設と機能を有し、がん克服に向けてまい進しています。

このように、質の高い診療・臨床試験、先進の研究はもちろん、県内のがん登録や診療技術者の教育研修等も行っています。

さらに、痛みなど辛い症状に対する緩和ケアや、ご家族も含めた心の問題への支援を積極的に行う緩和医療センターを設置するとともに、心のケアを行う精神腫瘍科も開設して、がん患者を総合的に最後までケアする診療を目指しております。

原則として、診療の予約制を取っているため、各種医療機関、保健所（健康福祉センター）等の医師から紹介を得て、診療日時等を予約して来院されることをお勧めしています。

ご不明な点はがん相談支援センターまでお尋ね下さい。

病 床 数 一般 450 床

問合せ先 千葉県がんセンター

〒260-8717 千葉市中央区仁戸名町 666-2

電 話 043(264)5431

F A X 043(262)8680

患者専用電話予約 043(263)4071

URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/gan/index.html>

【交通のご案内】

■JR 千葉駅から

JR 千葉駅東口 2 番バス乗り場から

誉田駅、鎌取駅、千葉リハビリテーションセンター、大宮団地（星久喜台経由）行き乗車→千葉県がんセンター前下車（所要時間：約 25 分、千葉中央バス）

■JR 蘇我駅から

JR 蘇我駅東口 3 番バス乗り場から

鎌取駅行き乗車→千葉県がんセンター前下車（所要時間：約 16 分、千葉中央バスまたは小湊鉄道バス）

■JR 鎌取駅から

JR 鎌取駅北口 1 番バス乗り場から

JR 千葉駅行き乗車→千葉県がんセンター前下車（所要時間：約 13 分、千葉中央バス
または小湊鉄道バス）

■松ヶ丘 IC から

大網街道を大網方面へ向かって約 2km 右側

◎救急医療センター

千葉県救急医療センターは、重症患者の救命を目的に設立された、全国的にも数少ない独立型の救命救急センターです。

日本の救急医療体制では、患者の症状の程度に応じ、医療機関を初期～第 3 次までの 3 段階に区分しており、当センターは重症患者に対する救命救急処置を目的とした「第 3 次」の救急医療機関として、心筋梗塞、脳卒中、大動脈疾患、頭部損傷、多発外傷等の救急治療を行っています。

また、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒にも対応可能な病院として、県内では唯一「高度救命救急センター」に指定されており、高度な医療設備と充実したスタッフにより、県民の皆様に 365 日、24 時間体制で最良の救命救急医療を提供することを使命としています。

さらに、平成 8 年 8 月に地域災害拠点病院の指定を受けるなど、災害時において、被災者の受け入れや医療チームの派遣等を行う「災害医療センター」としての役割も担っており、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、平成 28 年 4 月の熊本地震では、DMAT(災害派遣医療チーム)を派遣し、医療支援活動を実施しました。

なお、当センターは重症患者の救命救急処置を目的としているため、初期・第 2 次救急医療施設からの紹介または救急隊から直接搬送された重症患者に限り、患者を受け入れることとしています。

そのため、いわゆる一般外来や直接来院の患者の受け入れは行っておりませんのでご注意ください。

病 床 数 一般 100 床

問合せ先 千葉県救急医療センター

〒261-0012 千葉市美浜区磯辺 3-32-1

電 話 043(279)2211

F A X 043(279)0193

URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/kyuukyuu/index.html>

【交通のご案内】

■JR 京葉線 検見川浜駅（4 番バス停）又は

JR 総武線 新検見川駅（4 番バス停）から

千葉海浜交通バス：海浜病院・千葉西高校・磯辺高校・稲毛ヨットハーバー行き乗車。

「磯辺 8 丁目」下車、徒歩 1 分。

◎精神科医療センター

精神科救急ケースに対し、24時間365日、切れ目なく対応する、精神科専門医療機関です。当センターには千葉県精神科救急情報センターが設置され、救急診療が必要なケースは、輪番病院・基幹病院への依頼あるいは当センターでの診察を行っています。

入院した急性期患者に対しては、短期集中的な入院治療を行い、おおむね3か月以内の退院を目指しています。また、退院後の通院患者に対しては、在宅ケアを支援するため、電話相談、看護師や精神保健福祉士による訪問、リハビリテーションセンターでのデイケアなどを提供しています。

50床という小規模病床での短期入院と在宅ケアの支援を行うため、地域の医療機関、保健所（健康福祉センター）などの関係機関と緊密に連携しています。

病 床 数 精神 50床

問合せ先 千葉県精神科医療センター

〒261-0024 千葉市美浜区豊砂 5

電 話 043(276)1361

F A X 043(276)1367

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/seishin/index.html>

【交通のご案内】

■ JR幕張本郷駅またはJR海浜幕張駅から

京成バス：医療センター行き乗車。終点「医療センター」下車。

◎こども病院

全県的な小児医療の最後の砦として、一般の医療機関では対応が困難な各種の新生児疾患や先天性心疾患をはじめとする重度小児疾患等の専門的な医療を行う小児総合医療施設です。小児（原則として15歳未満）対象とし、疾病の診断・治療、それに付随する相談及び指導を行っています。

また、小児救急医療に関しては、全県域を対象とした3次救急（命にかかわるような重症・重篤な場合）に加え、山武・長生・夷隅・市原地区の2次救急（入院や手術を必要とする場合）の補完を行っていますが、1次救急（風邪による高熱やご家庭では対処できない切り傷などの場合）は行っておりません。

さらに、千葉県小児医療の中核機関として小児医学向上のための調査研究を行い、母子保健、児童福祉に貢献しています。

こども病院では、診療の予約制を取っています。各種医療機関、保健所（健康福祉センター）等の医師から紹介状をもらっていただき、予約専用電話にお電話ください。

病 床 数 一般 218床

問合せ先 千葉県こども病院

〒266-0007 千葉市緑区辺田町 579-1

電 話 043(292)2111

F A X 043(292)3815

予約専用電話 043(292)2796

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/kodomo/index.html>

【交通のご案内】

■ JR鎌取駅から

千葉中央バス：千葉リハビリセンター行き乗車。

「こども病院」下車。【所要時間：約 10 分】

■ JR千葉駅から

千葉中央バス：千葉リハビリセンター行き（鎌取駅経由）乗車。

「こども病院」下車。【所要時間：約 45 分】

◎循環器病センター

当センターは、循環器系疾患に関する高度かつ専門的な医療を中心に診療を行うとともに、内科・外科等の地域医療・救急医療を行う地域中核病院としての役割を担っており、患者さん中心の医療を通じて地域社会に信頼される病院をめざしています。

循環器系疾患では、うっ血性心不全や急性心筋梗塞を始めとする虚血性心疾患、急性大動脈解離など、緊急対応が必要とされることが多く、当センターは、365日24時間体制で、市原市のほか、茂原・長生、いすみ地域を初めとした近隣地域の方々に遅滞なく高度先進医療を提供するとともに、県の救急基幹センターとして、初期及び2次救急医療機関・3次救急医療機関を支援しています。

脳神経疾患では、脳腫瘍に対するガンマナイフ治療に県内でも先駆的に取り組み、2020年には累積で10000名の方々への治療を達成しました。また、院内の多職種で構成する「てんかんセンター」を設置し、内科治療のほか、「難治性てんかん」に対する外科治療、社会復帰支援など、包括的なてんかん医療に取り組んでおり、現在は本県の「てんかん支援拠点病院」の指定を受け、患者・家族への専門的な相談支援、他の医療機関や自治体との連携、医療関係者や地域住民への教育・啓発の役割を担っています。

このほか、閉院した千葉県立東金病院の機能移転を受け、糖尿病診療や人工透析も行っています。

また、当センターは、災害拠点病院として、非常時の医療救援活動の拠点機能も有しており、平成23年3月に発生した東日本大震災や、令和元年9月の台風15号被害に際しては、DMAT(災害派遣医療チーム)を派遣しています。

最近では、令和2年7月に新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、県内外を問わず、重症患者等の受け入れを行っているほか、感染管理認定看護師による他施設への感染対策支援を行っています。

当センターでは、原則として、診療の予約制を取っているため、各種医療機関等の医師から紹介を得て、診療日時等を予約して来院されることをお勧めしています。

病 床 数 一般 220 床

問合せ先 千葉県循環器病センター

〒290-0512 市原市鶴舞 575

電 話 0436(88)3111

F A X 0436(88)3032

URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/junkan/>

【交通のご案内】

- ・来院者用駐車場（無料）を完備しています。
- ・路線バスを御利用の場合は、事前に時刻表を御確認ください。

■小湊鉄道 上総牛久駅から

小湊バス：大多喜車庫・市原鶴舞バスターミナル行き（循環器病センター経由）乗車。「循環器病センター」下車。（所要時間：約 11 分、日祝日運休）

■JR 外房線茂原駅から

小湊バス：循環器病センター行き又は鶴舞駅行き乗車。「循環器病センター」下車。（所要時間：約 40 分 平日6便、土曜・日祝日1便）

◎佐原病院

当病院は、高齢化が進展している香取地域において急性期医療を支える中核病院として、高齢者に多い肺炎、呼吸不全、消化器系疾患、脱水症、大腿骨骨折などへの対応のほか、罹患率の高い消化器がんなどの疾患に対応した医療の提供を行うとともに、人間ドックや健康診断などの予防医療にも取り組んでいます。

また、当病院の特長として、障害のある方や児童への歯科治療、整形外科において手の外科、肩・肘関節、スポーツ整形の専門外来を行うほか、肝臓専門外来や地域包括ケア外来では千葉大学医学部附属病院と連携し各専門領域の外来診療を行っています。

なお、救急基幹センターとして 24 時間 365 日の救急外来を担うほか、災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院として重要な役割を担うとともに、DMAT を編成するなど、緊急時に出勤できる体制整備に努めています。

さらに、24 時間患者対応が可能である訪問看護ステーションでは、地域の住民が必要な医療や介護を受けながら自宅や施設で暮らし続けることができるようサポートしています。また、香取郡市医師会より当院が運営を受託している「かとり地域在宅医療支援センター」では、患者・家族、医療・介護関係者や地域包括支援センターなどからの在宅医療に関する相談に対応するとともに、医療と介護関係者の連絡調整や、患者・家族の要望を踏まえた医療機関・介護事業者相互の紹介など、地域の医療機関や介護関係者などと連携を図りながら必要な支援を行っています。

加えて、令和 3 年 4 月 1 日に病床数を 241 床から 199 床へ変更し、在宅療養支援病院の認定を受けました。訪問診療・訪問看護と連携を取り、在宅療養を行っている患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送り、また緊急時には直ちに入院できるような体制を整備することによって、急性期医療だけでなく、在宅療養を担う地域の中核病院としての役割を果たしています。

病 床 数 一般 195 床、結核 4 床

問合せ先 千葉県立佐原病院

〒287-0003 香取市佐原イ 2285

電 話 0478(54)1231

F A X 0478(54)4497

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/sawara/index.html>

【交通のご案内】

■ JR成田線 佐原駅

路線バス（千葉交通、関東鉄道、JRバス関東）もしくは市内循環バスにて「県立佐原病院」下車。【所要時間：約 10 分】

■ 更生保護 ■

◎ 家庭裁判所

家庭裁判所は家事事件、人事訴訟事件と少年事件を専門に取り扱う裁判所です。家族や親族の間で起きたいろいろな問題について審判や調停をしたり、また、罪を犯した少年などについて、健全な育成を期して、保護処分やその他の教育的働き掛けにより、再非行を防止する措置を講じます。

これらの事件は、その背後に複雑な人間関係等の要因が存在することが多く、問題の真の解決には、その要因を行動科学の知見を活用して十分調査し、必要な措置を講じる必要があります。そこで、司法機能と人間関係調整機能を持ち、家庭の平和と少年の健全な育成を図るために設けられたのが家庭裁判所です。

1 家事事件

家事事件には、審判と調停があります。

審判では、未成年者の養子縁組の許可、判断能力のない人及び不十分な人や未成年者のための後見人の選任、氏や名の変更の許可、不在者の財産管理人の選任、失踪宣告といった事件について処理をします。

調停では、裁判官と民間から選ばれた家事調停委員とが、離婚、扶養、遺産分割等の紛争について、当事者の言い分をよく聴き、必要に応じて家庭裁判所調査官に事実を調査させ、公平で合理的な解決ができるようあっせんします。

（申立の方法と費用）

最初に、「申立書」を家庭裁判所の受付に提出します。申立書用紙は裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、家庭裁判所に備え付けてあります。申立手数料は調停の場合は 1,200 円、審判の場合は 800 円または 1,200 円です。（このほかに当事者や関係人に対する呼出しや連絡のための切手代等の費用がかかります。）

2 人事訴訟事件

人事訴訟では、離婚、認知、実親子関係の存否確認といった事件について、裁判官が当事者双方の言い分を聴き、争いの内容及び証拠を整理した上で、法律を適用して判決します。原則として調停をしても解決ができなかった場合に、訴えを提起することができます。

（訴え提起の方法と費用）

訴状や証拠書類などを家庭裁判所の受付に提出します。離婚の訴状の用紙は裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、家庭裁判所に備え付けてあります。

手数料は、解決を求める内容によって異なりますので、お問合せください。（訴えの提起にあたっては、当事者や関係人に対する呼出しや連絡のための切手代等の費用がかかります。）

3 少年事件

家庭裁判所は、次に該当する20歳未満の少年に対して、非行をくり返すことなく、社会の一員として健全な生活ができるように、非行の内容、少年の生い立ち、心身の状況、性格や環境、その背後にあるいろいろな事情等を詳しく調査の上、裁判官が適切な処分を決めます。家庭裁判所における働き掛けは、少年の健全な育成を期して、再非行の防止を目的とするものであり、刑罰を与えることを目的とするものではありません。ただし、(1)の少年が殺人等の重大事案に及んだ場合には、刑事処分を相当と認めて、事件を検察官に送ることもあります。

(1) 14歳以上で窃盗、暴行、脅迫などの罪を犯した少年（犯罪少年）

(2) 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）

(3) 18歳未満で保護者の正当な監督に従わない、または正当な理由がないのに家に寄りつかない、いかがわしい所に入出入りしているなどして将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）

4 家事事件及び人事訴訟事件の手続案内について

裁判所ウェブサイトでは、家庭裁判所の手続きに関する説明や代表的な手続きの申立書用紙や記入例の情報等を掲載しています。

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp>

家庭裁判所一覧

名称	郵便番号	所在地	電話
千葉家庭裁判所	260-0013	千葉市中央区中央 4-11-27	043(333)5327
千葉家庭裁判所佐倉支部	285-0038	佐倉市弥勒町 92	043(484)1244
千葉家庭裁判所一宮支部	299-4397	長生郡一宮町一宮 2791	0475(42)3531
千葉家庭裁判所松戸支部	271-8522	松戸市岩瀬無番地	047(368)5141
千葉家庭裁判所木更津支部	292-0832	木更津市新田 2-5-1	0438(22)3774
千葉家庭裁判所館山支部	294-0045	館山市北条 1073	0470(22)2273
千葉家庭裁判所八日市場支部	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2760	0479(72)1371
千葉家庭裁判所佐原支部	287-0003	香取市佐原イ 3375	0478(52)3040
*千葉家庭裁判所市川出張所	272-8511	市川市鬼高 2-20-20	047(336)3002

*市川出張所では、人事訴訟事件は取り扱っていません。

◎保護観察所

保護観察所は、犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、少年院や刑務所から仮退院・仮釈放になった人、保護観察付きの刑執行猶予になった人などに対して保護観察を実施する法務省の機関です。

保護観察とは、その対象となる人たちに通常の社会生活をさせながら、生活の目標や指針を定めてそれを守るよう指導監督するとともに、就職の援助や宿泊所の提供などの補導援護をすることによって、その人たちの立ち直りを促進しようとするものです。

また、保護観察所では、少年院や刑務所に収容されている人が釈放後に立ち直りに適した環境の中で生活できるように、本人と家族などとの融和を図り、就職を探すなど、その受入体制を整えておくための生活環境調整を行い、刑務所を満期釈放になるなど刑事上の手続きによる身体の拘束を解かれた人に対しては、必要に応じて更生緊急保護の措置を行うほか、犯罪・非行予防活動の一環として、法務省主唱による“社会を明るくする運動”をはじめ各種の活動を推し進めています。

千葉保護観察所には保護観察官のほか、医療観察を担当する社会復帰調整官がおり、また、更生保護に携わるボランティアとして後に説明する保護司、更生保護法人役職員、更生保護女性会員、BBS会員がいます。

① 所在地 〒260-8553 千葉市中央区春日 2 丁目 14-10
千葉保護観察所西千葉庁舎（企画調整課・社会復帰調整官室）

電 話 043(204)7795

② 所在地 〒260-8513 千葉市中央区中央港 1 丁目 11-3
千葉地方合同庁舎 6 階

千葉保護観察所千葉みなと庁舎（処遇部門）

電 話 043(204)7791

◎少年院

少年院は、法務省の附属機関として、家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容し、これに矯正教育を授ける施設です。

少年院における矯正教育は、個々の少年の特性・必要性、心身の発達程度などを考慮して明るい環境の下に規律ある生活に親しませ、勤勉の精神を養わせるなど正常な経験を豊富に体得させ、その社会不適應の原因を除去するとともに、長所を助成し、心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的として行われます。

少年院一覧

名称	郵便番号	所在地	電話
市原学園	290-0204	市原市磯ヶ谷 157-1	0436(36)1581
八街少年院	289-1123	八街市滝台 1766	043(445)3787

◎少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）

少年鑑別所は、主として家庭裁判所の審判を控えた少年を収容するとともに、彼らが非行に至った原因や、今後健全な生活に立ち戻るための方法等について、医学、心理学、

教育学などの専門的な知識や技術に基づいて明らかにする法務省所管の施設です。

こうした業務のほか、保護観察所や児童自立支援施設、児童養護施設等からの求めに応じて同様の鑑別を行い、資質上及び環境上の問題となる事情を明らかにし、処遇に資する適切な指針を示す業務も行っています。

少年鑑別所では、こうした業務から得られた知識を幅広く活用し、法務少年支援センターとして、一般の方々からの、非行及び犯罪に関する問題を中心とした多様な相談に応じています。また、警察、検察、裁判所、更生保護施設等の機関のほか、学校や自治体相談室などの求めに応じて相談業務だけでなく各種心理検査等を実施したり、講演や研修を行ったりしています。

千葉法務少年支援センターの強みは、日夜非行少年とかわり続けている法務技官や法務教官が、皆様の相談に耳を傾けることであり、相談の秘密も固く守られることです。また、非行及び犯罪の防止に関する各種会合や相談機関との会議などに参加するなどして、関係機関との連携を強めており、相談内容に照らして、他の相談機関に関する情報などを提供したり、より適切な相談機関を紹介したりもしています。

身近な方の非行や犯罪の問題に悩み、困っておられる方は、相談者の声にじっくりと耳を傾け、寄り添い、解決策を一緒に考えていく千葉法務少年支援センターにお気軽に御相談ください。

千葉少年鑑別所・千葉法務少年支援センター

所在地 〒263-0016 千葉市稲毛区天台 1-12-9

電話 043(253)7741 (千葉少年鑑別所代表)

FAX 043(290)1262

電話 043(251)4970 (千葉法務少年支援センター)

相談受付 午前9時から午前零時15分まで

午後1時から午後5時まで(土日・祝祭日を除く。)

◎保護司

保護司は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、給与を受けない非常勤の国家公務員という身分ですが、その民間性ととも地域の実情等をよく理解しているという特性を生かし、専門官である保護観察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行防止のための啓発活動などに当たっています。地区ごとに保護司会を組織し、県としては千葉県保護司会連合会が組織されています。

県内には、1,293名(令和4年4月1日現在)の保護司がいます。

所在地 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 中村会計ビル 4階

電話 043(244)7079

◎更生保護法人

更生保護法人は、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を行っている民間団体で、県内には2団体あります。

1 団体は、更生保護施設を設置し、主として、保護観察を受けている人や刑務所から満期で釈放された人などのうち、適当な住居のない人を宿泊させて、生活指導、職業補導などを行い、一日も早い自立を援助する事業を行う千葉県帰性会です。

所在地 〒264-0023 千葉市若葉区貝塚町 27

電話 043(231)1610

もう1 団体は、更生保護事業の連絡・助成などを行う千葉県更生保護助成協会です。

所在地 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 中村会計ビル4階

電話 043(244)7079

◎更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防や青少年の健全育成活動、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動等を行う女性ボランティア団体です。犯罪予防のための広報啓発活動、家庭教育や非行問題について地域住民と考えるミニ集会の実施、更生保護施設に対する援助協力を行うほか、子育て支援活動等を実施しています。

県内には、37 地区会があり、2,326 名（令和 4 年 4 月 1 日現在）の会員がいます。

所在地 〒260-8553 千葉市中央区春日 2 丁目 14-10

千葉保護観察所 西千葉庁舎内 千葉県更生保護女性連盟

電話 043(204)7795

◎BBS会

BBS（Big Brothers and Sisters Movement の略）とは、非行をしたり、あるいは様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、その立ち直りの支援を行ったり、地域での非行防止活動に取り組むなど、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

県内には、10 地区会（3 地区休会）があり、78 名（令和 4 年 4 月 1 日現在）の会員がいます。

所在地 〒260-8553 千葉市中央区春日 2 丁目 14-10

千葉保護観察所 西千葉庁舎内 千葉県BBS連盟

電話 043(204)7795

■社会福祉関係団体■

◎千葉県共同募金会

国民たすけあいの精神を基調として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限って寄附金の募集を行うことができる唯一の社会福祉法人であり、集められた寄附金は、県内における地域福祉の推進を図るため、民間社会福祉事業や更正保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分され、県民福祉の向上に大きな役割を果たしています。

事業内容	1 共同募金の広報と世論の醸成 2 受配者の範囲及び配分予定額の決定 3 募金目標額の決定 4 募金及び配分の実施並びに寄付金の管理 5 受配者に対する配分金使途の監査 6 受配者指定寄付金の受入れ及び審査 7 中央共同募金会において議決した事項の実施 8 社会福祉協議会との連絡調整 9 民間社会福祉資金の総合的調整
組 織	共同募金会は市町村に支会を設置し、奉仕者活動、指導者の啓発、広報活動、その他寄附金の収受発送等を行っています。
募金方法	個別募金、法人募金、街頭募金、職域募金、学校募金等で募金しています。
所 在 地	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター2階
電 話	043(245)1721

◎日本赤十字社千葉県支部

赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする民間団体です。

事業内容	1 国際活動 2 救護活動 3 医療事業 4 看護師養成事業 5 血液事業 6 社会福祉事業（義肢製作所） 7 救急法等の講習 8 赤十字奉仕団活動、青少年赤十字活動
所 在 地	〒260-8509 千葉市中央区千葉港 5-7
電 話	043(241)7531
F A X	043(248)6812

資料1 関係団体一覧

法人格	名称	主な事業	所在地
福	千葉県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活福祉資金、高齢者障害者等専用居室増改築・改造資金、社会福祉事業振興資金等の貸付事業 2 社会福祉施設・団体等の育成支援及び県民の保健福祉活動の推進 3 社会福祉に関する調査及び普及、宣伝事業 4 千葉県福祉人材センター、保育士・保育所支援センターの受託運営 	〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(245)1101
公財	千葉県民生委員児童委員協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 民生委員・児童委員の資質向上に関する研修事業の実施 2 民生委員・児童委員の自主活動の推進 3 地域福祉に関する調査研究及び啓もう・広報活動 	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(246)6011
福	千葉県共同募金会	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同募金の広報と世論の醸成 2 受配者の範囲及び配分予定額、募金目標額の決定 3 募金及び配分の実施 4 受配者指定寄付金の受入れ及び審査 5 社会福祉協議会との連絡調整 	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター2階 043(245)1721
福	千葉いのちの電話	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談事業（千葉いのちの電話の設置） 	〒260-0012 千葉市中央区本町 3-1-16CIDビル 相談電話 043(227)3900 事務局 043(222)4416
一社	千葉県社会福祉士会	<ol style="list-style-type: none"> 1 研究大会・研修会の開催 2 関係機関との連携 3 普及啓発 	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 7-1 塚本千葉第五ビル3階 043(238)2866
一社	千葉県介護福祉士会	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会の開催 2 介護相談の実施 3 関係団体との連携 	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(248)1451
NPO	千葉県介護支援専門員協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会の開催 2 介護相談の実施 3 関係団体との連携 	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 TEL 043(204)3631 FAX043(204)3632
特	日本赤十字社千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際活動 2 救護活動 3 医療事業 4 看護師養成事業 5 血液事業 6 社会福祉事業（義肢製作所） 7 救急法等の講習 8 赤十字奉仕団活動、青少年赤十字活動 	〒260-8509 千葉市中央区千葉港 5-7 TEL 043(241)7531 FAX043(248)6812

公社	千葉県社会福祉事業共助会	1 民間社会事業施設及び団体従業者の退職共済事業並びに福利事業、機関紙発行事業	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(245)1729
公財	千葉県老人クラブ連合会	1 老人クラブの育成強化の推進 2 各郡市町村老人クラブ連合会の連絡調整	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(242)4904
一社	千葉県ホームヘルパー協議会	1 ホームヘルパー研修会の開催 2 広報事業	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(242)5376
一社	千葉県高齢者福祉施設協会	1 高齢者福祉に係る知識・技術の普及と向上に関する事業 2 施設の運営管理に関する事業 3 調査・研究・広報事業	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(244)6021
公社	日本認知症グループホーム協会千葉県支部	1 地域交流会や職員研修の実施 2 グループホームに関する情報提供 3 シンポジウム、講演会等の開催 4 関係機関との連絡調整	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 一般社団法人 ちば地域密着ケア協議会 内 TEL043(244)2601 FAX043(244)2602
公社	全国有料老人ホーム協会 千葉県連絡協議会	1 有料老人ホームの運営指導 2 契約内容や入所者処遇等の指導 3 有料老人ホーム職員の研修事業	〒299-5112 夷隅郡御宿町御宿台 132 ラビドール御宿内 0470(68)8111
福	千葉県社会福祉事業団	1 千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園の指定管理者 2 千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園の指定管理者	〒299-0298 袖ヶ浦市蔵波 3108-1 0438(62)2722
任	千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会	1 調査・研究・情報提供 2 支援センター職員の資質向上 3 支援センター相互、関係機関、団体との連絡調整	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(244)6021
公社	認知症の人と家族の会千葉県支部	1 認知症介護の電話相談 2 支部だよりの発行 3 家族の交流会、研修会、リフレッシュ旅行 4 講演会、街頭活動等	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(204)8228
任	千葉県ディサービスセンター協会	1 調査・研究・広報事業 2 職員の資質向上 3 施設相互、関係機関、団体との連絡調整	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(244)6021
福	千葉県身体障害者福祉事業団	1 千葉県千葉リハビリテーションセンターの指定管理者	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2 043(291)1831
公財	千葉県肢体不自由児協会	1 在宅肢体不自由児に対する訓練器具、生活援助器具の貸与 2 ボランティアの派遣事業 3 心身障害児愛護思想の普及	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 TEL043(245)1732 FAX043(245)1742

一社	千葉県手をつなぐ育成会	1 各市町村の知的障害者の親の会の指導 2 機関紙「手をつなぐ」の発行事業 3 知的障害者相談員の研修事業	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 TEL 043(246)2181 FAX043(242)6494
福	千葉県身体障害者福祉協会	1 各市町村の身体障害者団体の育成及び連絡調整 情報提供等 2 身体障害者の更生相談、交流会、スポーツ・レクリエーション講習会、福祉講座、キャンプ訓練、福祉大会、作品展等の開催 3 身体障害者相談員の研修事業 4 千葉県障害者社会参加推進センターの運営 5 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの運営管理	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 TEL 043(245)1746 FAX043(245)1578
福	千葉県視覚障害者福祉協会	1 各市町村の視覚障害者団体の育成及び連絡調整 2 視覚障害者の生活訓練事業	〒284-0003 四街道市鹿渡 968-9 TEL 043(421)5199 FAX043(308)5179
福	千葉県聴覚障害者協会	1 千葉聴覚障害者センターの運営 2 要約筆記に関すること	〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12 TEL 043(308)6372 FAX 043(308)5562
N P O	特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会	1 中途失聴者・難聴者の情報保障に係わる事業 2 中途失聴者・難聴者等コミュニケーション支援事業 3 中途失聴者・難聴者に対する社会参加並びに社会生活全般に係わる支援・相談事業	〒273-0005 船橋市本町 2-5-2 ムラキビル 102 047(432)8039(FAX 兼用)
N P O	千葉盲ろう者友の会	1 相談事業 2 通訳・介助者の育成事業 3 通訳・介助者の派遣事業	〒262-0024 千葉市花見川区浪花町 956-3 ファミリールハイツ 102 043(310)3008(FAX 兼用)
任	千葉県知的障害者福祉協会	1 知的障害者・児施設の連絡調整 2 知的障害・児施設職員の研修事業 3 さわやか芸能発表会の実施	〒274-0054 船橋市金堀町 499-1 大久保学園内 047(457)2462
任	千葉県ことばを育てる会	1 言語治療教室の開発増設の促進及び育成援助 2 言語障害児の啓蒙活動	〒292-0822 木更津市桜井 1450 宮本方 0438(36)2605(FAX 兼用)
社	千葉県自閉症協会	1 研修及び関係機関との連携協力 2 療育相談及び啓蒙活動	〒260-0856 千葉市中央区 亥鼻 2-9-3 CAS 内 043(227)8565(FAX 兼用)
任	千葉県重症心身障害児(者)を守る会	1 重症心身障害児(者)の福祉対策の促進 2 他団体及び関係機関との連携協力	〒261-0005 千葉市美浜区稲毛海岸 2-3-1 指定障害福祉サービス事業所「さいわい」内 TEL 043(242)1230 FAX043(248)2882
任	京葉喉友会	1 喉頭摘出による発声不能者に対する発声講習会 2 啓蒙活動 3 関係団体との交流	〒270-0176 流山市加 1-5-1 サウスコート1-312 04(7159)2163 (FAX 兼用)

公 社	日本オストミ ー協会千葉県 支部	1 社会適応訓練事業 2 器具の改良研究 3 情報交換	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3F TEL 043(309)7571 FAX043(309)7572
任	千葉県通園施 設連絡協議会	1 心身障害児通園施設の連絡調整 2 心身障害児通園施設職員の研修事業	〒299-4403 長生郡睦沢町上市場693 児童発達支援センターつくも幼 児教室内 TEL0475(44)1214 FAX0475(44)1213
N P O	千葉県精神保 健福祉協議会	1 心のなの花たよりの発行（年3回） 2 「心の健康フェア」開催事業 3 「心のふれあいフェスティバル」開催事業	〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 666-2千葉県精神保健福祉 センター内 043(263)3891
任	千葉県精神科 病院協会	1 精神科医療救急対策事業(措置入院の空床確保) 2 千葉県精神科救急医療システム (輪番病院の調整、空床確保料の支払い事務等)	〒290-0213 市原市川在 900-2 磯ヶ谷ポルトチャンス内 0436(26)7850
N P O	千葉県精神障 害者家族会連 合会	1 「千葉家連ニュース」発行 2 精神障害者・家族交流事業委託（障害者週間記 念事業等）	〒262-0055 千葉市花見川区こてはし台 2-7-4
N P O	千葉県断酒連 合会	1 「新生房総」発行	〒266-0003 千葉市緑区高田町 401-235
N P O	千葉県精神障 害者自立支援 事業協会	1 精神障害者社会復帰施設の連絡調整 2 社会復帰施設職員の研修事業	〒299-3211 大網白里市細草 3215 (福)ワーナーホーム内 0475(77)2100
公 社	日本てんかん 協会千葉県支 部	1 てんかんについての理解を深めるための講演 会、勉強会 2 レクリエーション活動（スキー・キャンプ・ボ ーリング） 3 「わかしお」発行	〒272-0034 市川市国分 5-6-25
任	千葉県保育協 議会	1 保育に関する調査研究 2 事業各種研修会の開催	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 043(245)1103
一 財	千葉県母子寡 婦福祉連合会	1 各市町村の母子寡婦福祉団体との連絡調整 2 母子家庭・寡婦等の福祉に関する企画・運動展 開 3 母子家庭・寡婦等の就業支援	〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-10-9 千葉県母子福祉会館内 043(222)5818
一 財	社会保険診療 報酬支払基金 千葉支部	1 社会保険、生活保護等の医療費の審査支払い事 業	〒260-8521 千葉市中央区問屋町 2-1 043(241)9151
一 財	千葉県社会保 険協会	1 健康保険、厚生年金保険等の被保険者及び被扶 養者並びに国民年金の被保険者の福利のための 事業	〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 043(233)3971

特	千葉県国民健康保険団体連合会	1 保険者の事務の共同処理（国民健康保険事務電算共同処理、保険財政共同安定化事業、第三者行為求償請求事務） 2 診療報酬（国民健康保険・後期高齢者医療・公費負担医療等）の審査及び支払	〒263-8566 千葉市稲毛区天台 6-4-3 千葉県国保会館内 043(254)7318
公社	千葉県国民健康保険直営診療施設協会	1 国保直診施設の運営及び管理の合理化・機能の充実事業 2 医療従事者確保事業	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-4-3 国保会館内 043(256)8801
一財	千葉県遺族会	1 英霊顕彰及び慰霊事業 2 遺族の生活相談 3 援護関係法律の趣旨徹底事業	〒260-0045 千葉市中央区弁天 3-16-1 043(251)3358
任	千葉県原爆被爆者友愛会	1 被爆者相談事業 2 研修会・学習会の開催及び広報 3 原爆死没者慰霊祭の実施 4 核兵器の廃絶と世界平和を守るための活動	〒263-0021 千葉市稲毛区轟町 1-4-23 ラハイナハウスⅡ号棟 101 号室 043(253)7768
公財	千葉ヘルス財団	1 在宅医療・老人医療・難病医療・終末期医療に関する事業 2 臓器不全対策の推進に関する事業	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 県庁疾病対策課内 043(223)2663
公財	ちば県民保健予防財団	1 疾病予防、疾病の早期発見に関する調査研究事業 2 健康づくりに関する知識の普及、啓発事業 3 健康の保持増進を図るための検診、診療及び検査事業	〒261-0002 千葉市美浜区新港 32-14 043(246)0350
公社	千葉県医師会	1 医道の振作昂揚 2 公衆衛生の啓発指導 3 医療の普及充実	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-1 043(242)4271
一社	千葉県歯科医師会	1 歯科医学・医術の進歩発達に関すること。 2 歯科医学教育の研究	〒261-0002 千葉市美浜区新港 32-17 043(241)6471
一社	千葉県薬剤師会	1 薬剤師の倫理及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発達を図る 2 県民の保健衛生の増進に寄与すること	260-0025 千葉市中央区問屋町 9-2 043(242)3801
公社	千葉県看護協会	1 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業 2 看護師等の労働環境等の改善、就業促進等により、看護師等の人材確保・定着に関する事業 3 訪問看護の推進に関する事業 4 県民の健康・福祉の増進に関する事業	〒261-0002 千葉市美浜区新港 249-4 千葉県看護会館内 043(245)1744
一社	千葉県歯科衛生士会	1 歯科衛生士の資質向上と倫理の高揚を図る 2 歯科口腔保健の普及向上に関する事業	〒261-0002 千葉市美浜区新港 32-17 千葉県口腔保健センター内 043(241)9903(FAX 兼用)
公社	千葉県栄養士会	1 食と栄養の科学および実用技術の振興を図る事業 2 管理栄養士・栄養士を育成する事業 3 県民の食生活の自律的な営みを支援する事業 4 食環境の整備を進める事業	〒264-0036 千葉市若葉区殿台町 122 TEL043(256)1117 FAX043(256)1804

一社	千葉県調理師会	1 県民の健康の保持増進及び食の安全に貢献するための講習会、展示会等の開催。 2 調理技術の研究及び改善に関する事業 3 調理師の福祉の増進及び資質の向上に関する事業	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階 TEL043(225)7736 FAX043(225)5995
更	千葉県更生保護助成協会	1 保護司の保護観察活動への助成 2 保護司の指導訓練 3 更生保護会への助成	〒260-0021 千葉市中央区新宿1-5-8 043(244)7079
	日本司法支援センター (法テラス千葉)	1 法律相談及び訴訟費用の立替え等の事業	〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる2階 050(3383)5381
	(法テラス松戸)		〒271-0092 松戸市松戸1879-1 松戸市商工会議所会館3階 050(3383)5388

本表中の法人格の表示（略号）は、以下のとおりです。

福……社会福祉法人 公財…公益財団法人 一財……一般財団法人

公社…公益社団法人 一社…一般社団法人 任……任意団体

特……特殊法人 更……更生保護法人 NPO…特定非営利活動法人

社協名	所在地		電話	FAX
千葉市	260-0844	千葉市中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザC棟3階	043(209)8884	043(312)2442
銚子市	288-0047	銚子市若宮町 4-8 銚子市保健福祉センター内	0479(24)8189	0479(24)8139
市川市	272-0026	市川市東大和田 1-2-10 市川市分庁舎C棟内1階	047(320)4001	047(376)8555
船橋市	273-0005	船橋市本町 2-7-8 船橋市福祉ビル3階	047(431)2653	047(431)2678
館山市	294-0045	館山市北条 402 市役所4号館内	0470(23)5068	0470(22)8805
木更津市	292-0834	木更津市潮見 2-9 市民総合福祉会館1階	0438(25)2089	0438(23)2615
松戸市	271-0094	松戸市上矢切 299-1 総合福祉会館内	047(368)0503	047(368)0203
野田市	278-0003	野田市鶴奉 5-1 総合福祉会館内	04(7124)3939	04(7124)8883
茂原市	297-0022	茂原市町保 13-20 総合市民センター内	0475(23)1969	0475(23)6538
成田市	286-0017	成田市赤坂 1-3-1 保健福祉会館内	0476(27)7755	0476(27)1263
佐倉市	285-0013	佐倉市海隣寺町 87 社会福祉センター2階	043(484)6197	043(486)2518
東金市	283-0005	東金市田間 3-9-1 ふれあいセンター2階	0475(52)5198	0475(52)8227
旭市	289-2712	旭市横根 3520 飯岡福祉センター内	0479(57)5577	0479(57)2836
習志野市	275-0025	習志野市秋津 3-4-1 総合福祉センター内	047(452)4161	047(451)8211
柏市	277-0005	柏市柏 5-11-8 介護予防センターいきいきプラザ内	04(7163)9000	04(7163)9300
勝浦市	299-5226	勝浦市串浜 1191-1 保健福祉センター内	0470(73)6101	0470(73)6102

市原市	290-0075	市原市南国分寺台 4-1-4	0436(24)0011	0436(22)3031
流山市	270-0157	流山市平和台 2-1-2 ケアセンター 3階	04(7159)4735	04(7159)4736
八千代市	276-0046	八千代市大和田新田 312-5 福祉センター内	047(483)3021	047(486)9787
我孫子市	270-1166	我孫子市我孫子 1861	04(7184)1539	04(7184)9929
鴨川市	296-0033	鴨川市八色 887-1 総合保健福祉会館内	04(7093)0606	04(7093)0623
鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 総合福祉保健センター内	047(444)2231	047(446)4545
君津市	299-1152	君津市久保 3-1-1 保健福祉センターふれあい館3階	0439(57)2250	0439(54)2941
富津市	293-0006	富津市下飯野 2443 市役所内	0439(87)9611	0439(87)9610
浦安市	279-0042	浦安市東野 1-7-1 総合福祉センター内	047(355)5271	047(355)5277
四街道市	284-0003	四街道市鹿渡無番地 総合福祉センター内	043(422)2945	043(422)2807
袖ヶ浦市	299-0256	袖ヶ浦市飯富 1604 社会福祉センター内	0438(63)3888	0438(63)0825
八街市	289-1192	八街市八街ほ 35-29 総合保健福祉センター 3階	043(443)0748	043(443)1761
印西市	270-1325	印西市竹袋 614-9 総合福祉センター内	0476(42)0294	0476(42)0338
白井市	270-1492	白井市復 1123 保健福祉センター内	047(492)5713	047(492)3600
富里市	286-0221	富里市七栄 653-2 福祉センター 1階	0476(92)2451	0476(92)2495
香取市	287-0001	香取市佐原口 2116-1	0478(54)4410	0478(54)4797
匝瑳市	289-3182	匝瑳市今泉 6491-1 野栄福祉センター 1階	0479(67)5200	0479(67)5201
南房総市	295-0004	南房総市千倉町瀬戸 2705-6 ちくら介護予防センターゆらり内	0470(44)3577	0470(44)3542
山武市	289-1306	山武市白幡 1627 成東老人福祉センター内	0475(82)7102	0475(82)7318
いすみ市	299-4621	いすみ市岬町東中滝 720-1 岬ふれあい会館内	0470(87)8857	0470(80)3036

	大網白里市	299-3251	大網白里市大網 131-2・133 合併の 1 福祉会館内	0475(72)1995	0475(72)1996
印 旛 郡	酒々井町	285-0922	印旛郡酒々井町中央台 4-11	043(496)6635	043(496)5245
	栄町	270-1515	印旛郡栄町安食台 1-2 町役場内	0476(95)1100	0476(95)3456
香 取 郡	神崎町	289-0221	香取郡神崎町本宿 96 神崎ふれあいプラザ保健福祉館内	0478(72)4031	0478(72)4540
	多古町	289-2241	香取郡多古町多古 777-1	0479(76)5940	0479(70)6072
	東庄町	289-0612	香取郡東庄町石出 2692-4 オーシャンプラザ内	0478(86)4714	0478(86)4188
山 武 郡	九十九里町	283-0104	山武郡九十九里町片貝 2910 保健福祉センター内	0475(70)3163	0475(76)8362
	芝山町	289-1604	山武郡芝山町飯櫃 126-1 福祉センターやすらぎの里内	0479(78)0850	0479(78)0878
	横芝光町	289-1727	山武郡横芝光町宮川 11902 横芝光町役場分室内	0479(80)3611	0479(80)3651
長 生 郡	一宮町	299-4301	長生郡一宮町一宮 1865	0475(42)3424	0475(42)3439
	睦沢町	299-4403	長生郡睦沢町上市場 921-1 むつざわ福祉交流センター内	0475(44)2514	0475(44)0080
	長生村	299-4345	長生郡長生村本郷 1-77 総合福祉センター内	0475(32)3391	0475(32)6377
	白子町	299-4218	長生郡白子町関 92 公民館内	0475(33)5746	0475(33)7470
	長柄町	297-0218	長生郡長柄町桜谷 712 福祉センター内	0475(30)7200	0475(30)7201
	長南町	297-0192	長生郡長南町長南 2110 保健センター内	0475(46)3391	0475(40)4050
夷 隅 郡	大多喜町	298-0214	夷隅郡大多喜町新丁 163 老人福祉センター内	0470(82)4969	0470(82)5009
	御宿町	299-5102	夷隅郡御宿町久保 1135-1 地域福祉センター内	0470(68)6725	0470(68)6726
安房郡 鋸南町		299-1902	安房郡鋸南町保田 560	0470(50)1174	0470(50)1236

資料3 市町村一覧

令和4年4月1日現在

市町村名	所在地		電話
千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1	043(245)5111
銚子市	288-8601	銚子市若宮町 1-1	0479(24)8181
市川市	272-8501	市川南八幡 1-1-1	047(334)1111
船橋市	273-8501	船橋市湊町 2-10-25	047(436)2111
館山市	294-8601	館山市北条 1145-1	0470(22)3111
木更津市	292-8501	木更津市富士見 1-2-1	0438(23)7111
松戸市	271-8588	松戸市根本 387-5	047(366)1111
野田市	278-8550	野田市鶴奉 7-1	04(7125)1111
茂原市	297-8511	茂原市道表 1	0475(23)2111
成田市	286-8585	成田市花崎町 760	0476(22)1111
佐倉市	285-8501	佐倉市海隣寺町 97	043(484)1111
東金市	283-8511	東金市東岩崎 1-1	0475(50)1111
旭市	289-2595	旭市二 2 1 3 2	0479(62)1212
習志野市	275-8601	習志野市鷺沼 2-1-1	047(451)1151
柏市	277-8505	柏市柏 5-10-1	04(7167)1111
勝浦市	299-5292	勝浦市新官 1343-1	0470(73)1211
市原市	290-8501	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436(22)1111
流山市	270-0192	流山市平和台 1-1-1	04(7158)1111
八千代市	276-8501	八千代市大和田新田 312-5	047(483)1151
我孫子市	270-1192	我孫子市我孫子 1858	04(7185)1111
鴨川市	296-8601	鴨川市横渚 1450	04(7092)1111
鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047(445)1141
君津市	299-1192	君津市久保 2-13-1	0439(56)1581
富津市	293-8506	富津市下飯野 2443	0439(80)1222
浦安市	279-8501	浦安市猫実 1-1-1	047(351)1111
四街道市	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043(421)2111
袖ヶ浦市	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438(62)2111
八街市	289-1192	八街市八街ほ 35-29	043(443)1111
印西市	270-1396	印西市大森 2364-2	0476(42)5111

	白井市	270-1492	白井市復 1123	047(492)1111
	富里市	286-0292	富里市七栄 652-1	0476(93)1111
	南房総市	299-2492	南房総市富浦町青木 28	0470(33)1021
	匝瑳市	289-2198	匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479(73)0084
	香取市	287-8501	香取市佐原口 2127	0478(54)1111
	山武市	289-1392	山武市殿台 296	0475(80)1112
	いすみ市	298-8501	いすみ市大原 7400-1	0470(62)1111
	大網白里市	299-3292	大網白里市大網 115-2	0475(70)0300
印旛郡	酒々井町	285-8510	印旛郡酒々井町中央台 4-11	043(496)1171
	栄町	270-1592	印旛郡栄町安食台 1-2	0476(95)1111
香取郡	神崎町	289-0292	香取郡神崎町神崎本宿 163	0478(72)2111
	多古町	289-2292	香取郡多古町多古 584	0479(76)2611
	東庄町	289-0692	香取郡東庄町笹川い 4713-131	0478(86)1111
山武郡	九十九里町	283-0195	山武郡九十九里町片貝 4099	0475(70)3100
	芝山町	289-1692	山武郡芝山町小池 992	0479(77)3901
	横芝光町	289-1793	山武郡横芝光町宮川 11902	0479(84)1211
長生郡	一宮町	299-4396	長生郡一宮町一宮 2457	0475(42)2111
	睦沢町	299-4492	長生郡睦沢町下之郷 1650-1	0475(44)1111
	長生村	299-4394	長生郡長生村本郷 1-77	0475(32)2111
	白子町	299-4292	長生郡白子町関 5074-2	0475(33)2111
	長柄町	297-0298	長生郡長柄町桜谷 712	0475(35)2111
	長南町	297-0192	長生郡長南町長南 2110	0475(46)2111
夷隅郡	大多喜町	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜 93	0470(82)2111
	御宿町	299-5192	夷隅郡御宿町須賀 1522	0470(68)2511
安房郡	鋸南町	299-2192	安房郡鋸南町下佐久間 3458	0470(55)2111

資料4 健康福祉部電話番号(市外局番043)

◇健康福祉政策課	
総務班	223-2616
人事班	223-2605
政策室	223-2609
地域医療構想推進室	223-2608
健康危機対策室	223-2674
人権室	223-2348
FAX	222-9023
◇健康福祉指導課	223-2318
企画情報班	223-2607
地域福祉推進班	223-2615
福祉人材確保対策室	223-2606
法人指導班	223-2351
生活保護班	223-2312
自立支援班	223-2309
援護班(遺族)	223-2346
援護班(被爆)	223-2349
FAX	222-6294
◇健康づくり支援課	223-2659
地域健康づくり班	223-2403
健康ちば推進班	223-2633
食と歯・口腔健康班	223-2671
がん対策班	223-2686
地域リハビリ班	223-2482
自殺対策班	223-2668
FAX	225-0322
◇疾病対策課	223-2576
難病・アレルギー対策班	223-2662
難病審査班	223-2575
感染症予防班	223-2691
感染症医療班	223-2665
FAX	224-8910
◇児童家庭課	223-2323
ひとり親家庭班	223-2320
母子保健班	223-2332
児童相談所改革室	223-3634
DV対策班	223-2376
虐待防止対策推進室	223-2357
FAX	224-4085
◇子育て支援課	
企画調整班	223-2596
子育て支援班	223-2317
保育班	223-2324
法人指導班	223-2321
FAX	222-9939
◇高齢者福祉課	223-2344
地域活動推進班	223-2328
認知症対策推進班	223-2237

施設整備班	223-2343
法人支援班	223-2593
介護保険制度班	223-2387
介護事業者指導班	223-2386
FAX	227-0050
◇障害者福祉推進課	223-2338
共生社会推進室	223-2935
障害者手帳審査班	223-2306
障害保健福祉推進班	223-2340
精神保健福祉推進班	223-2334
精神通報対応班	223-2396
FAX	221-3977
◇障害福祉事業課	223-3981
虐待防止対策班	223-3982
法人指導班	223-2646
県立施設改革班	223-2339
事業支援班	223-2308
地域生活支援班	223-2335
療育支援班	223-2336
FAX	222-4133
◇保険指導課	223-2456
保険医療機関指導班	223-2377
国保運営班	223-2591
保険者指導班	223-2453
保険者助成班	223-2375
FAX	221-5769
◇医療整備課	223-3882
医療指導班	223-3884
法人指導班	223-3878
医療体制整備室	223-3886
医師確保・地域医療推進室	223-3883
看護師確保推進室	223-3885
FAX	221-7379
◇薬務課	223-2621
企画指導班	223-2614
麻薬指導班	223-2620
監視指導班	223-2619
審査指導班	223-2618
FAX	227-5393
◇衛生指導課	223-2636
企画調整班	223-2626
食品衛生監視班	223-2638
公衆衛生獣医班	223-2642
生活衛生推進班	223-2627
FAX	227-2713

さくいん

あ		教育扶助（生活保護）	156
アイバンク登録関係相談	43	く	
明るい長寿社会づくり推進機構	85	薬の相談（薬事アドバイザー）	45
アレルギー相談センター	43	軍歴証明	169
い		け	
石綿（アスベスト）健康相談	42	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	109
遺族給与金（戦没者遺族等）	161	軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）	87
遺族年金（戦没者遺族等）	161	結核対策事業	179
一時恩給（一時扶助料）（戦傷病者等）	167	現金給付（国民健康保険）	185
一時金（遺族に対する一時金）（戦傷病者等）	167	健康増進事業	76
1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査	131	健康ちば21（第2次）	73
移動介護従業者（ガイドヘルパー）養成研修	218	減免措置等（生活保護）	160
いのちの電話	11	県立医療従事者養成施設	220
医療相談	44	こ	
医療扶助（生活保護）	157	公害苦情相談	55
慰霊行事、栄典の授与	170	高額医療・高額介護合算療養費の支給 （後期高齢者医療制度）	194
え		航空運賃の割引	240
エイズ相談	41	高次脳機能障害支援拠点機関	19
エイズ対策	179	厚生年金保険	200
栄養士及び管理栄養士	216	更生保護女性会	253
NHK放送受信料の免除	236	更生保護法人	252
お		交通事故相談所	57
オストメイト社会適応訓練	111	公務扶助料（戦没者遺族等）	162
恩給、遺族年金等担保融資	170	高齢者電話相談	15
音声機能障害者発声訓練	110	国民健康保険医療給付等相談	44
か		国民年金	196
介護サービス計画（ケアプラン）	82	子育て世代包括支援センター	130
介護サービス情報の公表	71	国庫債券の買上	169
介護支援専門員（ケアマネジャー）	81,216	国庫債券の担保貸付	170
介護職員初任者研修	219	骨髄バンクドナー登録関係相談	43
介護とこころの相談（千葉県福祉ふれあいプラザ）	17	子ども家庭110番	30
介護福祉士	206	こども急病電話相談	26
介護福祉士実務者研修	219	こども病院	246
介護扶助（生活保護）	157	さ	
介護保険等の助成	173	サービス付き高齢者向け住宅	88
介護保険の相談	12,44	災害援護資金の貸付け	80
介護老人保健施設	86	災害救助活動	79
家庭裁判所	249	災害弔慰金・災害障害見舞金	80
家庭児童相談室及び家庭相談員	28	在宅介護支援センター	15
肝炎対策	180	在宅重度知的障害者及びねたきり身体 障害者福祉手当	99
がん検診	77	在宅難病患者一時入院事業	178
患者の窓口負担（後期高齢者医療制度）	191	里親	140
関税の免除	233	佐原病院	248
感染症予防事業	179	産前・産後サポート事業、産後ケア事業	131
がんセンター	244	し	
がんに関する相談	41	JR運賃の割引	239
き		JR通勤定期乗車券特別割引制度 （ひとり親家庭）	147
救急安心電話相談	45	JRの鉄道及び連絡船の無償扱い（戦傷病者等）	166
救急医療センター	245		
救護施設（生活保護）	159		
旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	65		

さくいん

支援給付費の支給（中国残留邦人等）	176	やすい千葉県づくり条例に係る相談窓口	20
支援・相談員の派遣（中国残留邦人等）	176	障害福祉サービス（自立支援給付）	90
歯科衛生士	215	障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律に係る相談窓口	21
視覚障害者社会生活訓練教室開催	110	小児慢性特定疾病児童手帳の交付	136
視覚障害者生活向上支援事業	111	少年院	251
自己負担限度額及び高額療養費の支給 （後期高齢者医療制度）	192	少年鑑別所（千葉法務支援センター）	251
市町村社会福祉協議会	67	傷病恩給（戦傷病者等）	164
市町村障害者虐待防止センター	24	傷病者遺族特別年金（戦没者遺族等）	163
市町村保健センター	2	食品等に関する相談	45
指定難病医療費助成事業及び特定疾患 治療研究事業	177	助産施設	137
児童委員及び主任児童委員	8、28	女性サポートセンター	34
児童家庭支援センター	29	女性の健康支援	148
児童館（児童センター）	137	女性のための総合相談	35
自動車税（種別割・環境性能割）の減免	234	所得控除	232
児童自立支援施設	139	自立支援医療費（更生医療）の支給	107
児童相談所	26	自立支援医療費（精神通院医療）の支給	109
児童手当	127	自立支援通訳（中国残留邦人等）	175
児童扶養手当	141	シルバー人材センター	85
児童遊園	137	人権相談	46
児童養護施設	138	人権擁護委員	47
市福祉事務所	6	心身障害児（者）歯科保健巡回診療指導事業	106
字幕入り映像ライブラリーの設置	124	心身障害者扶養年金	101
社会的養護関係施設の第三者評価	72	身体障害者生活行動訓練	110
社会福祉士	205	身体障害者手帳	96
社会保険制度相談窓口一覧	36	身体障害者の自動車運転免許	112
就業支援講習会	145	身体障害者補助犬の育成・給付	104
住居衛生相談	46	心配ごと相談所	10
住宅扶助（生活保護）	156	す	
重度障害者（児）居室等増改築・改造資金	105	水道料金の一部免除（千葉県企業局の 給水区域のみ）	238
重度心身障害者（児）医療費の助成	108	住まい情報プラザ	58
重度訪問介護従事者養成研修	218	住まいの相談（千葉県福祉ふれあいプラザ）	18
住民税の非課税	234	せ	
出産扶助（生活保護）	157	生活困窮者の相談（生活困窮者自立支援制度）	62
手話通訳者等の養成	125	生活支援ハウス運営事業	83
手話通訳者の派遣	104	生活福祉資金貸付制度	225
循環器病センター	247	生活扶助（生活保護）	152
障害児等療育支援事業	106	生業扶助（生活保護）	158
障害児福祉手当	100	精神科医療センター	246
障害者遺族特例給与金（戦没者遺族等）	163	精神障害者ホームヘルパー養成研修	218
障害者遺族特例年金（戦没者遺族等）	163	精神障害者保健福祉手帳	97
障害者支援施設	118	精神保健福祉士	208
障害者就業・生活支援センター	120	精神保健福祉相談	23
障害者人権110番	20	制度の運営（後期高齢者医療制度）	191
障害者スポーツ指導者の養成	124	制度の概要（介護保険）	81
障害者生活ホーム	106	制度の概要（後期高齢者医療制度）	191
生涯大学校	84	制度の概要（国民健康保険）	182
障害年金（戦傷病者等）	165	制度の概要（生活保護）	151
障害のある子どもたちの教育の場	113	戦傷病者相談員	47
障害のある人もない人も共に暮らし		戦傷病者手帳	165

	さくいん		
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	166	千葉県ナースセンター	223
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	178	千葉県発達障害者支援センター	18
先天性代謝異常等検査	131	千葉県福祉人材センター	221
戦没者遺族相談員	47	千葉県福祉ふれあいプラザ	75
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	164	千葉県地域包括ケア歯科医療連携室	243
戦没者等の妻に対する特別給付金	163	千葉県保健師等修学資金貸付制度	230
戦没者の父母等に対する特別給付金	163	千葉県立障害者施設の運営法人	119
そ		千葉県労働相談センター	51
臓器移植関係相談	43	ちば障害者等用駐車区画利用証制度	103
葬祭扶助（生活保護）	159	千葉都市モノレール	241
相続税の障害者控除	233	ちば認知症相談コールセンター	16
贈与税の非課税	233	ちば保育士・保育所支援センター	220
その他の保育サービス	128	中央障害者相談センター・東葛飾障害者 相談センター	18
た		中核地域生活支援センター	9
第三者行為（交通事故等）と保険給付 （国民健康保険）	189	駐車禁止規制適用除外	102
退職被保険者（国民健康保険）	183	弔慰金（戦没者遺族等）	161
たばこ小売販売の特別配慮	242	て	
男性のための総合相談	35	DV被害の支援	148
ち		定期予防接種（高齢者）	89
地域子育て支援拠点	128	低所得者に対する介護保険サービス利用者 負担軽減対策事業	82
地域生活支援事業	95	点字・音声即時情報ネットワーク	122
地域生活支援プログラムの実施	176	点字県広報の発行	122
地域福祉センター	68	点字出版所	123
地域包括支援センター	14	点字図書館	123
地域密着型サービス外部評価	72	点訳奉仕員の養成	125
地域リハビリテーション広域支援センター等	74	と	
知的障害者の職親委託	119	同行援護従業者養成研修	217
千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター	222	動物（ペット）に関する相談	52
千葉県医師修学資金貸付制度	229	特設年金・特設給与金（戦没者遺族等）	162
千葉県医療勤務環境改善支援センター	224	特定健診・特定保健指導制度	75
千葉県医療的ケア児等支援センター（通称：ほらりす）	19	特別児童扶養手当	101
千葉県運営適正化委員会	11	特別障害者手当	99
千葉県介護福祉士修学資金等貸付制度	229	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	86
千葉県外国人介護人材支援センター	222	独立行政法人福祉医療機構貸付資金	231
千葉県共同募金会	254	特例扶助料（戦没者遺族等）	162
千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）	31	都道府県障害者権利擁護センター	26
千葉県後見支援センター	10	な	
千葉県子どもと親のサポートセンター	32	難病及び障害者等歯科保健サービス	243
千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金	80	難病患者等ホームヘルパー養成研修	219
千葉県在宅人工呼吸器使用患者支援事業	177	難病相談	40
千葉県社会福祉協議会	67	難病相談支援センター	40
千葉県社会福祉事業振興資金	231	に	
千葉県若年性認知症専用相談窓口	17	日常生活用具給付等事業	106
千葉県障害者就業支援キャリアセンター	120	日本司法支援センター（法テラス）	66
千葉県障害者スポーツ・レクリエーション センター	124	日本赤十字社千葉県支部	254
千葉県消費者センター	53	入院時食事療養費の支給（後期高齢者医療制度）	193
千葉県ジョブサポートセンター	52	乳児院	138
千葉県総合教育センター	31, 112	認可外保育施設	129
千葉県中国帰国者自立研修センター	175	にんしんSOSちば	33

さくいん

認知症専門医療相談	15	保健所（健康福祉センター）	1
認定こども園	128	保険料（後期高齢者医療制度）	195
妊産婦、乳児の医療機関委託一般健康診査	130	保険料（税）（国民健康保険）	183
ね		保護観察所	251
年金事務所	37	保護司	252
年金相談	37	母子医療の公費負担制度	134
は		母子家庭等就業・自立支援センターによる	
配偶者支援金の支給（中国残留邦人等）	176	就業相談	145
売店設置の特別配慮	242	母子家庭等自立支援給付金等	146
バス運賃の割引	241	母子家庭の母等を優先とした離職者等	
ハローワーク等の職業紹介施設	48	再就職訓練事業	145
犯罪被害者等の方々への支援	57	母子寡婦福祉会	147
ひ		母子健康手帳の交付	130
BBS会	253	母子生活支援施設	147
引揚者給付金	168	母子父子寡婦福祉資金	142
引揚者特別交付金	167	母子・父子自立支援員	33
ひきこもり電話相談（千葉県ひきこもり		母子保健推進員（保健推進員）	29
地域支援センター）	11	補装具（戦傷病者等）	165
ひとり親家庭等医療費等助成	144	補装具費の支給	107
ひとり親家庭等生活向上事業	145	ボランティアリーダー研修・ボランティア	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	144	コーディネーター研修	224
一人ひとりに応じた健康支援	34	ま	
被爆者健康診断	172	街角の年金相談センター	39
被爆者健康手帳	172	み	
被爆者の医療	172	未帰還者調査	168
被爆者の各種手当	173	未帰還者等の遺族援護	169
被爆者の居住地変更	174	未帰還者に対する特別措置	168
被爆者の相談	174	身元引受人（中国残留邦人等）	175
被保険者（後期高齢者医療制度）	191	民生委員・児童委員	8
被保険者（国民健康保険）	182	む	
ひ		無料低額診療施設	60
ファミリー・サポート・センター	129	め	
福祉サービス第三者評価	71	面会交流支援事業（ひとり親家庭への支援）	146
福祉のまちづくり	243	も	
福祉ホーム	118	盲養護老人ホーム猿田の丘なでしこ	88
福祉用具相談（千葉県福祉ふれあいプラザ）	17	盲ろう者向け生活訓練事業	105
婦人相談員	33	盲ろう者向け相談支援事業	105
婦人保護施設	148	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	104
普通恩給（戦傷病者等）	166	盲ろう者向け通訳・介助員の養成	126
普通扶助料（戦傷病者等）	166	ゆ	
不妊・不育相談センター	43	郵便料金の減免	237
不服申立て（生活保護）	152	有料道路料金の割引	241
ほ		有料老人ホーム	87
保育士	203	よ	
保育所	127	養育費相談事業	146
法外援護（生活保護）	159	養護老人ホーム	86
放課後児童健全育成事業	137	要約筆記者の派遣	104
保健師・助産師・看護師・准看護師	209	要約筆記者の養成	126
保健事業（国民健康保険）	189	予防接種（子ども）	132
保健師等による相談指導	131	り	
保険者（国民健康保険）	182	理学療法士・作業療法士	214

	さくいん
利子等の非課税・・・・・・・・・・・・・・・・	233
療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・	97
療養給付（戦傷病者等）・・・・・・・・	165
療養手当（戦傷病者等）・・・・・・・・	165
療養の給付（現物給付）（国民健康保険）・・・	184
療養病床入院時の生活療養費の支給 （後期高齢者医療制度）・・・・・・・・	194
ろ	
老人憩の家・・・・・・・・・・・・・・・・	85
老人クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・	83
老人福祉センター・・・・・・・・・・・・	84
朗読奉仕員の養成・・・・・・・・・・・・	125
録音県広報の発行（声の広報紙）・・・・・・	123